

第136回国会概観

第136回国会（常会）は、平成8年1月22日に召集された。会期は、6月19日までの150日間であった。

今国会は、橋本連立政権が成立し、また新進党が新体制となり、日本社会党が社会民主党（社民党）と党名を変更して初の常会であり、住宅金融専門会社（住専）処理問題を最大の焦点に論議が展開された。

開会式は、召集日当日午後1時から参議院議場で行われた。

同日、衆参両院本会議で、橋本総理大臣の就任後初の施政方針演説を初め、外交・財政・経済の政府4演説が行われ、これに対する各会派の代表質問が24日から26日にかけて行われた。

また、今国会においては、平成7年度第3次補正予算、平成8年度暫定予算及び平成8年度総予算が成立し、平成4年度決算及び平成5年度決算が議決された。なお、住専の処理策を含む平成8年度総予算は、衆議院における長期の審議空転を経て、一般会計予算総則に1条を追加する修正がなされた。

さらに、住専処理・金融関連6法案及び海洋法条約及び関連8法案が成立したほか、沖縄の米軍基地返還問題、高速増殖原型炉「もんじゅ」ナトリウム漏えい事故に対する質疑、薬害エイズ問題及びTBSオウム報道問題についての参考人招致、証人喚問を含む質疑が行われた。

そのほか、衆参両院本会議において、「新防衛計画大綱」及び「新中期防衛力整備計画」に関する報告、「日米首脳会談及びモスクワ原子力安全サミットに関する報告」等がなされ、さらに、国連海洋法条約の実施に伴う決議及び中国の核実験に抗議する決議が行われた。また、参本会議において、国際問題調査会等3調査会の各調査会長から中間報告があった。

3月14日、ブラジルのカルドゾ大統領が参議院議場で、4月18日、クリントン米大統領が衆議院議場でそれぞれ演説を行った。

6月19日、衆参両院本会議においてそれぞれ会期末手続等が行われ、第136回国会は閉幕した。

【院の構成】

参議院においては、召集日当日の本会議で、地方行政委員長に菅野壽君、議院運営委員長に下稲葉耕吉君がそれぞれ選任された。また、科学技術特別委員会等の8特別委員会が設置された。さらに、5月24日、「金融問題等に関する特別委員会」及び「海洋法条約等に関する特別委員会」が設置された。

2月29日、外務委に「アジア・太平洋に関する小委員会」が、4月4日、厚

生委に「薬害エイズ問題に関する小委員会」が、6月18日、法務委に「民事訴訟法改正に伴う情報開示に関する小委員会」が新たに設置された。

会期末の6月19日、本会議において16常任委員長が選任され、7特別委員長がそれぞれの特別委員会で互選された。

衆議院においては、召集日当日の本会議で6常任委員長が選任され、9特別委員会が設置された。さらに、4月19日、「金融問題等に関する特別委員会」が設置された。また、6月11日、法務委に「情報開示の司法判断に関する小委員会」が設置された。

【橋本総理大臣の施政方針演説等】

1月22日、衆参両院本会議において、橋本総理大臣が施政方針演説、池田外務大臣が外交演説、久保大蔵大臣が財政演説、田中経済企画庁長官が経済演説をそれぞれ行った。

施政方針演説の中で橋本総理は、歴史上類を見ない高齢化の進展の中で日本が国際環境の激変に対応するため最も必要なものは「変革」であるとし、日本の政治・行政・経済・社会の抜本の変革を「私に課せられた使命」と明言した。

また、「変革」と「創造」を橋本内閣の使命として打ち出し、一層強固な3党連立の信頼関係のもとで、「強靱な日本経済の再建」、「長生きしてよかったと思える長寿社会の建設」、「平和と繁栄の創造のための自立的な外交の展開」、その実現のための「行財政改革の推進」の4つを最重要課題と位置づけ、「「決断と責任」を政治信条に、みずからの政治生命をかけて全力で取り組む」と決意を表明した。

さらに、橋本内閣の最も緊急な課題としての経済再建のためには、21世紀に向け、1年後に「中長期的な持続的発展につなげる本格的な景気回復」、3年後に「徹底的な規制緩和による抜本的な経済構造改革」、5年後に「科学技術振興などによる創造的な21世紀型経済社会の基盤整備」を実現するとの目標を示した。

具体的な政策課題として、今国会で最大の焦点となった住専の不良債権処理を当面の最重要課題に挙げ、日本の金融システムの安定化と内外の信頼回復の確保、預金者保護、経済の本格的な回復のために6,850億円の財政資金を投入すると説明した。その上で、今後の対応として、「情報開示に最大限の努力を払う」、「債権回収を強力に行う体制を整備する」、「違法行為には、厳正に対処する」とし、「金融機関の自己責任原則の徹底を図る」との姿勢を示すとともに、今後も原因と責任の明確化を図り、国民の理解を得るべく全力を尽く

したいと強調した。

高齢化対策では、総合的な社会保険方式による高齢者介護システムの制度化に取り組む姿勢を打ち出した。

行革では、規制緩和の推進、地方分権推進計画の策定や機関委任事務の抜本的見直しを加速化させる考えを表明するとともに、中央官庁の改革や首都機能移転の具体化、情報公開法の早期制定、審議会の透明化の推進にも言及した。

一方、外交では、「自立」を基本方針に据え、「国際社会に受け入れられる理念を打ち立て、みずからのイニシアチブで行動する国家」を目指すとし、日米関係を「最も重要な2国間関係であり」、「世界の平和と安定のかなめである」と指摘して、日米安保体制を堅持する考えを示した。

沖縄米軍基地問題では、長年の沖縄県民の悲しみや苦しみを踏まえ、特別行動委員会等を通じ、日米安保条約との調和を図りつつ、基地の整理・統合・縮小に向けて誠心誠意努力を行うとの決意を表明した。

また、国連安保理の常任理事国入りの問題では、「国連改革の進展」、「国際社会の支持」及び「一層の国民的理解」の3条件を踏まえ対処すると述べた。

さらに、名指しは避けながらも、北朝鮮の核開発疑惑に懸念を表明し、中国とフランスの核実験に対して中止を呼びかけるとともに、今年中に包括的核実験禁止条約（CTBT）の締結を目指す考えを示した。

このほか、薬害エイズ問題の早期解決、教育改革の推進、阪神・淡路大震災対策、地球環境問題への対応などについて言及した。

政府4演説に対して、1月24日及び25日の衆本会議において、25日及び26日の参本会議においてそれぞれ代表質問が行われた。

その質疑の主なものは、政治姿勢、住専処理問題、政治と宗教、外交・安保・防衛問題、行財政改革、教育改革、景気対策、消費税率引き上げ、憲法改正、沖縄米軍基地問題、阪神・淡路大震災対策及び「もんじゅ」事故等についてであった。（その他の政府演説、主な質疑項目・答弁の概要については、Ⅲの2を参照されたい。）

【予算の審議】

平成8年1月22日に国会に提出された平成7年度第3次補正予算及び平成8年度総予算、3月26日に提出された平成8年度暫定予算は、いずれも成立した。

——平成8年度総予算——

平成8年度総予算は、1月22日、衆予算委に付託され、1月26日、衆参両予

算委で久保大蔵大臣から提案理由の説明を聴取した後、同30日から衆予算委で総括質疑が開始された。

2月1日、衆予算委は、議院証言法第1条に基づいて、大蔵省の住専7社への第1次立ち入り調査報告書、住専7社の融資先上位100社の実名リスト、上位50社の担保評価を含む債権の状況等の資料を提出するよう久保大蔵大臣に求める議決を行った。翌2日、大蔵大臣から議院証言法第5条に基づいての申し立てがあり、衆予算委は同日午後、同法第5条によって橋本総理に対し大蔵省の資料提出の承認を求める議決を行い、この議決を受けて政府は当該資料を提出した。

総括質疑は、途中新進党の欠席があったが、2月13日に終了した。

その後、15日及び16日の両日、住専問題について参考人からの意見聴取を行い、19日から21日まで一般質疑を行った。22日、23日にそれぞれ6人ずつ計12人の公述人から意見を聴く公聴会を行い、26日午前から住専問題等について、27日には外交・安保等についての集中審議を行った。さらに、28日に一般質疑を終了し、29日及び3月1日に分科会審査を行った。

3月4日午前から、住専処理のための財政資金投入に反対する新進党が予算委員会の開会を阻止するための座り込みに入り、審議は中断された。

同25日、土井衆議院議長と与野党5党首との会談で、総予算審議と証人喚問等の取り扱いについて合意したため座り込みは中止され、「日切れ法案」、平成8年度暫定予算の審議を挟み、4月1日から審議が再開された。理事会協議に基づく一般質疑が10日まで行われ、4日には、住専に対する紹介融資等について集中審議が行われた。

11日、締めくくり総括質疑終局後、共産党から平成8年度総予算につき撤回の上編成替えを求めるの動議が、自民党、社民党及びさきがけから、平成8年度一般会計予算総則に第16条を追加することを内容とする共同修正案が提出された。採決の結果、共産党提出の動議は否決、自民党等の共同修正案は可決され、平成8年度一般会計予算は賛成多数をもって修正議決された。また、平成8年度特別会計予算及び平成8年度政府関係機関予算は、いずれも賛成多数をもって原案どおり可決された。

同日、本会議において、平成8年度総予算は、討論終局後、記名投票の結果、賛成287票、反対193票で委員長報告のとおり議決され、参議院に送付された。

参議院では、4月12日、上原衆議院予算委員長より衆議院における修正部分の説明を聴取した後、予算委で総括質疑に入った。19日、22日には、住専問題

の公述人から意見を聴き、5月1日及び2日には、桃源社代表取締役社長の佐佐木吉之助証人等4名を証人喚問した。

さらに、5月7日の午前に特別委員会、午後に常任委員会の委嘱審査、8日午前に住専問題・経済及び財政に関する集中審議、8日午後と9日午前に締めくくり総括質疑を行い、正午過ぎ、討論の後、平成8年度総予算は賛成多数をもって原案どおり可決された。

翌10日の本会議で、討論の後、記名投票の結果、賛成145票、反対99票で可決、成立した。

なお、平成会から提出された修正案及び共産党、新社会党から提出された共同修正案は、それぞれ記名投票の結果、否決された。

参予算委における主な質疑項目は、住専問題、財政運営、経済・景気動向、沖縄米軍基地問題、日米安全保障共同宣言及び薬害エイズ問題等であった。

6月18日、参予算委は、5月1日に同委員会において証人喚問された桃源社代表取締役社長の佐佐木吉之助被告（競売入札妨害等で起訴済み）を議院証言法違反の偽証容疑で最高検察庁に告発した。

衆参両院の予算審議は約3カ月半に及び、住専問題に審議の大半が費やされた。住専審議においては、住専関係の資料についての「情報開示」が数多く行われ、情報公開を求める世論の高まりから、全面的な公開が行われた。

——平成7年度第3次補正予算——

税収減に対応するため、1兆9,060億円の赤字国債の発行などを盛り込んだ平成7年度第3次補正予算は、衆予算委において、平成8年度総予算の総括質疑が終了した2月13日午後及び14日に質疑を行った後、採決の結果、賛成多数をもって可決された。同日の本会議において賛成多数をもって可決され、参議院へ送付された。

参議院においては、15日から審議入りし、16日、予算委において自民党、平成会、社民党などの賛成多数で可決され、同日午後の本会議において、賛成多数をもって可決、成立した。

また、税収減を補うための特例公債の発行等の補正関連2法も成立した。

——平成8年度暫定予算——

総予算の審議が長期間空転したため年度内成立が困難となり、3月26日、期間50日、歳出規模11兆6,215億円の平成8年度暫定予算が国会に提出された。

翌27日、衆予算委において賛成多数で可決、同日、衆本会議において可決され、参議院へ送付された。

28日、参予算委において賛成多数で可決され、翌29日、参本会議において可決、成立した。

翌27日、衆予算委において賛成多数で可決、同日、衆本会議において可決され、参議院へ送付された。

28日、参予算委において賛成多数で可決され、翌29日、参本会議において可決、成立した。

【住専問題の審議】

今国会の最大の焦点となった住専問題は、政府4演説に対する代表質問とそれに続く予算委、金融問題等特別委へと舞台を移して論戦が行われた。住専処理への財政資金投入の是非が議論の焦点であった。

平成8年度総予算が衆議院を通過した後、4月19日に衆議院、5月24日に参議院に、住専問題に限らず、金融、税制、財政制度及び経済構造全般にわたる改革並びに金融機関等の諸問題を調査するため「金融問題等に関する特別委員会」が設置された。

住専処理・金融関連6法案の提出は、住専処理法案が2月9日、金融関連4法案が4月12日、債権の時効停止法案が5月8日であったが、予算審議のおくれを反映して法案の審議入りは大幅にずれ込み、5月21日に衆本会議において趣旨説明と質疑が行われ、同日、同特別委に付託された。

同特別委は、5月24日、提案理由の説明を聴取し、27日、委員長職権で委員会の開会が決定され、28日及び29日に総括質疑が行われた。その後、一般質疑が30日及び31日の2日間行われ、6月4日には、加藤自民党幹事長、橋本全銀協会長ら6人の参考人招致が行われた。さらに、5日にも一般質疑が行われた。

6日、締めくくり総括質疑が行われ、質疑打ち切りの動議が可決された後、住専処理・金融関連6法案は賛成多数で可決された。動議提出後、新進党は審議が尽くされていないとして抗議の発言を行った。

翌7日、衆本会議において、新進党の追加質疑、各会派の討論の後、住専処理法案は記名投票をもって、賛成275票、反対183票で可決された。また、他の5法案も賛成多数で可決され、参議院に送付された。

参議院においては、国民負担軽減に向けた母体行等による追加負担問題が大きな論点になった。

6月10日、本会議において住専処理・金融関連6法案の趣旨説明聴取、質疑が行われ、翌11日から同特別委で一括して審査された。

11日と12日午前に総括質疑が行われ、12日午後に参考人招致、13日と14日午前に一般質疑、14日午後に公聴会がそれぞれ行われた。17日、締めくくり総括質疑が行われ、討論終局の後、住専処理法案等6法案は賛成多数で可決され

た。

翌18日の本会議において、住専処理法案は、討論終局後、記名投票をもって、賛成148票、反対99票で可決された。また、他の5法案も賛成多数でそれぞれ原案どおり可決され、成立した。

なお、同18日、国民負担の軽減などを盛り込んだ住専処理問題等に関する決議案については、自民党、平成会、社民党の共同提案により提出されたが、本会議の議題とならず未了となった。

【海洋法条約及び関連法案の審議】

政府は、2月20日、1994年11月に発効した国連海洋法条約批准へ向けて、排他的経済水域を設定する等の基本方針「国連海洋法条約及び海洋法制整備について」を閣議了解し、3月26日の閣議で国連海洋法条約及び関連8法案を決定し、同日国会へ提出した。

衆議院では、5月10日、本会議において趣旨説明聴取、質疑が行われ、外務、運輸、農水、科学技術の各委員会に付託された。その後、各委員会、連合審査会における審査を経て、24日、各委員会で承認・可決された。

28日の本会議において、国連海洋法条約及び関連8法案を全会一致で承認・可決、参議院へ送付した。同日の本会議では、条約批准に伴う日韓・日中漁業協定の改定交渉などで政府に最善の努力を求める「国連海洋法条約の実施に伴う漁業秩序の確立等に関する決議案」も全会一致で可決された。

参議院では、5月24日に「海洋法条約等に関する特別委員会」を設置し、31日の本会議での趣旨説明聴取、質疑に引き続き、同委員会での趣旨説明聴取、その後の委員会審査を経て、6月6日に承認・可決された。

翌7日、本会議において、国連海洋法条約及び関連8法案は全会一致で承認・可決され、国連海洋法条約の趣旨を実現するため外交努力に最善を尽くし、条約の実施体制の確立等を求める「国連海洋法条約の実施に伴う体制の確立等に関する決議」が賛成多数で行われた。

【決算の審査】

2月15日、参決算委で平成4年度及び平成5年度決算の質疑を終局し、討論の後、いずれも賛成多数をもって是認すべきものと議決され、次いで、内閣に対する警告案については全会一致をもって警告すべきものと議決された。翌16日の参本会議で両年度決算は賛成多数をもって是認するとともに、内閣に対する5項目の警告決議を全会一致で行った。

衆議院においては、平成4年度及び平成5年度決算について、4つの分科会

を中心に審査が行われ、6月13日の委員会で委員長から議決案が提出され、両年度決算は議決案のとおり議決された。また、翌14日の本会議において委員長報告のとおり議決された。

なお、平成6年度決算は、5月15日の参本会議で大蔵大臣からその概要報告を受け、質疑を行った後、委員会に付託された。

【薬害エイズ問題の調査】

これまで国会や裁判所からの提出要求に対し厚生省が確認できないとしてきた昭和58年当時のエイズ研究班等の資料が省内から相次ぎ発見され、順次公表された。また、「血液製剤によるH I V感染に関する調査プロジェクト・チーム」（本年1月23日、同省に設置）から、2月28日に中間報告書、3月19日に第2次報告書、4月26日には政策決定のプロセスの見直しなどを盛り込んだ最終報告が公表された。

こうした中、多くの血友病患者らが輸入非加熱血液製剤によりエイズウイルス（H I V）に感染した問題で、薬害が拡大した原因及び厚生省の対応等、薬害エイズ問題の真相を解明するため、衆参両院において調査が行われた。

衆厚生委では、3月1日、エイズ問題について集中審議を行い、H I V訴訟の和解成立へ向けた政府の取り組みや厚生省の薬害エイズ問題に関する調査班の中間報告内容を中心に質疑を行った。13日には一般質疑を行い、プロジェクト・チームの状況やエイズ治療薬の治験段階での使用などについて同省から見解が示された。

参議院では、4月4日、厚生委で薬害エイズ問題についての集中審議が行われ、薬害エイズ問題の真相究明や薬務行政のあり方などを調査、検討するための「薬害エイズ問題に関する小委員会」（エイズ小委）が全会一致で設置された。6月18日には、参厚生委は、釘宮エイズ小委員長から審議経過及び今後の課題等の報告を聴取した。

衆厚生委及び参エイズ小委では、元厚生省エイズ研究班関係者、学識経験者、薬害エイズ訴訟の原告・弁護士及び製薬企業関係者等、多くの参考人招致が行われたほか、一般質疑及び集中審議が行われた。

【TBSオウム報道問題に関する調査】

TBS（東京放送）は、坂本弁護士の未放映インタビュービデオ問題について、3月11日に「オウム真理教幹部にビデオを見せた事実は確認できず」とする社内調査結果を発表した。その後、3月19日の衆法務委での大川常務（当時）の参考人招致でも重ねて全面否定していたが、23日にオウム真理教の早川

被告のメモの全容が判明、それを受け、25日、磯崎TBS社長が緊急記者会見を行い、「ビデオを見せた」と認め、関係者の処分を発表した。

3月28日、衆法務委に参考人招致された大川前常務は、釈明・陳謝し、さらに4月2日、参逋信委に参考人招致された磯崎社長は、同社の社内調査が誤りだったことを認め陳謝するとともに、徹底的な社内調査を約束した。また、3日には、氏家民放連会長、川口NHK会長、磯崎TBS社長が衆逋信委に参考人招致された。

その後、4月30日、TBSは再調査報告をまとめ、郵政省に提出後、公表した。さらに、5月17日、一連の問題をめぐって日野郵政大臣は、砂原TBS新社長を郵政省に呼んで文書で嚴重注意し、番組の制作体制を見直すなど6点について行政指導した。

衆逋信委は、30日午前、砂原社長ら幹部3人を参考人招致した。砂原社長は冒頭、4月30日に公表した社内調査の結果とその後打ち出した組織改革など再発防止策の内容について報告した。

同日午後、参逋信委には、砂原社長らと再調査を担当した佐藤弁護士（元最高裁判事）が参考人招致された。

【法律案の審議概況等】

今国会に提出された内閣提出法律案は99件であり、すべて成立した。内閣提出法律案のうち、参議院先議案件が23件で、昭和42年に23件を記録して以来の多さとなった。また、内閣提出法律案がすべて成立した常会は、昨年の第132回国会に続いて2回目である。

予算は、8件提出され、いずれも成立した。

条約も提出された8件すべてが承認された。

参議院議員提出法律案は、提出された5件中1件が成立し、1件は継続審査となり、残り3件は審査未了となった。

衆議院議員提出法律案は、今国会新たに16件が提出され、10件が成立した。その中に、国会等移転法改正案も含まれている。また、先国会から衆議院で継続していた13件のうち2件が継続審査となった。

公的介護保険法案、民法改正案、独禁法改正案（持ち株会社解禁）等の提出は見送られた。

【その他】

〔参議院議員岐阜選挙区補欠選挙〕

橋本連立政権発足後初の国政選挙となった大野明議員（自民党）の死去（2月5日）に伴う岐阜選挙区補欠選挙は、公職選挙法の規定に基づき、3月7日

に告示され、24日に投開票された。

その結果、連立与党3党の共同推薦候補の大野つや子氏が当選した。任期は、平成13年7月22日までである。

〔「帝国憲法改正案特別委員小委員会筆記要旨」を一般公開〕

参議院は、「開かれた国会」を推進する観点から、さきに「貴族院秘密会議事速記録」を刊行し、帝国議会当時の秘密会の記録を公開した。今回、正式の議事速記録ではないが、小委員会における帝国憲法改正案の審議の概要を伝える資料として「小委員会筆記要旨」を1月22日、50年ぶりに公開した。

本小委員会は、議員以外の者の傍聴は認めず、また小委員会案を決定した審議の最終段階を除いては速記も付されずに審議が進められた。このため、本小委員会の審議の大部分については議事速記録が存在しないが、当時の貴族院事務局において、本小委員会の議事について要点筆記を整理し、「小委員会筆記要旨」を作成していた。

なお、衆議院では、昨年9月27日、「帝国憲法改正案委員小委員会」（芦田小委員会）の秘密速記録を公開している。

1 参議院役員等一覽

(会期終了日 平成 8. 6. 19現在)

役員名		召集日	会期中選任		
議長	齋藤 十朗				
副議長	松尾 官平				
常任委員	内閣	宮崎 秀樹	鎌田 要人 (8. 6.19)		
	地方行政	竹山 裕	菅野 壽 (8. 1.22)	渡辺 四郎 (8. 6.19)	
	法務	及川 順郎	続 訓弘 (8. 6.19)		
	外務	木庭 健太郎	釘宮 馨 (8. 6.19)		
	大蔵	片山 虎之助	松浦 孝治 (8. 6.19)		
	文教	小野 清子	清水 嘉与子 (8. 6.19)		
	厚生	今井 澄	上山 和人 (8. 6.19)		
	農林水産	鈴木 貞敏	真島 一男 (8. 6.19)		
	商工	沓掛 哲男	木宮 和彦 (8. 6.19)		
	運輸	寺崎 昭久	直嶋 正行 (8. 6.19)		
	逓信	及川 一夫	峰崎 直樹 (8. 6.19)		
	労働	足立 良平	勝木 健司 (8. 6.19)		
	建設	永田 良雄	鴻池 祥肇 (8. 6.19)		
	予算	井上 裕	大河原太一郎 (8. 6.19)		
	決算	浦田 勝	野沢 太三 (8. 6.19)		
	議院運営	志苦 裕	下稲葉 耕吉 (8. 1.22)		
	懲罰	永野 茂門	吉田 之久 (8. 6.19)		
	特別委員	科学技術	長谷川 清	広中 和歌子 (8. 6.19)	
		環境	大淵 絹子	千葉 景子 (8. 6.19)	
災害対策		須藤 良太郎	清水 達雄 (8. 6.19)		
選挙制度		木暮 山人	武田 節子 (8. 6.19)		
沖縄・北方		成瀬 守重	檜崎 泰昌 (8. 6.19)		
分権・緩和		浜四津 敏子	猪熊 重二 (8. 6.19)		
中小企業		二木 秀夫	大島 慶久 (8. 6.19)		
国会移転		菅野 久光			
金融問題			坂野 重信 (8. 5.24)		
調査会長	海洋法		寺澤 芳男 (8. 5.24)		
	国際問題	林田 悠紀夫			
	国民生活	鶴岡 洋			
行財政	井上 孝				
政治倫理審査会長	岩崎 純三				
事務総長	黒澤 隆雄				

2 会派別所属議員数一覧

(会期終了日 平成 8. 6. 19 現在)

会 派	議員数	①10. 7.25 任期満了			②13. 7.22 任期満了		
		比 例	選挙区	合 計	比 例	選挙区	合 計
自由民主党	110 (8)	17 (2)	44 (2)	61 (4)	15 (3)	34 (1)	49 (4)
平成会	68 (11)	15 (3)	11 (1)	26 (4)	18 (4)	24 (3)	42 (7)
社会民主党・護憲連合	36 (8)	9 (2)	10 (2)	19 (4)	9 (3)	8 (1)	17 (4)
日本共産党	14 (4)	4	2 (1)	6 (1)	5 (2)	3 (1)	8 (3)
新緑風会	5 (1)	2	1	3	0	2 (1)	2 (1)
二院クラブ	4	1	2	3	1	0	1
新党さきがけ	4 (1)	0	1	1	2 (1)	1	3 (1)
参議院フォーラム	3 (1)	0	1	1	0	2 (1)	2 (1)
新社会党・平和連合	3 (1)	1	2 (1)	3 (1)	0	0	0
自由連合	2	1	0	1	0	1	1
各派に属しない議員	3 (1)	0	2	2	0	1 (1)	1 (1)
欠 員	0	0	0	0	0	0	0
合 計	252 (36)	50 (7)	76 (7)	126 (14)	50 (13)	76 (9)	126 (22)

()内は女性議員の数を示す。

3 会派別所属議員一覽

(召集日 平成8. 1. 22現在)

無印の議員は平成10年7月25日任期満了を、○印の議員は平成13年7月22日任期満了を示す。

また、()内は、各議員の選出選挙区別を示す。

【自由民主党・自由国民会議】

(111名)

○阿部 正俊 (山形)	青木 幹雄 (島根)	井上 吉夫 (鹿児島)
井上 孝 (比例)	井上 裕 (千葉)	○石井 道子 (比例)
○石川 弘 (比例)	○石渡 清元 (神奈川)	板垣 正 (比例)
○岩井 國臣 (比例)	○岩崎 純三 (栃木)	岩永 浩美 (佐賀)
上杉 光弘 (宮崎)	上野 公成 (群馬)	浦田 勝 (熊本)
○海老原 義彦 (比例)	遠藤 要 (宮城)	小野 清子 (東京)
○尾辻 秀久 (比例)	大河原太一郎 (比例)	大木 浩 (愛知)
大島 慶久 (比例)	○大野 明 (岐阜)	○太田 豊秋 (福島)
岡 利定 (比例)	○岡野 裕 (比例)	岡部 三郎 (比例)
加藤 紀文 (岡山)	○狩野 安 (茨城)	○鹿熊 安正 (富山)
○景山 俊太郎 (島根)	笠原 潤一 (岐阜)	○片山 虎之助 (岡山)
○金田 勝年 (秋田)	○釜本 邦茂 (比例)	○鎌田 要人 (鹿児島)
○亀谷 博昭 (宮城)	河本 英典 (滋賀)	木宮 和彦 (静岡)
○北岡 秀二 (徳島)	久世 公堯 (比例)	杳掛 哲男 (石川)
○倉田 寛之 (千葉)	○小山 孝雄 (比例)	河本 三郎 (兵庫)
○鴻池 祥肇 (兵庫)	佐々木 満 (秋田)	佐藤 静雄 (福島)
○佐藤 泰三 (埼玉)	斎藤 文夫 (神奈川)	坂野 重信 (鳥取)
山東 昭子 (比例)	志村 哲良 (山梨)	○清水 嘉与子 (比例)
清水 達雄 (比例)	○塩崎 恭久 (愛媛)	下稲葉 耕吉 (比例)
○陣内 孝雄 (佐賀)	○須藤 良太郎 (比例)	鈴木 栄治 (東京)
鈴木 省吾 (福島)	○鈴木 政二 (愛知)	鈴木 貞敏 (山形)
○世耕 政隆 (和歌山)	関根 則之 (埼玉)	田沢 智治 (比例)
高木 正明 (北海道)	○竹山 裕 (静岡)	○武見 敬三 (比例)
○谷川 秀善 (大阪)	坪井 一字 (大阪)	○中島 真人 (山梨)
中曾根 弘文 (群馬)	○中原 爽 (比例)	永田 良雄 (富山)
○長峯 基 (宮崎)	榎崎 泰昌 (比例)	○成瀬 守重 (比例)
○西田 吉宏 (京都)	野沢 太三 (比例)	野間 赳 (愛媛)
野村 五男 (茨城)	南野 知恵子 (比例)	○橋本 聖子 (比例)
○馳 浩 (石川)	服部 三男雄 (奈良)	○林 芳正 (山口)
林田 悠紀夫 (京都)	○平田 耕一 (三重)	二木 秀夫 (山口)
○保坂 三蔵 (東京)	真島 一男 (新潟)	○真鍋 賢二 (香川)
前田 勲男 (和歌山)	松浦 功 (比例)	松浦 孝治 (徳島)
松谷 蒼一郎 (長崎)	○松村 龍二 (福井)	○三浦 一水 (熊本)
○溝手 顕正 (広島)	宮崎 秀樹 (比例)	宮澤 弘 (広島)

村上 正邦 (比 例)	守住 有信 (熊 本)	森山 眞弓 (栃 木)
矢野 哲朗 (栃 木)	山崎 正昭 (福 井)	○山本 一太 (群 馬)
○依田 智治 (比 例)	○吉川 芳男 (新 潟)	吉村 剛太郎 (福 岡)

【平成会】

(68名)

○足立 良平 (比 例)	○阿曾田 清 (熊 本)	荒木 清寛 (愛 知)
○石井 一二 (兵 庫)	○石田 美栄 (岡 山)	泉 信也 (比 例)
○市川 一朗 (宮 城)	猪熊 重二 (比 例)	○今泉 昭 (比 例)
○岩瀬 良三 (千 葉)	○魚住 裕一郎 (東 京)	牛嶋 正 (比 例)
○海野 義孝 (比 例)	○小川 勝也 (北 海 道)	及川 順郎 (比 例)
大久保 直彦 (比 例)	○大森 礼子 (比 例)	○加藤 修一 (比 例)
風間 昶 (北 海 道)	片上 公人 (兵 庫)	勝木 健司 (比 例)
北澤 俊美 (長 野)	釘宮 磐 (大 分)	○小林 元 (茨 城)
○小山 峰男 (長 野)	○木暮 山人 (比 例)	○木庭 健太郎 (福 岡)
○白浜 一良 (大 阪)	○菅川 健二 (広 島)	○鈴木 正孝 (静 岡)
○田浦 直 (長 崎)	○田村 秀昭 (比 例)	○高野 博師 (埼 玉)
○高橋 令則 (岩 手)	武田 節子 (比 例)	都築 譲 (愛 知)
続 訓弘 (比 例)	○常田 享詳 (鳥 取)	鶴岡 洋 (比 例)
○寺崎 昭久 (比 例)	寺澤 芳男 (比 例)	○戸田 邦司 (比 例)
○友部 達夫 (比 例)	直嶋 正行 (比 例)	永野 茂門 (比 例)
○西川 玲子 (神 奈 川)	長谷川 清 (比 例)	○長谷川 道郎 (新 潟)
○畑 恵 (比 例)	浜四津 敏子 (東 京)	○林 久美子 (比 例)
○林 寛子 (比 例)	平井 卓志 (香 川)	○平田 健二 (岐 阜)
平野 貞夫 (高 知)	広中 和歌子 (比 例)	○福本 潤一 (比 例)
○星野 朋市 (比 例)	○益田 洋介 (比 例)	○水島 裕 (比 例)
○山崎 力 (青 森)	山崎 順子 (比 例)	山下 栄一 (大 阪)
○山本 保 (愛 知)	横尾 和伸 (福 岡)	○吉田 之久 (奈 良)
○和田 洋子 (福 島)	○渡辺 孝男 (比 例)	

【社会民主党・護憲連合】

(36名)

青木 薪次 (静 岡)	赤桐 操 (千 葉)	○朝日 俊弘 (比 例)
○伊藤 基隆 (比 例)	一井 淳治 (岡 山)	今井 澄 (長 野)
及川 一夫 (比 例)	大淵 絹子 (新 潟)	大脇 雅子 (比 例)
○梶原 敬義 (大 分)	上山 和人 (鹿 児 島)	萱野 茂 (比 例)
川橋 幸子 (比 例)	○菅野 壽 (比 例)	○久保 亘 (鹿 児 島)
○日下部 禧代子 (比 例)	○齋藤 勁 (神 奈 川)	志 裕 (比 例)
○清水 澄子 (比 例)	○菅野 久光 (北 海 道)	鈴木 和美 (比 例)
瀬谷 英行 (埼 玉)	○竹村 泰子 (比 例)	○谷本 巍 (比 例)
千葉 景子 (神 奈 川)	○角田 義一 (群 馬)	○照屋 寛徳 (沖 縄)
渊上 貞雄 (比 例)	○前川 忠夫 (比 例)	○松前 達郎 (比 例)

- 三重野 栄子（福岡） 峰崎 直樹（北海道） ○村沢 牧（長野）
 山本 正和（比例） 渡辺 四郎（福岡） 藁科 満治（比例）

【日本共産党】

（14名）

- 阿部 幸代（埼玉） 有働 正治（比例） 上田 耕一郎（東京）
 ○緒方 靖夫（東京） ○笠井 亮（比例） 聴濤 弘（比例）
 ○須藤 美也子（比例） 立木 洋（比例） 西山 登紀子（京都）
 ○橋本 敦（比例） ○筆坂 秀世（比例） ○山下 芳生（大阪）
 吉岡 吉典（比例） ○吉川 春子（比例）

【新緑風会】

（5名）

- 国井 正幸（栃木） 小島 慶三（比例） ○笹野 貞子（京都）
 武田 邦太郎（比例） 本岡 昭次（兵庫）

【参議院フォーラム】

（4名）

- 椎名 素夫（岩手） ○末広 真樹子（愛知） ○田 英夫（東京）
 中尾 則幸（北海道）

【二院クラブ】

（4名）

- 佐藤 道夫（比例） 島袋 宗康（沖縄） 西川 潔（大阪）
 山田 俊昭（比例）

【新党さきがけ】

（3名）

- 奥村 展三（滋賀） ○堂本 暁子（比例） ○水野 誠一（比例）

【新社会党・平和連合】

（3名）

- 栗原 君子（広島） 矢田部 理（茨城） 山口 哲夫（比例）

【自由連合】

（2名）

- 江本 孟紀（比例） ○田村 公平（高知）

【各派に属しない議員】

（2名）

- 斎藤 十朗（三重） 松尾 官平（青森）

4 議員の異動

第135回国会終了日（平成8年1月13日）以降における議員の異動である。

○ 死去

大野 明君（自 民・岐 阜） 8. 2. 5

○ 補欠当選

大野 つや子君（ 無 ・岐 阜） 8. 3.26

○ 会派結成

「新社会党・平和連合」 8. 1.18 栗原君子君（社会・広島）
矢田部理君（社会・茨城）（代表）
山口哲夫君（社会・比例）

○ 会派名変更

「平心会」 8. 1.19 「自由連合」
「日本社会党・護憲民主連合」 1.22 「社会民主党・護憲連合」
「自由民主党・自由国民会議」 4. 2 「自由民主党」

○ 所属会派異動・会派所属

栗原 君子君（社 会・広 島） 8. 1.18 「日本社会党・護憲民主連合」を退会
矢田部 理君（社 会・茨 城） 1.18 「日本社会党・護憲民主連合」を退会
山口 哲夫君（社 会・比 例） 1.18 「日本社会党・護憲民主連合」を退会
大野 つや子君（ 無 ・岐 阜） 3.26
中尾 則幸君（参 フ・北海道） 5.15 「参議院フォーラム」を退会、「新党
さきがけ」へ入会

5 委員会及び調査会等委員一覧

(初回開会日現在)

【内閣委員会】

(19名)

委員長	宮崎	秀樹 (自民)	狩野	安 (自民)	永野	茂門 (平成)
理事	板垣	正 (自民)	鈴木	栄治 (自民)	萱野	茂 (社民)
理事	矢野	哲朗 (自民)	村上	正邦 (自民)	角田	義一 (社民)
理事	吉田	之久 (平成)	依田	智治 (自民)	笠井	亮 (共産)
理事	齋藤	勁 (社民)	大久保	直彦 (平成)	聴濤	弘 (共産)
	海老原	義彦 (自民)	鈴木	正孝 (平成)		(8. 2. 16 現在)
	岡野	裕 (自民)	友部	達夫 (平成)		

【地方行政委員会】

(19名)

委員長	菅野	壽 (社民)	谷川	秀善 (自民)	和田	洋子 (平成)
理事	鎌田	要人 (自民)	真鍋	賢二 (自民)	峰崎	直樹 (社民)
理事	溝手	顕正 (自民)	松浦	功 (自民)	有働	正治 (共産)
理事	統	訓弘 (平成)	山本	一太 (自民)	西川	潔 (二院)
理事	渡辺	四郎 (社民)	岩瀬	良三 (平成)	田村	公平 (自連)
	関根	則之 (自民)	小川	勝也 (平成)		(8. 1. 25 現在)
	竹山	裕 (自民)	小山	峰男 (平成)		

〔暴力団員不当行為防止法及び風俗営業等に関する小委員会〕

(7名)

小委員長	鎌田	要人 (自民)				
	溝手	顕正 (自民)	渡辺	四郎 (社民)	西川	潔 (二院)
	統	訓弘 (平成)	有働	正治 (共産)	田村	公平 (自連)
						(8. 1. 25 現在)

【法務委員会】

(19名)

委員長	及川	順郎 (平成)	鈴木	省吾 (自民)	千葉	景子 (社民)
理事	志村	哲良 (自民)	中原	爽 (自民)	本岡	昭次 (新緑)
理事	野村	五男 (自民)	林田	悠紀夫 (自民)	田	英夫 (参フ)
理事	平野	貞夫 (平成)	魚住	裕一郎 (平成)	斎藤	十朗 (無)
理事	橋本	敦 (共産)	大森	礼子 (平成)	—	欠員1名 —
	遠藤	要 (自民)	山崎	順子 (平成)		(8. 2. 22 現在)
	下稲葉	耕吉 (自民)	一井	淳治 (社民)		

【外務委員会】

(19名)

委員長	木庭 健太郎 (平成)	倉田 寛之 (自民)	照屋 寛徳 (社民)
理事	笠原 潤一 (自民)	武見 敬三 (自民)	立木 洋 (共産)
理事	野沢 太三 (自民)	成瀬 守重 (自民)	武田 邦太郎 (新緑)
理事	寺澤 芳男 (平成)	宮澤 弘 (自民)	佐藤 道夫 (二院)
理事	川橋 幸子 (社民)	田村 秀昭 (平成)	矢田部 理 (新社)
	岩崎 純三 (自民)	高野 博師 (平成)	(8. 2. 15 現在)
	大木 浩 (自民)	畑 恵 (平成)	

【アジア・太平洋に関する小委員会】

(13名)

小委員長	武見 敬三 (自民)		
	大木 浩 (自民)	寺澤 芳男 (平成)	立木 洋 (共産)
	成瀬 守重 (自民)	畑 恵 (平成)	武田 邦太郎 (新緑)
	野沢 太三 (自民)	川橋 幸子 (社民)	佐藤 道夫 (二院)
	高野 博師 (平成)	照屋 寛徳 (社民)	矢田部 理 (新社)
			(8. 3. 12 現在)

※ 8. 3. 28 小委員の追加選任 椎名 素夫 (参フ)

【大蔵委員会】

(22名)

委員長	片山 虎之助 (自民)	金田 勝年 (自民)	益田 洋介 (平成)
理事	石川 弘 (自民)	佐藤 泰三 (自民)	渡辺 孝男 (平成)
理事	榎崎 泰昌 (自民)	清水 達雄 (自民)	志苦 裕 (社民)
理事	牛嶋 正 (平成)	須藤 良太郎 (自民)	清水 澄子 (社民)
理事	直嶋 正行 (平成)	西田 吉宏 (自民)	吉岡 吉典 (共産)
理事	梶原 敬義 (社民)	猪熊 重二 (平成)	山口 哲夫 (新社)
	上杉 光弘 (自民)	海野 義孝 (平成)	(8. 2. 14 現在)
	大河原太郎 (自民)	白浜 一良 (平成)	

【文教委員会】

(19名)

委員長	小野 清子 (自民)	世耕 政隆 (自民)	上山 和人 (社民)
理事	木宮 和彦 (自民)	田沢 智治 (自民)	鈴木 和美 (社民)
理事	森山 眞弓 (自民)	馳 浩 (自民)	阿部 幸代 (共産)
理事	山下 栄一 (平成)	今泉 昭 (平成)	堂本 暁子 (さき)
理事	三重野 栄子 (社民)	菅川 健二 (平成)	江本 孟紀 (自連)
	井上 裕 (自民)	浜四津 敏子 (平成)	(8. 2. 15 現在)
	釜本 邦茂 (自民)	林 寛子 (平成)	

【厚生委員会】

(19名)

委員長	今井	澄 (社民)	尾辻	秀久 (自民)	田浦	直 (平成)
理事	石井	道子 (自民)	清水	嘉与子 (自民)	山本	保 (平成)
理事	大島	慶久 (自民)	高木	正明 (自民)	渡辺	孝男 (平成)
理事	釘宮	馨 (平成)	中島	真人 (自民)	竹村	泰子 (社民)
理事	朝日	俊弘 (社民)	長峯	基 (自民)	西山	登紀子 (共産)
	阿部	正俊 (自民)	勝木	健司 (平成)		(8. 2. 22 現在)
	上杉	光弘 (自民)	木暮	山人 (平成)		

〔薬害エイズ問題に関する小委員会〕

(11名)

小委員長	釘宮	馨 (平成)				
	阿部	正俊 (自民)	長峯	基 (自民)	上山	和人 (社民)
	石井	道子 (自民)	田浦	直 (平成)	西山	登紀子 (共産)
	大島	慶久 (自民)	水島	裕 (平成)		(8. 4. 17 現在)
	清水	嘉与子 (自民)	朝日	俊弘 (社民)		

【農林水産委員会】

(21名)

委員長	鈴木	貞敏 (自民)	岩永	浩美 (自民)	高橋	令則 (平成)
理事	青木	幹雄 (自民)	浦田	勝 (自民)	都築	譲 (平成)
理事	服部	三男雄 (自民)	佐藤	静雄 (自民)	菅野	久光 (社民)
理事	風間	昶 (平成)	松村	龍二 (自民)	村沢	牧 (社民)
理事	常田	享詳 (平成)	三浦	一水 (自民)	須藤	美也子 (共産)
理事	谷本	巍 (社民)	阿曾田	清 (平成)	国井	正幸 (新緑)
	井上	吉夫 (自民)	北澤	俊美 (平成)	島袋	宗康 (二院)
						(8. 2. 22 現在)

【商工委員会】

(19名)

委員長	沓掛	哲男 (自民)	中曾根	弘文 (自民)	久保	亘 (社民)
理事	加藤	紀文 (自民)	野間	赴 (自民)	藁科	満治 (社民)
理事	久世	公堯 (自民)	林	芳正 (自民)	山下	芳生 (共産)
理事	荒木	清寛 (平成)	平田	耕一 (自民)	小島	慶三 (新緑)
理事	前川	忠夫 (社民)	加藤	修一 (平成)	松尾	官平 (無)
	斎藤	文夫 (自民)	長谷川	清 (平成)		(8. 1. 25 現在)
	坂野	重信 (自民)	平田	健二 (平成)		

【運輸委員会】

(19名)

委員長	寺崎	昭久 (平成)	二木	秀夫 (自民)	淵上	貞雄 (社民)
理事	鹿熊	安正 (自民)	松浦	孝治 (自民)	筆坂	秀世 (共産)
理事	河本	三郎 (自民)	吉川	芳男 (自民)	椎名	素夫 (参フ)
理事	鴻池	祥肇 (自民)	泉	信也 (平成)	中尾	則幸 (参フ)
理事	横尾	和伸 (平成)	戸田	邦司 (平成)	栗原	君子 (新社)
	亀谷	博昭 (自民)	平井	卓志 (平成)		(8. 1. 25 現在)
	鈴木	政二 (自民)	瀬谷	英行 (社民)		

【逋信委員会】

(19名)

委員長	及川	一夫 (社民)	河本	英典 (自民)	林	久美子 (平成)
理事	陣内	孝雄 (自民)	北岡	秀二 (自民)	伊藤	基隆 (社民)
理事	吉村	剛太郎 (自民)	保坂	三蔵 (自民)	上田	耕一郎 (共産)
理事	広中	和歌子 (平成)	守住	有信 (自民)	山田	俊昭 (二院)
理事	松前	達郎 (社民)	小林	元 (平成)	水野	誠一 (さき)
	岡	利定 (自民)	鶴岡	洋 (平成)		(8. 2. 6 現在)
	景山	俊太郎 (自民)	西川	玲子 (平成)		

【労働委員会】

(19名)

委員長	足立	良平 (平成)	山東	昭子 (自民)	青木	薪次 (社民)
理事	南野	知恵子 (自民)	坪井	一字 (自民)	日下部	禧代子 (社民)
理事	真島	一男 (自民)	前田	勲男 (自民)	吉川	春子 (共産)
理事	武田	節子 (平成)	松谷	蒼一郎 (自民)	笹野	貞子 (新緑)
理事	大脇	雅子 (社民)	石井	一二 (平成)	末広	真樹子 (参フ)
	小山	孝雄 (自民)	今泉	昭 (平成)		(8. 1. 25 現在)
	佐々木	満 (自民)	星野	朋市 (平成)		

【建設委員会】

(19名)

委員長	永田	良雄 (自民)	上野	公成 (自民)	山崎	力 (平成)
理事	石渡	清元 (自民)	大野	明 (自民)	赤桐	操 (社民)
理事	太田	豊秋 (自民)	橋本	聖子 (自民)	大淵	絹子 (社民)
理事	片上	公人 (平成)	山崎	正昭 (自民)	山本	正和 (社民)
理事	緒方	靖夫 (共産)	市川	一朗 (平成)	奥村	展三 (さき)
	井上	孝 (自民)	長谷川	道郎 (平成)		(8. 1. 25 現在)
	岩井	國臣 (自民)	福本	潤一 (平成)		

【予算委員会】

(45名)

委員長	井上 裕 (自民)	河本 三郎 (自民)	鈴木 正孝 (平成)
理事	大河原太一郎 (自民)	鴻池 祥肇 (自民)	都築 讓 (平成)
理事	斎藤 文夫 (自民)	坂野 重信 (自民)	直嶋 正行 (平成)
理事	清水 達雄 (自民)	武見 敬三 (自民)	益田 洋介 (平成)
理事	塩崎 恭久 (自民)	谷川 秀善 (自民)	横尾 和伸 (平成)
理事	泉 信也 (平成)	野沢 太三 (自民)	朝日 俊弘 (社民)
理事	白浜 一良 (平成)	野村 五男 (自民)	一井 淳治 (社民)
理事	田村 秀昭 (平成)	服部 三男雄 (自民)	大淵 絹子 (社民)
理事	山本 正和 (社民)	真鍋 賢二 (自民)	大脇 雅子 (社民)
理事	有働 正治 (共産)	依田 智治 (自民)	梶原 敬義 (社民)
	阿部 正俊 (自民)	荒木 清寛 (平成)	川橋 幸子 (社民)
	石井 道子 (自民)	岩瀬 良三 (平成)	上田 耕一郎 (共産)
	板垣 正 (自民)	海野 義孝 (平成)	緒方 靖夫 (共産)
	上杉 光弘 (自民)	大森 礼子 (平成)	小島 慶三 (新緑)
	久世 公麿 (自民)	加藤 修一 (平成)	島袋 宗康 (二院)

(8. 1. 26 現在)

【決算委員会】

(30名)

委員長	浦田 勝 (自民)	笠原 潤一 (自民)	寺澤 芳男 (平成)
理事	尾辻 秀久 (自民)	清水 嘉与子 (自民)	山下 栄一 (平成)
理事	岡 利定 (自民)	陣内 孝雄 (自民)	伊藤 基隆 (社民)
理事	吉川 芳男 (自民)	中島 真人 (自民)	今井 澄 (社民)
理事	星野 朋市 (平成)	長峯 基 (自民)	竹村 泰子 (社民)
理事	山崎 順子 (平成)	松村 龍二 (自民)	照屋 寛徳 (社民)
理事	筆坂 秀世 (共産)	守住 有信 (自民)	国井 正幸 (新緑)
	岩井 國臣 (自民)	牛嶋 正 (平成)	中尾 則幸 (参フ)
	海老原 義彦 (自民)	武田 節子 (平成)	水野 誠一 (さき)
	景山 俊太郎 (自民)	統 訓弘 (平成)	栗原 君子 (新社)

(8. 2. 15 現在)

【議院運営委員会】

(25名)

委員長	下稲葉 耕吉 (自民)	金田 勝年 (自民)	風間 昶 (平成)
理事	上野 公成 (自民)	釜本 邦茂 (自民)	長谷川 道郎 (平成)
理事	西田 吉宏 (自民)	鈴木 政二 (自民)	林 久美子 (平成)
理事	松浦 孝治 (自民)	中原 爽 (自民)	齋藤 勁 (社民)
理事	猪熊 重二 (平成)	林 芳正 (自民)	前川 忠夫 (社民)
理事	北澤 俊美 (平成)	保坂 三蔵 (自民)	三重野 栄子 (社民)
理事	角田 義一 (社民)	山本 一太 (自民)	須藤 美也子 (共産)
理事	吉岡 吉典 (共産)	阿曾田 清 (平成)	(8. 1. 22 現在)
	大木 浩 (自民)	小川 勝也 (平成)	

〔庶務関係小委員会〕

(15名)

小委員長	大木	浩 (自民)			
	上野	公成 (自民)	松浦	孝治 (自民)	齋藤 勁 (社民)
	金田	勝年 (自民)	阿曾田	清 (平成)	角田 義一 (社民)
	釜本	邦茂 (自民)	猪熊	重二 (平成)	三重野 栄子 (社民)
	中原	爽 (自民)	北澤	俊美 (平成)	吉岡 吉典 (共産)
	西田	吉宏 (自民)	渡辺	孝男 (平成)	(召集日 現在)

〔図書館運営小委員会〕

(15名)

小委員長	風間	昶 (平成)			
	上野	公成 (自民)	松浦	孝治 (自民)	萱野 茂 (社民)
	鈴木	政二 (自民)	山本	一太 (自民)	齋藤 勁 (社民)
	西田	吉宏 (自民)	猪熊	重二 (平成)	角田 義一 (社民)
	林	芳正 (自民)	北澤	俊美 (平成)	吉岡 吉典 (共産)
	保坂	三蔵 (自民)	長谷川	道郎 (平成)	(8. 3. 28 現在)

【懲罰委員会】

(10名)

委員長	永野	茂門 (平成)	佐々木	満 (自民)	立木 洋 (共産)
理事	井上	吉夫 (自民)	宮澤	弘 (自民)	田村 公平 (自連)
理事	林	寛子 (平成)	吉田	之久 (平成)	(召集日 現在)
	遠藤	要 (自民)	瀬谷	英行 (社民)	

【科学技術特別委員会】

(20名)

委員長	長谷川	清 (平成)	沓掛	哲男 (自民)	山崎 力 (平成)
理事	鹿熊	安正 (自民)	河本	三郎 (自民)	峰崎 直樹 (社民)
理事	吉川	芳男 (自民)	志村	哲良 (自民)	山本 正和 (社民)
理事	石田	美栄 (平成)	榎崎	泰昌 (自民)	阿部 幸代 (共産)
理事	川橋	幸子 (社民)	松村	龍二 (自民)	立木 洋 (共産)
	上杉	光弘 (自民)	友部	達夫 (平成)	佐藤 道夫 (二院)
	海老原	義彦 (自民)	林	寛子 (平成)	(8. 1. 22 現在)

【環境特別委員会】

(20名)

委員長	大淵	絹子 (社民)	佐藤	泰三 (自民)	広中 和歌子 (平成)
理事	狩野	安 (自民)	長峯	基 (自民)	和田 洋子 (平成)
理事	河本	英典 (自民)	西田	吉宏 (自民)	朝日 俊弘 (社民)
理事	釘宮	磐 (平成)	野村	五男 (自民)	有働 正治 (共産)
理事	竹村	泰子 (社民)	馳	浩 (自民)	中尾 則幸 (参フ)
	石川	弘 (自民)	足立	良平 (平成)	矢田部 理 (新社)
	鴻池	祥肇 (自民)	畑	恵 (平成)	(8. 1. 22 現在)

【災害対策特別委員会】

(20名)

委員長	須藤 良太郎 (自民)	鎌田 要人 (自民)	長谷川 道郎 (平成)
理事	佐藤 静雄 (自民)	清水 達雄 (自民)	横尾 和伸 (平成)
理事	陣内 孝雄 (自民)	竹山 裕 (自民)	赤桐 操 (社民)
理事	北澤 俊美 (平成)	依田 智治 (自民)	渡辺 四郎 (社民)
理事	村沢 牧 (社民)	市川 一朗 (平成)	山下 芳生 (共産)
	岩井 國臣 (自民)	田浦 直 (平成)	本岡 昭次 (新緑)
	釜本 邦茂 (自民)	戸田 邦司 (平成)	(8. 1. 22 現在)

【選挙制度に関する特別委員会】

(20名)

委員長	木暮 山人 (平成)	鈴木 貞敏 (自民)	水島 裕 (平成)
理事	岡 利定 (自民)	中原 爽 (自民)	山本 保 (平成)
理事	関根 則之 (自民)	松浦 功 (自民)	一井 淳治 (社民)
理事	石井 一二 (平成)	村上 正邦 (自民)	橋本 敦 (共産)
理事	朝日 俊弘 (社民)	森山 眞弓 (自民)	末広 真樹子 (参フ)
	片山 虎之助 (自民)	勝木 健司 (平成)	江本 孟紀 (自連)
	下稲葉 耕吉 (自民)	平野 貞夫 (平成)	(8. 1. 22 現在)

【沖縄及び北方問題に関する特別委員会】

(20名)

委員長	成瀬 守重 (自民)	高木 正明 (自民)	齋藤 勁 (社民)
理事	木宮 和彦 (自民)	橋本 聖子 (自民)	照屋 寛徳 (社民)
理事	檜崎 泰昌 (自民)	三浦 一水 (自民)	吉岡 吉典 (共産)
理事	風間 昶 (平成)	加藤 修一 (平成)	武田 邦太郎 (新緑)
理事	谷本 巍 (社民)	高野 博師 (平成)	島袋 宗康 (二院)
	板垣 正 (自民)	福本 潤一 (平成)	奥村 展三 (さき)
	尾辻 秀久 (自民)	星野 朋市 (平成)	(8. 1. 22 現在)

【地方分権及び規制緩和に関する特別委員会】

(20名)

委員長	浜四津 敏子 (平成)	北岡 秀二 (自民)	菅川 健二 (平成)
理事	斎藤 文夫 (自民)	久世 公堯 (自民)	続 訓弘 (平成)
理事	服部 三男雄 (自民)	陣内 孝雄 (自民)	今井 澄 (社民)
理事	勝木 健司 (平成)	谷川 秀善 (自民)	上山 和人 (社民)
理事	齋藤 勁 (社民)	野沢 太三 (自民)	吉川 春子 (共産)
	阿部 正俊 (自民)	小川 勝也 (平成)	小島 慶三 (新緑)
	亀谷 博昭 (自民)	小山 峰男 (平成)	(8. 1. 22 現在)

【中小企業対策特別委員会】

(20名)

委員長	二木 秀夫 (自民)	小山 孝雄 (自民)	平田 健二 (平成)
理事	石渡 清元 (自民)	塩崎 恭久 (自民)	渡辺 孝男 (平成)
理事	中曽根 弘文 (自民)	平田 耕一 (自民)	齋藤 勁 (社民)
理事	今泉 昭 (平成)	真鍋 賢二 (自民)	前川 忠夫 (社民)
理事	三重野 栄子 (社民)	阿曾田 清 (平成)	西山 登紀子 (共産)
	大木 浩 (自民)	武田 節子 (平成)	国井 正幸 (新緑)
	景山 俊太郎 (自民)	西川 玲子 (平成)	(8. 1. 22 現在)

【国会等の移転に関する特別委員会】

(20名)

委員長	菅野 久光 (社民)	鈴木 政二 (自民)	寺崎 昭久 (平成)
理事	西田 吉宏 (自民)	中曽根 弘文 (自民)	山崎 順子 (平成)
理事	松浦 孝治 (自民)	保坂 三蔵 (自民)	山下 栄一 (平成)
理事	広中 和歌子 (平成)	真島 一男 (自民)	渊上 貞雄 (社民)
理事	瀬谷 英行 (社民)	矢野 哲朗 (自民)	緒方 靖夫 (共産)
	上野 公成 (自民)	及川 順郎 (平成)	国井 正幸 (新緑)
	坂野 重信 (自民)	片上 公人 (平成)	(8. 1. 22 現在)

【金融問題等に関する特別委員会】

(35名)

委員長	坂野 重信 (自民)	榎崎 泰昌 (自民)	益田 洋介 (平成)
理事	中曽根 弘文 (自民)	服部 三男雄 (自民)	山下 栄一 (平成)
理事	前田 勲男 (自民)	平田 耕一 (自民)	渡辺 孝男 (平成)
理事	吉村 剛太郎 (自民)	保坂 三蔵 (自民)	伊藤 基隆 (社民)
理事	直嶋 正行 (平成)	真島 一男 (自民)	大脇 雅子 (社民)
理事	林 寛子 (平成)	松村 龍二 (自民)	梶原 敬義 (社民)
理事	一井 淳治 (社民)	三浦 一水 (自民)	山本 正和 (社民)
理事	筆坂 秀世 (共産)	阿曾田 清 (平成)	吉岡 吉典 (共産)
	笠原 潤一 (自民)	荒木 清寛 (平成)	小島 慶三 (新緑)
	金田 勝年 (自民)	牛嶋 正 (平成)	島袋 宗康 (二院)
	佐藤 静雄 (自民)	海野 義孝 (平成)	奥村 展三 (さき)
	関根 則之 (自民)	高橋 令則 (平成)	(8. 5. 24 現在)

【海洋法条約等に関する特別委員会】

(30名)

委員長	寺澤	芳男 (平成)	亀谷	博昭 (自民)	戸田	邦司 (平成)
理事	青木	幹雄 (自民)	久世	公堯 (自民)	横尾	和伸 (平成)
理事	鴻池	祥肇 (自民)	河本	三郎 (自民)	菅野	久光 (社民)
理事	野沢	太三 (自民)	武見	敬三 (自民)	瀬谷	英行 (社民)
理事	風間	昶 (平成)	成瀬	守重 (自民)	照屋	寛徳 (社民)
理事	田村	秀昭 (平成)	林	芳正 (自民)	須藤	美也子 (共産)
理事	川橋	幸子 (社民)	吉川	芳男 (自民)	立木	洋 (共産)
	井上	吉夫 (自民)	石田	美栄 (平成)	本岡	昭次 (新緑)
	太田	豊秋 (自民)	高野	博師 (平成)	島袋	宗康 (二院)
	鹿熊	安正 (自民)	常田	享詳 (平成)	中尾	則幸 (さき)

(8. 5. 24 現在)

【国際問題に関する調査会】

(25名)

会長	林田	悠紀夫 (自民)	木宮	和彦 (自民)	永野	茂門 (平成)
理事	板垣	正 (自民)	北岡	秀二 (自民)	益田	洋介 (平成)
理事	笠原	潤一 (自民)	塩崎	恭久 (自民)	萱野	茂 (社民)
理事	田村	秀昭 (平成)	馳	浩 (自民)	志苦	裕 (社民)
理事	直嶋	正行 (平成)	林	芳正 (自民)	清水	澄子 (社民)
理事	松前	達郎 (社民)	山本	一太 (自民)	笠井	亮 (共産)
理事	上田	耕一郎 (共産)	泉	信也 (平成)	田村	公平 (自連)
	尾辻	秀久 (自民)	木庭	健太郎 (平成)		(8. 2. 7 現在)
	岡野	裕 (自民)	高橋	令則 (平成)		

【国民生活・経済に関する調査会】

(25名)

会長	鶴岡	洋 (平成)	大島	慶久 (自民)	木暮	山人 (平成)
理事	太田	豊秋 (自民)	金田	勝年 (自民)	林	久美子 (平成)
理事	清水	嘉与子 (自民)	鈴木	省吾 (自民)	日下部	禧代子 (社民)
理事	牛嶋	正 (平成)	中島	真人 (自民)	千葉	景子 (社民)
理事	片上	公人 (平成)	橋本	聖子 (自民)	三重野	栄子 (社民)
理事	上山	和人 (社民)	平田	耕一 (自民)	笹野	貞子 (新緑)
理事	聴濤	弘 (共産)	三浦	一水 (自民)	水野	誠一 (さき)
	石井	道子 (自民)	魚住	裕一郎 (平成)		(8. 2. 7 現在)
	上杉	光弘 (自民)	小林	元 (平成)		

【行財政機構及び行政監察に関する調査会】

(25名)

会 長	井上	孝 (自民)	亀谷	博昭 (自民)	平野	貞夫 (平成)
理 事	守住	有信 (自民)	小山	孝雄 (自民)	大脇	雅子 (社民)
理 事	矢野	哲朗 (自民)	佐々木	満 (自民)	角田	義一 (社民)
理 事	石田	美栄 (平成)	武見	敬三 (自民)	小島	慶三 (新緑)
理 事	都築	譲 (平成)	溝手	顕正 (自民)	末広	真樹子 (参フ)
理 事	伊藤	基隆 (社民)	宮澤	弘 (自民)	山田	俊昭 (二院)
理 事	筆坂	秀世 (共産)	足立	良平 (平成)	山口	哲夫 (新社)
	井上	吉夫 (自民)	猪熊	重二 (平成)		(8. 2. 7 現在)
	石渡	清元 (自民)	常田	享詳 (平成)		

【政治倫理審査会】

(15名)

会 長	岩崎	純三 (自民)	大野	明 (自民)	鶴岡	洋 (平成)
幹 事	宮澤	弘 (自民)	岡部	三郎 (自民)	林	寛子 (平成)
幹 事	平井	卓志 (平成)	真鍋	賢二 (自民)	吉田	之久 (平成)
幹 事	千葉	景子 (社民)	松浦	功 (自民)	及川	一夫 (社民)
	板垣	正 (自民)	大久保	直彦 (平成)	橋本	敦 (共産)
						(8. 1. 22 現在)

【参議院制度改革検討会】

(11名)

座 長	前田	勲男 (自民)	猪熊	重二 (平成)	薬科	満治 (社民)
	斎藤	文夫 (自民)	続	訓弘 (平成)	吉川	春子 (共産)
	中曾根	弘文 (自民)	永野	茂門 (平成)	椎名	素夫 (参フ)
	西田	吉宏 (自民)	及川	一夫 (社民)		(8. 1. 23 現在)

1 本会議審議経過

○平成8年1月22日（月）

開 会 午前10時1分

日程第1 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

常任委員長辞任の件

本件は、地方行政委員長竹山裕君、議院運営委員長志苦裕君の辞任を許可することに決した。

常任委員長の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、地方行政委員長に菅野壽君、議院運営委員長に下稲葉耕吉君を指名した。

特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、科学技術振興に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員20名から成る科学技術特別委員会、公害及び環境保全に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員20名から成る環境特別委員会、災害に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員20名から成る災害対策特別委員会、選挙制度に関する調査のため委員20名から成る選挙制度に関する特別委員会、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員20名から成る沖縄及び北方問題に関する特別委員会、中小企業に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員20名から成る中小企業対策特別委員会を設置することに全会一致をもって決し、地方分権の推進及び規制緩和に関する調査のため委員20名から成る地方分権及び規制緩和に関する特別委員会、国会等の移転に関する調査のため委員20名から成る国会等の移転に関する特別委員会を設置することに決し、議長は、特別委員を指名した。

休 憩 午前10時6分

再 開 午後5時24分

日程第2 国務大臣の演説に関する件

橋本内閣総理大臣は施政方針に関し、池田外務大臣は外交に関し、久保大蔵大臣は財政に関し、田中国務大臣は経済に関してそれぞれ演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散 会 午後7時11分

○平成8年1月25日（木）

開 会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の演説に関する件（第2日）

大久保直彦君、村上正邦君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

散 会 午後零時54分

○平成8年1月26日（金）

開 会 午前10時2分

裁判官弾劾裁判所裁判員予備員及び裁判官訴追委員辞任の件

本件は、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員坪井一字君、野間赳君、裁判官訴追委員下稲葉耕吉君の辞任を許可することに決した。

裁判官弾劾裁判所裁判員予備員等各種委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によること及び裁判官弾劾裁判所裁判員予備員の職務を行う順序は議長に一任することに決し、議長は、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員に大島慶久君（第1順位）、佐藤静雄君（第3順位）、裁判官訴追委員に松浦孝治君、国土審議会委員に松浦功君、国土開発幹線自動車道建設審議会委員に青木薪次君、国会等移転調査会委員に木宮和彦君、松浦孝治君を指名した。

国家公務員等の任命に関する件

本件は、国家公安委員会委員に那須翔君を任命することに同意することに決した。

日程第1 国務大臣の演説に関する件（第3日）

村沢牧君、立木洋君は、それぞれ質疑をした。

休 憩 午後零時6分

再 開 午後1時11分

休憩前に引き続き、永野茂門君、武田邦太郎君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散 会 午後2時20分

○平成8年2月14日（水）

開 会 午後零時31分

永年在職議員表彰の件

本件は、議長発議により、国会議員として在職25年に達した議員田英夫君を院議をもって表彰することに決し、議長は、次の表彰文を朗読した。

議員田英夫君 君は国会議員としてその職にあること25年に及び常に憲政のために力を尽くされました

参議院は君の永年の功勞に対しここに院議をもって表彰します

遠藤要君は、祝辞を述べた。

田英夫君は、謝辞を述べた。

日程第1 国家公務員等の任命に関する件

本件は、社会保険審査会委員長に大和田潔君、同委員に佐々木喜之君、中央社会保険医療協議会委員に井原哲夫君、森嶋昭夫君を任命することに同意することに決した。

平成7年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆議院提出）

本案は、日程に追加し、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散 会 午後零時45分

○平成8年2月16日（金）

開 会 午後3時31分

平成7年度一般会計補正予算（第3号）

平成7年度特別会計補正予算（特第3号）

以上両案は、日程に追加し、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第1 平成4年度一般会計歳入歳出決算、平成4年度特別会計歳入歳出決算、平成4年度国税収納金整理資金受払計算書、平成4年度政府関係機関決算書

日程第2 平成5年度一般会計歳入歳出決算、平成5年度特別会計歳入歳出決算、平成5年度国税収納金整理資金受払計算書、平成5年度政府関係機関決算書

日程第3 平成4年度国有財産増減及び現在額総計算書

日程第4 平成4年度国有財産無償貸付状況総計算書

日程第5 平成5年度国有財産増減及び現在額総計算書

日程第6 平成5年度国有財産無償貸付状況総計算書

以上6件は、決算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第1及び第2はまず委員長報告のとおり是認することに決し、次いで全会一致をもって委員長報告のとおり内閣に対し警告することに決し、日程第3ないし第6は是認することに決した。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加し、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

平成7年度における租税収入の減少を補うための公債の発行の特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加し、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散 会 午後3時57分

○平成8年2月23日（金）

開 会 午前10時1分

議員大野明君逝去につき哀悼の件

本件は、議長発議により院議をもって弔詞をささげることに関し、議長は、弔詞を朗読した。次いで、平井卓志君が哀悼の辞を述べた。

国家公務員等の任命に関する件

本件は、行政改革委員会委員に宮崎勇君を任命することに同意することに決した。

日程第1 国務大臣の報告に関する件（「新防衛計画大綱」及び「新中期防衛力整備計画」に関する報告について）

本件は、橋本内閣総理大臣から報告があった後、尾辻秀久君、風間裨君、笠井亮君がそれぞれ質疑をした。

散 会 午前11時37分

○平成8年3月22日（金）

開 会 午後零時1分

日程第1 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、日程に追加し、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、日程に追加し、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、日程に追加し、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散 会 午後零時11分

○平成8年3月27日（水）

開 会 午後零時5分

議長は、新たに当選した議員大野つや子君を議院に紹介した後、同君を法務委員に指名した。

国家公務員等の任命に関する件

本件は、人事官に弥富啓之助君を任命することに同意することに決した。

日程第1 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第2 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、中小企業対策特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第3 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第4 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第3は全会一致をもって可決、日程第4は可決された。

日程第5 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第6 らい予防法の廃止に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第7 平成8年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上3案は、厚生委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第8 放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（衆議院送付）

本件は、通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって承認することに決した。

散 会 午後零時23分

○平成8年3月29日（金）

開 会 午前10時1分

日程第1 平成8年度一般会計暫定予算

日程第2 平成8年度特別会計暫定予算

日程第3 平成8年度政府関係機関暫定予算

以上3案は、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第4 皇室経済法施行法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第5 恩給法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第4は可決、日程第5は全会一致をもって可決された。

日程第6 国立学校設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第7 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第8 踏切道改良促進法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第9 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第10 地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第11 地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第12 平成8年分所得税の特別減税のための臨時措置法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第13 租税特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第14 関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上3案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第12は全会一致をもって可決、日程第13及び第14は可決された。

日程第15 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の
給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送
付）

本案は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、
全会一致をもって可決された。

日程第16 高圧ガス取締法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化
に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第17 石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、
衆議院送付）

以上両案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった
後、日程第16は可決、日程第17は全会一致をもって可決された。

日程第18 科学技術振興事業団法案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、科学技術特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があ
った後、全会一致をもって可決された。

散 会 午前10時39分

○平成8年4月10日（水）

開 会 午後零時1分

日程第1 国務大臣の報告に関する件（高速増殖原型炉「もんじゅ」のナト
リウム漏えい事故に関する報告について）

本件は、中川国務大臣から報告があった後、石田美栄君、照屋寛徳君が
それぞれ質疑をした。

日程第2 消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案
（内閣提出）

本案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった
後、可決された。

日程第3 郵政省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、
可決された。

日程第4 郵便貯金法の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第5 郵便振替の預かり金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関
する法律案（内閣提出）

日程第6 簡易生命保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）

以上3案は、逓信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった
後、全会一致をもって可決された。

散 会 午後1時12分

○平成8年4月12日（金）

開 会 午後零時2分

日程第1 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第2 1994年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第38表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する確認書の締結について承認を求めるの件

日程第3 インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定の締結について承認を求めるの件

以上両件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第2は承認することに決し、日程第3は全会一致をもって承認することに決した。

日程第4 水質汚濁防止法の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、環境特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第5 地方自治法第156条第6項の規定に基づき、公共職業安定所の設置に関し承認を求めるの件

日程第6 労働安全衛生法の一部を改正する法律案（内閣提出）

以上両件は、労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第5は全会一致をもって承認することに決し、日程第6は全会一致をもって可決された。

日程第7 廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第8 民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための厚生省関係法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

以上両案は、厚生委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第7は全会一致をもって可決、日程第8は可決された。

日程第9 塩事業法案（内閣提出）

本案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第10 船員法及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第11 港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

以上両案は、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった

後、日程第10は全会一致をもって可決、日程第11は可決された。

日程第12 文化財保護法の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第13 産業構造転換円滑化臨時措置法を廃止する法律案（内閣提出）

日程第14 商標法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

以上両案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第15 植物防疫法の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第16 都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第17 下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律案（内閣提出）

以上両案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散 会 午後零時36分

○平成8年4月22日（月）

開 会 午後1時8分

林業改善資金助成法及び林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案、林業労働力の確保の促進に関する法律案及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、大原農林水産大臣から趣旨説明があった後、常田享詳君が質疑をした。

休 憩 午後1時41分

再 開 午後5時6分

日程第1 国務大臣の報告に関する件（日米首脳会談及びモスクワ原子力安全サミットに関する報告について）

本件は、橋本内閣総理大臣から報告があった後、岩崎純三君、寺澤芳男君、伊藤基隆君、立木洋君がそれぞれ質疑をした。

散 会 午後7時16分

○平成8年4月26日（金）

開 会 午後5時3分

日程第1 本州四国連絡橋公団法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

外務公務員法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加し、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加し、環境特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

林業改善資金助成法及び林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

林業労働力の確保の促進に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

木材の安定供給の確保に関する特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）

以上3案は、日程に追加し、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

関西国際空港株式会社法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

航空法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上3案は、日程に追加し、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、第1及び第2の議案は可決、第3の議案は全会一致をもって可決された。

国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加し、厚生委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散 会 午後5時22分

○平成8年5月8日（水）

開 会 午後零時3分

日程第1 生物系特定産業技術研究推進機構法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第2 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第3 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった

後、日程第2は可決、日程第3は全会一致をもって可決された。

日程第4 社会保障研究所の解散に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、厚生委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散 会 午後零時13分

○平成8年5月9日（木）

開 会 午後11時51分

議長は、本日は延会することとし、次会は、明日午前10時より開会する旨を宣告した。

延 会 午後11時52分

○平成8年5月10日（金）

開 会 午前10時1分

日程第1 平成8年度一般会計予算

日程第2 平成8年度特別会計予算

日程第3 平成8年度政府関係機関予算

以上3案は、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があり、日程第1に対する、勝木健司君外1名提出の修正案について白浜一良君から、山口哲夫君外1名提出の修正案について山口哲夫君からそれぞれ趣旨説明があって、討論の後、まず勝木健司君外1名提出の修正案を記名投票をもって採決の結果、賛成73、反対170にて否決、次いで山口哲夫君外1名提出の修正案を記名投票をもって採決の結果、賛成24、反対218にて否決、次いで日程第1ないし第3は記名投票をもって採決の結果、賛成145、反対99にて可決された。

日程第4 平成8年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

休 憩 午前11時54分

再開するに至らなかった。

○平成8年5月15日（水）

開 会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の報告に関する件（平成6年度決算の概要について）

本件は、久保大蔵大臣から報告があった後、武田節子君、前川忠夫君がそれぞれ質疑をした。

日程第2 国務大臣の報告に関する件（規制緩和推進計画の改定について）

本件は、中西国務大臣から報告があった後、続訓弘君が質疑をした。
公営住宅法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、中尾建設大臣から趣旨説明があった後、片上公人君が質疑をした。

日程第3 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散 会 午前11時53分

○平成8年5月17日（金）

開 会 午前10時1分

防衛庁設置法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、臼井国務大臣から趣旨説明があった後、鈴木正孝君、笠井亮君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 航空業務に関する日本国とエチオピア連邦民主共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第2 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とメキシコ合衆国との間の条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

以上両件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第1は全会一致をもって承認することに決し、日程第2は承認することに決した。

日程第3 幹線道路の沿道の整備に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第4 訪問販売等に関する法律及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散 会 午前11時11分

○平成8年5月22日（水）

開 会 午前10時1分

警察法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、倉田国務大臣から趣旨説明があった後、和田洋

子君が質疑をした。

日程第1 日本学術振興会法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第2 農畜産業振興事業団法案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第3 自動車ターミナル法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第4 防衛庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散 会 午前10時48分

○平成8年5月24日（金）

開 会 午前10時1分

特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、金融、税制、財政制度及び経済構造全般にわたる改革並びに金融機関等の諸問題を調査するため委員35名から成る金融問題等に関する特別委員会、海洋法に関する国際連合条約及び1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約第11部の実施に関する協定の締結について承認を求めるの件、領海法の一部を改正する法律案、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律案、海上保安庁法の一部を改正する法律案、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律案、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案、水産資源保護法の一部を改正する法律案、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案を審査するため委員30名から成る海洋法条約等に関する特別委員会を設置することに決し、議長は、特別委員を指名した。

日程第1 公営住宅法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第2 勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

院送付)

本案は、労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

休 憩 午前10時8分

再 開 午後2時18分

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、菅厚生大臣から趣旨説明があった後、山本保君、竹村泰子君がそれぞれ質疑をした。

散 会 午後3時11分

○平成8年5月29日（水）

開 会 午後零時1分

元本院議長藤田正明君逝去につき哀悼の件

本件は、議長発議により院議をもって弔詞をささげることに決し、議長は、弔詞を朗読した。

日程第1 警察法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散 会 午後零時6分

○平成8年5月31日（金）

開 会 午前11時6分

海洋法に関する国際連合条約及び1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約第11部の実施に関する協定の締結について承認を求めるの件、領海法の一部を改正する法律案、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律案、海上保安庁法の一部を改正する法律案、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律案、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案、水産資源保護法の一部を改正する法律案、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、池田外務大臣、亀井運輸大臣、大原農林水産大臣、中川国務大臣から順次趣旨説明があった後、青木幹雄君、戸田邦司君、須藤美也子君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった

後、全会一致をもって可決された。

日程第2 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第3 通信・放送機構法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散 会 午後零時31分

○平成8年6月5日（水）

開 会 午前10時1分

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件及び自衛隊法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、池田外務大臣、臼井国務大臣から順次趣旨説明があった後、田村秀昭君、川橋幸子君、聴濤弘君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 電波法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第2 外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散 会 午前11時12分

○平成8年6月7日（金）

開 会 午前10時1分

海上運送法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、亀井運輸大臣から趣旨説明があった後、横尾和伸君が質疑をした。

日程第1 海洋法に関する国際連合条約及び1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約第11部の実施に関する協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第2 領海法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第3 排他的経済水域及び大陸棚に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

- 日程第 4 海上保安庁法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
- 日程第 5 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
- 日程第 6 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
- 日程第 7 水産資源保護法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
- 日程第 8 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
- 日程第 9 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上 9 件は、海洋法条約等に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第 1 は全会一致をもって承認することに決し、日程第 2 ないし第 9 は全会一致をもって可決された。

国連海洋法条約の実施に伴う体制の確立等に関する決議案（野沢太三君外 9 名発議）（委員会審査省略要求事件）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、野沢太三君から趣旨説明があった後、可決された。

池田外務大臣、大原農林水産大臣、亀井運輸大臣は、本決議についてそれぞれ所信を述べた。

日程第 10 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、災害対策特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第 11 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第 12 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、厚生委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第 11 は可決、日程第 12 は全会一致をもって可決された。

日程第 13 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第 14 地方自治法第 156 条第 6 項の規定に基づき、公正取引委員会事務局の地方事務所の管轄区域の変更及び支所の設置に関し承認を求めるの件（衆議院送付）

以上両件は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第13は可決され、日程第14は承認することに決した。

散 会 午前11時3分

○平成8年6月10日（月）

開 会 午前10時2分

特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案、金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案、金融機関の更生手続の特例等に関する法律案、預金保険法の一部を改正する法律案、農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案及び特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、久保大蔵大臣、大原農林水産大臣、衆議院議員永井哲男君から順次趣旨説明があった後、前田勲男君、平井卓志君、上山和人君、吉岡吉典君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 商業的造船業における正常な競争条件に関する協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第2 商標法条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

以上両件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって承認することに決した。

散 会 午前11時56分

○平成8年6月12日（水）

開 会 午後零時6分

民事訴訟法案及び民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、長尾法務大臣から趣旨説明があった後、魚住裕一郎君が質疑をした。

日程第1 自衛隊法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第2 歯科医師法の一部を改正する法律案（厚生委員長提出）

本案は、厚生委員長から趣旨説明があった後、全会一致をもって可決された。

散 会 午後零時43分

○平成8年6月14日（金）

開 会 午後零時2分

日程第1 日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、

物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

本件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、承認することに決した。

日程第2 旅館業法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、厚生委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第3 海上運送法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

国際問題に関する調査の中間報告

本件は、中間報告を聴取することに決し、国際問題に関する調査会長から報告があった。

行財政機構及び行政監察に関する調査の中間報告

本件は、中間報告を聴取することに決し、行財政機構及び行政監察に関する調査会長から報告があった。

休 憩 午後零時21分

再開するに至らなかった。

○平成8年6月17日（月）

開 会 午後零時47分

中国の核実験に抗議し、反対する決議案（下稲葉耕吉君外7名発議）（委員会審査省略要求事件）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、下稲葉耕吉君から趣旨説明があった後、全会一致をもって可決された。

橋本内閣総理大臣は、本決議について所信を述べた。

日程第1 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、沖縄及び北方問題に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法案（衆議院提出）

本案は、日程に追加し、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散 会 午後零時59分

○平成8年6月18日（火）

開 会 午後1時52分

日程第1 公職選挙法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、選挙制度に関する特別委員会理事から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第2 特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第3 金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第4 金融機関の更生手続の特例等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第5 預金保険法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第6 農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第7 特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）

以上6案は、金融問題等に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、日程第2は記名投票をもって採決の結果、賛成148、反対99にて可決、日程第3ないし第7は可決された。

日程第8 優生保護法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

日程第9 薬事法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、厚生委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第10 内閣法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

民事訴訟法案（内閣提出、衆議院送付）

民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

民事執行法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

以上3案は、日程に追加し、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

国会等の移転に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、日程に追加し、国会等の移転に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

国民生活・経済に関する調査の中間報告

本件は、中間報告を聴取することに決し、国民生活・経済に関する調査
会長から報告があった。

散 会 午後 3 時 18 分

○平成 8 年 6 月 19 日 (水)

開 会 午前 11 時 16 分

国家公務員等の任命に関する件

本件は、公正取引委員会委員長に根來泰周君、公害等調整委員会委員に
大塚正名君、南博方君、土地鑑定委員会委員に安藝哲郎君、川井健君、桑
島二郎君、定森一君、高山朋子君、中央更生保護審査会委員長に梅田晴亮
君、同委員に増井清彦君、漁港審議会委員に植村正治君、内田恒助君、大
海原宏君、佐藤稔夫君、高山庸一君、西村新子君、藤野慎吾君、松岡敬祐
君、吉田健三君、労働保険審査会委員に岡田潤君、松本康子君を任命する
ことに全会一致をもって同意することに決し、土地鑑定委員会委員に中嶋
計廣君、升本達夫君、労働保険審査会委員に奥平雅彦君を任命することに
同意することに決した。

日程第 1 ないし第 25 の請願

本請願は、内閣委員長外 8 委員長の報告を省略し、全会一致をもって各
委員会決定のとおり採択することに決した。

委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

本件は、次の案件について委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も
継続することに決した。

内閣委員会

- 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査
- 国の防衛に関する調査

地方行政委員会

- 地方行政の改革に関する調査

法務委員会

- 法務及び司法行政等に関する調査

外務委員会

- 国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

- 租税及び金融等に関する調査

文教委員会

- 学校図書館法の一部を改正する法律案 (参第 4 号)
- 教育、文化及び学術に関する調査

厚生委員会

- 社会保障制度等に関する調査

農林水産委員会

- 農林水産政策に関する調査

商工委員会

- 産業貿易及び経済計画等に関する調査

運輸委員会

- 運輸事情等に関する調査

逓信委員会

- 郵政事業、通信、放送及び電波等に関する調査

労働委員会

- 労働問題に関する調査

建設委員会

- 建設事業及び建設諸計画等に関する調査

予算委員会

- 予算の執行状況に関する調査

決算委員会

- 平成6年度一般会計歳入歳出決算、平成6年度特別会計歳入歳出決算、平成6年度国税収納金整理資金受払計算書、平成6年度政府関係機関決算書
- 平成6年度国有財産増減及び現在額総計算書
- 平成6年度国有財産無償貸付状況総計算書
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

議院運営委員会

- 議院及び国立国会図書館の運営に関する件

科学技術特別委員会

- 科学技術振興対策樹立に関する調査

環境特別委員会

- 公害及び環境保全対策樹立に関する調査

災害対策特別委員会

- 災害対策樹立に関する調査

選挙制度に関する特別委員会

- 選挙制度に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

- 沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査

地方分権及び規制緩和に関する特別委員会

- 地方分権の推進及び規制緩和に関する調査

中小企業対策特別委員会

- 中小企業対策樹立に関する調査

国会等の移転に関する特別委員会

- 国会等の移転に関する調査

国際問題に関する調査会

- 国際問題に関する調査

国民生活・経済に関する調査会

- 国民生活・経済に関する調査

行財政機構及び行政監察に関する調査会

- 行財政機構及び行政監察に関する調査

常任委員長辞任の件

本件は、次の各常任委員長の辞任を許可することに決した。

内閣委員長	宮崎	秀樹君
地方行政委員長	菅野	壽君
法務委員長	及川	順郎君
外務委員長	木庭	健太郎君
大蔵委員長	片山	虎之助君
文教委員長	小野	清子君
厚生委員長	今井	澄君
農林水産委員長	鈴木	貞敏君
商工委員長	沓掛	哲男君
運輸委員長	寺崎	昭久君
逓信委員長	及川	一夫君
労働委員長	足立	良平君
建設委員長	永田	良雄君
予算委員長	井上	裕君
決算委員長	浦田	勝君
懲罰委員長	永野	茂門君

常任委員長の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、次のとおり各常任委員長を指名した。

内閣委員長	鎌田	要人君
地方行政委員長	渡辺	四郎君
法務委員長	続	訓弘君
外務委員長	釘宮	磐君
大蔵委員長	松浦	孝治君

文 教 委 員 長
厚 生 委 員 長
農 林 水 産 委 員 長
商 工 委 員 長
運 輸 委 員 長
通 信 委 員 長
勞 働 委 員 長
建 設 委 員 長
予 算 委 員 長
決 算 委 員 長
懲 罰 委 員 長

清 水 嘉 与 子 君
上 山 和 人 君
真 島 一 男 君
木 宮 和 彦 君
直 嶋 正 行 君
峰 崎 直 樹 君
勝 木 健 司 君
鴻 池 祥 肇 君
大 河 原 太 一 郎 君
野 沢 太 三 君
吉 田 之 久 君

議長は、今国会の議事を終了するに当たり挨拶をした。

休 憩 午前11時25分

再開するに至らなかった。

2 国務大臣の演説・質疑の概要及び報告

○平成8年1月22日（月）

【橋本内閣総理大臣の施政方針演説】

〔はじめに〕

私は、さきの国会において、内閣総理大臣に指名されました。戦後50年を経て、国内的にも国際的にも大きな転換点に差しかかっているこの時期に政権を預かることの重大さを痛感し、全力で国政に取り組んでまいります。

まず、昨年1月17日の阪神・淡路大震災により亡くなられた犠牲者の方々とその御遺族に改めて深く哀悼の意を表するとともに、今なお不自由な生活を余儀なくされておられる方々に心からお見舞い申し上げます。政府としては、一日も早い被災地の復興と被災者の方々の生活再建に最大限の取り組みを行い、この教訓を踏まえ、今後の災害対策に全力を傾けてまいります。

私は、現在、この国に最も必要とされているものは、「変革」であると考えます。私が国会に議席をいただきました昭和38年には153人にすぎなかった100歳以上人口は今や6,000人を超え、その間に出生数は165万人から約120万人に大幅に減少しております。来世紀初頭には国民の5人に1人が、そして間もなく4人に1人が65歳以上となる高齢社会を迎えるのであります。こうした世界にもそして歴史上も類を見ない速度での高齢化の進展の中で、「人生50年」を前提とした社会は、「人生80年」を前提にした社会へ大きく設計変更せざるを得ません。加えて、冷戦構造の崩壊と世界経済のボーダーレス化、国際社会における我が国の地位の上昇など国際環境の激変に対応するためにも、好むと好まざるとにかかわらず、我が国自身があらゆる面で大きな変革を遂げなければならないのであります。

私が目指すこの国の姿は、一人一人の国民が、みずからの将来に夢や目標を抱き、日本人に生まれたことに誇りと自信を持つことができ、そして世界の人々とともに分かち合える価値をつくり出すことのできる、そのような社会であり国家であります。

私に課せられた使命は、このような理想を胸に、次なる世紀を展望し、政治、行政、経済、社会の抜本的な変革を勇気を持って着実に実行し、21世紀にふさわしい新しいシステムを創出することにより、この国に活気と自信にあふれた社会を創造していくことでもあります。

私は、この内閣の使命を「変革」と「創造」とし、一層強固な3党連立の信頼関係のもと、強靱な日本経済の再建、長生きしてよかったと思える長寿社会の建設、平和と繁栄の創造のための自立的な外交の展開、これらを実現するた

めの行財政改革の推進の4点をこの内閣の最重要課題と位置づけてまいります。

両世紀のかけ橋ともいえるこの時代において、政権を担う者の責任は重大であります。私は、ここに申し上げた政策課題について、「決断と責任」を政治信条に、みずからの政治生命をかけて全力で取り組んでいく決意であります。

〔経済の再建と改革のために〕

この内閣に課せられた最も緊急の課題は、「強靱な日本経済の再建」であります。この国の経済を覆う不透明感を払拭し、将来に向けた明るい展望を開くためには、21世紀までに残された5年間を3段階に分け、第1段階において本格的な景気回復の実現、第2段階において抜本的な経済構造改革、第3段階として、創造的な21世紀型経済社会の基盤の整備を行うことが重要であります。これらの施策は、それぞれ1年後、3年後、5年後を目標としつつも、相互に密接に関連するものとして、直ちに着手、推進していかなければならないものであることは論をまちません。

—— 本格的景気回復の実現 ——

我が国経済の最近の状況を見ますと、個人消費、設備投資等の回復に加え、生産にも明るい兆しがあらわれるなど、景気には緩やかながら足踏み状態を脱する動きが見られるものの、雇用や中小企業分野では、なお極めて厳しい状況が続いております。本年こそは、ようやく明るさの見え始めた景気回復を確実なものとし、中長期的な我が国の経済の持続的発展につなげていく景気回復の年としなければなりません。このため、来年度予算においては、研究開発や情報通信など経済社会の構造改革の基盤となる分野を重点的に整備することとしたほか、特別減税の来年度継続実施、土地税制の総合的見直しなど、税制面でも格段の配慮を行うこととしたものであります。政府としては、引き続き為替動向を注視しつつ、切れ目のない適切な経済運営に努めてまいります。

—— 不良債権問題の解決 ——

我が国経済の再建と構造改革を行うに当たっては、金融機関の不良債権問題の解決が必要不可欠であり、預金者保護、信用秩序の維持に最大限の努力を払いつつ、できるだけ早期に解決が図られるよう全力を挙げて取り組んでまいります。

特に、いわゆる住専問題は、不良債権問題における象徴的かつ緊急の課題であり、政府としては、我が国金融システムの安定性と内外の信頼を確保し、預金者保護に資するとともに、経済を本格的な回復軌道に乗せるため、慎重の上にも慎重な検討を重ね、財政資金の導入を含む具体的な処理方策を決定いたしました。先般、住専各社の財務状況等について資料を提出いたしました。今

後も、衆参両院の御理解、御協力をいただきながら、情報開示に最大限の努力を払ってまいります。

また、預金保険機構の指導のもと、住専処理機構が法律上認められているあらゆる債権回収手段を迅速、的確に用いることにより、債権回収を強力に行う体制を整備いたします。本件に関連する違法行為に対しては、既に検察、警察において協議会や対策室を設置しておりますが、今後とも、借り手、貸し手に限らず、その他の関係者についても厳正に対処してまいります。このように住専問題に係る透明性の確保と原因と責任の明確化を図りつつ、本処理方策についての国民の御理解を得るべく全力を尽くしてまいります。

また、過去の金融政策や金融検査・監督のあり方を総点検し、今後、金融機関における自己責任原則の徹底を図るとともに、市場規律が十分に発揮される、透明性の高い、新しい金融システムを早急に構築していくよう努めてまいり所存であります。

—— 経済構造改革の推進 ——

国境を越えた経済活動の一層の活発化、アジア諸国の経済的台頭などにより、世界経済は、いわゆる大競争時代を迎え、企業が国を選ぶ時代となっている中で、内外価格差の存在など経済の高コスト構造を初めとする構造的課題が、経済活動の舞台としての日本の魅力を減退させつつあり、産業の空洞化の懸念が現実のものとなりつつあります。我が国経済の将来の展望を切り開くためにも、昨年決定した新経済計画に沿って大胆な構造改革に直ちに着手することが必要であります。

まず第1は、徹底的な規制の緩和であります。経済的規制については原則自由・例外規制、社会的規制については本来の目的に照らした最小限のものとするという基本的な考え方に立ち、規制が時を経て自己目的化したり、利権保護のとりでとなっているような事態が存在しないか、抜本的にその見直しを行ってまいります。特に、高コスト構造を是正するとともに、新たな成長分野の発展を阻む要因を取り払い、経済の活性化を促進するため、住宅・土地、情報・通信、流通・運輸、金融・証券、雇用・労働分野など消費者や企業の経済活動の基盤となる分野で重点的な規制緩和を断行いたします。

民間における公正かつ自由な競争は、ダイナミックな経済活動を促進するため、規制緩和とともに不可欠であります。公正取引委員会事務局の強化・拡充により、独占禁止法の厳正な運用など競争政策を積極的に展開するとともに、株式保有規制など企業関連法制の見直しや、参入、転出の容易な労働市場の整備に努めてまいります。

さらに、我が国経済を活力あふれたものとしていくためには、ベンチャー企

業群の創出が不可欠であり、こうした企業が持ち前の機動性、創意工夫を遺憾なく発揮していけるよう、資金調達面での支援を充実するなど新規事業の展開への支援を行ってまいります。

経済、産業の改革に当たっては、農林水産業の果たす多面的役割や機能、農山漁村がもたらす安らぎや潤いを忘れてはならず、農林水産業と農山漁村の健全な発展は不可欠であります。ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策等の施策を総合的に実施し、農林水産業を誇りを持って携わることのできる魅力ある産業としてまいります。

—— 自由で創造的な経済社会の発展基盤の整備 ——

21世紀にふさわしい創造性あふれた経済社会をつくっていくためには、我が国の最大の資源である人間の頭脳、英知を十二分に活用し、未来を支える有為な人材の育成や知的資産の創造を行い、経済フロンティアの拡大を図ることが必要であります。

科学技術の振興は、人類共通の夢を実現する未来への先行投資であります。「科学技術創造立国」を目指して、政府研究開発投資の倍増を早期に達成するよう努めるとともに、産学官連携による独創的、基礎的研究開発の推進、若手研究者の支援・活用や若者の科学技術離れ対策といった科学技術系人材の養成・確保など、科学技術の振興を積極的に図ってまいります。

この関連で、昨年12月に発生した高速増殖原型炉「もんじゅ」の事故は我々に大きな教訓を与えました。先端技術の開発、実用化に際し、予期せぬ困難な事態が発生することは避けて通れません。重要なことは、そうした事態を直視し、国民や専門家の前にその事実を明らかにし、原因究明と徹底した安全対策、さらなる技術開発に真摯に取り組むことであります。今後、安全確保に力を注ぎ、積極的な情報開示を通じ、地元の方々を初めとする国民の皆様の御理解と信頼を得るよう全力を尽くしてまいります。

時間的・空間的制約を大幅に取り払い、情報や物の流れを一変させることにより生産性の向上や新規市場の創造に大きく寄与し、豊かな国民生活や高度な産業活動を創出する高度情報通信社会の建設も、この国が21世紀に向けてその取り組みを加速させるべき重要な課題であります。産業分野・公的分野の情報化、ハード・ソフト両面にわたる情報通信インフラの整備、情報通信技術の開発などを積極的に推進してまいります。

〔長生きしてよかったと思える社会の創出に向けて〕

第2は、長生きしてよかったと思える長寿社会の建設であります。現在、我が国は世界一の長寿国家となっております。これは我々が長年目指してきた目標が達成されたものであり、大いに誇るべき成果であります。これからの課

題は、いかに社会全体として長寿を支え、一人一人が長生きしてよかったと実感できる社会を創出していくかにあります。

21世紀の超高齢社会において、中高年人口がさらに増大し、若年人口が減少する中で、いかにこの国の活力を維持・増進していくのか、女性や高齢者のより積極的な社会活動への参画をいかに実現するのか、そのためにもこれまで主として家庭で対応されてきた高齢者介護や子育ての問題をいかに社会が支援していくのか、その費用負担のあり方をどのように考えるのか、子供たちに家庭にかわるどのような環境を用意できるのか、これに対するシステムづくりが必要となっております。老若男女を問わず、社会のさまざまな構成員が自立しつつ、相互に支え合い、助け合い、ともに充実した人生を送ることのできる長寿社会の建設に向けて、福祉、教育、国民の社会参加のあり方を総合的にとらえ直すことが今まさに求められております。

特に、国民の老後生活の最大の不安要因である介護の問題については、高齢者や障害者が生きがいを持って幸せに暮らしていけるよう、新ゴールドプランや障害者プランを着実に推進し、介護サービスの基盤整備に努めるとともに、保健・医療・福祉にわたる高齢者介護サービスを総合的・一体的に提供する社会保険方式による新たな高齢者介護システムの制度化に向けて全力で取り組んでまいります。あわせて、高齢社会にふさわしい良質かつ効果的な医療を供給できるよう、医療保険制度の改革を進めるほか、エイズ問題については、和解による早期解決に全力を挙げるとともに、責任問題も含め、必要な調査を行い、医薬品による健康被害の再発防止に最大限の努力を尽くす所存です。

また、次代を担う子供が健やかに生まれ育つ環境づくりを進めるため、育児休業制度の定着や保育対策の充実など、エンゼルプランを着実に推進してまいります。さらに、社会のあらゆる分野に女性と男性がともに参画し、ともに社会を支える男女共同参画社会の形成に向け国内行動計画を見直し、施策の一層の充実を図るとともに、人権教育のための行動計画を早急に策定し、総合的な施策を推進するなど、人権が守られ、差別のない公正な社会を建設してまいります。

—— 自分を見出す教育の実践と文化立国への取り組み ——

個性と創造力にあふれ、責任感と思いやりを持ち、将来の夢を生き生きと語ることのできる子供たちはこれからの日本の宝であり、また、我が国が国際化、情報化、技術革新といった変化に的確かつ柔軟に対応する上でも、教育の果たす役割は限りなく重要であります。最近問題となっている児童生徒のいじめの問題や、前途ある若者が社会的な役割を見出せず、非道な行動に走ってしまったオウム真理教関連事件が投げかけた問題に対応するためにも、21世紀を

展望した個性や創造性重視の方針を一層推し進め、与えられた問題の解答を見つける能力だけでなく、問題そのものを発見し、それを解決する能力を備えた人材を育てる教育を実践するために、教育改革を推進してまいります。

また、国民一人一人にとって生きるあかしや生きがいであるとともに、一国にとってもその最も重要な存立基盤の一つである文化や芸術、スポーツの振興も重要であります。これからの日本は、古来の伝統文化を継承しながらすぐれた芸術文化の創造・発展に取り組み、さらに世界への発信を図る新しい文化立国を目指してまいります。

—— 環境との共生 ——

我々は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動や生活様式を問い直し、祖先から受け継いだ健全で恵み豊かな自然環境を将来に伝えていかなければなりません。このため、環境基本計画に基づき、人と環境との間に望ましい関係を築くための総合的施策の推進に全力を挙げるとともに、地球温暖化を初めとする地球環境問題について、我が国の国際的地位にふさわしい積極的な役割を果たしてまいります。

先般、村山内閣においてその解決を見ることができた水俣病問題については、誠意を持って必要な施策を推進するとともに、この悲劇を貴重な教訓として今後の環境行政に生かしていく所存です。

また、ふえ続ける廃棄物の処理対策については、消費者、事業者、市町村の協力のもとに、ごみの減量化やリサイクルを推進することにより、リサイクル型社会の実現に向け総合的な支援措置を講じてまいります。

—— 国民の安全を守る危機管理体制の強化 ——

昨年の大震災やオウム真理教関連事件などの凶悪事件を契機に、我が国が誇る良好な治安に陰りが生じており、国民の安全を守る危機管理体制の強化が重要な課題となっております。「危機」自体の事前予測が困難である以上、危機管理にとって大切なことは、危機が生じた際の「人」と「システム」であるとの考え方に立ち、政府の安全対策、危機管理体制の強化に全力を傾けてまいります。

災害に強い国づくり、町づくりを進めることが安全に暮らせる社会づくりの基本であります。阪神・淡路大震災から1年が経過いたしました。引き続き本格的な復興に向けて政府一体となって取り組んでまいります。政府は、この大震災を貴重な教訓に、災害の予防に加え、災害時の情報収集・伝達・意思決定体制の強化など総合的な災害対策の充実、危機管理体制の強化に取り組む所存であります。

また、最近の極めて厳しい治安情勢に対応するため、各国との連携強化など

の国際協力を含め、政府を挙げてテロ対策を推進するとともに、国内の銃器摘発や海外からの流入阻止などの総合的銃器対策、さらには覚せい剤、大麻等薬物対策に全力を挙げ、国民の不安解消と安全な社会環境づくりに努めてまいります。

多くの国民にとって現在最も切実な問題である住宅、通勤等の問題を早急に解決することも、ゆとりある国民生活を実現するために必要不可欠な課題であります。こうした問題の多くの根源となっている一極集中を是正し、国際化の進展や活力に満ちた地域社会の形成にも配慮しつつ、災害に強い国土づくりや国土の均衡ある発展を目指していかなければなりません。このため、住宅や交通基盤整備、職住近接の都市構造の実現を初め、生活者重視の視点に立って各種社会資本整備に努めてまいります。また、今後、国民各層との意見交換も行いつつ、複数の国土軸の形成を含め新しい国土計画の策定に積極的に取り組むほか、北海道や沖縄の開発、振興にも引き続き力を注いでまいります。

〔平和と繁栄の創造のための自立的外交の展開に向けて〕

外交面での私の基本方針は、「自立」であります。かつてのように世界の政治経済情勢を与えられた前提として行動する国家ではなく、今や我が国は、従来型の国際貢献からさらに歩を進め、国際社会に受け入れられる理念を打ち立て、世界の安定と発展のためみずからのイニシアチブで行動する国家であるべきであります。このことが、国際的に相互依存関係が高まる中、我が国の安全と繁栄を確保するためにも最良の道であると確信しております。

—— 国連改革の推進 ——

国際社会においては、依然として、地域紛争、大量破壊兵器の拡散、環境破壊や貧困など重要問題が山積しております。今年是我が国が国連に加盟して40周年に当たりますが、これらの問題の解決に当たっては、国連が重要な役割を果たしていく必要があります。我が国としては、財政改革、経済・社会分野での改革及び安保理改革などについて、本年秋までにできる限り具体的な成果が得られるよう、他の国連加盟国と協力しつつ、引き続き努力してまいります。安保理常任理事国入りの問題については、我が国は、国連改革の進展状況やアジア近隣諸国を初め国際社会の支持と一層の国民的理解を踏まえ対処することといたします。

—— 地域紛争の解決と軍縮・不拡散への創造的取り組み ——

冷戦終結後の世界平和を脅かす脅威の一つに地域紛争があります。地域紛争は、その地域の問題であるのみならず、国際社会全体の枠組みの構築にかかわるグローバルな問題でもあります。我が国としては、その予防と解決のため、外交努力や人道・復興援助とともに、平和維持活動など国連の活動に人的な面

や財政面で積極的に貢献してまいります。

特に、旧ユーゴにおける紛争は、新しい国際協力の実効性を問う試金石となっております。先般の包括和平合意による大きな進展を永続的な真の平和の確立につなげていくために、国際社会の和平・復興努力に積極的に参画してまいります。中東和平問題に関しては、昨年9月にイスラエルとPLOの間で暫定自治の拡大の合意が成立をいたしました。ラビン首相の暗殺は我々に大きな衝撃を与えましたが、平和への潮流は確固たるものがあります。我が国は、さきのパレスチナ評議会選挙に協力するため、国際監視団への参加や物資供与を行いました。2月には、ゴラン高原に展開している国連兵力引き離し監視隊に自衛隊部隊等を派遣するなど、今後とも積極的な貢献を行ってまいります。

核兵器を初めとする大量破壊兵器の軍縮と不拡散、通常兵器の移転抑制のための取り組みについても、その強化に努めてまいります。我が国は、唯一の被爆国として、核兵器の究極的な廃絶に向け、すべての核兵器国が核軍縮に真摯に取り組むよう訴えてきており、昨年の国連総会では、我が国提出の核軍縮決議及び核実験停止決議が採択されました。いまだに一部の国により核実験が繰り返されていることは極めて遺憾であり、核実験の停止を強く求めていくとともに、全面核実験禁止条約交渉が本年春に妥結され、秋には署名ができるよう最大限の努力を払ってまいります。

我が国を含むアジア太平洋地域の安全保障の確保は、世界平和の大前提であります。政府としては、日本国憲法のもと、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とならないとの基本理念に従い、日米安保体制を堅持するとともに、文民統制を確保し、非核三原則を守ってまいります。また、昨年末に策定された新防衛大綱及び新中期防衛力整備計画に従い、現行の防衛力の合理化・効率化・コンパクト化を一層進めるとともに、必要な機能の充実と防衛力の質的な向上を図ることにより、多様な事態に対し有効に対応し得る防衛力の整備に努めてまいります。

—— 世界経済の繁栄への枠組みづくり ——

我が国の国際社会における地位にかんがみ、特に重要であるのが世界経済の繁栄への新たな枠組みづくりであります。世界経済のさらなる発展のためには、WTOのもとで多角的自由貿易体制の一層の強化を通じ、貿易・投資の拡大均衡を図っていくことが重要であります。本年末の第1回閣僚会議を念頭に置き、地域統合の問題や貿易政策と投資、環境、競争政策との関係に関して新しいルールづくりに取り組むとともに、紛争処理機能の強化に努めてまいります。

途上国の開発への支援についても、我が国としては、国際社会の枠組みとな

るべき新たな開発戦略の策定を国連等の場において提唱しており、引き続きこの作業に貢献してまいります。政府開発援助大綱を踏まえ、アジア地域を中心とする経済ダイナミズムの発展に貢献するため、援助と貿易・投資、マクロ経済政策等を有機的に連携させた「包括的アプローチ」により、総合的な経済協力を推進してまいります。また、市場経済化にどう取り組むかは世界的に重要な課題であります。途上国における民主化の促進、市場志向型経済導入の努力に十分注意を払いつつ、各国の経済の発展段階に即した形で最適な支援を行っていくことも我が国の大きな役割であります。

環境、人口、食糧、エネルギー、人権、難民、エイズなど、地球規模の問題の重要性はますます増大しております。我が国が世界に誇る技術や過去の経験をもって、引き続き国際社会の共通の認識や枠組みづくりに向けて全力で取り組んでまいります。さらに、世界的に環境調和型の経済社会の発展を促すため、新エネルギーの開発・導入、環境負荷の低減に資する研究開発、新産業創出などに精力的に取り組んでまいります。また、海洋の法的秩序に関し包括的に定めている国連海洋法条約の早期締結を目指し、あわせて我が国の海洋法制の整備を行うため、所要の準備を進めてまいります。

さらに、我が国の世界経済における役割を十分に自覚し、強靱な日本経済の再建に全力を尽くし、世界経済のさらなる活性化に貢献してまいります。また、内需を中心とした安定成長の確保や市場アクセスの改善などにより、引き続き経常収支黒字の意味のある縮小を図り、調和ある対外経済関係の形成に努めてまいります。

—— アジア太平洋地域における協力関係の推進 ——

アジア太平洋地域は、我が国にとっても、世界経済全体にとっても年々その重要性を増しており、協力関係の一層の緊密化を図ってまいります。我が国は、昨年、APEC大阪会合を主催し、貿易・投資の自由化・円滑化、経済・技術協力の推進のための包括的な道筋を示す「行動指針」を採択し、APECは「ビジョン」の段階から「行動」の段階に移行しております。本年は、アジア太平洋協力にとって重要な試練の年であり、我が国としても、この協力の求心力を強めるような十分内容のある「行動計画」を策定し、この地域のさらなる発展に大きな役割を果たしていかなければなりません。安全保障面においても、この地域の発展の基盤となっている平和と安定を維持していくため、ASEAN地域フォーラム等における政治・安全保障対話への積極的な参画を通じて、域内の信頼の醸成に貢献してまいります。

—— 友好的な2国間関係の発展 ——

各国との友好的な2国間協力関係の発展が外交の基本であることは言うまで

もありません。私は、日米関係を基軸としつつ、地理的にも経済的にも密接な関係にあるアジア太平洋諸国を中核に、文明や文化の相違を衝突ととらえず、その共存を図るような、心の通い合う外交を展開してまいります。

日米関係は、我が国にとっても世界にとっても最も重要な2国間関係であり、アジア太平洋地域、そして世界の平和と安定のかなめであることを再認識し、クリントン大統領の訪日の機会もとらえ、幅広い協力関係を一層強化していく決意であります。特に日米安保体制は、日米協力関係の政治的基盤をなし、アジア太平洋地域の平和と繁栄にとって不可欠の役割を果たしており、これを堅持してまいります。

沖縄の米軍施設・区域の問題については、日米の信頼のきずなを一層深いものとするためにも、また、長年にわたる沖縄の方々の苦しみ、悲しみに最大限心を配った解決を得るためにも、先般設置された特別行動委員会等を通じ、日米安保条約の目的達成との調和を図りつつ、沖縄の米軍施設・区域の整理・統合・縮小を推進するとともに、騒音、安全、訓練などの問題の実質的な改善が図られるよう、誠心誠意努力を行ってまいります。

日米経済関係については、国際ルールにのっとり、日米包括経済協議の諸措置を日米双方において着実に実行することなどにより、引き続き適切な運営に努めてまいります。

日中関係については、安定した友好協力関係の発展に資するため、中国の改革・開放政策を引き続き支援していくとともに、核軍縮を含む国際社会の諸問題に関して対話を深めてまいります。

朝鮮半島政策に関しては、引き続き、韓国との友好協力関係を基本とし、日朝関係については、朝鮮半島の平和と安定に資するとの観点を踏まえつつ、韓国等との緊密な連携のもとに取り組んでいく考えであります。北朝鮮の核兵器開発問題については、今後とも、米国、韓国を初めとする諸国とともに、米朝合意の着実な実施のため、朝鮮半島エネルギー開発機構への積極的な協力を行ってまいります。

本年は、日ソ共同宣言による国交回復後40周年に当たりますが、日ロ関係については、ロシアの政治情勢を注視しつつ、東京宣言に基づき、北方領土問題を解決し、両国間の完全な正常化を達成するために一層の努力を傾ける所存であり、ロシア政府もこの問題に真剣に取り組むことを強く希望いたします。

我が国として、アジア太平洋のみならず、世界のすべての地域の国々との積極的な協力関係を促進していく必要があることは当然です。特に、EUの拡大と深化により一体性を強め、国際社会における重みを増しつつある欧州との広範な協力関係の維持、発展は重要な課題であります。3月には、タイにおいて

初のアジア・欧州首脳会合が予定されており、この機会もとらえ、地域間の対話と協力の強化に貢献してまいります。

〔行政の21世紀型システムへの変革のために〕

以上申し上げた内外政上の課題の解決を図るためには、まず行政みずからが、時代の潮流変化を踏まえ、大きな価値観の転換を遂げていかなければなりません。私は、21世紀にふさわしい政府とは、国民に対して開かれた民主的な存在であるとともに、緊急時には機敏に強いリーダーシップを発揮し得る存在であり、また、市場原理を最大限発揮させ、住民に身近な行政は地方にゆだねる簡素で効率的なものでありつつも、真に国民が必要とする施策に対しては十分な配慮を行い得るような存在でなければならないと考えております。こうした一見相反するような性格を持った政府、このような政府を目指した改革がその本質を見失わないためには、常に、何のための政府であるのか、だれのための改革であるのかを国民の視点に立って見直すことが必要であります。このことこそが、私が求める行政改革、すなわち、改革のための改革ではなく、根本的な問いかけに答える行政改革であります。

我々は、いま一たび初心に立ち返り、「主権在民」、「公務員は全体の奉仕者」という基本的な理念を胸に、内外の社会情勢の変化を踏まえて行政の制度・運営を根本にさかのぼって見直し、各界の意見を謙虚に受けとめ、そして尊重しつつ、行政の改革を推進していかなければなりません。

—— 行政改革の断行 ——

行政の改革の第1は、規制の思い切った緩和であります。まず、規制緩和推進計画に沿って計画的な規制の緩和を推進するとともに、本年度末までに同計画の第1回目の改定を行います。改定に当たっては、さきの行政改革委員会の意見を最大限に尊重し、内外の要望を踏まえながら、新たな規制緩和方策を積極的に盛り込むとともに、その実行を強力なリーダーシップにより確保してまいります。

国と地方との関係においては、住民に身近な行政は住民が直接選んだ首長の責任のもとに地方公共団体がその事務を行うという地方自治の大原則を名実ともに実現させなければなりません。政府としては、本年3月の地方分権推進委員会の中間報告とその後の具体的な勧告を受け、直ちに地方分権推進計画の策定に取りかかり、権限委譲や国の関与の緩和や廃止、機関委任事務の抜本的な見直し、地方税財源の充実強化、分権の受け皿たる地方行政体制の整備など地方分権の流れを思い切って加速化させてまいります。

行政改革の中核の一つは中央官庁自身の改革であります。今後の規制緩和の進捗状況や地方分権推進計画に基づく行政事務の再配分のあり方も踏まえつ

つ、縦割り行政の弊害防止や抜本的な行政改革の実施の観点から、中央省庁のあり方についても真剣な検討を進めてまいります。また、内閣機能の強化の観点から、内閣総理大臣補佐官の設置等を内容とする内閣法改正案を今国会に提出いたします。

透明で効率的な行政の実現も極めて重要な課題であります。情報公開法の早期の制定に向けて、行政改革委員会の今年内の意見具申に向けての調査審議を促進するとともに、審議会等の透明化についても具体化を進めてまいります。行政の効率化、肥大化防止の観点からは、省庁間を結んだネットワークの計画的整備など行政の情報化を推進するとともに、国家公務員の定員の計画的削減を継続してまいります。特殊法人改革についても、同様の考え方に立ち、9法人の統廃合、民営化等を行うほか、財務内容等の積極的公開を含め継続的な改革を推進してまいります。

首都機能の移転については、我が国の政治、行政、経済、社会の改革を進める上でも極めて重要な課題であります。昨年12月には国会等移転調査会の報告が取りまとめられたところであり、今後はこの報告を踏まえ、首都機能の移転の一層の具体化に向け、内閣の重要課題の一つとして取り組んでまいります。

行政改革の適切な実現のためには、今申し上げた規制緩和、地方分権、首都機能移転、中央省庁の改革などの諸課題が有機的に組み合わせられ相乗効果を上げるよう調整を行うことが極めて重要であり、私としても、これらの取り組み相互の有機的な連携を図ることに意を払ってまいります。

—— 財政改革 ——

行政改革と常に一体となって語られなければならないのが財政改革であります。

我が国財政は、公債残高が来年度末には約241兆円に増加する見込みであり、厳しい税収動向も相まって、もはや危機的状況と言っても過言ではありません。急速に進展する人口の高齢化や国際社会における我が国の責任の増大など今後の社会経済情勢の変化に財政が弾力的に対応し、真に必要とされる政策分野に財政資金を投入していくためにも、できるだけ速やかに健全な財政体質をつくり上げていくことが緊急課題であります。言うまでもなく、国の財政は国民のものであり、その受益者も国民であり、負担者も国民であります。政治家一人一人が国民の代表としての自覚を持って、一刻も早い財政の規律の回復に努めなければなりません。

税制については、活力ある高齢社会を目指し、公平・中立・簡素という租税の基本原則に基づき、不断の改革が必要であります。5%とすることが法定されている消費税率については、社会保障等に要する財源の確保や行財政改革の

推進状況等を踏まえつつ、本年9月という法律上の期限に向け鋭意検討を進めてまいります。

行政改革を実現する上でしばしば問題となるのは、政と官の関係であります。私は、政と官とを対立構造でとらえるのではなく、政治家の強い意志と責任で大きな改革の方向づけを行い、行政官は専門的知識によりこれを補完するという協力関係をつくり上げねばならないし、その最終責任は、行政の最高責任者でもある我々政治家が持たなければならないと考えております。今年の参議院議員選挙や統一地方選挙で示された国民の政治不信や政治への無関心は極めて深刻であります。このような状況を打開し、国民の政治への信頼と関心の回復を図るには、政治の浄化への不断の取り組みに努めるとともに、国会等の場で真に国家や国民本位の政策論争を国民の目に見える形で行わなければなりません。そのことこそが現在最も必要な政治改革であり、こうした政治の改革を通じてのみ真の行政の改革も実現し得るものと私は確信しております。

〔結び〕

平成8年は、戦後50年を終え、21世紀の礎を築き、次なる100年の展望を切り開く新たな「挑戦」の年であるべきであります。来るべき世紀は、規制と保護に対して自由と責任という理念が、量的拡大に対して質的充足という価値観が、企業や組織に対して地域社会や家庭という存在が、それぞれその重みを増していく時代となりましょうし、また、そうさねばなりません。我々が目指す社会は、そこに息づく国民一人一人が心豊かに平和に暮らせる社会であり、そのことを通じて国民はこの国に対する自信や誇りを、将来に対する夢や目標を再び手にすることができるようになるものと私は確信しております。

しかし、これを実現することは言葉で語るほど容易ではありません。我々は、過去の重みからも未来への責任からも逃げるわけにはいきません。改革は容易ではありませんし、痛みを伴います。しかし、私たちの次の世代に希望と誇りのある日本の未来を託するためには、今こそ、勇気を持って、時代の要請にこたえ、この国の政治のあり方を、行政の成り立ちを、そして経済のシステムを変革し、創造していかなければなりません。

私は、この変革のときに重要な国政を担う内閣総理大臣として、そして一人の政治家として、以上申し上げた課題に全力を傾けてまいり所存であります。

国民の皆様と議員各位の御理解と御協力を切にお願い申し上げます。

○平成8年1月22日（月）

【池田外務大臣の外交演説】

このたび、私は、外務大臣を拝命いたしました。重要な局面を迎えている日本外交のかじ取りという重責を任され、身の引き締まる思いであります。私は、外交の継続性を確保しつつ、橋本内閣の一員として創造的外交を展開し、村山内閣のもとでの外交の諸成果をさらに発展させていくべく全力を尽くす所存であります。

〔国際情勢認識と日本外交の基本方針〕

国際情勢は依然として流動的であり、その先行きは不透明であります。冷戦終結後数年がたち、国際社会の努力が、少しずつではありますが成果を上げてきております。旧ユーゴ、中東では、地域紛争の解決に向けて注目すべき前進が見られております。アジア太平洋地域においても、北朝鮮の核問題解決に向けた動きが出てきております。国際社会の課題は、こうした好ましい動きを確固とした流れに変え、冷戦後の新しい枠組みを確立していくことであります。

このような国際情勢のもとで我が国外交の進路を考えると、私は、まず、国家間の相互依存関係が深まる中、我が国の安全と繁栄は、国際社会の平和と繁栄があって初めて可能であることを改めて強調したいと思えます。また、我が国の行動いかに世界への平和と安定に大きな影響を持つことも認識しなければなりません。私は、こうした点を踏まえ、我が国が新たな国際秩序の構築に向け創造的役割を果たすべく、全力を傾注する決意であります。

〔主要な政策課題〕

次に、新たな国際秩序を構築していく上で重要な幾つかの政策課題と我が国の取り組みについて申し述べたいと思えます。

—— 地域紛争の平和的解決 ——

国際社会の平和と安定を確保するためには、地域紛争の解決に努めるとともに、未然に防止する努力を行っていくことが重要であります。これらの紛争の中には、地理的には日本から遠い地域のものもありますが、国際社会全体の枠組みの構築にかかわるグローバルな問題でもあり、我が国はその解決に積極的に関与し、適切な協力を行っていく必要があります。その意味で、旧ユーゴや中東で生じている平和の機運を一層確実なものとするに協力していきたいと考えます。

旧ユーゴ紛争について、我が国は、昨年12月のロンドン和平履行会議において、和平合意の誠実な履行を当事者に対し強く求めるとともに、総額約20億円の難民支援を初め、和平の履行に協力していく姿勢を表明いたしました。我が国としては、引き続き和平履行運営委員会の一員として国際社会の努力に積極

的に参画していくとともに、予防外交の観点から、周辺国に対する支援も引き続き実施していく考えであります。

中東においては、ラビン首相の暗殺という悲劇的な事件にもかかわらず、当事者の平和への確固たる意志に基づく努力が続けられており、国際社会はこれを引き続き支援していく必要があります。我が国は、パレスチナ評議会選挙のための国際監視団への参加や物資供与を含め、引き続きパレスチナ暫定自治に対する支援に積極的に取り組むとともに、ゴラン高原における国連兵力引き離し監視隊（UNDOF）に対する自衛隊部隊等の派遣を行います。

我が国としては、地域紛争の解決のため、外交努力や人道・復興援助等の協力とともに、平和維持活動を含む国連の活動に人的な面や財政面で引き続き積極的に貢献してまいります。

—— 軍縮・不拡散の一層の推進 ——

第2に、核兵器を初めとする大量破壊兵器の軍縮と不拡散、通常兵器の移転抑制についての取り組みが重要であります。我が国は、昨年国連総会において、軍縮に関する決議案のうち15の決議案の共同提案国となりましたが、特に4本の決議案については実質的に主導して作成するなど、積極的にイニシアチブを発揮しております。

核軍縮に関しては、昨年5月の核不拡散条約無期限延長の決定を受け、我が国は、唯一の被爆国として、核兵器の究極的な廃絶に向けてすべての核兵器国が核軍縮に真剣に取り組むよう訴えてまいりました。国連で、我が国が共同提案国として提出した「核兵器の究極的廃絶に向けた核軍縮決議」及び「核実験の停止を求める決議」が多数の国の支持を得て採択されたことは、こうした外交努力の成果の一つであります。我が国は、すべての国がこの核実験停止決議に示された国際社会の意思を真摯に受けとめ、核実験を行わないよう引き続き強く求めていきます。また、全面核実験禁止条約（CTBT）交渉が本年の春に実質的に妥結され、秋には署名されるよう最大限の努力を行ってまいります。

通常兵器に関しては、同じく我が国が共同提案国として提出した「小火器に関する決議」が国連で採択され、小火器の過剰な蓄積と移転の防止に関する政府専門家による報告書が第52回総会に提出されることとなりました。また、昨年12月には、通常兵器及び関連汎用品・技術についての新たな国際的輸出管理体制の設立が決定されました。我が国は、今後とも通常兵器の過度の移転と蓄積の防止のために積極的に取り組んでまいります。

—— 世界経済の持続的発展の確保 ——

第3に、我が国は世界経済の持続的発展の確保に主要な役割を果たさなければなりません。経済の相互依存の深化に伴い、我が国の経済の動向や政策は、

各国の経済と強い相関関係にあります。こうした状況を踏まえ、我が国として世界経済の安定的運営に貢献するためにも、思い切った規制緩和を初めとした経済のさらなる活性化を図るとともに、国際社会と調和のとれた経済社会の実現を引き続き目指してまいります。

世界経済の持続的発展を確保するために、世界貿易機関（WTO）の発足を踏まえ、多角的自由貿易体制の強化にも一層の努力を払う所存であります。WTOにおいては、本年12月に予定されているシンガポールでの第1回の閣僚会議に向け、ウルグアイ・ラウンド合意の着実な実施、サービス分野での継続交渉の期限内の妥結、いわゆる「ウルグアイ・ラウンド後の新しい課題」への取り組み、紛争解決手続の強化といった面で、実質的成果を達成すべく積極的役割を果たす所存であります。また、昨年秋以降、経済協力開発機構（OECD）において多数国間投資協定交渉が開始されましたが、その成功に向けて積極的に取り組んでまいります。

—— 開発途上国及び移行期にある諸国との協力 ——

第4に、開発問題への取り組みであります。

アフリカ諸国を初め多くの開発途上国は、依然として貧困と飢餓に悩み、アジア太平洋や中南米の諸国も経済成長過程に伴う新たな課題を抱えております。また、旧ソ連諸国や中東欧諸国は市場経済への移行の途上でさまざまな困難に直面しております。これらの諸国の個々の状況に応じて、その経済的・社会的発展を促し、民主的制度づくりに協力し、国際社会に組み込んでいくことは、国際秩序の安定を導くものであります。

その一方で、多くの援助国においては、いわゆる「援助疲れ」が見られております。こうした状況にかんがみ、我が国は、新たに長期的な開発戦略を策定する必要性を強調し、国連における「開発のための課題」に関する議論に積極的に貢献する姿勢を明らかにしてまいりました。我が国としては、今後とも、政府開発援助大綱に基づき、政府開発援助の効果的・効率的な実施及びその拡充に努めてまいる所存であります。同時に、開発戦略が早期にまとまるよう積極的に知恵を出し、議論を促進してまいりたいと考えます。

—— 地球規模問題の解決 ——

第5に、環境、人口、人権、難民、麻薬、テロなどの問題は、国際社会が一致して取り組むべき地球規模の問題であり、我が国の国際貢献の最も重要な柱の一つであります。今後とも、我が国の知識や経験を生かし、国際社会と協力して問題解決に取り組んでまいります。

我が国は、第4回世界女性会議において諸国の関心の高かった女性に対する暴力の問題に関する決議案を、昨年12月、国連総会に提出し採択されました。

また、我が国は、海洋国家として、新たな海洋の法的秩序の確立に積極的に

貢献していくことが期待されています。国連海洋法条約は海洋の法的秩序に関し包括的に定めておりますが、政府としては、この条約を早期に締結したいと考えており、今次国会に提出することを目指して準備を進めているところであります。

〔国際協調の推進〕

これらの諸課題に取り組んでいくに当たっては、国際協調の強化が不可欠であります。その際、2国間の協力関係、アジア太平洋地域における協力、国連やWTOを軸とするグローバルな協力をそれぞれ強化していくとともに、3つの同心円として相互に関連づけながら発展させていくことが重要であると考えます。

—— 主要2国間関係 ——

各国と良好な2国間関係を築き上げていくことは、我が国外交の基礎であるとともに、グローバルな協力、地域協力を進める上でも重要であります。

2国間関係の中で日米関係は、日本外交の基軸であり、日米間の幅広い分野における協力関係を引き続き強化していく必要があります。特に、日米安保体制は我が国の安全保障政策の主要な柱の一つであり、日米協力関係の政治的基盤をなしているのみならず、アジア太平洋の平和と繁栄を維持する上で重要であります。このため、我が国としては、日米安保体制を堅持するとともに、引き続きその円滑かつ効果的運用に努めてまいります。

他方、沖縄県においては、米軍の施設・区域が集中していることから種々の問題が生じております。私は、沖縄県の方々のこれまでの御苦勞に思いをいたしながら、関係者のお気持ちにもできるだけ配慮してまいる考えです。その意味で、沖縄における米軍施設・区域の整理・統合・縮小及び関連する諸問題については、日米安保条約の目的達成との調和を図りつつ、昨年11月設置された「沖縄における施設及び区域に関する特別行動委員会」において1年以内を目途に目に見える具体的な成果を上げるよう米側と協力して努力してまいる所存であります。

日米経済関係については、まず、日米包括経済協議のもとでの決着内容を日米双方が着実に実施していくことが重要であります。同時に、日米両国が地球規模問題へ共同して取り組む枠組みであるコモン・アジェンダの拡大・深化を図ることなどにより、日米間の協力を推進していく必要があると考えます。本年4月にはクリントン大統領が訪日されますが、我が国としては、この訪日を、新たな時代における日米関係の意義を確認し、以上のような幅広い分野における日米協力を総括する機会として重視しており、今後、米国政府と協力して、大統領訪日を成功させるべく準備を進めてまいります。

以上のような考えのもと、私は18日より訪米し、クリントン大統領、ゴア副

大統領、クリストファー国務長官、ペリー国防長官に対し、日米関係を最重視するとの橋本内閣の考え方を伝え、日米関係をさらに発展させていくことについて意見の一致を見たところであります。

共通の価値観を有し安全保障上等の利害をともにする韓国との友好協力関係は、両国のみならず北東アジアの平和と安定のために重要であり、またアジア太平洋やグローバルな問題にも一層協力して取り組むべく、引き続き関係を強化していく考えであります。

北朝鮮情勢については、今後ともその動向を注視していく必要がありますが、日朝関係については、第2次世界大戦後の日朝間の不正常な関係を正すとともに、朝鮮半島の平和と安定に資するとの2つの観点を踏まえ、韓国等と緊密に連携しながら対応してまいります。

北朝鮮の核兵器開発問題については、朝鮮半島エネルギー開発機構（KEDO）と北朝鮮との間で軽水炉供与のための供給取り決めが締結されたことを受け、今後とも米国及び韓国と緊密に協力し、KEDOに対する積極的な貢献を行ってまいります。

中国との間では、友好協力関係を維持・発展させ、また国際社会においてともに協力していくことが重要であります。我が国としては、今後、新しい未来志向の日中協力の時代を築いていく考えであり、中国の改革・開放政策を引き続き支援するとともに、さまざまな分野において協力関係を一層深めてまいります。

また、旧日本軍が中国に遺棄した化学兵器の問題については、政府として、先般批准した化学兵器禁止条約の精神を踏まえつつ、誠実に対応していく所存であります。

ロシアとの関係では、本年6月に大統領選挙が予定されており、引き続きその内政動向を注視していく必要があります。我が国としては、ロシアの改革が後退することなく継続されることを強く支持するものであります。

日ロ関係は、本年は日ソ共同宣言による国交回復40周年を迎える節目の年であり、北方領土問題の解決が最重要課題であります。種々の分野における両国間の実務関係を着実に進めるとともに、東京宣言に基づき領土問題を解決し、両国関係の完全な正常化を達成するためになお一層の努力を傾けてまいります。

欧州との関係についても、統合を進める欧州連合（EU）を初め、各国との間で幅広い分野において対話・協力を進めており、今後とも日欧関係の一層の強化に努めてまいります。

—— アジア太平洋地域における協力 ——

アジア太平洋地域は政治的安定を背景にダイナミックな経済発展が進み、域

内の相互依存関係が深化し、世界の成長センターとなっております。この地域の安定と繁栄は日本の安全と繁栄を確保するために重要であり、我が国としては、北米、アジア、中南米、大洋州諸国等との協力関係を基礎として、政治・経済両面でアジア太平洋の地域協力の強化に努めてまいります。

アジア太平洋経済協力（APEC）については、我が国は、昨年11月、議長国として大阪で閣僚会議及び非公式首脳会議を開催しましたが、我が国のリーダーシップのもと、貿易・投資の自由化・円滑化及び経済・技術協力の推進のための包括的な道筋を示す「行動指針」が採択されました。これにより、APECは「ビジョン」の段階から「行動」の段階に移行したと言えます。本年のフィリピン会合には、各メンバーが「行動指針」を実施するための「行動計画」等を提出することとなっております。我が国としても、内容のある前向きな「行動計画」の策定を含め、APECのさらなる進展に引き続き積極的に貢献してまいります。

ASEAN地域フォーラム（ARF）については、昨年第2回外務大臣会合で、まずもって信頼醸成措置を重視しつつ漸進的に具体的協力を進めていくことが合意されましたが、去る18、19両日、我が国が東京においてインドネシアと共催した信頼醸成措置に関する政府間会合は、その第一歩として有意義なものでありました。我が国は、今後ともアジア太平洋地域における政治・安全保障対話の場であるARFに積極的に関与し、域内諸国間の信頼醸成の促進に努めてまいります。

—— グローバルな協力 ——

我が国は、地域協力を国連やWTO等グローバルな枠組みと整合的な「開かれた協力」として実行していくとともに、グローバルな枠組みの一層の強化に努める必要があります。

国連は、グローバルな枠組みの重要な柱であります。創設50周年を迎えた国連が時代の要請に適合した役割を果たすためには、国連の機能強化のための改革を推進していく必要があります。我が国は、昨年9月の国連総会における演説で、財政改革、経済・社会分野での改革及び安保理改革が必要であることを強調するとともに、憲法が禁ずる武力の行使は行わないという点を含む我が国の国際貢献に関する基本的な考え方のもとで、多くの国々の賛同を得て安保理常任理事国としての責任を果たす用意があることを改めて表明いたしました。また、昨年12月には、旧敵国条項の削除のための憲章改正手続を将来の最も至近の適当な会期において開始する旨の総会決議が採択されました。我が国は、今後とも他の国連加盟国と協力しつつ、国連改革に率先して取り組んでまいります。

共通の価値を分かち合っている日米欧の主要各国間の密接な協力と政策協調

は、国際社会の諸課題への取り組みに当たって不可欠になっており、主要国首脳会議（サミット）等を通じての協力・政策協調を強化してまいります。本年は6月のリヨン・サミットに先立ち、4月に原子力安全等に関するモスクワ・サミットが開かれますが、我が国はこれらの会合に積極的に取り組んでまいります。

また、本年3月には、タイにおいて、初の首脳レベルのアジア欧州会合（ASEM）が予定されております。我が国としては、この機会に、相互の地域情勢についての理解を深めるとともに、アジアと欧州の間で幅広い分野についてグローバルな視点に立った対話と協力の強化に努めてまいり所存であります。

〔さまざまな面での協力と体制整備〕

各国との協力を強化していくためには、お互いの文化に触れることを通じて、異なる社会的文化的背景を持つ者同士が尊敬し合える基礎をつくっていくことが必要であります。我が国としては、従来にも増して文化交流、文化協力を積極的に取り組んでまいりたいと思います。科学技術分野での国際協力についても、我が国の国際社会における役割を積極的に果たすとの観点から一層強化してまいります。また、海外広報活動に積極的に取り組んでまいります。

また、近年、日本人の海外渡航者が増加しており、海外邦人の安全対策の強化が一層重要になっております。政府としては、今後とも邦人保護体制及び危機管理能力の一層の強化に努めるとともに、機動的かつ的確な外交を推進するため、外交実施体制の強化にも取り組んでまいります。

〔結び〕

外交の根本にあるのは、各国との相互理解と相互信頼のきずなであります。昨年は戦後50周年という節目の年でありましたが、次の50年の始まりを迎え、今後ともアジア近隣諸国等との間の過去の歴史を直視し、将来に向け各国との相互理解や相互信頼を促進すべく積極的に取り組んでいく所存であり、このため昨年開始した平和友好交流計画の推進を初めとする諸課題に着実に取り組んでまいります。私は、こうして培われる各国との信頼関係を基礎として国際協調を進め、さまざまな外交課題に対処してまいり所存であります。

また、我が国の国際化の進展とともに、内政と外交は一体となってきております。私は、世論に十分耳を傾けて、国民の皆様のより一層の御理解と御支持を得て外交を推進していく所存であります。

何とぞ、議員各位、国民の皆様の一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

○平成8年1月22日（月）

【久保大蔵大臣の財政演説】

（ 今後の財政金融政策の基本的考え方 ）

平成8年度予算

平成7年度第3次補正予算

私は、平成8年度予算の御審議をお願いするに当たり、今後の財政金融政策の基本的な考え方について所信を申し述べますとともに、予算の大要を御説明いたします。

まず、昨年の阪神・淡路大震災の発生より1年がたちましたが、今なお多くの困難に立ち向かっておられる被災者の方々にお見舞いを申し上げます。震災の復興が一日も早く進むことをお祈りしますとともに、政府としても、引き続き諸施策の実施に万全を期してまいりたいと考えております。

〔はじめに〕

我が国経済は、これまで、国民のたゆまぬ努力と研さんにより幾多の困難を克服し、世界経済が持続的に成長する中で目覚ましい発展を遂げてまいりました。

しかしながら、戦後50年という一つの区切りを終えた我が国は、現在、成熟化社会への移行、少子・高齢化の進展、あるいは情報通信の高度化などの避けずは通れない構造的な変化に直面しており、今こそ国民一人一人が豊かに暮らせる自由で活力ある社会の創造に向けて経済構造の改革を強力に推進していく必要があります。

一方、対外的には、経済活動の国際化が一層進展する状況のもと、世界経済の繁栄と健全な発展に向けた新たな枠組みづくりに積極的に参画していくことが求められております。

〔最近の内外経済情勢〕

まず、最近の内外経済情勢について申し上げます。

我が国経済の現状を見ますと、個人消費、設備投資及び住宅投資などに明るい動きが見られ、景気には緩やかながら足踏み状態を脱する動きが見られるところであります。

一方、国際経済情勢を見ますと、先進諸国ではこのところ景気減速の動きがあるものの、旧計画経済諸国では回復の兆しが見られ、また、開発途上国ではアジアを中心に景気は拡大を続けており、世界経済は全体として拡大基調を維持しております。

私は、今後の財政金融政策の運営に当たり、このような最近の内外経済情勢

を踏まえ、以下に申し述べる諸課題に全力を挙げて取り組んでまいり所存であります。

〔内需を中心とした安定成長の確保〕

第1の課題は、景気回復を一日も早く確実なものとするところであります。

政府としては、昨年9月の経済対策の策定や年末の住専問題の具体的な処理方策の取りまとめなど、これまで経済運営には万全を期してきたところでありましたが、これら諸施策の着実な実施により、このところ見られている明るい芽を育てていくなど、引き続き適切かつ機動的な経済運営に努めてまいります。

8年度予算編成においても、我が国の現下の経済情勢を踏まえ、異例に厳しい財政事情のもとではありますが、公共投資の着実な推進を図るとともに、我が国経済の中長期的な安定成長に向けて経済の構造改革の実現のための措置を実施することとしております。さらに、8年度税制改正において、7年度と同規模の所得税・個人住民税の特別減税を継続して実施するほか、土地税制、証券税制等についても適切な対応を図ることとしております。

金融面では、昨年9月の公定歩合の引き下げを含めた累次にわたる金融緩和措置の実施により、各種金利は依然として低い水準にあり、今後ともその効果を見守ってまいり所存であります。

最近の為替相場の動向につきましては、一連のG7蔵相・中央銀行総裁会議における合意に基づいた各国の協調等により、円高是正が進んできております。今後とも、為替市場において関係各国と緊密に協力してまいりたいと考えております。

〔財政改革の推進〕

第2の課題は、財政改革の推進であります。

我が国財政は、昭和50年度以降15年間にわたり多額の特例公債の発行を余儀なくされてきましたが、連年の歳出削減等の努力に加え、いわゆるバブル経済による高い税収の伸びにも恵まれ、平成2年度予算において特例公債の発行を回避することができました。その後、バブル経済の崩壊とともに税収が減少し続けるという、かつてない状況となりましたが、各年度の予算編成においては、財源対策としてさまざまな工夫を講ずることにより、何とか償還財源の手当てのない特例公債の発行を回避してまいりました。

しかしながら、8年度予算編成に当たっては、税収が7年度当初予算で見込んだ水準をさらに2兆円以上も下回る見込みとなる一方、さまざまな工夫も限界に突き当たり、多額の特例公債を発行せざるを得ない容易ならざる事態に立ち至りました。

他方、経済情勢の変動に対しては、財政として可能な限りの対応をしてきた

結果、近年公債残高は急増し、8年度末には約241兆円に達する見込みであります。単年度で見ましても、8年度予算の公債発行額は21兆円にも上り、公債依存度は28%と極めて高いものとなっております。こうした事態が今後も続くようなこととなれば、高齢化の進展や国際的責任の増大など社会経済情勢の変化に財政が弾力的に対応することは困難となり、我が国経済社会の発展にとって重大な支障となりかねません。

先進各国は、長期の持続的成長に資するために中期的にさらに大幅な財政赤字削減が不可欠であることを、一連のG7蔵相・中央銀行総裁会議の場等で強調してきているところであります。

今後の財政運営においては、容易ならざる財政事情を厳しく受けとめ、できるだけ速やかに健全な財政体質をつくり上げていくことが基本的課題であります。そのためには、中長期的観点から行財政が果たすべき役割や守備範囲を見直していくことが必要となりますが、その過程で国民に痛みを分かち合っただけだとことをお願いせざるを得ないことも考えられます。8年度予算は、特例公債を含む多額の公債発行という財政の厳しい実情を直截にお示しする姿となりましたが、これを地ならしとして、各位の一層の御理解と御協力を仰ぎつつ、新たな財政改革への歩みを進めてまいりたいと考えております。

〔税制上の諸課題〕

第3の課題は、税制上の諸課題に適切に対応することです。

平成6年11月に成立した税制改革関連法においては、消費税と地方消費税を合わせた税率は、既に先行して実施している所得税・個人住民税の負担軽減とおおむね見合う形で9年4月1日から5%とすることが法定されているほか、いわゆる「検討条項」が盛り込まれております。今後、本年9月末という法律上の期限を勘案して、この税率について新たに法改正を要するかどうか検討を進めていく必要があります。さらに、法人課税などの諸課題についても、その検討に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

税制は、経済社会構造を支える基盤であります。政府としては、今後とも、我が国経済社会の構造変化等を踏まえつつ、公平・中立・簡素という租税の基本原則に基づいて、より望ましい姿を実現するよう不断の取り組みを行ってまいり所存であります。

〔調和ある対外経済関係の形成と世界経済発展への貢献〕

第4の課題は、調和ある対外経済関係の形成と世界経済発展への貢献に努めることです。

我が国としては、世界経済のインフレなき持続的成長の強化を目指して、G7蔵相・中央銀行総裁会議等を通じた政策協調を進めてまいります。また、我

が国は、WTO、APEC等の場を通じ、多角的自由貿易体制の維持・強化に積極的に取り組んでおります。このような観点から、本年3月には議長国として京都において第3回APEC蔵相会議を開催し、マクロ経済や資金フローの問題等につき協議を行うこととしております。

関税制度につきましては、一層の市場アクセスの改善を図る等の観点から、ウルグアイ・ラウンド関税引き下げの前倒しなどの関税率等の改正を行うこととしております。

〔金融システムの安定性の確保と証券市場の活性化〕

第5の課題は、金融システムの安定性の確保と証券市場の活性化を図ることです。

金融は、経済活動に必要な資金の供給という、経済全体にとっていわば動脈ともいえる役割を担っており、健全で活力ある金融システムは、我が国経済の持続的発展のための不可欠の前提であります。こうした観点から、金融機関の不良債権問題につきましては、預金者保護、信用秩序の維持に最大限の努力を払いつつ、引き続き果敢に対応し、できるだけ早期に本問題の解決が図られるよう全力を挙げて取り組んでまいります。

住宅金融専門会社をめぐる問題は、金融機関の不良債権問題における象徴的かつ喫緊の課題であります。この問題の処理に当たっては、住専からの資産等を引き継ぐために設立する「住専処理機構」に資金援助等を行う預金保険機構に設ける「住専勘定」に対して、財政資金6,850億円を支出することといたしました。また、住専処理機構において引き継いだ資産に係る損失が生じた場合には、適切な財政措置を講ずることとしております。これらの財政措置は、住専問題の早期処理により、我が国金融システムの安定性とそれに対する内外からの信頼を確保し、預金者保護に資するとともに、我が国経済を本格的な回復軌道に乗せるため不可欠であり、やむを得ないものと決断したところであります。

住専問題の処理に当たっては、透明性の確保とともに、住専の経営責任を初め種々の責任の明確化等を図り、国民各位の御理解を得るよう全力を尽くしてまいります。このため、先般、住専各社のこれまでの経営状況の推移、不良債権の状況等、その経営内容に関する情報開示を行ったところでありますが、今後とも、本問題をめぐる情報開示について、衆参各院の御理解、御協力をいただきながら最大限の努力を払ってまいります。借り手の返済責任につきましては、預金保険機構の指導のもと、住専処理機構が過去の取引経緯、関係者の利害等にとらわれることなく、法律上認められているあらゆる回収手段を迅速かつ的確に用いることにより、債権回収を強力に行う体制を整備いたします。ま

た、住専処理機構に資産等が引き継がれるまでの間、円滑な移行の準備及び債権の保全・回収に必要な措置を講ずるよう住専各社及び母体行に対し要請し、適切なフォローアップを行ってまいります。なお、借り手、貸し手に限らず、その他の関係者についても、違法行為に対しては厳正に対処していく必要があると考えます。

さらに、過去の金融政策や金融検査・監督のあり方を総点検し、今後、金融機関における自己責任原則の徹底を図るとともに、市場規律が十分に発揮される透明性の高い新しい金融システムを早急に構築していく必要があり、ディスクロージャーの促進、早期是正措置の導入や検査・モニタリングの充実を図るほか、破綻処理手続の整備、預金保険制度の拡充等を進めてまいります。

以上の不良債権問題の早期解決と新しい金融システムの構築については、昨年12月の金融制度調査会答申も踏まえ、所要の法律案を今国会に提出することといたしております。

次に、証券市場の活性化につきましては、市場が本来の機能を発揮する上で必要な環境整備を図ることが責務であるとの考えに立ち、昨年末には証券界からのヒアリングを踏まえた規制緩和措置を公表いたしました。また、8年度税制改正において有価証券取引税の軽減措置等を講ずることとし、本年1月からは社債の適債基準の撤廃等を行いました。引き続き一層の証券市場の活性化に努めてまいります。

〔平成8年度予算の概要〕

次に、平成8年度予算の概要について御説明いたします。

8年度予算は、徹底した歳出の洗い直しに取り組む一方、限られた財源の中で資金の重点的・効率的な配分に努め、質的な充実に配慮することとし、厳しい財政事情の中であって豊かで活力ある経済社会の構築等のために真に必要な経費の確保に努めたものとなっております。

歳出面につきましては、一般歳出の規模は43兆1,409億円、前年度当初予算に対し2.4%の増加と、抑制されたものとなっております。国債費は定率繰り入れの実施などの結果、16兆3,752億円となっております。これらに地方交付税交付金、緊急金融安定化資金等を加えた一般会計予算規模は75兆1,049億円となっております。

国家公務員の定員につきましては、第8次定員削減計画を着実に実施するとともに、増員は厳に抑制し、2,108人に上る行政機関職員の定員の縮減を図っております。

補助金等につきましては、地方行政の自主性の尊重、財政資金の効率的使用の観点から、その整理合理化を積極的に推進することとしております。

次に、歳入面について申し述べます。

税制につきましては、当面の経済状況等を踏まえ、平成8年においても所得税の特別減税を継続して実施するとともに、土地税制等について適切な対応を図る一方、公益法人等に対する課税の適正化、租税特別措置の整理合理化その他所要の措置を講ずることとしております。

税の執行につきましては、今後とも、国民の信頼と協力を得て、一層適正かつ公平に実施するよう努力してまいり所存であります。

また、税外収入につきましては、外国為替資金特別会計からの一般会計への繰り入れの特別措置を講ずる等格段の増収努力を払っております。

公債につきましては、発行予定額を21兆290億円としております。その内訳は、建設公債が9兆310億円、特例公債が11兆9,980億円となっております。

既に発行の授權をいただいております減税特例公債を除く特例公債の発行等につきましては、別途「平成8年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案」を提出し、御審議をお願いすることとしております。なお、借換債を含めた公債の総発行予定額は47兆5,900億円となっております。

財政投融资計画につきましては、対象機関の事業内容等を厳しく見直すとともに、国民生活の質の向上等各般の政策的要請に的確に対応していくとの考え方に立ち、住宅建設、地域の活性化等の分野を中心に一層の重点的・効率的な資金配分を図っております。

この結果、一般財投の規模は40兆5,337億円、前年度に対し0.7%の増加となっております。また、資金運用事業を加えた財政投融资計画の総額は49兆1,247億円、前年度に対し1.9%の増加となっております。

なお、国債の円滑な消化に資するため、その引き受けについて資金運用部資金を積極的に活用することとしております。

次に、主要な経費について申し述べます。

公共事業関係費につきましては、社会資本整備を着実に推進しつつ、あわせて景気の着実な回復に資するため、所要の伸びを確保することとしております。

なお、その配分に当たりましては、「公共投資基本計画」等の考え方、国民のニーズ等を踏まえつつ、住宅、下水道、環境衛生等の国民生活の質の向上に直結する分野への配分の重点化を基本としながら、この中で、次世代の発展基盤となる分野、防災対策の充実等の諸課題にも適切に対処しております。

特に、住宅対策につきましては、住宅金融公庫融資の着実な推進、公共賃貸住宅の供給の促進など施策の拡充を図っております。

また、7年度末に期限の到来する8分野の5カ年計画につきましては、おの

おの新たな計画を適切に策定することとしております。

社会保障関係費につきましては、障害者施策を総合的、計画的に実施するための障害者プランを新規に策定したほか、新ゴールドプラン及び緊急保育対策等を着実に推進するなど、国民生活に身近な福祉等の分野できめ細かな配慮を行っております。

雇用対策につきましては、新分野展開を担う人材育成、失業なき労働移動と新規雇用創出、新卒者等就職支援に重点を置いた「新総合的雇用対策」を充実・強化することとしております。

文教及び科学振興費につきましては、教育環境の整備、高等教育・学術研究の推進、文化の振興等を図るとともに、基礎研究の充実、若手研究者の支援・活用など科学技術の振興を図るため、各般の施策の推進に努めております。

中小企業対策費につきましては、中小企業の置かれている厳しい経営環境に配慮し、中小企業の技術開発及び新規創業等に対する支援措置を初め、各般の施策の充実を図っております。

農林水産関係予算につきましては、いわゆる新食糧法の施行等我が国農業・農村を取り巻く諸情勢を踏まえ、経営感覚にすぐれた効率的・安定的な経営体が生産の大宗を担う農業構造の実現に重点を置くこととし、所要の施策の着実な推進に努めております。

経済協力費につきましては、NGOとの連携の強化等を通じてきめ細かな援助の実施に努めるほか、途上国における人づくり支援策の充実や、開発における女性の役割の重視などの新しい側面に十分配慮することにより、援助の一層の質の向上を目指しております。

防衛関係費につきましては、先般策定された「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画」に沿って、効率的で節度ある防衛力の整備を図ることとしております。

エネルギー対策費につきましては、地球環境保全の重要性等も踏まえ、総合的なエネルギー対策の着実な推進に努めております。

地方財政につきましては、引き続き大幅な財源不足が見込まれますが、一方、国の財政事情は極めて厳しく、国と地方という公経済の車の両輪がバランスのとれた財政運営を行う必要があるという基本的考え方を踏まえつつ、地方財政の運営に支障を生じることのないよう所要の措置を講じ、地方交付税総額を適切に確保することとしております。地方公共団体におかれましても、従来にも増して歳出の節減合理化を推進し、より一層効率的な財源配分を行うよう要請するものであります。

緊急金融安定化資金につきましては、前述の住専問題の処理方策に基づき、

預金保険機構に対する補助金等を計上しております。

〔平成7年度補正予算（第3号）の概要〕

この機会に、平成7年度補正予算（第3号）について一言申し述べます。

7年度一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入面では、最近までの収入実績等を勘案して租税及び印紙収入の減収を見込む一方、特例公債の発行等を行うとともに、歳出面では、地方交付税交付金の減額等を行うこととしております。なお、特例公債の発行につきましては、別途「平成7年度における租税収入の減少を補うための公債の発行の特例に関する法律案」を提出し、御審議をお願いすることとしております。

以上によりまして、7年度一般会計第3次補正後予算の総額は、第2次補正後予算に対し、歳入歳出とも1兆44億円減少し、78兆340億円となっております。

以上、平成8年度予算及び平成7年度補正予算（第3号）の大要について御説明いたしました。

何とぞ、関係の法律案とともに御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

〔結び〕

私たちは、これから21世紀に向けて、多様性に富み豊かで活気にあふれた経済社会を力を合わせて構築していかなければなりません。

このためにも、もはや危機的状況にある財政の構造改革を図り、社会経済情勢の変化に弾力的に対応し得る健全な財政を一刻も早く確立するとともに、安定的な金融システムの構築に向けて自己責任原則の徹底と透明性の高い行政の推進が不可欠であります。

私は、前途に横たわる財政・金融上の幾多の諸課題に真正面から取り組み、課せられた責任を精いっぱい果たしてまいりたいと考えております。

国民各位の一層の御理解と御協力を切にお願いする次第であります。

○平成8年1月22日（月）

【田中経済企画庁長官の経済演説】

我が国経済の当面する課題と経済運営の基本的考え方について、所信を申し述べます。

〔転換期にある我が国経済〕

現在、私たちは内外ともに歴史的な転換期に立っております。まず、我が国経済はようやく長引いた景気の足踏み状況から脱却し、新しい持続的安定成長に移行する転換期にあります。また、世界経済も戦後半世紀にわたる「冷戦体制」の枠内での競争から、名実ともに一元的な「世界経済」の大きな枠組みの中での自由で激しい競争の時代への転換期にあります。さらには、工業化社会をつくり出した20世紀から情報化と知的生産に一層重きが置かれる21世紀へと、いわば文明史的な転換点に立っております。このような歴史の流れに的確に対応し新たな展望を切り開くためには、現在の経済社会の構造を抜本的に点検し改革していかなければなりません。

「改革なくして前進なし」、「構造改革なくして新たな発展なし」との認識のもと、すべての人が痛みを分かち合い、総力を挙げてこの時代の困難を克服していかなければなりません。そのためには、「隗より始めよ」の言葉のとおり、まず行政が率先して身を正し、痛みを引き受けることが何よりも必要であります。

〔内外経済の現状〕

初めに、内外の経済の状況について申し述べたいと思います。

世界経済は、社会主義国を含めて多くの国で市場経済が拡大・深化しております。最近のAPECの貿易・投資の自由化の動きが示すように、特にアジア太平洋地域において市場経済化が顕著に進んでおります。このような経済潮流の基本的変化は、従来の競争の範囲と厳しさを世界的規模に変え、いわゆる「大競争」の時代をもたらしつつあります。その結果、我が国経済は、一方で先端技術を持つ先進国経済と競い、他方で労働コストの面で圧倒的に優位にある途上国経済と競わざるを得なくなっております。言ってみれば、厳しい「二正面作戦」を強いられているこうした状況に対応するためには、果敢で躊躇なき経済改革が求められているのであります。

他方、我が国経済は平成5年10月に景気の底を打ちましたが、いわゆるバブルの崩壊が個人や企業の経済活動を抑制し、金融機関の不良債権問題を深刻化させたため、その後の回復は緩やかなものにとどまっておりました。こうした景気の動きは、1年前の阪神・淡路大震災、昨年3月以降の急激な円高等により、一層緩やかなものとなりました。そして、年半ばかりは足踏み状況となり、経済の先行きに不安感が生じるなど、厳しい状況が続きました。そのため、政府は、昨年9月に、内需拡大、バブル崩壊の影響への対応、規制緩和の

一層の促進を柱とする経済対策を取りまとめるなど、これまで切れ目なく施策を講じてまいりました。その結果、雇用面や中小企業分野ではなお厳しい状況にあるものの、このところ個人消費、設備投資等の回復に加え、生産にも明るい兆しが見られるなど、景気には緩やかながら足踏み状態を脱する動きが見られます。

以上のような状況を踏まえ、私は、平成8年度の経済運営に当たりましては、景気回復と経済構造改革を中心として、次の4点の基本的考え方に沿って対応してまいりたいと考えております。

〔自律的回復への移行と平成8年度経済の姿〕

基本的考え方の第1は、このところ見られている明るい芽を育て、民間需要主導の自律的景気回復への移行を速やかかつ円滑に実現することにあります。

このため、政府は、深刻な財政事情のもと、平成8年度予算において引き続き景気に配慮することとし、公共投資の着実な推進や住宅投資の促進など内需拡大を図ったところであります。また、科学技術振興や高度情報化のための施策を推進することとしております。

さらに、平成7年度と同規模の所得減税を引き続き実施するほか、土地税制の見直しを図るとともに、証券市場活性化のために税制措置を講ずることとしております。

金融政策につきましては、内外の経済動向や国際通貨情勢を注視しつつ、適切かつ機動的な運営を図ることが基本であると考えておりますが、住専問題などの不良債権問題については、景気を本格的な回復軌道に乗せ、金融システムの安定性とそれに対する内外からの信用を確保するため、その処理方針を明らかにしたところであります。今後、国民の皆様への御理解をいただくためにも、一層厳しく情報の公開、それぞれの責任の明確化等に努め、不良債権の早期処理に取り組んでまいらなければなりません。

雇用面では、新分野を担う人材の育成、新規雇用の創出と失業なき労働移動、新規学卒者への情報提供などの対策を積極的に推進することにより、雇用の安定に万全を期してまいります。

中小企業につきましては、技術開発や新規事業・新分野進出などに対する支援を中心とする総合的な対策を推進してまいります。

物価は、世界的な市場経済の拡大と深化、流通部門の競争の活発化などを背景に、現在非常に安定しておりますが、今後ともその基調を維持してまいります。しかしながら、内外価格差の存在は国民が生活の豊かさを実感できない大きな要因となっております。今後とも、規制緩和、競争政策の推進や公共料金政策の適切な実施を通じてその是正・縮小を図ってまいります。

これらの施策や次に申し上げる経済構造改革の推進等により、民間部門の自主的な努力のもと、平成8年度における我が国経済は、公共投資主導の回復か

ら次第に民間需要が力を増し、自律的回復に移行すると見込まれます。すなわち、政府が景気回復の機関車となっている段階から民間が景気回復の機関車となる段階へと移行する、この移行過程を慎重に見守りつつ、今後とも適切な経済運営を行ってまいります。

来年度の経済の姿を具体的に申し述べますと、まず個人消費は、雇用者所得の回復と消費者物価の安定によって、緩やかながら回復を続けてまいります。

次に、民間設備投資については、大企業・製造業を中心に既に始まった回復が中小企業や非製造業に徐々に広がってまいります。

また、住宅投資や公共投資は高水準を維持いたします。

貿易については、製品輸入の増加等により輸出を上回る輸入の拡大が見込まれ、その結果、貿易・サービス収支及び経常収支の黒字は引き続き縮小いたします。

雇用情勢は厳しさが続きますが、景気回復につれ徐々に改善していくことが期待されます。

こうした経済の推移により、平成8年度の実質経済成長率は、平成7年度の1.2%程度から、内需中心の2.5%程度に上昇するものと見込んでおります。

〔経済構造改革の推進〕

基本的考え方の第2は、経済構造改革の推進であります。

政府は、昨年12月に西暦2000年度までの新しい経済計画、「構造改革のための経済社会計画」を決定いたしました。現在の内需中心の景気回復を中期的な安定成長につなげていくために、経済計画に掲げられた物流・エネルギーなど10分野の「高コスト構造是正・活性化のための行動計画」の実施を初めとする構造的な改革を着実にかつ積極的に進めてまいります。その柱となる規制緩和については、規制緩和推進計画に従って何よりも政府がまず真剣に取り組むとともに、行政と民間の役割分担の見直しなど行政改革を推進してまいります。それと同時に、民間においても、既得権益を守ることにとらわれることなく、積極的に「規制から自立する」意気込みで取り組んでいただきたいと願っております。国民的な努力が一体となって初めて、自己責任の原則と市場原理にのっとり経済の潜在的な活力が発揮され、21世紀に向けての「新しい経済社会」の実現が可能となります。

その際、競争政策の積極的な展開と事業革新、新規事業の育成等への支援により産業の活性化を促していく必要があります。特に、今後は、情報通信関連、人材関連、医療保健・福祉関連、環境関連などの分野の成長が期待されます。

情報化、知的生産に一層重きが置かれるようになる21世紀に向けて我が国経済の発展基盤を整備することが求められます。このため、個人の能力が発揮され正當に評価される「能力開花型社会」、新たな成長を切り開く「科学技術創

造立国」、情報化の進展に対応した「高度情報通信社会」の構築を進めてまいります。

こうした未来を志向した経済活性化の努力により、新たなフロンティアを開拓し、構造改革に伴う痛みを和らげ、雇用の確保を図ってまいります。

〔安心して暮らせる経済社会の創造〕

基本的考え方の第3は、安心して暮らせる経済社会の創造であります。

国民は、今や、所得や物財の豊かさのみならず、心の豊かさやゆとり、安全で安心して住める経済社会を求めています。

こうした国民の価値観の変化に対応し、まず生活者みずからがその能力と意欲に応じて主体的な役割を果たすことができる環境を整備することが重要であります。このため、女性の一層の社会進出や高齢化に対応した雇用環境の整備、障害者の雇用機会の確保、ボランティア活動促進のための支援などを行ってまいります。

さらに、消費者が自己責任に基づき主体的に行動できるよう、消費者保護・支援のための諸施策を積極的・総合的に推進してまいります。

また、少子・高齢化が進展する中で、人々が安心して暮らせるようにするために、各人がみずから問題に取り組む「自助」、社会的に助け合う「共助」、公的なサービスによる「公助」を適切に組み合わせた新しい社会的支援システムを構築してまいります。

ゆとりある暮らしの実現のため、年間労働時間1,800時間の達成に向けた労働時間短縮のための取り組みを支援するとともに、「狭い、高い、遠い」といった住宅の問題に対処するため、1戸当たりの平均床面積100平方メートル、住宅建設コストの3分の2への低減、通勤時間おおむね1時間程度を目指すなど、ゆとりある住宅・都市構造の形成を図ってまいります。また、地域のイニシアチブにより、豊かな自然や景観、個性的な伝統文化を生かしたゆとりある暮らしの実現を図るとともに、環境と調和し、持続的発展が可能となる経済社会を築いていくための施策を推進してまいります。

震災後1年が過ぎましたが、引き続き阪神・淡路地域の復興に全力を挙げてまいることは当然であります。大震災の経験を生かして、災害に強い国土づくり、町づくりを推進するとともに、公共投資基本計画を推進し、生活関連分野等への重点的・効率的配分を図ってまいります。

〔市場経済化・一体化が進む世界経済への貢献〕

基本的考え方の第4は、市場経済化・一体化が進んでいる世界経済への貢献であります。

我が国経済が世界経済とともに繁栄するためには、対外的にも開かれた経済社会を形成することにより、我が国が市場経済のメリットを最大限享受するとともに、国際的な問題への取り組みに積極的に参画することにより、世界経済

の持続的発展に貢献することが求められております。

まず、制度・仕組みの国際的調和を確保する必要があります。規制緩和に加え、市場開放問題や政府調達に関する苦情処理体制などの活動を通じて諸外国から我が国への市場アクセスの改善を図ってまいります。

さらに、WTOを中心とする制度的枠組みの中で、多角的自由貿易体制の一層の強化に貢献するとともに、ウルグアイ・ラウンド後の新たな課題として既に国際的な論議が始まっている貿易・投資の枠組みづくり、APECにおける貿易・投資の自由化・円滑化のための我が国としての「行動計画」の策定などに参加してまいります。

また、民主化・市場経済化支援、途上国の女性支援などのODAの新たな課題に取り組んでまいります。さらに、21世紀に向けた地球社会の経済発展に関しては、人口、食糧、資源、そして環境をいかにバランスさせながら持続的な発展を可能としていくかが大きな課題となっております。資源は有限であります。技術・知識はその有限性を超えるものであります。こうした問題についても、我が国が有している経済力・技術力・科学的知見を活用し貢献してまいります。

【結び】

今、来るべき21世紀を前に日本経済の先行きを悲観する向きもあります。しかし、50年前の終戦直後の総悲観論、20年前の石油危機後のゼロ成長論を思い起こしてみると、この資源の乏しい国土の狭い国家が、逆境に立ち、困難に遭うたびに、国民的英知とエネルギーを結集してそれらを乗り越え、ついには世界で有数の経済社会を築き上げたのであります。

財政の窮状、医療・年金給付の行く末など、どれ一つをとっても、日本経済は現状のまま手をこまねていることはできない難しい問題に直面しております。こうした課題を解決するためにも、新しい成長軌道を構築することが求められております。

そのためには、行政改革、財政改革、経済改革を初め、経済社会の構造改革の断行が急務となっております。新しい経済計画においては、構造改革に積極的な成果を上げることによって、平成8年度以降5年間の実質経済成長率は3%程度になると見込んでおります。構造改革を怠るならば、成長率の鈍化や失業率の上昇などが懸念され、日本経済の展望を切り開くことはできません。

みずからの力でみずからの痛みを克服することができるのか、それともこのまま時流の変化に身をゆだねるのか、今、日本経済はかつてなくその真価が試されております。この試練を乗り越えて明るく希望に満ちた経済社会を建設するため、私は、微力ながら精いっぱい努力してまいります。

国民の皆さん、議員各位の御支援と御協力を切にお願い申し上げます。

【主な質疑項目・答弁の概要】

以上の演説に対する質疑は、1月25日、26日の両日行われた。その主な質疑項目及び答弁の概要は以下のとおりである。

—— 質疑者 —— （発言順）

大久保直彦君（平成）	村上 正邦君（自民）	村沢 牧君（社民）
立木 洋君（共産）	永野 茂門君（平成）	武田邦太郎君（新緑）

〔政治姿勢〕

○橋本内閣の政治姿勢

私の姿勢は、次なる世紀を展望し、政治、行政、経済社会の抜本的な変革を勇気を持って着実に実行し、活気と自信にあふれた社会、21世紀にふさわしいシステムをつくり出していく変革と創造の政治を進めることであり、これを実践するために、何よりも国民の理解と協力を得られるよう全霊を傾けていく。

○解散・総選挙

住専問題の解決を含め金融システムの信頼回復が求められており、また景気を本格的な回復軌道に乗せていく必要があるばかりではなく、米大統領の訪日を控え、沖縄米軍基地問題に誠実に取り組み、我が国外交にとって重要な日米関係をより強固なものとするなどさまざまな課題の山積する中で、政治の空白は許されないと考えている。

〔住 専〕

○財政資金投入の考え方

住専問題は、我が国の金融システム全体、さらには我が国経済全体の信用にもかかわる問題であり、一刻も早い解決が求められていたところであり、このために、金融システムや経済に対する対外的な信用などをも慎重に考えた上で財政資金の投入を決断した。

○情報開示と責任の明確化

政府としては、透明性確保の観点から、今後とも住専問題をめぐる情報開示について最大限の努力を払う所存である。

また、さまざまな責任の徹底した明確化を図り、借り手、貸し手に限らず、その他の関係者についても違法行為に対しては厳正に対処していく。

○債権の回収

住専処理機構が住専から買い取った債権などについては、まず回収に全力を挙げることが先決であると考えており、こうした回収努力を行うことにより現

在以上の損失が極力生じないように努めていきたい。

○新しい金融システムの構築

金融自由化の進展やバブルの発生、崩壊といった環境の変化を踏まえながら、過去の金融政策や金融検査・監督のあり方を総点検し、今後、自己責任原則と市場規律の十分な発揮を基軸とする透明性の高い新しい金融システムを早急に構築していく。

〔外交・安全保障〕

○外交の基本理念

我が国として国際社会に受け入れられる理念を打ち出しながら、それに基づいてみずからのイニシアチブで行動する自立的な外交を展開し、世界の平和と安定のために積極的、創造的役割を果たしていくべきだと考えている。

○日米関係

日米関係は最も重要な2国間関係であり、両国がアジア太平洋地域及び世界全体の平和と繁栄のために、安保、政治、経済等の分野で緊密に協力していくことは極めて重要である。

米大統領訪日の際には、これまでの緊密な対話の成果を踏まえ、日米安保体制の役割を改めて確認する共同文書を発出し、21世紀に向けた日米同盟関係のあり方につき内外に明らかにしていきたいと考えている。

○沖縄米軍基地の整理・統合・縮小

長年にわたる沖縄の方々の苦しみ、悲しみに心を配った解決をしていくためにも、特別行動委員会などを通じて日米安保条約の目的達成との調和を図りながら、沖縄の米軍施設・区域の整理・統合・縮小の推進などを初めとして、県民の負担の軽減のために努力をしていきたい。

○防衛力整備のあり方

新防衛大綱においては、冷戦後の国際情勢、とりわけアジア太平洋地域の不安定要因を踏まえ、現行の防衛力の合理化、効率化、コンパクト化を一層進めるとともに、必要な機能の充実と防衛力の質的な向上を図ることにより、多様な事態に対し有効に対応し得る防衛力を整備することとしており、政府としては、新防衛大綱に基づいて引き続き適切な防衛力の整備に努めていく。

〔経済・景気対策〕

○平成8年度予算

本年こそは、明るさの見え始めた景気の回復を確実なものにし、中長期的な

我が国経済の持続的発展につなげていく景気回復の年としなければならない。

このため、来年度予算においては、経済社会の構造改革の基盤となる分野を重点的に整備を図ることとしたほか、特別減税の来年度継続実施など、税制面でも格段の配慮を行うこととしている。

○経済構造改革

我が国経済の将来の展望を切り開くためには、大胆な経済構造改革に直ちに着手し、新たな産業創出などに努めることが大切であり、具体的には、新たな成長分野の発展を阻む要因を取り払うため規制緩和を断行すると同時に、科学技術の振興を通じた経済フロンティアの拡大を図っていく。

○雇用対策

昨年12月に閣議決定した第8次雇用対策基本計画を踏まえ、改正業種雇用安定法に基づく施策や、新卒者への就職支援等を内容とする新総合的雇用対策を推進することにより、雇用の安定に取り組む。

特に、女子学生等の若年者対策として積極的な求人開拓や就職面接会の開催等を行うとともに、学生職業センターや学生職業相談室においてきめ細かな職業紹介・相談等を強力に推進し、若年者の就職を全力で支援していく。

○為替水準

最近の為替市場においては円高是正が進んできているところであり、1月のG7会合においても、こうした展開を歓迎し、各国が引き続き協調していくという基本認識が確認された。我が国としても、こうした認識に立ち、為替相場の動向に細心の注意を払いながら、関係通貨当局とも緊密に連携をとりつつ対処していきたい。

〔税制・行財政改革〕

○行政改革

内外の諸課題の解決を図るためには、まず行政自身が時代の潮流変化を踏まえて大きな価値観の転換を遂げていかなければならない。

現在、それぞれが独自に論議をされている規制緩和、地方分権、中央省庁の改革あるいは特殊法人といった各般の行政改革の課題について、相互の有機的な連携に配慮しつつ積極的に取り組んでいく。

○財政再建

我が国財政は、現在、巨額の公債残高を抱えるに至り、一段と深刻さを増している。政府としては、できるだけ速やかに健全な財政体質をつくり上げていくことが緊急の課題であり、財政改革に強力に取り組んでいきたい。

○消費税率見直し

消費税率については、社会保障等に要する財源確保の観点、行財政改革の推進状況、財政状況等を踏まえつつ、本年9月末という法律上の期限に向けて鋭意検討を進めていく。この場合、検討条項が設けられた趣旨や深刻な財政状況を考えると、しっかりした議論を避けてはならないと考えている。

〔農林水産業〕

○国連海洋法条約

国連海洋法条約については、早期に締結したいと考え、今国会に提出することを目途に準備を進めている。排他的経済水域にかかわる問題については、我が国関係者の意見も念頭に置きながら、さらに検討を進めていく。

○新農業基本法

現行の農業基本法をめぐる社会情勢の変化、国際化の進展という状況変化も踏まえながら、既に新たな基本法の制定に向けた検討に着手しているが、この問題は農政の根幹にかかわる重要な問題と認識しており、農業・農村に対する国民的な理解が得られるよう十分な議論を積み重ね対応したい。

○食糧自給率

昨年12月に閣議決定された「農産物の需要と生産の長期見通し」を踏まえ、食糧自給率の低下傾向に歯どめをかけることを基本とし、可能な限り我が国農業生産の維持拡大を図っていきたい。

〔阪神・淡路大震災〕

○復興への取り組み

地震発生から1年が経過したが、阪神・淡路地域の一日も早い復興と被災者の方々の生活再建に取り組むことが内閣の最重要課題であることに変わりはない。今後ともに地元地方公共団体と緊密な連携のもとに、基本的な課題に対応した復興関連施策の円滑かつ着実な実施に全力で取り組んでいく決意である。

○危機管理体制の整備

緊急事態発生に対し、政府として万全の体制で臨み得るよう政府部内の情報連絡、緊急参集体制、意思決定の仕組みなどのさらなる整備に努めていく。

また、新たな防災基本計画に定めたように、国、地方を通じて関係機関が応急対策などについて事前に調整しておくことや、実践的な訓練を共同して行うことなどにより、緊急時に各機関が総合力を発揮できる体制づくりを進めることが重要だと考えている。

〔社会保障・福祉〕

老若男女、障害の有無などを問わず、社会のさまざまな構成員が自立し、積極的に参画し、相互に助け合い、ともに充実した人生を送ることのできる社会をつくるために、障害者プラン、エンゼルプラン、新ゴールドプランなど、福祉政策の一層の推進に全力を尽くしていく。

〔その他〕

○ボランティア活動への支援

国際化や高齢化の進展など、我が国経済社会を取り巻く環境変化に適切に対応していくためには市民活動の活性化が重要である。政府としても、ボランティアや市民活動団体の自主性を尊重しながら、その活動の環境整備を促進していきたい。

○「もんじゅ」事故

この事故への対応に関しては、徹底した原因究明を進め、万全の安全対策を講ずると同時に、積極的かつ速やかな情報公開などにより、地元の方々を初めとする国民の理解と信頼を得るよう全力を尽くしていかなければならない。

○青少年の健全育成

これは学校だけの責任ではなく、家庭にも地域社会にも一体となって取り組んでもらわなければ解決できるものではない。文部省・中教審において現在これら連携のあり方についての審議を行っており、今後ともに家庭、学校、地域社会の連携に一層配慮しながら青少年の健全育成に努めていきたい。

○平成8年2月23日（金）

【「新防衛計画大綱」及び「新中期防衛力整備計画」に関する報告】

新防衛計画大綱及び新中期防衛力整備計画につきまして御報告を申し上げます。

国際情勢を見ますと、冷戦終結後、東西間の軍事的対峙の構造は消滅しましたが、宗教上の対立や民族問題等に根差す対立が顕在化するなど依然として不透明、不確実な要素が残っており、我が国周辺地域においてもいまだ種々の不安定要因が残っております。他方、国際関係の一層の安定化を図るための各般の努力も継続されております。

また、自衛隊の主たる任務である我が国の防衛に加え、大規模な災害等への対応、国際平和協力業務や安全保障対話等を通じたより安定した安全保障環境の構築への貢献という分野においても、自衛隊の役割に対する国内外の期待が高まってきております。

このような認識を踏まえ、また、格段に厳しさを増している経済財政事情等にも配慮しつつ、政府は昨年11月、安全保障会議及び閣議において新防衛大綱を決定いたしました。

新防衛大綱は、まず第1に、防衛力の役割について、直接間接の侵略に対する「我が国の防衛」が今後も防衛力の主要な役割であり続けることを基本としつつ、これに加え、「大規模災害等各種事態への対応」、「より安定した安全保障環境の構築への貢献」という点を防衛力の役割として明確にいたしました。

第2に、ポスト冷戦の時代における日米安全保障体制の意義を明らかにいたしました。日米安全保障体制は、我が国の安全の確保にとって不可欠なものであり、また、我が国周辺地域における平和と安定を確保し、より安定した安全保障環境を構築するためにも引き続き重要な役割を果たしていくとの認識を明らかにしております。

第3に、我が国が保有する防衛力の内容について見直しを行いました。すなわち、防衛力についてその合理化、効率化、コンパクト化を一層進めるとともに、必要な機能の充実と防衛力の質的な向上を図ることにより、多様な事態に対して有効に対応し得る防衛力を整備することとしております。

また、政府は、昨年12月、安全保障会議及び閣議において新しい中期防衛力整備計画を決定いたしました。もとより、防衛力の整備は、中期的な見通しに立って継続的かつ計画的に行っていくことが必要であります。このため、政府としては、昭和61年度以降、中期防衛力整備計画を策定し、これに基づき各年

度の防衛力整備を行ってまいりました。現在の計画は平成7年度で終了するため、政府としては、新防衛大綱の策定を受けて新たな計画を策定したものであります。

新中期防は、新防衛大綱のもとでの最初の中期的な計画であり、先ほど申し上げたような新防衛大綱に示された防衛力の内容を実現することを目指すものであります。したがって、計画には、現行の防衛力の規模及び機能の見直しに係る各種の施策を盛り込んでおります。これらの施策の実施に当たっては、種々の事情を勘案して計画的かつ段階的に行っていくことが肝要であります。

政府としては、新防衛大綱のもと、新中期防に従い、適切な防衛力の整備を行ってまいり所存であります。

議員各位におかれましては、今後の我が国の防衛力のあり方について、国会で御論議され、御理解、御協力くださるようお願い申し上げますとともに、国民の皆様におかれましても一層の御理解を切に希望する次第であります。

○平成8年4月10日（水）

【高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告】

昨年末に発生した高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故につきまして御報告を申し上げます。

「もんじゅ」は、実験炉「常陽」等での研究開発成果を踏まえ、高速増殖炉としての安全性や信頼性の確立を目指して開発を進めているものであり、一昨年4月、核分裂が定常的に持続する臨界状態に達した後、性能試験を実施してまいりました。

試験のために出力上昇中の昨年12月8日午後7時47分、ナトリウムが漏えいするという事故が発生しました。今回の事故は、2次系のナトリウムの漏えいであり、周辺公衆及び従事者への放射性物質による影響はありませんでした。また、原子炉は安全に停止し、炉心への影響もありませんでした。

しかしながら、高い信頼性を確保することとしていたにもかかわらず、現実にナトリウム漏えいが発生し、また、原子炉を停止するまでに時間がかかったこと等により、ナトリウムの漏えいが長時間続き、ナトリウム火災の影響を拡大させ、さらに、事故発生後の動力炉・核燃料開発事業団の情報公開等に係る不適切な対応によって、地元の方々や国民の皆様にご不安感、不信感を与えるという大変遺憾な結果を引き起こしました。原子力行政を預かる者として、国民の皆様にご心からおわびを申し上げます。

私自身、就任直後の本年1月17日に現地を訪問し、地元自治体を初めとする皆様のお話を直接伺い、一刻も早くこれらの不安、不信を解消していくことの必要性を強く認識いたしました。

そのためには、まず何よりも徹底した原因究明を進め、万全の安全対策を講ずることが重要であります。

このため、安全規制部局である原子力安全局に、外部の専門家及び当庁職員から成る事故調査・検討タスクフォースを設置し、原子炉等規制法に基づく立入検査等により、原因の究明、事実関係の解明、調査を鋭意進めております。

他方、総理府に設置された内閣総理大臣の諮問機関である原子力安全委員会におかれては、第三者機関として、独自の立場から原因の究明及び再発防止のための調査審議を行うこととされ、専門のワーキンググループを設置し、直接現地調査を実施する等により検討が進められております。

さらに、これに加え、研究開発段階の原子力施設に係る事故時の情報公開等情報流通のあり方及び安全確保のあり方について検討が進められております。

科学技術庁においては、去る2月9日、それまでの調査検討の結果を取りまとめ、その時点までの調査で明らかになった事実関係、それらに対する見解及

び引き続き調査検討が必要な事項を整理して公表いたしました。その主要点は以下のとおりであります。

第1点目は、高い信頼性を確保することとしていたにもかかわらず、現実にはナトリウム漏えいが発生するに至った原因についてであります。

これについては、炉心で発生した熱を1次系から2次系のナトリウムに伝える2次主冷却系中間熱交換器の出口付近に設置されたナトリウム温度計のさやの細管部分が破損し、その部分を通じてナトリウムが漏えいした可能性が高いと考えられる旨指摘しております。これについては、その後の当該温度計部の切り出しによって判明しております。

第2点目は、ナトリウム漏えいを初期の段階で掌握し、火災拡大に至らないように適切に対処できなかったという漏えい後の拡大防止についてであります。

調査の結果、原子炉の早期停止等の適切な運転操作が行われなかったのは、異常時運転手順書の記載に問題があるほか、運転員の判断にも適切性が欠けていたことに起因していると考えられる旨指摘しております。また、ナトリウム火災検知システム等の設備面にも問題があったことを指摘しており、これについては引き続き調査検討を進めております。

第3点目は、動力炉・核燃料開発事業団の事故に伴う対外対応についてであります。

調査の結果、事故発生の第一報につきましては、通報連絡の時間を短縮するため、だれが状況を判断して連絡を行うかについて再検討の必要があることを指摘しております。また、初期の現場入域調査の結果に関する情報提供については、安全規制当局に正確な情報の提供が行われず、速やかな公表もなされなかったこと、ビデオ等の情報の公開についてまことに遺憾な対応があったこと、対外対応を行う体制も不十分であったこと等を指摘しており、これらについては引き続き調査検討を進めております。

公表した2月9日、動力炉・核燃料開発事業団に対して、この取りまとめの内容に関する対応について報告をするよう指示をいたしましたところ、2月27日、これに対する回答書の提出がありました。

回答書では、さきの3点に関連した指摘事項を受け、運転手順書や設備等の改善、事故時の通報連絡体制の迅速化等について、可能なものから早急に改善措置を講じていく考えである旨報告をされております。また、技術的信頼と社会的信用を回復し確立するため、意識の改革、危機管理体制の強化、情報公開の徹底及び地域社会とのコミュニケーションの強化等を早急に図ることを目的とした「自己改革推進本部」を設置し、信頼回復に全力を尽くしていくこと等についても報告をされております。

科学技術庁においては、先ほど申し述べました取りまとめの後、引き続き、切り出した温度計部について、日本原子力研究所及び金属材料技術研究所で電子顕微鏡による破面観察を行う等の詳細な調査を実施してまいりました。その結果、細管部分が破損したのは高サイクル疲労によるものであると判断されております。今後、動力炉・核燃料開発事業団において進められているナトリウム漏えい実験、振動解析等の結果を踏まえ、漏えいナトリウムの挙動、破損原因等について総合的に評価を行うこととしております。

破損し見当たらなくなっておりました温度計の細管部分については、鋭意探索を進めておりましたが、3月28日、蒸気発生器のナトリウム入口部で発見されました。今後、配管を切断し、当該細管部分を回収した後、電子顕微鏡による破面観察等の調査を実施することとしております。

また、今回の事故の教訓を踏まえ、科学技術庁自身も反省、改善すべき点があり、情報を的確かつ迅速に入手する体制を構築するとともに、安全確保をよりの確に行う必要があると判断し、現地に常駐する運転管理専門官制度を強化するほか、事故時における情報公開について、事業者のみならず科学技術庁においても調査確認した内容を一層積極的に公開し公表していく等、当面取り組んでいくべき運転管理面の対応について各般の検討を行っております。さらに、設計、検査及び品質管理等に係る安全規制面における改善策についても、原因究明の結果を踏まえて取り組んでいく所存であります。

今後、さらに調査等を進め、万全の安全対策を講ずるとともに、節目節目には積極的かつ速やかな情報の提供に努めてまいります。

今回の事故を契機として、原子力施設の立地地域を中心に、原子力政策に関する国民的合意の形成に向けたより一層の努力を求める強い声が寄せられていることを真摯に受けとめる必要があります。このような観点から、原子力委員会において「原子力政策円卓会議」を開催するほか、シンポジウムや地域フォーラム等を開催し、地元の方々を初めとするさまざまな御意見をお持ちの方々との対話を通じ、国民各界各層の幅広い御意見を伺い、これらを政策に的確に反映させるべく関係者一丸となって積極的に対応してまいります。

私自身、去る3月18日に、再度、地元福井県を訪問し、国民的合意の形成に向けた具体的な取り組みについて御説明したところであります。さらに、今週4月13日には、福井県敦賀市において開催される予定の「市民と語る会」に私みずから出席し、地元の方々との対話を深めることとしております。

これらを通じ、地元はもとより、国民の皆様への御理解と信頼が得られるよう最大限の努力を重ねてまいりたいと考えております。

○平成8年4月22日（月）

【日米首脳会談及びモスクワ原子力安全サミットに関する報告】

私は、4月16日から18日まで国賓として訪日されたクリントン大統領との間で、17日に日米首脳会談を行い、その後18日から20日まで、原子力安全サミットに出席するためモスクワに滞在し、21日に帰国しました。

日米首脳会談では、世界の将来にとってもかけがえのない日米両国関係の大切さを再確認し、さらに21世紀に向けた両国の協力関係の方向性を示すことができました。そして、その議論を踏まえ、「日米両国民へのメッセージ」及び「日米安全保障共同宣言」の2つの文書に合意し、これらを発表いたしました。

日米両国民へのメッセージでは、両国が共有する民主主義や自由等の価値の大切さについて述べ、そして地域問題への両国の協力、国連改革や軍縮へ向けての協力、経済関係などに触れつつ、日米関係が両国国民にとっていかに大切か、また、両国が将来の課題にどのように協力していくかがまとめられています。

そして、安全保障共同宣言においては、我が国の安全、アジア太平洋地域の平和と繁栄を図る上で、日米安保体制がこれまで同様重要な役割を果たしていくことを確認し、また、この宣言が将来に向けての両国の協力の出発点であることをうたいました。

沖縄の施設・区域の整理・統合・縮小の問題については、首脳会談において、沖縄の方々の負担を軽減するための両国政府の努力を念頭に置きつつ、特別行動委員会の中間報告の内容を評価するとともに、この中間報告に取りまとめられている措置を的確に実施していくことが重要であること、また、11月までに特別行動委員会の作業を成功裏に結実させることを確認し合いました。

経済関係につきましては、私から、我が国政府が規制緩和など経済構造の改革に向け努力中であることを説明するとともに、個別の問題についても、これまでの実績を踏まえ、必要な場合にはいつでも話し合っていくとの立場を説明しました。大統領よりは、財政赤字の削減に引き続き努力するとの姿勢が示され、我が国の経済が持続的に成長することが世界経済にとって重要であるとの指摘がありました。

また、人類や地球社会に対する脅威に日米が協力して立ち向かうためのコモン・アジェンダと呼ばれる協力に、テロリズム、地震のような自然災害、新しい感染症などに協力して対処していくよう新たに6つの分野を追加することなどに合意しました。加えて、21世紀型の自然と共生する発展のあり方につき、

ともに検討することを確認しました。

さらに、日米両国民の相互理解を促進するために、米国の高校生、大学生、教職員、芸術家などの若者がより多く日本について学ぶ機会を拡充するための包括的な取り組みを進めていくとの方針を大統領に伝えました。

そのほか、私とクリントン大統領は、中国、朝鮮半島、ロシア、旧ユーゴスラビア、中東和平、国連改革、原子力安全サミットなどのさまざまな国際問題についても意見を交換し、両国の政策方針につき話し合いました。

今回の首脳会談を通じ、日米関係はこれまでのさまざまな分野での協力の成果をさらに促進していくための大きな方向性を示すことができたものと考えます。政府としては、今回の首脳会談で私とクリントン大統領から両国民及び世界に対して示した日米協力関係の今後の姿を、日米両国さらには世界のためにさらに具体化させるよう誠心誠意努力してまいり所存ですので、議員各位の一層の御協力をお願いいたします。

次に、原子力安全サミットについて申し述べます。

冷戦の終結に伴う東西対立の解消及びロシアの政治・経済改革の進展により、原子力安全の分野においても、これまで対立関係にあった国々が新たな協力関係を発展させていく可能性が広がりつつあります。このような状況のもと、チェルノブイリ事故の10周年に当たる本年、主要国首脳会議、いわゆるサミットに例年参加している7カ国にロシアを加えた8カ国の首脳が一堂に会し、原子力安全の分野における国際協力の重要性を改めて確認したことは極めて有意義であったと評価しております。

今次サミットでは、民生用原子炉の安全、放射性廃棄物の管理、核物質の安全な管理の3つの主要議題に加え、核軍縮・不拡散の問題につき首脳間で活発な議論が行われました。また、会議の後半にはウクライナのクチマ大統領の参加を得ました。その結果、「原子力安全モスクワ・サミット宣言」、「全面核実験禁止条約に関する声明」及び「ウクライナに関する声明」の3本の文書が発表されました。さらに、レバノン情勢、ボスニア情勢を含む国際問題についても有意義な意見交換が行われ、特にレバノン情勢については、敵対行為を直ちに終了するよう訴える趣旨の首脳文書が採択されました。

今次サミットの重要な成果及び私から強く主張した点は、次のとおりであります。

まず、原子力の利用に当たり、安全を最優先すべきことが改めて確認されました。この分野の初めての国際的な法的枠組みである原子力安全条約の早期発効の重要性が訴えられたことは一つの成果でありました。私からは、原子力安全のための国際協力の一環として地域協力の重要性を指摘し、特にアジアの国

としての立場から、本年中を目途に東京でアジア諸国の原子力安全会議を開催することを明らかにいたしました。

我が国が重視する放射性廃棄物の海洋投棄の問題については大きな進展が得られました。この点は後ほど御説明いたしたいと思えます。

核軍縮・不拡散の分野では、私は、被爆がいかに悲惨かを体験した非核兵器国としての立場から、日本は意義ある貢献をしていきたいと強調いたしました。特に全面核実験禁止条約の早期署名を強く訴え、交渉促進のため協力していく意向を明らかにいたしました。今回、全面核実験禁止条約に関する声明が発表されましたことは、交渉促進を世界にアピールする上で大きな意義を有すると考えております。

今次サミットの成果を踏まえ、原子力安全問題での国際協力の強化並びに全面核実験禁止条約交渉、軍縮の促進に真剣に取り組んでまいり所存であります。

また、今回の原子力安全サミット出席の機会に、私はエリツィン・ロシア連邦大統領と会談いたしました。また、クレティエン・カナダ首相と会談し、今日の日加関係が良好であることを確認いたしました。

エリツィン大統領との会談におきまして、私は、ロシアの改革路線、二国間関係、国際問題につき幅広く忌憚のない有意義な話し合いを行いました。この会談を通じ、今後の日ロ関係全般をバランスよく前進させるための政治的弾みをつけることができたと考えております。また、エリツィン大統領と個人的によい友人関係をつくることができたと思えます。

ロシアの改革は、国際社会全体にとっても極めて重要であり、今回の会談でエリツィン大統領がロシアの改革路線を堅持するとの決意を表明したことを高く評価しており、私は、ロシアの改革路線が継続される限り、これに引き続き協力していく考えであります。

領土問題については、東京宣言を基礎として両国関係をさらに発展させていくことが確認され、外務大臣レベルの平和条約交渉を再活性化することが重要であるとの点で認識の一致がありました。さらに、そのために大統領選挙後に次官級の平和条約作業部会を再開することが合意されました。これは、大統領選挙後、領土問題に両国が協力して取り組んでいく上で大きな政治的意義を持つものと思えます。

また、北方四島周辺水域における日本漁船の操業枠組み交渉については、交渉を続けていくことに合意し、妥結に向けお互いに努力していくことについて認識の一致があったことも有意義でありました。

放射性廃棄物の海洋投棄問題について、私の要請を受けてエリツィン大統領

より、ロンドン条約附属議定書の改正を本年中にも受諾すること、さらにそれまでの間も引き続き海洋投棄を行わないことを明言したことは高く評価されます。

さらに、ロシア極東地域との関係については、これを強化発展させていくことの重要性につき認識の一致があったことは、今後の日本と同地域との関係強化に資していくものと考えます。

また、今回、4月末に臼井防衛庁長官が訪日することに合意いたしましたことは、両国関係の政治対話の幅を広げ、両国間の信頼醸成一層促進していくことになると考えます。

本年は両国の国交回復40周年の年に当たります。私は、今回の会談を踏まえ、日ロ関係の前進のため一層の努力を払ってまいりたいと考えております。

○平成8年5月15日（水）

【平成6年度決算の概要について】

平成6年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、一般会計におきまして、歳入の決算額は76兆3,390億円余、歳出の決算額は73兆6,136億円余でありまして、差し引き2兆7,254億円余の剰余を生じました。

この剰余金は、財政法第41条の規定によりまして、一般会計の平成7年度の歳入に繰り入れ済みであります。

なお、平成6年度における財政法第6条の純剰余金は6,076億円余となります。

以上の決算額を予算額と比較いたしますと、歳入につきましては、予算額73兆4,305億円余に比べて2兆9,084億円余の増加となりますが、この増加額には、前年度剰余金受け入れが予算額に比べて増加した額2兆6,248億円余が含まれておりますので、これを差し引きますと、歳入の純増加額は2,836億円余となります。

一方、歳出につきましては、予算額73兆4,305億円余に平成5年度からの繰越額2兆6,230億円余を加えました歳出予算現額76兆535億円余に対しまして、支出済み歳出額は73兆6,136億円余でありまして、その差額2兆4,399億円余のうち、平成7年度に繰り越しました額は2兆965億円余となっており、不用となりました額は3,433億円余となっております。

このうち、予備費であります。平成6年度一般会計における予備費の予算額は1,500億円であり、その使用額は1,485億円余であります。

次に、平成6年度の特別会計の決算であります。これらの決算の内容につきましては、特別会計歳入歳出決算によって御了承願いたいと存じます。

次に、平成6年度における国税収納金整理資金の受け入れ及び支払いであります。同資金への収納済み額は55兆9,448億円余でありまして、この資金からの一般会計等の歳入への組み入れ額等は55兆9,344億円余でありますので、差し引き104億円余が平成6年度末の資金残額となります。これは、主として国税に係る還付金として支払い決定済みのもので、年度内に支払いを終わらなかつたものであります。

次に、平成6年度の政府関係機関の決算の内容につきましては、それぞれの決算書によって御了承願いたいと存じます。

以上が、平成6年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書の概要であります。

○平成8年5月15日（水）

【規制緩和推進計画の改定について】

規制緩和推進計画の改定について御報告申し上げます。

規制緩和の推進は、我が国経済社会の抜本的な構造改革を図り、国際的に開かれ、自己責任原則と市場原理に立つ自由な経済社会としていくために不可欠の政策課題であり、内閣の最重要課題の一つであります。

このような考え方に立ちながら、政府は一体となって規制緩和の推進に取り組んでいるところでありますが、今般、「規制緩和推進計画」を平成7年度から9年度までの3年計画として改定したところであります。

改定に当たっては、各省庁において、内外の御意見、御要望、行政改革委員会の意見を踏まえながら積極的に既定計画を見直すことにより、569事項の新たな規制緩和方策を盛り込んでおります。また、既定計画に計上された方策につきましても、その約3分の2については措置済みであります。残余の事項につきましても実施時期の前倒しや実施内容の具体化等を図っております。

具体的な緩和措置としては、国民生活の質の向上、内需の拡大や輸入の促進、国民負担の軽減などを図る観点から、「住宅・土地等関係」を初めとして11分野にわたる措置を盛り込んでおります。

今後は、本改定計画を着実に実施するとともに、内外の御意見、御要望、行政改革委員会の監視結果等を踏まえ、平成8年度末までに計画を改定することとしており、引き続き積極的に規制緩和の推進に取り組んでまいり所存であります。

3 本会議決議

番号	件名	提出者	提出月日	委員会付託	委員会決議	本会議決議	備考
1	国連海洋法条約の実施に伴う体制の確立等に関する決議案	野沢 太三君 外9名	8. 6. 6			8. 6. 7 可 決	
2	中国の核実験に抗議し、反対する決議案	下稲葉耕吉君 外7名	8. 6. 17			8. 6. 17 可 決	

○平成8年6月7日（金）

【国連海洋法条約の実施に伴う体制の確立等に関する決議】

本院は、海洋に関する安定的な法的秩序を確立し、海洋に係る我が国の活動を円滑にすることが、世界の主要な海洋国家である我が国の国益に沿うものであることにかんがみ、海洋に関する諸問題について包括的に規律する国連海洋法条約の締結を承認し、これに関連する8法律案を可決した。

これに伴い我が国は、新たな日韓・日中漁業協定の締結、国際海洋法裁判所及び国際海底機構における貢献等、多くの外交上の課題に適切に対処し、また、漁獲可能量制度の確立等による漁業秩序の維持、密航・密輸等の犯罪防止、海洋環境の保護・保全等、広範な分野にわたり国内体制を整備・充実する必要がある。

よって政府は、国連海洋法条約の主旨を実現するための外交努力に最善を尽くすとともに、適切な資源管理策を通じて漁業経営の体質強化を図り、漁業を21世紀にふさわしい魅力ある産業として確立するために必要な水産諸施策を積極的に展開し、また、関係省庁の連携を密にして、海上における監視・取締りを的確に実施するため、海上保安庁等の人員、船艇、航空機等の一層の整備・充実を図り、もって我が国の国益確保と国民生活の安定の維持に努めるべきである。

右決議する。

○平成8年6月17日（月）

【中国の核実験に抗議し、反対する決議】

本院は、我が国が広島・長崎への原爆投下を経験した唯一の被爆国であることにかんがみ、あらゆる国の核実験に反対する。

核実験は、地球環境と生態系を破壊し、人類の生存をも脅かす行為であり、また、全面核実験禁止条約交渉をはじめとする核軍縮に向けた国際的努力に逆行するものである。

しかるに、中国の今回の地下核実験強行は、我が国をはじめ国際社会の再三にわたる停止の呼びかけを無視した行為であり、誠に遺憾である。

本院はここに、あらためて核兵器廃絶への不断の努力を行うことを誓うとともに、中国の核実験に厳重に抗議し、更に、もう一度予定されていると伝えられる核実験に強く反対するものである。

政府は、これまでの実験反対に対する国民の意思を十二分に踏まえ、本院の主旨を体し、中国政府に対し直ちに適切な措置を講ずるとともに、すべての国の核兵器の製造、実験、貯蔵、使用に反対し、全面核実験禁止条約の早期締結に努力すべきである。

右決議する。

4 決算に対する議決

○平成8年2月16日(金)

【平成4・5年度決算に対する議決】

- 1 平成4年度決算は、これを是認する。
- 2 平成5年度決算は、これを是認する。
- 3 内閣に対し、次のとおり警告する。
 - (1) 国の一般会計において、平成4年度1兆5,447億円、平成5年度5,663億円と、戦後初めて2年連続の決算上の不足、いわゆる歳入欠陥が生じ、その後の財政運営に困難を来していることは、誠に遺憾である。

政府は、税収の減少や公債残高の急増等により、極めて深刻な財政状況にあることを厳しく認識し、歳出全体について社会・経済情勢の変化を踏まえた徹底した見直しを進めるなど、財政改革に真剣に取り組むとともに、財政の現状や将来展望等について国民に分かりやすく明らかにすること等により、国民の理解を求めながら、今後の本格的高齢社会に対応し得る行財政の確立に向けて一層の努力を傾注すべきである。
 - (2) 核燃料を柔軟かつ効率的に利用できる新型転換炉は、昭和42年からその開発が開始され、原型炉「ふげん」の成果に基づき、昭和57年から実証炉建設計画が進められてきたが、その建設費が当初見積もりを大幅に上回る事が判明したこと等のため、平成7年8月に同建設計画は中止に至った。

政府は、昭和42年度から平成6年度までの間に約2,000億円の国費が投入された新型転換炉の開発において、その実証炉建設計画が中止に至った事態を重く受け止め、今後、このような大型技術開発の実用化の推進に当たっては、研究開発体制の一層の整備を図るとともに、進捗状況に応じて開発計画の評価を行うこと等により、適時適切な措置を講ずるよう努めるべきである。
 - (3) 国民健康保険の財政調整交付金について、市町村による不適正な受給の指摘が、決算検査報告において、昭和63年度以降毎年続いており、平成5年度までの不適正受給の総額が105億円に上っていることは、遺憾である。

政府は、構造的な問題を抱える国民健康保険制度の安定化に更に努力するとともに、この種事態の根絶を期するため、都道府県及び市町村に対する指導の徹底を図るべきである。
 - (4) 厚生年金保険及び国民年金の積立金の一部をより有利に運用することを

目的とした自主運用事業について、平成6年度末において約7,000億円の繰越欠損金が生じていることは、年金資金運用の健全性、安定性の観点から看過できない。

政府は、今後の厳しい年金財政の状況にかんがみ、国民共有の資産とも言うべき年金積立金の安全かつ効率的な運用体制の整備に更に努力するとともに、自主運用事業に対する国民の理解を得られるよう、市場への影響等に配慮しつつ、ディスクロージャーの一層の推進に努めるべきである。

- (5) 認可法人である日本下水道事業団が、地方公共団体の委託を受けて、平成4年度及び5年度に発注した下水道の電気設備工事について、いわゆる入札談合が行われ、しかも同事業団の幹部職員がこれに関与していたことが明らかになったことは、極めて遺憾である。

政府は、公共工事の入札・契約手続の改善に取り組んでいる中で、このような事件が発生したことを厳しく受け止め、同事業団に対し、発注における透明性・客観性の一層の確保や受委託関係の明確化等の改善措置を着実に実行させるなど、この種事件の再発防止に万全を期すべきである。

1 委員会審議経過

【内閣委員会】

(1) 審議概観

第136回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出6件であり、そのすべてが成立した。

また、本委員会付託の請願20種類313件のうち、3種類43件を採択した。

〔法律案の審査〕

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案は、昭和43年12月26日の皇室経済に関する懇談会で決定された内廷費の定額及び皇族費算出の基礎となる定額の改定に関する方針を踏まえ、平成2年4月改定後の物価のすう勢及び国家公務員給与の引上げにかんがみ、内廷費の定額2億9,000万円を3億2,400万円に、皇族費算出の基礎となる定額2,710万円を3,050万円に改めようとするものである。

委員会においては、定額の改定理由、定額の改定基準の見直し等について質疑が行われ、反対討論の後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。

恩給法等の一部を改正する法律案は、平成7年における公務員給与の改定、消費者物価の上昇その他の諸事情にかんがみ、恩給受給者に対する処遇の適正な改善を図るため、恩給年額を本年4月分から0.75%引き上げるとともに、遺族加算の年額についても本年4月分から引き上げようとするものである。

委員会においては、恩給の性格と今後の改善方策、旧日赤救護看護婦等の慰労給付金の改善等について質疑が行われ、採決の結果、本法律案は全会一致をもって、原案どおり可決された。なお、本法律案に対して、阪神・淡路大震災恩給受給者について恩給の受給に支障がないよう努めること等、8項目から成る附帯決議が行われた。

郵政省設置法の一部を改正する法律案は、経済社会のボーダレス化の中、とりわけ情報通信分野において、その重要性と今後の発展性に着目して各国が戦略的な取組を行うことで様々な国際摩擦が生じているといった国際情勢の推移等にかんがみ、郵政行政の強力な推進を図るため、郵政省にその所掌事務の一部を総括整理する郵政審議官を設置しようとするものである。

委員会においては、郵政審議官設置の意義、21世紀に向けた情報通信分野の国際的課題等について質疑が行われ、採決の結果、本法律案は多数をもって原

案どおり可決された。

防衛庁設置法の一部を改正する法律案は、自衛隊の任務が多様化し国際化する中で、幹部自衛官等に対する安全保障全般にわたる社会科学に関する高度の教育の必要性及び資質の確保の要請にかんがみ、防衛大学校に一般大学の大学院修士課程相当の総合安全保障研究科を新設するとともに、冷戦後の国際情勢に的確に対応するため、高度の情報収集・分析等を総合的に実施しうる体制等を充実させる必要があるにもかかわらず、防衛庁全体としての情報処理・分析能力が不十分であり、かつ、各組織が小規模であることから、能力の高い情報専門家の確保も困難な状況にあることにかんがみ、統合幕僚会議に情報本部を新設し、あわせて、同本部に自衛官を移しかえること等を目的に、自衛官定数を改めようとするものである。

本法律案については、5月17日、本会議において趣旨説明が行われ、情報本部設置の意義、日米間における情報交換のあり方、軍事衛星の保有と宇宙の平和利用との関係等の質疑が行われた。

委員会においては、情報本部の運用構想、防衛大学校総合安全保障研究科学生の募集対象等について質疑が行われ、反対討論の後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。

自衛隊法の一部を改正する法律案は、4月15日に署名された「日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」の実施に伴い、内閣総理大臣等が、同協定に定める共同訓練、国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動に必要な物品及び役務を、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、アメリカ合衆国の軍隊に対し提供することができることとするものである。

本法律案については、6月5日、本会議において趣旨説明が行われ、集団的自衛権の行使、日米防衛協力のための指針の見直し等について質疑が行われた。

委員会においては、同協定の適用範囲、物品・役務の種類、リムパックにおける海上自衛隊艦艇の誤射事故等について質疑が行われ、反対討論の後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。

内閣法等の一部を改正する法律案は、先般の第3次臨時行政改革推進審議会の答申の趣旨にかんがみ、内閣総理大臣に対する補佐体制の充実を図るため、内閣総理大臣補佐官の制度を設けるとともに、内閣官房における行政各部の施策に関するその統一保持上必要な総合調整等の一層の円滑化を図るため、内閣官房副長官の職務に関する規定を整備する等の措置を講じようとするものであ

る。

委員会においては、総理大臣補佐官設置の必要性、内閣総理大臣補佐官の人选基準と活用方針等について質疑が行われ、反対討論の後、採決の結果、本法律案は多数で原案どおり可決された。

〔国政調査等〕

2月16日、今期国会における本委員会関係の内閣提出予定法律案、総理府関係の施策及び平成8年度内閣、総理府関係予算について梶山内閣官房長官から、総務庁の基本方針及び平成8年度総務庁関係予算について中西総務庁長官から、防衛庁の基本方針について臼井防衛庁長官から、平成8年度防衛庁関係予算及び平成8年度皇室費について政府委員からそれぞれ説明を聴いた。

また、3月15日、平成8年度以降に係る防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画について臼井防衛庁長官から報告を聴いた後、台湾の総統選挙を目前に控えての中国による台湾海峡での軍事演習に対する政府の対応、憲法と集団自衛権の関係、防衛庁の有事法制研究に対する検討状況、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）の食糧事情の把握とその支援のあり方、楚辺通信所の一部土地使用を期限後も米軍が使用できる根拠、ACSA（日米物品役務相互提供協定）と新防衛計画大綱との関係等について質疑が行われた。

また、5月21日、集団自衛権と憲法9条との関係、BMD（弾道ミサイル防衛）の研究と宇宙の平和利用原則との調整、武器輸出管理体制の強化、即応予備自衛官確保のための法的支援、恩給欠格者に対する慰労金支給問題、神奈川県内の米軍施設の移転・返還問題、日米安全保障共同宣言と集団自衛権との関係、日米防衛協力のための指針の見直し対象等について質疑が行われた。

なお、5月7日、平成8年度皇室費、国会所管、会計検査院所管、内閣所管及び総理府所管（総理本府、日本学術会議、国際平和協力本部、宮内庁、総務庁（北方対策本部を除く）、防衛本庁、防衛施設庁）の予算について委嘱審査を行い、アイヌ新法制定に向けた具体的な取組、従軍慰安婦に対する補償を女性のためのアジア平和国民基金による一時金の支払いで措置しようとする政府の姿勢、政府の来年3月末の地対財特法失効後への対応、SACO（沖縄に関する特別行動委員会）で合意された沖縄米軍基地の移転に要する経費、政府の自衛権解釈と国の安全確保、PKO協力法の見直し等について質疑が行われた。

（2）委員会経過

○平成8年2月16日（金）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。

- 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国の防衛に関する調査を行うことを決定した。
- 今期国会における本委員会関係の内閣提出予定法律案に関する件、総理府関係の施策に関する件及び平成 8 年度内閣、総理府関係予算に関する件について梶山内閣官房長官から、総務庁の基本方針に関する件及び平成 8 年度総務庁関係予算に関する件について中西総務庁長官から、防衛庁の基本方針に関する件について臼井防衛庁長官から、平成 8 年度防衛庁関係予算に関する件及び平成 8 年度皇室費に関する件について政府委員からそれぞれ説明を聞いた。

○平成 8 年 3 月 15 日（金）（第 2 回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 平成 8 年度以降に係る防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画に関する件について臼井防衛庁長官から報告を聞いた後、同件等について梶山内閣官房長官、臼井防衛庁長官、政府委員及び内閣官房当局に対し質疑を行った。

○平成 8 年 3 月 26 日（火）（第 3 回）

- 皇室経済法施行法の一部を改正する法律案（閣法第 4 号）（衆議院送付）について梶山内閣官房長官から趣旨説明を聴き、同長官、政府委員及び宮内庁当局に対し質疑を行った。
- 恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第 5 号）（衆議院送付）について中西総務庁長官から趣旨説明を聴き、同長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成 8 年 3 月 27 日（水）（第 4 回）

- 皇室経済法施行法の一部を改正する法律案（閣法第 4 号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。
（閣法第 4 号） 賛成会派 自民、平成、社民
反対会派 共産
 - 恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第 5 号）（衆議院送付）について中西総務庁長官及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第 5 号） 賛成会派 自民、平成、社民、共産
反対会派 なし
- なお、附帯決議を行った。

○平成8年4月9日（火）（第5回）

○理事の補欠選任を行った。

○郵政省設置法の一部を改正する法律案（閣法第38号）（衆議院送付）について日野郵政大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、梶山内閣官房長官、政府委員及び郵政省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第38号） 賛成会派 自民、平成、社民

反対会派 共産

○平成8年5月7日（火）（第6回）

○理事の補欠選任を行った。

○平成8年度一般会計予算（衆議院送付）

平成8年度特別会計予算（衆議院送付）

平成8年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（国会所管）について谷衆議院事務総長、黒澤参議院事務総長、緒方国立国会図書館長、中川裁判官弾劾裁判所事務局長及び舟橋裁判官訴追委員会事務局長から説明を聴き、

（会計検査院所管）について矢崎会計検査院長から説明を聴いた後、

（皇室費、国会所管、会計検査院所管、内閣所管及び総理府所管（総理本府、日本学術会議、国際平和協力本部、宮内庁、総務庁（北方対策本部を除く）、防衛本庁、防衛施設庁））について臼井防衛庁長官、中西総務庁長官、梶山内閣官房長官、政府委員、外務省、労働省、厚生省、郵政省、警察庁及び環境庁当局に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成8年5月17日（金）（第7回）

○理事の補欠選任を行った。

○防衛庁設置法の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）について臼井防衛庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成8年5月21日（火）（第8回）

○防衛庁設置法の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）について臼井防衛庁長官、梶山内閣官房長官、政府委員、文部省、科学技術庁及び外務省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第30号） 賛成会派 自民、平成、社民

反対会派 共産

○集団的自衛権と憲法第9条との関係に関する件、BMDの研究と宇宙の平和利用に関する件、神奈川県内の米軍施設の移転・返還問題に関する件、

「日米防衛協力のための指針」見直しの対象に関する件等について梶山内閣官房長官、臼井防衛庁長官、中西総務庁長官、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行った。

○平成8年6月6日（木）（第9回）

- 自衛隊法の一部を改正する法律案（閣法第98号）（衆議院送付）について臼井防衛庁長官から趣旨説明を聴いた後、同長官、梶山内閣官房長官及び政府委員に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成8年6月11日（火）（第10回）

- 自衛隊法の一部を改正する法律案（閣法第98号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第98号） 賛成会派 自民、平成、社民
反対会派 共産

○平成8年6月17日（月）（第11回）

- 内閣法等の一部を改正する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）について梶山内閣官房長官から趣旨説明を聴き、同長官、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第19号） 賛成会派 自民、社民、共産
反対会派 平成

○平成8年6月18日（火）（第12回）

- 請願第83号外42件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第9号外269件を審査した。
- 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国の防衛に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（3） 成立議案の要旨・附帯決議

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案（閣法第4号）

【要 旨】

本法律案は、経済情勢の推移にかんがみ、内廷費の定額2億9,000万円を3億2,400万円に、皇族費算出の基礎となる定額2,710万円を3,050万円に改めようとするものである。なお、本法律の施行期日は、平成8年4月1日となっている。

恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第5号）

【要 旨】

本法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、恩給年額及び遺族加算額を増額することにより、恩給受給者に対する処遇の改善を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 恩給年額の計算の基礎となる仮定俸給年額を、平成8年4月分以降、0.75%引き上げる。
- 2 普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を、平成8年4月分以降、0.75%引き上げる。
- 3 公務関係扶助料の最低保障額を、平成8年4月分以降、0.75%引き上げる。また、公務関係扶助料に係る遺族加算の年額を、平成8年4月分以降、13万2,600円（現行13万1,900円）に引き上げる。
- 4 傷病恩給の基本年額を、平成8年4月分以降、0.75%引き上げる。
- 5 傷病者遺族特別年金の基本年額を、平成8年4月分以降、0.75%引き上げる。また、傷病者遺族特別年金に係る遺族加算の年額を、平成8年4月分以降、8万5,510円（現行8万4,950円）に引き上げる。
- 6 本法律は、平成8年4月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、次の事項について速やかに善処すべきである。

- 一 阪神・淡路大震災により被災した恩給受給者については、その被災の状況にかんがみ、恩給証書の再発行、受給権調査の実施等につき特段の配慮を行い、恩給の受給に支障のないよう努めること。
- 一 恩給年額の改定については、国家補償としての恩給の性格、恩給受給者の高齢化等に配慮し、今後とも現職公務員の給与水準との均衡を維持するよう努めること。
- 一 恩給の改定実施時期については、現職公務員の給与との遅れをなくすよう特段の配慮をすること。
- 一 恩給の最低保障額については、引き続きその引上げ等を図るとともに扶助料については、さらに給付水準の実質的向上を図ること。
- 一 恩給受給者に対する老齢福祉年金の支給制限を撤廃すること。
- 一 外国特殊法人及び外国特殊機関の未指定分の件について、速やかに再検討を加え適切な措置を講ずること。
- 一 戦地勤務に服した旧日赤救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦に対する慰勞給付金について引き続き適切な措置をとること。
- 一 恩給欠格者等の処遇について検討の上、適切な措置を講ずるよう努めるこ

と。
右決議する。

内閣法等の一部を改正する法律案（閣法第19号）

【要 旨】

本法律案は、第3次臨時行政改革推進審議会の答申の趣旨にかんがみ、内閣総理大臣に対する補佐体制の充実を図るため、内閣総理大臣補佐官の制度を設けるとともに、内閣官房における行政各部の施策に関するその統一保持上必要な総合調整等の一層の円滑化を図るため、内閣官房副長官の職務に関する規定を整備する等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 内閣法の改正

(1) 内閣官房副長官の職務の改正

内閣官房副長官の職務を、内閣官房長官の職務を助け、命を受けて内閣官房の事務をつかさどり、及びあらかじめ内閣官房長官の定めるところにより内閣官房長官不在の場合その職務を代行するものとする。

(2) 内閣総理大臣補佐官制度の新設

- ① 内閣官房に内閣総理大臣補佐官3人以内を置くことができる。
- ② 内閣総理大臣補佐官の職務を、内閣の重要政策に関し、内閣総理大臣に進言し、及び内閣総理大臣の命を受けて、内閣総理大臣に意見を具申するものとする。
- ③ 内閣総理大臣補佐官は非常勤とすることができる。
- ④ 内閣総理大臣補佐官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣において行う。
- ⑤ 内閣総理大臣補佐官の服務について定める。

2 国家公務員法の改正

国家公務員法に定める特別職の職に「内閣総理大臣補佐官」を加える。

3 特別職の職員の給与に関する法律の改正

- (1) 特別職の職員の給与に関する法律の適用範囲に「常勤の内閣総理大臣補佐官」及び「非常勤の内閣総理大臣補佐官」を加えるとともに、内閣総理大臣補佐官の俸給を定める。
- (2) 内閣官房副長官の俸給を引き上げる。

4 内閣総理大臣補佐官について、国会議員との兼職を認める等所要の措置をとるため、国会法、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律、弁護士法及び公職選挙法の規定を整備する。

- 5 本法律は、公布の日（衆議院で「平成8年4月1日」を修正）から施行する。

防衛庁設置法の一部を改正する法律案（閣法第30号）

【要 旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 統合幕僚会議に防衛に関する情報の収集及び調査に係る統合幕僚会議の事務等をつかさどる組織として、新たに情報本部を設置する。
- 2 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊から統合幕僚会議に所要の自衛官を移しかえること等を目的として、自衛官定数を陸上自衛隊については570人減員して17万9,430人に、海上自衛隊については333人減員して4万5,752人に、航空自衛隊については349人減員して4万7,207人に、統合幕僚会議については1,202人増員して1,362人とし、全体としての自衛官定数を50人減員して27万3,751人とする。
- 3 防衛庁の任務の円滑な遂行を図るため、防衛大学校に一般大学の大学院修士課程に相当する総合安全保障研究科を設置し得るよう同大学校の所掌事務を改める。
- 4 本法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、防衛大学校の所掌事務の改正規定は、平成8年10月1日から施行する。

郵政省設置法の一部を改正する法律案（閣法第38号）

【要 旨】

本法律案は、最近における我が国の郵政行政をめぐる国際的な諸情勢の推移等にかんがみ、郵政行政の強力な推進を図るため、郵政省にその所掌事務に係る重要な政策の企画、立案及び実施に関する事務を総括整理する郵政審議官を1人設置しようとするものである。なお、本法律の施行期日は、平成8年7月1日となっている。

自衛隊法の一部を改正する法律案（閣法第98号）

【要 旨】

本法律案は、「日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」の実施に伴い、同協定に定める共同訓練、国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動に必要な物品及び役務の提供を内閣総理大臣等が行う

ことができることとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 内閣総理大臣又はその委任を受けた者は、同協定の定めるところにより、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、アメリカ合衆国の軍隊に対し、物品を提供することができることとする。
- 2 防衛庁長官は、同協定の定めるところにより、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、アメリカ合衆国の軍隊に対し、役務を提供することができることとする。
- 3 本法律は、同協定の効力発生の日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（6件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
※4	皇室経済法施行法の一部を改正する法律案	衆	8. 1.30	8. 3.26 (予備)	8. 3.27 可 決	8. 3.29 可 決	8. 3.22	8. 3.25 可 決	8. 3.26 可 決
※5	恩給法等の一部を改正する法律案	〃	1.30	3.26 (予備)	3.27 可 決 附帯決議	3.29 可 決	3.22	3.25 可 決 附帯決議	3.26 可 決
※19	内閣法等の一部を改正する法律案	〃	2. 6	6.14	6.17 可 決	6.18 可 決	5.24	6.11 修 正	6.13 修 正
※30	防衛庁設置法の一部を改正する法律案	〃	2. 9	5.17	5.21 可 決	5.22 可 決	4. 9 安全保障	5.14 可 決	5.14 可 決
※38	郵政省設置法の一部を改正する法律案	〃	2. 9	4. 9	4. 9 可 決	4.10 可 決	4. 2	4. 4 可 決	4. 5 可 決
98	自衛隊法の一部を改正する法律案	〃	4.26	6. 5	6.11 可 決	6.12 可 決	5.28 安全保障	5.31 可 決	6. 4 可 決

(1) 審議概観

第136回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出7件であり、いずれも成立した。

また、本委員会付託の請願3種類3件は保留となった。

〔法律案の審査〕

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第3号）は、平成7年度第3次補正予算において国税の減収により地方交付税が減額されることにかんがみ、地方財政の状況等を勘案し、地方交付税の総額を確保するため、平成7年度における交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を9,132億8,000万円増額する等の改正を行うものである。

委員会では、国税の減収下における地方交付税の総額確保策のあり方、地方交付税の特別会計への直接繰入問題、阪神・淡路大震災被災者の公営住宅入居問題などの質疑が行われ、討論の後、多数で可決された。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第26号）は、国家公務員等について介護補償の制度が設けられること及び警察官の職務に協力援助して災害を受け重度の障害のため介護を受けている者の実情にかんがみ、協力援助したものの災害給付の種類に介護給付を新たに加えようとする等の改正を行うものである。

委員会では、公務災害補償制度の一本化の必要性、交通事故関連公務災害補償適用の余地などの質疑が行われ、全会一致で可決された。

地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第13号）は、平成8年度分の個人住民税に係る定率による特別減税の実施、長期譲渡所得に係る個人住民税の税率の見直し、宅地等に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の実施並びに平成8年度分の固定資産税及び都市計画税の負担調整率の変更を行うとともに、個人住民税均等割の税率の見直し、非課税等特別措置の整理合理化等を行うこととし、あわせて個人住民税に係る特別減税による減収額を埋めるため、地方債の特例措置を講ずる等の改正を行うものである。

また、地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第41号）は、平成8年度分の地方交付税の総額について、特例措置を講ずるとともに、平成9年度から平成18年度までの各年度における一般会計から交付税特別会計への繰入れに関する特例を設けるほか、各種の制度改正に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用を改正し、あわせて、新産業都市の建

設、首都圏の近郊整備地帯の整備等に係る財政上の特別措置を引き続き講ずる等の改正を行うものである。

委員会では、両案を一括して審議し、困窮する地方財政と税財源の充実策、地方交付税制度の見直し、固定資産税評価方法のあり方などの質疑が行われた。

質疑終局後、有働委員（共産）から、地方税法等の一部を改正する法律案に対して個人住民税均等割の税率見直し部分を削除する修正案が提出されたが、否決され、本案は原案どおり全会一致で可決された。なお、平成8年度分の固定資産税及び都市計画税の調整負担措置の変更について、納税者への周知徹底外3項目の附帯決議が行われた。また、地方交付税については、討論の後、多数で可決された。

消防団等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案（閣法第83号）は、消防団等公務災害補償等共済基金を民間法人化し、その経営の活性化及び効率化に資するため、役員を選任、財務等についての政府の関与を縮小するとともに、同基金のほか、自治大臣の指定する法人も、消防団等公務災害補償責任共済事業等の事業を行える等の改正を行うものである。

委員会では、指定法人制度導入のねらい、消防団員の処遇改善などの質疑が行われ、討論の後、多数で可決された。

警察法の一部を改正する法律案（閣法第57号）は、最近における広域組織犯罪等の発生の状況等にかんがみ、都道府県警察が広域組織犯罪等に迅速かつ的確に対処することができるようにするため、その管轄区域外における権限の行使に関する規定の整備を行うとともに、広域組織犯罪等に対処するための警察の態勢に関することについての国家公安委員会及び警察庁長官の権限に関する規定を整備する等の改正を行うものである。

委員会では、オウム真理教関連事件の捜査上の反省点、今次改正と自治体警察制度との関係、広域組織犯罪等の定義、ぱちんこプリペイドカードをめぐる諸問題などの質疑が行われ、討論の後、多数で可決された。

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第61号）は、地方公務員の災害補償に関する不服申し立てについて、審査請求後3箇月を経過しても地方公務員災害補償基金支部審査会の決定を得られない場合に本部審査会に対する再審査請求を可能とする規定の創設、本部審査会の委員を増員する等の審査体制の整備、再審査請求後3箇月を経過しても採決のないときの処分の取消しの訴えに関する規定の整備等の改正を行うものである。

委員会では、審査処理の迅速化、公務災害の予防対策などの質疑終局後、有働委員（共産）から、審査請求後3箇月を経過しても決定のない場合等に、訴

訟を提起することができるものとする内容の修正案が提出されたが、否決され、本案は原案どおり全会一致で可決された。

〔決 議〕

本委員会では、3月28日、地方一般財源の充実強化による地方財政の健全化など6項目にわたる地方財政の拡充強化に関する決議を行った。

〔国政調査等〕

2月15日、地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策について、倉田自治大臣・国家公安委員長から所信を聴取し、平成8年度自治省関係予算及び警察庁関係予算について、政府委員から説明を聴取し、同月22日、所信に対する質疑を行った。

3月26日、平成8年度地方財政計画について倉田自治大臣及び政府委員から説明を聴取した。

また5月7日、予算委員会から委嘱を受けた平成8年度自治省及び警察庁関係予算の審査を行い、地方公務員の定員管理及び給与水準の適正化、特別地方消費税のあり方、地方債の起債許可制度、地方公営企業の経営状況、公共ホールの利用実態、ふるさと農道・林道緊急整備事業と財源措置、緊急消防援助隊と所要の財源確保、広域犯罪組織に対する態勢整備などの質疑が行われた。

なお、今国会に設置された「暴力団員不当行為防止法及び風俗営業等に関する小委員会」においては、6月4日、暴対法及び風営適正化法の施行状況と今後の課題について警察庁から報告を聴取した後、6月6日、同報告に対する質疑を行った。また、6月13日、参考人として、社団法人日本遊戯関連事業協会会長庄司正英君、日本レジャーカードシステム株式会社取締役副社長日比野弘和君及び株式会社長銀総合研究所理事長竹内宏君の出席を求め、意見を聴取した後、質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成8年1月25日（木）（第1回）

- 地方行政の改革に関する調査を行うことを決定した。
- 暴力団員不当行為防止法及び風俗営業等に関する小委員会を設置することを決定した後、小委員及び小委員長を選任した。

なお、小委員及び小委員長の変更の件並びに小委員会における参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成8年2月15日（木）（第2回）

- 地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件について倉田国務大臣から所信を聴いた。
- 平成8年度自治省関係予算及び警察庁関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。
- 地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）について倉田自治大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成8年2月16日（金）（第3回）

- 地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）について倉田自治大臣、政府委員、厚生省、大蔵省及び建設省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第3号） 賛成会派 自民、平成、社民、二院、自連
反対会派 共産

○平成8年2月22日（木）（第4回）

- 地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件について倉田国務大臣、政府委員、総理府、大蔵省、建設省及び運輸省当局に対し質疑を行った。

○平成8年3月14日（木）（第5回）

- 地方分権の推進に関する件、地方財政対策に関する件、警察行政に関する件等について倉田国務大臣、政府委員、総理府、建設省、農林水産省及び厚生省当局に対し質疑を行った。

○平成8年3月22日（金）（第6回）

- 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第26号）について倉田国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴き、同委員長、政府委員及び総務庁当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第26号） 賛成会派 自民、平成、社民、共産、二院、自連
反対会派 なし

○平成8年3月26日（火）（第7回）

- 平成8年度の地方財政計画に関する件について倉田自治大臣から概要説明を聴いた後、政府委員から補足説明を聴いた。
- 地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）
地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第41号）（衆議院送付）

以上両案について倉田自治大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成8年3月28日（木）（第8回）

○地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第41号）（衆議院送付）

以上両案について倉田自治大臣、政府委員、大蔵省及び国土庁当局に対し質疑を行い、地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第41号）（衆議院送付）について討論の後、いずれも可決した。

（閣法第13号） 賛成会派 自民、平成、社民、共産、二院、自連

反対会派 なし

（閣法第41号） 賛成会派 自民、平成、社民、二院、自連

反対会派 共産

なお、地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○地方財政の拡充強化に関する決議を行った。

○平成8年4月9日（火）（第9回）

○消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案（閣法第83号）について倉田自治大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員及び総務庁当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第83号） 賛成会派 自民、平成、社民、二院、自連

反対会派 共産

○平成8年5月7日（火）（第10回）

○平成8年度一般会計予算（衆議院送付）

平成8年度特別会計予算（衆議院送付）

平成8年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（総理府所管（警察庁）、自治省所管及び公営企業金融公庫）について倉田自治大臣、政府委員、文部省、大蔵省、文化庁及び林野庁当局に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成8年5月23日（木）（第11回）

○警察法の一部を改正する法律案（閣法第57号）（衆議院送付）について倉田国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴き、倉田国务大臣及び政府委員に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成8年5月28日（火）（第12回）

- 警察法の一部を改正する法律案（閣法第57号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第57号） 賛成会派 自民、平成、社民、二院、自連
反対会派 共産

- 地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第61号）（衆議院送付）について倉田自治大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成8年5月30日（木）（第13回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第61号）（衆議院送付）について倉田自治大臣、政府委員、人事院、労働省、文部省当局及び参考人地方公務員災害補償基金理事長中島忠能君に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第61号） 賛成会派 自民、平成、社民、共産、二院、自連
反対会派 なし

○平成8年6月18日（火）（第14回）

- 請願第615号外2件を審査した。
- 地方行政の改革に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

【暴力団員不当行為防止法及び風俗営業等に関する小委員会】

○平成8年6月4日（火）（第1回）

- 暴対法及び風営適正化法の施行状況と今後の課題、最近の銃器情勢、薬物乱用の現状と対策及びぱちんこ営業に関する諸問題について政府委員から説明を聴いた。
- 参考人の出席を求めることを決定した。

○平成8年6月6日（木）（第2回）

- 暴対法及び風営適正化法の施行状況と今後の課題、最近の銃器情勢、薬物乱用の現状と対策及びぱちんこ営業に関する諸問題について政府委員、警察庁及び自治省当局に対し質疑を行った。

○平成8年6月13日（木）（第3回）

- ぱちんこ営業に関する諸問題について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

社団法人日本遊技関連事業協会会長 庄司 正英君
日本レジャーカードシステム株式会社取締役副社長
日比野 弘和君
株式会社長銀総合研究所理事長 竹内 宏君

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第3号）

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

- 1 平成7年度の国の第3次補正予算による所得税、法人税及び消費税の減収（2兆9,120億円）に伴う地方交付税への影響額（9,132億8,000万円）については、地方交付税の総額を確保するため、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金を増額することとする。
- 2 1の措置による借入金については、平成13年度から平成22年度までの間に償還することとする。
- 3 この法律は、公布の日から施行する。

地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第13号）

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

1 地方税法に関する事項

(1) 道府県民税及び市町村民税関係

- ① 平成8年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に限り、所得割の額の15%相当額（当該金額が2万円を超えるときは、2万円）を軽減する定率による特別減税を実施する。
- ② 土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、特別控除後の譲渡益が4,000万円以下の部分に係る税率を、市町村民税については4%（現行5.5%）に、特別控除後の譲渡益4,000万円超8,000万円以下の部分に係る税率を道府県民税については2%（現行3%）に、市町村民税については5.5%（現行6%）にそれぞれ引き下げる。
- ③ 個人の道府県民税及び市町村民税について、それぞれ均等割の税率の引上げを行う。

(2) 不動産取得税関係

宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税について、当該取得が

平成8年中に行われた場合は課税標準を価格の2分の1（現行3分の2）とする特例措置を講ずる。

(3) 固定資産税関係

- ① 固定資産税の負担についての調整を行うため、平成8年度に限り、宅地等に係る負担調整率を引き下げる（都市計画税についても同様の措置を実施）。
- ② 新築住宅に係る最初の3年度分（中高層耐火建築物については5年度分）税額の2分の1を軽減する特例措置の適用期限を3年延長する。
- ③ 阪神・淡路大震災により滅失、損壊した鉄道施設等の復旧資産に係る固定資産税の特例措置を創設する。

(4) 主な非課税等特別措置の整理合理化

- ① 電気供給業者等の送変電施設の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置を見直す。
- ② 公害防止用設備に係る固定資産税の非課税措置並びに公害防止施設に係る事業所税の非課税措置を見直す。

2 国有資産等所在市町村交付金法に関する事項

変電所又は送電施設の用に供する償却資産に係る交付金算定標準額の特例措置を廃止する。

3 地方財政法に関する事項

個人住民税に係る特別減税による減収額を埋めるため、地方債の特例措置として減税補てん債を発行することができることとする。

4 施行期日

1の(1)の②の改正は平成9年4月1日から、その他の改正は平成8年4月1日から施行する。

【 附 帯 決 議 】

政府は、地方団体の行政需要の増大、引き続き厳しい地方財政の状況等にかんがみ、左記の事項についてその実現に努めるべきである。

- 1 今回の平成8年度分の固定資産税及び都市計画税の負担調整措置の変更について、納税者に十分周知徹底を図ること。
- 2 地方税は地方団体の重要な自主財源であることにかんがみ、地方団体が地方分権の推進等に伴って増大する行政需要に的確に対処し、地域の実情に即した自主的・主体的な行財政運営が行えるよう、課税自主権を尊重しつつ、地方税源の充実強化に引き続き特段の努力を行うこと。
- 3 固定資産税は、土地保有税の根幹であり、自主財源としての市町村税の基幹税目であることを踏まえて制度の整備充実を図ることを基本とすること。

また、平成9年度の土地の評価替えに当たっては、引き続き評価の均衡化・適正化を推進するとともに、最近における地価の変動をよりの確に評価額に反映させるよう努めること。あわせて、路線価等の積極的な公開に努めること。

- 4 税制の簡素化・税負担の公平化を図るため、非課税等特別措置については引き続き見直しを行い、一層の整理合理化等を推進すること。
右決議する。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第26号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、国家公務員等について介護補償の制度が設けられることにかんがみ、警察官の職務に協力援助した者の災害給付の種類に介護給付を加え、平成8年4月1日より施行しようとするものである。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第41号）

【要 旨】

本法律案は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、地方交付税の総額の確保に資するため、平成8年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、平成9年度から平成18年度までの間における一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れに関する特例を設けるほか、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用を改正し、あわせて、新産業都市の建設、首都圏の近郊整備地帯の整備等に係る財政上の特別措置を引き続き講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 地方交付税法及び交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正

(1) 地方交付税の総額の特例

- ① 平成8年度分の地方交付税の総額については、地方交付税法第6条第2項の額（12兆7,647億円）に、平成8年度における法定加算額4,138億円、臨時特例加算額4,253億円、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金3兆6,897億円及び同特別会計における剰余金300億円を加算した額から、同特別会計借入金利子支払額4,830億円を控除した額（16兆8,410億円）とすること。
- ② 平成8年度に交付税及び譲与税配付金特別会計において借り入れた借入金（3兆6,897億円）のうち1兆225億5,000万円については、その

償還金に相当する額を、平成9年度から平成18年度までの各年度分の地方交付税の総額に加算することとし、当該加算額を一般会計から同特別会計に繰り入れること。

- ③ 平成14年度から平成23年度までの地方交付税の総額について、8,313億円を加算すること。

(2) 基準財政需要額の算定方法の改正

- ① 自主的、主体的な地域づくりの推進等地域振興に要する経費、災害に強い安全なまちづくり、震災対策の推進等に要する経費、高齢者の保健及び福祉の増進、生活保護基準の引上げ等総合的な地域福祉施策の充実に要する経費、道路、街路、公園、下水道、社会福祉施設、清掃施設等住民の生活に直結する公共施設の整備及び維持管理に要する経費、教職員定数の改善、義務教育施設の整備、私学助成の充実、生涯学習の推進等教育施策に要する経費、農山漁村地域の活性化並びに農山漁村対策及び森林・山村対策に要する経費、自然環境の保全、廃棄物の減量化等快適な環境づくりに要する経費、地域社会における国際化及び情報化への対応並びに文化・スポーツの振興に要する経費、消防救急業務の充実に要する経費及び国民健康保険財政について、その安定化のための措置等に要する経費の財源等を措置すること。

- ② 阪神・淡路大震災復興基金の創設及び雲仙岳災害対策基金の延長に伴い、当該各基金に係る地方債利子支払に要する経費の財源を措置すること。

(3) 基準財政収入額の算定方法の特例

平成8年度における道府県民税及び市町村民税の所得割の減税による減収額として自治省令で定める額を加算する特例を設けること。

2 新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律及び首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正

- (1) 関係都道府県（又は関係都府県）に対して国が行う利子補給の対象となる地方債を平成12年度までに発行を許可された地方債とし、平成8年度以降に発行を許可される地方債については、利子補給の下限の率を引き下げるとともに、利子補給幅を縮減するものとする。

- (2) 関係市町村に対する国の負担割合の特例について、財政力による調整の割合を高めることとした上、対象となる事業を平成12年度までにおいて行われる事業とすること。

3 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

警察法の一部を改正する法律案（閣法第57号）

【要 旨】

本法律案は、最近における広域組織犯罪等（全国の広範な区域において個人の生命、身体及び財産並びに公共安全と秩序を害し、又は害するおそれのある広域組織犯罪その他の事案）の発生状況にかんがみ、都道府県警察が広域組織犯罪等に迅速かつ的確に対処できるようにするため、所要の規定の整備を行うおうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 広域組織犯罪等に関する都道府県警察の管轄区域外における権限に関する規定の整備

都道府県警察は、広域組織犯罪等を処理するため、必要な限度において、その管轄区域外に権限を及ぼすことができることとする。

2 広域組織犯罪等に関する国家公安委員会及び警察庁長官の権限に関する規定等の整備

(1) 国家公安委員会の権限に属する事務に、広域組織犯罪等に対処するための警察の態勢に関することを加えることとする。

(2) 警察庁長官は、広域組織犯罪等に対処するため必要があると認めるときは、都道府県警察に対し、広域組織犯罪等に対処するための警察の態勢に関する事項について、必要な指示をすることができることとし、都道府県警察は、当該指示に係る事項を実施するため必要があるときは、その管轄区域外に権限を及ぼす等の措置をとらなければならないこととする。

(3) 広域組織犯罪等に対処するための警察の態勢に関することを管区警察局に分掌させることとする。

3 本法律は、公布の日から施行する。

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第61号）

【要 旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1 支部審査会の決定遅延の場合における救済規定の創設

審査請求をしている者は、審査請求をした日の翌日から起算して3箇月を経過しても地方公務員災害補償基金支部審査会（以下「支部審査会」という。）による決定がないときは、支部審査会が審査請求を棄却したものとなして、地方公務員災害補償基金審査会（以下「審査会」という。）に対して再審査請求をすることができるものとする。

2 審査会における審査体制の整備

(1) 組織

審査会は委員6人をもって組織するものとする。

(2) 合議体

審査会に対してされた審査請求及び再審査請求の事件の取扱いは、委員3人をもって構成する合議体で行うものとし、法令の解釈適用について、その意見が前に審査会のした裁決に反すると認められる場合等においては、委員の全員をもって構成する合議体で行うものとする。

(3) 委員会議

審査会の会務の処理（審査会に対してされた審査請求及び再審査請求の事件の取扱いを除く。）は、委員会議の議決によるものとする。

3 不服申立て中の処分取消しの訴えに関する規定の整備

不服申立て中の処分取消しの訴えは、原則として、再審査請求後3箇月を経過しても審査会による裁決がないときに限り提起することができるものとする。

4 施行期日

この法律は、平成8年7月1日から施行するものとする。

消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案（閣法第83号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、消防団員等公務災害補償等共済基金を民間法人化し、その経営の活性化及び効率化に資するため、役員の選任、財務等についての政府の関与を縮小するとともに、同基金のほか、自治大臣の指定する法人も消防団員等公務災害補償責任共済事業等の事業を行うことができる等の改正を行おうとするものである。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（7件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
3	地方交付税法等の一部を改正する法律案	衆	8. 1. 22	8. 2. 14	8. 2. 16 可 決	8. 2. 16 可 決	8. 2. 13	8. 2. 14 可 決	8. 2. 14 可 決
※13	地方税法等の一部を改正する法律案	〃	2. 2	3. 26 (予備)	3. 28 可 決 附帯決議	3. 29 可 決	3. 22	3. 25 可 決 附帯決議	3. 26 可 決
26	警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案	参	2. 7	3. 21	3. 22 可 決	3. 22 可 決	3. 22	3. 25 可 決	3. 26 可 決
※41	地方交付税法等の一部を改正する法律案	衆	2. 9	3. 26 (予備)	3. 28 可 決	3. 29 可 決	3. 22	3. 25 可 決	3. 26 可 決
57	警察法の一部を改正する法律案	〃	2. 20	5. 22	5. 28 可 決	5. 29 可 決	4. 26	5. 14 可 決	5. 17 可 決
				○ 8. 5. 22 参本会議趣旨説明 ○ 8. 4. 26 衆本会議趣旨説明					
61	地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案	〃	3. 1	5. 28	5. 30 可 決	5. 31 可 決	5. 17	5. 23 可 決	5. 23 可 決
83	消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案	参	3. 11	4. 4	4. 9 可 決	4. 10 可 決	5. 30	6. 11 可 決	6. 13 可 決

(5) 委員会決議

—— 地方財政の拡充強化に関する決議 ——

政府は、地方分権の推進を図るとともに、現下の厳しい地方財政の状況等に対処する観点から、地方財政の中長期的な安定と発展を図り、地方団体が諸施策を着実に推進できるよう、左記の事項について措置すべきである。

- 1 累増する巨額の借入金が今後の地方財政を圧迫するおそれがあることにかんがみ、地方税、地方交付税等の一般財源の充実強化により、その健全化を図ること。
- 2 地方交付税制度が地方団体の増大する財政需要に的確に応え、その機能の向上が図られるよう地方交付税総額の長期的な安定確保に努めるとともに、財政調整機能の充実を図ること。
また、地方交付税を国の一般会計を通すことなく、国税収納金整理資金から直接交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる制度を検討すること。
- 3 地方分権を積極的に推進するため、地方団体への権限委譲、国の関与・必置規制の緩和や廃止、機関委任事務の廃止等制度の抜本的見直し、国庫補助負担金の整理合理化等を図るとともに、国と地方の役割分担に応じた地方税財源の充実確保を図るほか、効率的な地方行政体制の整備・確立に必要な支援を行うこと。
- 4 地方団体が個性豊かな活力ある地域づくりを自主的かつ主体的に推進するとともに、地域の実情に応じた生活環境及び住民生活に密着した社会資本の整備を着実に推進することができるよう、引き続き地方単独事業の充実を図ること。
- 5 少子・高齢化の進展に伴う地域福祉の充実等の要請に適切に対応するため、引き続き地方団体が単独で行う社会福祉経費の一層の充実を図ること。
- 6 阪神・淡路大震災を踏まえ、地域の安全性を高めるための基盤整備、消防防災施設・設備の充実等を推進するとともに、消防団についてより一層の活性化を図ること。

右決議する。

【法務委員会】

(1) 審議概観

第136回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出5件、衆議院議員提出1件の計6件であり、すべて可決した。

また、付託請願は13種類282件で、うち2種類41件を採択した。

〔法律案の審査〕

参議院先議で提出された証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案は、業務上の災害を補償する各制度に介護の給付が設けられることにかんがみ、刑事事件の証人等の被害についても介護給付を創設して、被害者に対する給付の充実を図ろうとするものである。

本案については、給付の種類と過去の支給実績、刑事司法への協力確保と補償の物的損害への拡大、国選弁護人の補償水準等について質疑が行われた。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案は、地方裁判所における民事訴訟事件の適正迅速な処理を図る等のため、判事補を15人、裁判官以外の裁判所の職員を21人それぞれ増員しようとするものである。

我が国の裁判、とりわけ民事裁判には時間と費用がかかりすぎるというかねてからの批判がある。その大きな要因として、事件数に対して裁判官の数が少なすぎると指摘が多く、裁判官等の裁判所職員は毎年少しずつ増員されてはいる。今回の増員理由に関し、裁判所当局からは、裁判官の負担件数の軽減を通じて審理の充実と促進を図るためのものであるが、裁判官の供給源は司法修習生に限られるため、増員はこの規模となった旨の答弁があった。

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案は、我が国を仲裁地とする国際仲裁事件の手續につき、外国法事務弁護士等が当事者を代理することができることとして、外国法事務弁護士等の活動に関する規制を緩和しようとするものである。なお、本案も参議院先議であった。

外国弁護士の我が国での活動については、サービス業の自由化をめぐる貿易摩擦解消の一環として、一定範囲に限って活動を認めることになり、昭和61年に「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」が制定された。しかし、その後もアメリカ等からの規制緩和要求は強く、平成6年に活動範囲を広げる改正を行ったが、その際は、国際仲裁代理の問題はなお検討を要するとして結論を持ち越していた。今回の改正は、主要国では国際仲裁事件の手續の代理には、代理資格や代理行為の形式に特段の制約を課していないことに合わせたものであるが、更なる規制緩和要望への対処については、法務省は、前

回の改正法の運用や外国法制の動向を見定めたいと答えた。

民事訴訟法は国の基本的な法律である六法の一つに数えられるが、現行法は明治23年に制定され、大正15年に全面改正されたもので、その後70年間、基本的に大きな改正は行われなかった。この間の社会の変化や経済の発展は著しく、このため、現在の社会の状況に適合していない部分が生じている。法務省は、法制審議会において平成2年から全面改正作業を開始し、本年2月の答申を待って法案を提出した。新たな民事訴訟法案は、民事訴訟を国民に利用しやすく、分かりやすいものにするとともに、訴訟手続を現在の社会の要請にかなった適切なものとし、もって、適正かつ迅速な裁判の実現を図るため、手続の改善を図るものとされ、その主な内容としては、①争点整理手続の充実、整備、②証拠収集手続の拡充、整備、③少額訴訟手続の創設、④最高裁判所に対する上訴制度の整備等が挙げられる。また、民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、新たな民事訴訟法の施行に伴い、整備を要する関係法律を一括して改正するものである。

本案の審議において焦点となったのは、訴訟における公務秘密文書の扱いであった。すなわち、政府案では、証拠となる文書の提出義務の範囲をすべての文書に拡大したが、提出義務の例外事由の存否については、私文書の判断は裁判所が行うのに対し、公文書の秘密性の判断は監督官庁が行うことになっていた。しかし、折から、情報公開制度の法制化の検討が進められ、また、エイズ薬害訴訟、「もんじゅ」原発事故等において行政による情報隠しが非難を受けていたことも背景となって、衆議院の審議ではこの点に論議が集中した。その結果、衆議院では、公文書の提出命令の制度については現行の民事訴訟法の規定に戻すとともに、「行政機関の保有する情報を公開するための制度と並行して総合的な検討を加え、2年を目途として必要な措置を講じる」旨の規定を加える修正が行われ、法案は本院に送付された。

2法案の審議は、本会議でも趣旨説明、質疑が行われたが、委員会においては、参考人の意見も聴取して審議を行った。質疑では、衆議院における修正点をはじめ、新法案の訴訟迅速化への効果、争点整理手続の一つである弁論準備手続の非公開性と憲法との関係、最高裁判所に対する上訴の制限の妥当性、訴訟を実際に運営する裁判官増員の必要性等について論議が行われた。この中で、法務省は、修正によって政府に義務付けられた検討は早期に開始し、検討の対象には公文書とあわせて公務員の証人尋問に関する規定も含む見解を示し、また、弁論準備手続は憲法が公開を要請している対審には当たらないとの認識を示した。なお、民事訴訟法案について7項目の附帯決議を行った。

バブルの崩壊以後、債権者が債務者の不動産等の強制競売を申し立てる民事執行事件が大幅に増加しているが、こうした事件の中には、正当な権原もない

のに強制執行を妨害する悪質な事例も見られる。民事執行法の一部を改正する法律案は、不動産競売手続において、占有者等による不当な妨害行為を適切に排除することができるように、保全処分及び引渡命令の相手方の範囲を拡大する等により、競売手続の適正かつ迅速な遂行を図ろうとするものであり、衆議院議員による議員立法として提出された。

委員会においては、議員立法として提案された経緯と理由、執行妨害の具体的事例、労働組合活動等正当な権利者への配慮等について質疑が行われたが、提案者は、議員立法としたことについて、いわゆる住専処理に伴う債権保全が急がれること、昭和54年に本法が制定された際、政府案には今回の改正案と同様な規定が存在したのを国会で修正されたという経緯も考慮したと答弁した。また、執行妨害に悪用されがちな民法の短期貸借規定の見直しについて、法務省は、利用権と担保権の調整は難しいが、検討したいとの考えを示した。

〔国政調査等〕

2月22日、長尾法務大臣から所信を聴取し、同月27日、法務行政の基本方針について質疑を行った。

質疑の主な項目は、不法就労外国人問題、民法改正案における夫婦別氏や離婚制度をめぐる問題、銃器犯罪対策、住宅金融専門会社の不正融資等刑事事件の捜査状況、東京拘置所からのイラン人脱走事件と対策、会社の破産・更生手続に要する時間と裁判所の体制、住専処理機構の債権回収体制、法務局・出入国管理官署職員の増員の必要性、従軍慰安婦問題と国連人権委員会調査団の報告、死刑制度等であった。

5月7日には、予算委員会から委嘱を受けた平成8年度裁判所及び法務省予算について審査を行った。

質疑では、住宅金融専門会社の不良債権の処理をめぐる問題と刑事責任の捜査状況が取り上げられ、この中で、組織犯罪対策の必要性が問われたのに対して、法務省は、組織犯罪が国際的にも行われ、国際的にも批判に耐える法執行をする必要はあるので、国会の論議等も尊重しながら検討していく旨答弁した。このほか、当初、今国会に提案が予定されていた選択的夫婦別氏制度の導入等を内容とする民法改正の取扱い、我が国に興行目的で入国する者の活動実態と審査基準の適正化、公安調査庁の在り方と北朝鮮への米援助をめぐる問題、会社の決算書類の信頼性の確保、昭和32年に生じたジラード事件への政府の対応、国連人権委員会での我が国の対応、裁判の迅速化に対する方策等の問題が取り上げられた。

なお、民事訴訟法案が修正されて、公文書の取扱いが再検討されることにかんがみ、「民事訴訟法改正に伴う情報開示に関する小委員会」を設置した。

(2) 委員会経過

○平成8年2月22日(木) (第1回)

- 法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。
- 法務行政の基本方針について長尾法務大臣から所信を聴いた。
- 平成8年度法務省及び裁判所関係予算について政府委員及び最高裁判所当局から説明を聴いた。

○平成8年2月27日(火) (第2回)

- 法務行政の基本方針に関する件について長尾法務大臣、政府委員、労働省、厚生省、大蔵省、最高裁判所及び外務省当局に対し質疑を行った。

○平成8年3月22日(金) (第3回)

- 証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第27号)について長尾法務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員、農林水産省及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第27号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産、新緑、参フ
反対会派 なし
欠席会派 無

○平成8年3月28日(木) (第4回)

- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第32号)(衆議院送付)について長尾法務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員、最高裁判所、厚生省、大蔵省、警察庁、外務省及び内閣官房当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第32号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産、新緑、参フ
反対会派 なし
欠席会派 無

○平成8年4月9日(火) (第5回)

- 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第78号)について長尾法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成8年4月11日(木) (第6回)

- 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第78号)について長尾法務大臣、政府委員、最高裁判所及び海上保安庁当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第78号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産、参フ
反対会派 なし

欠席会派 新緑、無

○平成8年5月7日（火）（第7回）

○平成8年度一般会計予算（衆議院送付）

平成8年度特別会計予算（衆議院送付）

平成8年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（裁判所所管及び法務省所管）について長尾法務大臣、政府委員、警察庁、最高裁判所、外務省及び総理府当局に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成8年6月13日（木）（第8回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○民事訴訟法案（閣法第84号）（衆議院送付）

民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第93号）
（衆議院送付）

以上両案について長尾法務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員太田誠一君から説明を聴いた後、同君、同枝野幸男君、同細川律夫君、長尾法務大臣、政府委員、最高裁判所、法務省及び外務省当局に対し質疑を行った。

○民事執行法の一部を改正する法律案（衆第4号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員保岡興治君から趣旨説明を聴いた。

○平成8年6月17日（月）（第9回）

○民事訴訟法案（閣法第84号）（衆議院送付）

民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第93号）
（衆議院送付）

以上両案について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

駿河台大学法学部教授・法制審議会民事訴訟法部会委員

竹下 守夫君

日本弁護士連合会副会長

中務 嗣治郎君

読売新聞社編集局解説部次長

鶴岡 憲一君

弁護士

坂本 修君

○平成8年6月18日（火）（第10回）

○民事訴訟法案（閣法第84号）（衆議院送付）

民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第93号）
（衆議院送付）

以上両案について長尾法務大臣、政府委員、最高裁判所及び警察庁当局に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

(閣法第84号) 賛成会派 自民、社民、参フ、無
反対会派 平成、共産、新緑
欠席会派 無

(閣法第93号) 賛成会派 自民、社民、参フ、無
反対会派 平成、共産、新緑
欠席会派 無

なお、民事訴訟法案(閣法第84号)(衆議院送付)について附帯決議を行った。

- 民事執行法の一部を改正する法律案(衆第4号)(衆議院提出)について発議者衆議院議員保岡興治君、同永井哲男君、同錦織淳君、政府委員及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(衆第4号) 賛成会派 自民、平成、社民、新緑、参フ、無
反対会派 共産
欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

- 民事訴訟法改正に伴う情報開示に関する小委員会を設置することを決定した後、小委員及び小委員長の選任については委員長に一任することに決定した。

なお、小委員及び小委員長の変更の件並びに小委員会における参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

- 請願第1552号外40件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第331号外240件を審査した。
- 法務及び司法行政等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第27号)(先議)

【要旨】

本法律案は、業務災害補償各制度に介護給付が設けられたことにかんがみ、証人等の被害についての給付の充実を図るため、本給付制度においても介護給付を創設しようとするものである。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第32号）

【要 旨】

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所の職員の員数を増加しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 判事補の員数を15人増加し、659人に改める。
- 2 裁判官以外の裁判所の職員の員数を21人増加し、2万1,571人に改める。
- 3 この法律は、平成8年4月1日から施行する。

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第78号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、渉外的法律関係の一層の安定を図る等のため、我が国を仲裁地とする国際仲裁事件の手續につき、外国法事務弁護士等が当事者を代理することができることとして、外国法事務弁護士等の活動に関する規制を緩和する措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 国際仲裁事件を、国内を仲裁地とする民事に関する仲裁事件であって、当事者の全部又は一部が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者であるものと定義する。
- 2 外国法事務弁護士は、国際仲裁事件の手續についての代理を行うことができるものとする。
- 3 外国で法律事務を行う業務に従事している外国弁護士は、その外国で依頼され又は受任した国際仲裁事件の手續についての代理を行うことができるものとする。
- 4 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

民事訴訟法案（閣法第84号）

【要 旨】

本法律案は、民事訴訟を国民に利用しやすく、分かりやすいものとするとともに、訴訟手續を現在の社会の要請にかなった適切なものとし、もって適正かつ迅速な裁判の実現を図るため、新たに民事訴訟に関する手續の基本法を制定して手續の改善を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 争点整理手續の充実、整備

事件の争点を早期に明確にして、適正かつ迅速な裁判を実現するために、争点及び証拠を整理するための手續として、準備的口頭弁論、弁論準備手

続、書面による準備手続の各手続を設け、事案の内容等に応じて適切な手続を選択することができるようにするとともに、その内容を充実する等の整備を図る。

2 証拠収集手続の拡充、整備

当事者が充実した審理に向けて十分な準備をするために、文書提出命令についてその対象となる文書を拡張し、手続を整備するとともに、当事者が主張又は立証を準備するために必要な情報を直接相手方から取得することができるようにする、当事者照会制度を設けるなどして、証拠収集手続を充実する。

3 少額訴訟手続の創設

30万円以下の金銭の支払を求める事件について、原則として1回の期日で審理を終え、直ちに判決の言渡しをすること等を内容とする特別の訴訟手続を創設し、訴額に見合った経済的負担で迅速な解決を得られるようにする。

4 最高裁判所に対する上訴制度の整備

最高裁判所に対する上告について、上告受理の制度を導入し、最高裁判所は、法令の解釈に関する重要な事項を含まない事件については、決定で、上告を受理しないことができるようにするなどして、最高裁判所が憲法判断及び法令の解釈の統一という重大な責務を十分に果たすことができるようにする。

5 その他

その他所要の実質改正を行うとともに、現行の民事訴訟手続に関する規定の全文を、平仮名、口語体の表記による現代語文に改める。

6 施行日

この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、公務員又は公務員であった者がその職務に関し保管し、又は所持する文書を対象とする文書提出命令の制度については、現行の民事訴訟法のとおりとするとともに、行政機関の保有する情報を公開するための制度と並行して総合的な検討を加え、この法律の公布後2年を目途として必要な措置を講じる修正が行われた。

【附帯決議】

1 政府は、附則第27条の検討を速やかに開始し、公文書についても、文書提出を一般義務化し、不合理な官民格差を生じない方向で、早期に成案を得るよう努めるべきである。

2 政府は、附則第27条の検討に当たっては、公務秘密文書に関して、その秘密の要件、判断権及び審理方式について、司法権を尊重する立場から検討を

加えるべきである。

- 3 政府は、附則第27条の検討に当たっては、公務員の証人尋問についても、あわせて検討を加えるべきである。
 - 4 政府は、前2項の検討に当たっては、その経過を広く開示し、国民の意見が十分反映されるように格段の配慮をすべきである。
 - 5 政府及び最高裁判所は、民事訴訟が国民に利用しやすく、分かりやすいものとなるように、制度の周知徹底を図るとともに、少額訴訟手続の教示制度を充実させることに努めるべきである。
 - 6 政府は、民事訴訟が国民に利用しやすいものとなるように、訴訟費用制度の全般的な見直しを検討すべきである。
 - 7 政府及び最高裁判所は、裁判事務の適正迅速な処理を図るため、事件動向等を踏まえた上で、裁判所の人的・物的態勢の拡充・整備をすることについて特段の努力をすべきである。
- 右決議する。

民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第93号）

【要 旨】

本法律案は、新たな民事訴訟法の施行に伴い、民法ほか43の関係法律について、規定の整備等を行うとともに、所要の経過措置を定めようとするものである。

なお、本法律案は、衆議院において、民事訴訟法案の修正に伴い所要の規定の整備を行なう修正が行なわれた。

民事執行法の一部を改正する法律案（衆第4号）

【要 旨】

本法律案は、不動産競売手続において、占有者等の不当な妨害行為により、競売手続の円滑な遂行に支障が生じている現状にかんがみ、保全処分及び引渡命令の相手方の範囲の拡大等により不当な妨害行為を適切に排除することができるようにして、競売手続のより適正かつ迅速な遂行を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 売却のための保全処分及び最高価買受申出人又は買受人のための保全処分の相手方を債務者のほか、不動産の占有者にまで拡大する。
- 2 売却のための保全処分を命ずる場合において、特別の事情があるときは、直ちに執行官保管命令を発することができるものとする。
- 3 売却のための保全処分及び最高価買受申出人又は買受人のための保全処分を命ずる場合において、裁判所が必要があると認めるときは、労働組合運動

その他正当な活動をする者などの権利主張の機会を確保するため、審尋を行うことを明確化する。

- 4 引渡命令の相手方を、事件の記録上買受人に対抗することができる権原により占有していると認められる者を除く不動産の占有者にまで拡大する。
- 5 不動産に対する担保権の実行としての競売の開始決定がされる前に、特に必要があるときは、売却のための保全処分を命ずることができるものとする。
- 6 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとし、施行に伴う経過措置等所要の規定を整備する。
- 7 政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【附帯決議】

本法の施行に当たっては、労働組合運動その他正当な活動を阻害することがないように十分配慮されたい。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（5件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
27	証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案	参	8. 2. 7	8. 3. 21	8. 3. 22 可決	8. 3. 22 可決	8. 3. 22	8. 3. 25 可決	8. 3. 26 可決
※32	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案	衆	2. 9	3. 26 (予備)	3. 28 可決	3. 29 可決	3. 22	3. 25 可決	3. 26 可決
78	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案	参	3. 8	4. 4	4. 11 可決	4. 12 可決	5. 22	5. 31 可決	6. 4 可決
84	民事訴訟法案	衆	3. 12	6. 12	6. 18 可決	6. 18 可決	4. 12	6. 7 修正	6. 11 修正
					○ 8. 6. 12 参本会議趣旨説明			○ 8. 4. 12 衆本会議趣旨説明	
93	民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	〃	3. 29	6. 12	6. 18 可決	6. 18 可決	4. 12	6. 7 修正	6. 11 修正
					○ 8. 6. 12 参本会議趣旨説明			○ 8. 4. 12 衆本会議趣旨説明	

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
4	民事執行法の一部を改正する法律案	保岡 興治君 外5名 (8. 5. 8)	8. 5. 9	8. 6. 13	8. 6. 13	8. 6. 18 可決 附帯決議	8. 6. 18 可決	8. 5. 28	8. 6. 11 可決 附帯決議	8. 6. 13 可決

【外務委員会】

(1) 審議概観

第136回国会において本委員会に付託された案件は、条約7件及び内閣提出の法律案2件であり、条約7件が承認され、法律案2件が可決された。

また、本委員会付託の請願7種類33件は、いずれも保留とされた。

〔条約及び法律案の審査〕

1994年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第38表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する確認書は、世界貿易機関設立協定に含まれている我が国の譲許表に掲げる品目分類を、1996年1月1日に効力を生じた商品の名称・分類統一システム条約の改正に適合させることを目的とするものである。

委員会においては、討論の後、多数で承認した。

インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定は、インド洋のまぐろ類の保存及び最適利用を確保すること等を目的とする委員会の設置について定めるものである。

委員会においては、全会一致で承認した。

航空業務に関する日本国とエチオピア連邦民主共和国との間の協定は、我が国とエチオピアとの間に定期航空業務を開設しようとするものであり、そのための権利の相互許与、業務の開始及び運営についての手続き・条件等を取り決めるとともに、我が国とエチオピアの指定航空企業が業務を行うことができる路線等について定めるものである。

委員会においては、我が国空港への乗入れ状況、日米航空交渉の現状などについて質疑を行い、全会一致で承認した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とメキシコ合衆国との間の条約は、経済的交流、人的交流等に伴って発生する国際的な二重課税の回避を目的とするものであり、事業所得に対する課税基準、国際運輸業所得に対する相互免税、投資所得に対する源泉地国の限度税率、外国税額控除方式による二重課税の排除等について規定している。

委員会においては、メキシコの経済状況、租税条約締結の背景などについて質疑を行い、討論の後、多数で承認した。

商業的造船業における正常な競争条件に関する協定は、商業的造船業に対する助成措置で撤廃すべきものを定めるとともに、船舶の加害的廉売を効果的に防止する手段について定めるものである。

委員会においては、船舶取引に係るダンピング防止規定の濫用、米国の造船

業に対する助成措置などについて質疑を行い、全会一致で承認した。

商標法条約は、商標及びサービス・マークに係る登録の出願及び記録等の申請の手續に関する各国の制度を調和させ、これらの手續の簡素化を図ることを主たる目的とするものである。

委員会においては、知的所有権の侵害に対する我が国の対応などについて質疑を行い、全会一致で承認した。

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国との間の協定は、日米共同訓練、国連平和維持活動又は人道的な国際救援活動に必要な後方支援において提供される物品又は役務について、自衛隊と米軍が相互に提供できる枠組みを設けようとするものであり、提供できる対象は食料、水、燃料、部品・構成品等の物品、及び輸送、施設の利用、修理・整備等の役務とし、弾薬は提供しないこと、国連平和維持活動及び人道的な国際救援活動実施のために、自衛隊が米軍に対して行う提供は、いわゆるP K O協力法に従って行うこと、提供された後方支援、物品又は役務は、提供側政府の同意なしに自衛隊又は米軍以外の第三者に移転してはならないこと等について規定している。

委員会においては、協定の適用範囲を共同訓練、P K O活動及び人道的国際救援活動に限定した理由、戦闘行動に従事する米軍への物品・役務の提供、提供除外物品として弾薬を特に明記した理由、日米防衛協力ガイドラインに基づく対米支援との関係、武器輸出三原則との関係などについて質疑を行い、討論の後、多数で承認した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、アンドラ公国、サン・マリノ共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、及びリヒテンシュタイン公国に大使館を、大韓民国の済州に総領事館をそれぞれ新設すること、新設される在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めること、欧州共同体日本政府代表部の名称を欧州連合日本政府代表部に変更すること等を内容とするものである。

委員会においては、在外公館設置の基準、在ボスニア・ヘルツェゴビナ大使館実館化の見通し、外交関係開設と在外公館設置との関係などについて質疑を行い、全会一致で原案どおり可決した。

外務公務員法の一部を改正する法律案は、近年の国際社会の緊密化、我が国の国際化等にかんがみ、外務公務員法の一部を改正しようとするものであり、外務公務員の配偶者の国籍についての規定を削除し、国籍を有しない、又は外国の国籍を有する者を配偶者とする者が、外務公務員となることができるようにするものである。

委員会においては、全会一致で原案どおり可決した。

〔国政調査等〕

2月22日、日米関係、国連海洋法条約、竹島問題、朝鮮半島エネルギー開発機構、台湾海峡の軍事情勢、国連安保理常任理事国入り、自立的外交、国連ボランティア、在沖繩米海兵隊の訓練、沖繩米軍基地、パレスチナ支援、日米安保体制、在外邦人の選挙権などの諸問題について質疑を行った。

なお、5月7日、予算委員会から委嘱を受けた平成8年度外務省関係予算の審査を行い、諸外国における対日世論調査、海外移住、ボスニア復興支援、中国の核実験、中国及びフランスによる沖繩西方海域での海洋調査、日米安保体制への中国の反応、朝鮮半島休戦ラインの現状、北朝鮮の国内情勢、コメ支援、サッカー・ワールドカップの日韓共同開催、日米安保共同宣言へのアジア諸国の反応、日朝国交正常化交渉の現状、日本の人権に関する米國務省報告などの諸問題について質疑を行った。

—— アジア・太平洋に関する小委員会 ——

本委員会は、2月29日、世界の成長センターと言われるアジア近隣諸国との友好関係の発展がますます重要であることにかんがみ、アジア太平洋地域における我が国外交のあり方について長期的かつ幅広い視野から調査検討するため、「アジア・太平洋に関する小委員会」を設置した。

小委員会は、3月12日に、当面、3月23日の台湾総統直接選挙を控えてにわかには緊張が高まった中国・台湾情勢に焦点を当て、短期集中的に調査、検討することとした。

3月19日には台湾海峡の軍事情勢、中国の台湾政策、米中関係と台湾情勢について、3月27日には米国から見た台湾情勢、中国の権力構造と台湾、日中関係と台湾海峡情勢について、4月3日には最近の兩岸関係と台湾政治・経済について、それぞれ参考人を招いて意見の聴取と質疑を行った。4月10日には、台湾海峡情勢と台湾問題に関する我が国政府の立場について外務省から、中国軍の演習と軍事能力について防衛庁から、それぞれ説明を聴取し、我が国の対応について質疑を行った。

これらの意見及び説明の聴取と質疑の内容を踏まえて、小委員会は、別途設置された幹事会において論議を重ね、5月14日に5点から成る提言を盛り込んだ「中国・台湾情勢に関する報告書」を取りまとめ、5月16日に本委員会に報告された。

さらに小委員会は、引き続き朝鮮半島情勢に焦点を当て調査を進めることとし、6月13日、北朝鮮情勢について外務省から、朝鮮半島の軍事情勢について防衛庁から、それぞれ説明を聴取し、質疑を行った。

条第1号)

インド洋まぐる類委員会の設置に関する協定の締結について承認を求め
るの件 (閣条第2号)

以上両件について池田外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成8年4月11日(木) (第6回)

○1994年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第38表(日本国の譲許
表)の修正及び訂正に関する確認書の締結について承認を求め
るの件 (閣条第1号)

インド洋まぐる類委員会の設置に関する協定の締結について承認を求め
るの件 (閣条第2号)

以上両件について池田外務大臣、政府委員、警察庁、防衛施設庁及び文
化庁当局に対し質疑を行い、1994年の関税及び貿易に関する一般協定の譲
許表第38表(日本国の譲許表)の修正及び訂正に関する確認書の締結につ
いて承認を求め
るの件 (閣条第1号)について討論の後、いずれも承認す
べきものと議決した。

(閣条第1号) 賛成会派 自民、平成、社民、新緑、参フ、二院、新社
反対会派 共産

(閣条第2号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産、新緑、参フ、二院
新社
反対会派 なし

○平成8年4月18日(木) (第7回)

○外務公務員法の一部を改正する法律案(閣法第74号)(衆議院送付)につ
いて池田外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成8年4月26日(金) (第8回)

○外務公務員法の一部を改正する法律案(閣法第74号)(衆議院送付)につ
いて池田外務大臣、政府委員、大蔵省、農林水産省、防衛庁及び運輸省当
局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第74号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産、新緑、参フ、二院
新社
反対会派 なし

○平成8年5月7日(火) (第9回)

○平成8年度一般会計予算(衆議院送付)

平成8年度特別会計予算(衆議院送付)

- 商業的造船業における正常な競争条件に関する協定の締結について承認を
求めるの件（閣条第7号）（衆議院送付）

商標法条約の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）（衆議院送
付）

以上両件について池田外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成8年6月6日（木）（第13回）

- 日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は
役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定
の締結について承認を求めるの件（閣条第6号）（衆議院送付）について

池田外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成8年6月7日（金）（第14回）

- 商業的造船業における正常な競争条件に関する協定の締結について承認を
求めるの件（閣条第7号）（衆議院送付）

商標法条約の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）（衆議院送
付）

以上両件について池田外務大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、い
ずれも承認すべきものと議決した。

（閣条第7号） 賛成会派 自民、平成、社民、共産、新緑、参フ、新社
反対会派 なし
欠席会派 二院

（閣条第8号） 賛成会派 自民、平成、社民、共産、新緑、参フ、新社
反対会派 なし
欠席会派 二院

○平成8年6月12日（水）（第15回）

- 日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は
役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定
の締結について承認を求めるの件（閣条第6号）（衆議院送付）について
池田外務大臣、臼井防衛庁長官、政府委員、通商産業省、科学技術庁及び
運輸省当局に対し質疑を行った。

○平成8年6月13日（木）（第16回）

- 日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は
役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定
の締結について承認を求めるの件（閣条第6号）（衆議院送付）について
池田外務大臣、臼井防衛庁長官及び政府委員に対し質疑を行い、討論の

後、承認すべきものと議決した。

(閣条第6号) 賛成会派 自民、平成、社民の一部、参フ
反対会派 社民の一部、共産、新緑、新社
欠席会派 二院

○平成8年6月18日(火)(第17回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第409号外32件を審査した。
- 国際情勢等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

【アジア・太平洋に関する小委員会】

○平成8年3月12日(火)(第1回)

- 本小委員会の運営について協議を行った。

○平成8年3月19日(火)(第2回)

- アジア・太平洋に関する件のうち、中国・台湾情勢について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

杏林大学教授	平松	茂雄君
慶応義塾大学教授	小島	朋之君
筑波大学助教授	井尻	秀憲君

○平成8年3月27日(水)(第3回)

- 本小委員会の運営について協議を行った。
- アジア・太平洋に関する件のうち、中国・台湾情勢について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

ハーバード大学教授	エズラ・F・ヴォーゲル君	
東洋学園大学助教授	朱	建栄君
東京大学助教授	田中	明彦君

○平成8年4月3日(水)(第4回)

- アジア・太平洋に関する件のうち、中国・台湾情勢について以下の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

東京大学教授	若林	正丈君
アジア経済研究所地域研究部研究員	佐藤	幸人君

○平成8年4月10日（水）（第5回）

○アジア・太平洋に関する件のうち、中国・台湾情勢について政府委員から説明を聴いた後、政府委員に対し質疑を行った。

○平成8年5月14日（火）（第6回）

○アジア・太平洋に関する件のうち、中国・台湾情勢について調査報告書を提出することを決定した。

○平成8年6月13日（木）（第7回）

○アジア・太平洋に関する件のうち、朝鮮半島情勢について政府委員から説明を聴いた後、政府委員に対し質疑を行った。

(3) 成立議案の要旨

1994年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第38表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する確認書の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）（先議）

【要 旨】

「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」に含まれている1994年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する我が国の譲許表（以下「現行の譲許表」）の品目分類は、「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」（以下「統一システム条約」）の品目表に従って作成されている。統一システム条約の品目表は、技術革新による新製品の登場、国際貿易の態様の変化、品目分類の明確化、取引量の把握の必要性等を理由として、1993年（平成5年）7月の関税協力理事会総会において約400箇所にわたり改正され、本年1月1日に効力を生じた。

我が国は、統一システム条約の締約国として、関税定率法及び関税暫定措置法の別表の品目分類を同改正に適合させるよう改正した（本年1月1日から施行）。また、同改正による国内の関税率表等の変更に伴い、現行の譲許表の品目分類を同改正に適合させることが、関税事務を迅速に進める上で不可欠であり、世界貿易機関（WTO）加盟国の間で共通の認識となっている。

このような背景の下に、我が国は、統一システム条約の改正に従って修正し及び訂正した新たな譲許表案を昨年7月にすべてのWTO加盟国に通報し、本年2月8日にすべての加盟国によって承認されたことにより、新たな譲許表を附属するこの確認書がジュネーブにおいて作成された。

この確認書は前文、本文、末文及びこの確認書に附属する譲許表から成り、

主な内容は次のとおりである。

1 本文

- (1) 我が国の譲許表の修正及び訂正は、1947年の関税及び貿易に関する一般協定の締約国団が、1991年（平成3年）10月8日に採択した統一システムの変更の実施のための手続に関する決定の規定により確定されたものであることを確認する。
- (2) この確認書に附属する我が国の譲許表は、我が国がWTO事務局長にあてた通告書に従って効力を生ずる。

2 譲許表

この譲許表が効力を生ずる日に、1994年の関税及び貿易に関する一般協定の従前の譲許表第38表は、この譲許表に代わる。

インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）（先議）

【要 旨】

この協定は、1993年（平成5年）11月に開催された国際連合食糧農業機関（以下「FAO」という。）の理事会において承認されたものであり、インド洋のまぐろ類の保存及び最適利用を、適切な管理を行うことによって確保すること等を目的とするインド洋まぐろ類委員会（以下「委員会」という。）の設置について定めるものである。この協定は、前文、本文24箇条及び2付表から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 1 委員会をFAOの枠組みにおいて設置する。
- 2 委員会が権限を有する水域は、インド洋並びにこれに接続する一部の海域とする。
- 3 委員会の構成国の地位は、FAOの加盟国又は準加盟国であって、インド洋の沿岸国又はインド洋における漁業国等、一定の要件を満たすものに開放する。
- 4 委員会は、まぐろ類の資源の保存及び最適利用を確保し並びに当該資源を基礎とする漁業の持続可能な発展を奨励するために、構成国間の協力を促進する。
- 5 委員会は、まぐろ類の資源の状態及び傾向を検討すること、科学的情報等を収集し、分析し及び普及させること、保存管理措置を採択すること等の任務及び責任を有する。
- 6 委員会の各構成国は、委員会の会合に1人の代表を出すものとし、この代表は、1人の代表代理並びに専門家及び顧問を伴うことができる。

- 7 委員会は、出席しかつ投票する構成国の3分の2以上の多数による議決で、拘束力を有する保存管理措置を採択することができる。
委員会の構成国は、採択された保存管理措置に対して異義を申し立てることができる。
- 8 委員会の構成国は、自国の法令により、この協定の規定及び自国について拘束力を生ずる保存管理措置を実施するために、違反に対して相当な処罰を行うことを含む必要な措置をとることを確保する。
- 9 委員会の構成国は、委員会の要請に応じ、利用可能な統計その他のデータ及び情報を提供する。
- 10 委員会は、常設の科学委員会を設置し、まぐろ類の1又は2以上の資源を取り扱う小委員会その他の補助機関を設置することができる。
- 11 委員会の各構成国は、委員会が採択する分担率に従って、自主的な予算に対する自国の分担金を毎年支払うことを約束する。
- 12 この協定は、F A Oの事務局長が10番目の受諾書を受領した日から効力を生ずる。
- 13 付表Aは委員会が権限を有する水域について、付表Bはこの協定が対象とする種について定める。

航空業務に関する日本国とエチオピア連邦民主共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第4号）

【要 旨】

我が国とエチオピアとの間の定期航空路開設については、従来よりエチオピア側から希望が表明されていた。我が国としては、定期航空路開設のための航空運輸需要が不十分なこと、空港事情が逼迫していたこと等の理由からこれに応じ得る状況になかった。しかし、近年における両国関係の緊密化及び関西国際空港の開港を踏まえ交渉を行った結果、1996年（平成8年）3月25日にアディス・アベバにおいてこの協定が署名された。この協定は、我が国とエチオピアとの間及びその以遠における定期航空業務の開設及び運営を可能とすることを目的としており、主な内容は次のとおりである。

- 1 両国の航空企業は、相手国の領空を無着陸で通過することができるほか、相手国の領域に給油、整備等、運輸以外の目的で着陸することができる。
- 2 両国の指定航空企業は、附属書に定められた路線（特定路線）において、相手国内の地点に着陸して定期的に両国間の貨客を運送することができるとともに、定期的に特定路線上の第三国内の地点と相手国内の地点との間の貨客を運送することができる。

- 3 指定航空企業は、相手国の空港等の施設の使用料金につき最恵国待遇及び内国民待遇を与えられるとともに、その航空機が使用する燃料、潤滑油等について相手国の関税等を免除される。
- 4 特定路線における定期航空業務を開始するためには、まず、締約国が、当該路線を運航する自国の航空企業を指定する。指定航空企業は、相手国から国内法に従って運営許可を受けた後に運航を開始することができる。
- 5 両国の指定航空企業は、両国間の定期航空業務につき公平かつ均等な参加の機会を与えられる。
- 6 指定航空企業が提供する輸送力は、貨客運送需要に適合するものでなければならないが、その需要のうち自国発着の貨客を運送することを主目的として輸送力を供給する。
- 7 運賃は、原則として関係指定航空企業間で合意し、両国の航空当局の認可を受ける。
- 8 両国の指定航空企業が両方向に運営することのできる定期路線は、日本側は「日本国内の地点－中間の2地点－アディス・アベバ」、エチオピア側は「エチオピア連邦民主共和国内の地点－ボンベイ－バンコック又はシンガポール－大阪」とする。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とメキシコ合衆国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第5号）

【要 旨】

この条約は、これまでに我が国が諸外国との間で締結してきた租税条約と同様に、経済的交流、人的交流等に伴って発生する国際的な二重課税を可能な限り回避するとともに、二重課税が発生する場合にはこれを排除することを目的として、我が国とメキシコとの間で課税権を調整するため、1996年（平成8年）4月9日にメキシコ・シティにおいて署名されたものであり、主な内容は次のとおりである。

- 1 この条約の対象税目は、メキシコにおいては所得税、我が国においては所得税、法人税及び住民税とする。
- 2 不動産所得については、不動産所在地国において課税することができる。
- 3 事業所得については、企業が相手国内に恒久的施設を有する場合にのみ、かつ、当該恒久的施設に帰せられる所得についてのみ相手国において課税される。
- 4 国際運輸業所得については、企業の居住地国においてのみ課税される。

- 5 配当に対する源泉地国税率は、親子会社間の場合には通常5%、親子会社間で、かつ、一定の条件を満たす場合は免税、その他の場合は15%を超えないものとする。
- 6 利子に対する源泉地国税率は、銀行の支払い利子等一定の場合には10%、その他の場合は15%を超えないものとする。
- 7 使用料に対する源泉地国税率は、10%を超えないものとする。
- 8 不動産の譲渡収益及び恒久的施設又は固定的施設に係る動産の譲渡収益については、当該不動産等の所在地国において課税することができる。
- 9 自由職業所得については、取得者が相手国内に固定的施設を有するか又は183日を超える期間相手国内に滞在する場合にのみ、かつ、当該固定的施設に帰せられる所得又は前記の期間中に相手国内で取得した所得についてのみ相手国において課税される。
- 10 勤務に対する報酬及び芸能人等の所得については、相手国内で勤務又は芸能活動等が行われる場合に相手国において課税される。
- 11 短期滞在者、両締約国政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づく活動を行う芸能人、学生等の所得については、一定の条件の下に相手国において免税される。
- 12 我が国及びメキシコにおいては、いずれも外国税額控除方式により二重課税を排除する。また、一定の所得について、我が国においていわゆる「みなし外国税額控除」を認めるが、この条約が効力を生ずる暦年の後9年目の年の12月31日よりも後に開始する各課税年度においては適用しない。
- 13 両国は、この条約又はこの条約が適用される租税に関する法令の実施等のために情報の交換をする。
- 14 両国は、この条約の不正利用の防止を目的とする租税の徴収共助に努める。
- 15 この条約は、無期限に効力を有する。ただし、条約発効後5年の期間満了後に開始する各暦年の6月30日以前に、終了の通告を行うことができる。

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第6号）

この協定は、自衛隊と米軍との間における後方支援において提供される物品又は役務の相互の提供に関する枠組みを設けようとするものであり、1996年（平成8年）4月15日に東京において署名されたものである。この協定は、前文、本文9箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この協定は、共同訓練、国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動に必要な後方支援、物品又は役務を自衛隊と米軍が相互に提供する基本的な条件を定めることを目的とする。
- 2 この協定に基づいて提供される後方支援、物品又は役務の使用は、国際連合憲章と両立するものでなければならない。
- 3 自衛隊又は米軍のいずれか一方が、日米共同訓練、国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動のために必要な後方支援、物品又は役務の提供を他方に対して要請する場合には、当該他方は、その権限の範囲内で、要請された後方支援、物品又は役務を提供することができる。
- 4 提供される後方支援、物品又は役務は、食料、水、宿泊、輸送（空輸を含む。）、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信、衛生業務、基地支援、保管、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備及び空港・港湾業務の各区分に係るもので付表（この協定の末尾に掲げられている。）において定めるものとし、弾薬の提供は含まれない。
- 5 国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動のために自衛隊が米軍に対して行う後方支援、物品又は役務の提供は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律に従って行われる。
- 6 物品の提供に係る決済については、当該物品を返還し、それができない場合には同種、同等及び同量の物品を返還し、さらに、それができない場合には通貨により償還する。
- 7 役務の提供に係る決済については、通貨により償還するか又は同種かつ同等の価値を有する役務の提供により決済する。
- 8 償還される物品又は役務の価格は、この協定に従属する手続取極（この協定の参考として提出されている。）に定める関連規定に基づいて決定される。
- 9 提供される後方支援、物品又は役務については、提供側政府の書面による事前の同意を得ないで、受領側政府の部隊以外の者に移転してはならない。
- 10 この協定を実施するための手続等を定める手続取極は、両当事国政府の権限のある当局の間で締結される。
- 11 この協定のいかなる規定も、日米地位協定に影響を及ぼすものではなく、両政府は、この協定の実施に関し相互に緊密に協議する。
- 12 この協定は10年間効力を有し、その後は、いずれか一方の当事国政府が、10年の期間が満了する6箇月以上前に、他方の当事国政府に対してこの協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、順次10年間、自動的に効力を延長される。ただし、各当事国政府は、他方の当事国政府に対して1年前

に書面により通告することにより、いつでもこの協定を終了させることができる。

商業的造船業における正常な競争条件に関する協定の締結について承認を
求めるの件（閣条第7号）

【要 旨】

この協定は、商業的造船業に対する助成措置で撤廃すべきものを定めるとともに、船舶の加害的廉売を効果的に防止する手段を定めるものであり、1994年（平成6年）12月21日に経済協力開発機構（OECD）の理事会の下に設置されている造船に関する作業部会で採択されたものである。この協定は、前文、本文15箇条及び末文並びに4の附属書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 1 締約国は、この協定に適合しない助成措置（附属書Iの規定により商業的造船業における正常な競争条件に適合しないものとされる措置）であって既存のすべてのものを撤廃し、また、新たに導入しない。
- 2 この協定は、総トン数百トン以上の自動推進式の海上航行船舶等の製造及び修繕について適用する。軍用の船舶、製造又は修繕を行う締約国の漁船となることが定まっている漁船等については、適用しない。
- 3 締約国団は、この協定の各締約国の代表により構成され、この協定の実施の状況を検討し、また、この協定に規定するその他の任務を遂行する。OECD事務総長は、締約国団に対して事務局を提供する。当該事務局の経費は、締約国団により承認され及び割り当てられるところに従って締約国が負担する。
- 4 締約国は、他の締約国がこの協定に適合しない助成措置を導入し若しくは現在導入しつつあり又は維持していると信ずる場合、自国の造船事業者に対し他の締約国によりこの協定に適合しない方法で加害的廉売（正常の価額よりも低い価額での商業用の船舶の販売であって、他の締約国の領域における確立された造船業に実質的な損害を与え若しくは与えるおそれがあり、又は他の締約国の領域における造船業の確立を実質的に遅延させるもの）に係る納付金の支払の要求の手続がとられていると認める場合等には、当該他の締約国に対して協議を要請することができる。
- 5 協議において相互に受諾可能な解決が得られなかったときは、協議の当事者であるいずれの締約国も、紛争について検討を行うための小委員会の設置を要請することができる。
- 6 助成措置に係る紛争の場合には、小委員会は、当該助成措置がこの協定に

適合するかしないかを決定する。当該助成措置がこの協定に適合していないと小委員会が認定するときは、当該助成措置に責任を有する締約国は、当該助成措置の撤廃等を行う。当該締約国が小委員会が定める期限内に是正措置を実施しない場合には、悪影響を受けた紛争当事国は、1994年のガットに基づく同等の譲許を停止することができる。

- 7 加害的廉売に係る納付金の支払の要求に関する紛争の場合には、小委員会は、当該納付金の支払が附属書Ⅲ（加害的廉売に係る納付金）の規定に従って要求されたかされなかったかを検討する。小委員会が、当該納付金の支払の要求が附属書Ⅲの規定に適合すると判断し、当該加害的廉売を行った造船事業者が当該納付金の支払等の措置をとらない場合には、調査を行った締約国は、当該造船事業者が一定の期間内に製造する船舶について貨物の積み込み又は取卸しを一定期間行わせないことができる。
- 8 この協定は、欧州共同体、フィンランド、日本国、大韓民国、ノールウェー、スウェーデン及びアメリカ合衆国が批准書等を寄託することを条件として、1996年1月1日に発効する。同日までに文書を寄託しなかった場合には、この協定は、これらの国が最後の文書を寄託した後30日で発効する。

商標法条約の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）

【要 旨】

この条約は、標章に係る登録の出願及び記録等の申請の手続に関する各国の制度を調和させ、これらの手続の簡素化を図ることを主たる目的とし、1994年（平成6年）10月27日に採択されたものである。この条約は、本文25箇条及びこの条約の細則を定めた規則（モデル国際様式を含む。）から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この条約は、視認することができる標識によって構成される標章について適用し、商品に関する標章（商標）、サービスに関する標章（サービス・マーク）等について適用する。
- 2 締約国は、願書に出願人の氏名等を記載し又は標章の使用意思に関する宣言書等を添付するよう要求することができるが、出願に関しこれらの要件以外の要件を満たすよう要求することができない。
- 3 2以上の商品又はサービスに係る出願は、当該商品又はサービスが、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定に基づいて作成された商品及びサービスの国際分類（ニース分類）の1の類に属するか2以上の類に属するかにかかわらず、一の願書で行うことができる。
- 4 締約国は、委任状に出願人の氏名等を記載するよう要求することができる

が、委任状に関しこれらの要件以外の要件を満たすよう要求することができない。また、委任状は、1又は2以上の出願又は登録に係るものとすることができ、また、既存の及び将来のすべての出願又は登録に係るものとする事ができる。

- 5 締約国は、自国の領域内に住所又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所のいずれも有していない者に対し、代理人によって代理されるか又は自国の領域内に送達のためのあて先を有するよう要求することができる。
- 6 締約国は、出願人を特定することができる表示等を受理した日を出願日として認めなければならない。出願日に関しこれらの要件以外の要件を満たすよう要求することができない。
- 7 出願の分割は、標章の登録に関し官庁（締約国により標章の登録を委任された機関）が決定するまでの間等の期間中認められる。また、登録の分割は、第三者が官庁に対して登録の有効性を争う手続等の期間中認められる。
- 8 締約国は、標章登録簿における名義人の氏名等の変更の記録等の申請書に名義人の氏名等を記載するよう要求することができるが、当該申請に関しこれらの要件以外の要件を満たすよう要求することができない。変更の記録は、当該変更が2以上の登録又は出願に係るものであっても、1の申請書で求めることができる。
- 9 締約国は、標章登録簿における権利の移転の記録等の申請書に名義人の氏名等を記載し又は契約書の写し等を添付するよう要求することができるが、当該申請に関しこれらの要件以外の要件を満たすよう要求することができない。移転の記録は、当該移転が2以上の登録又は出願に係るものであっても、1の申請書で求めることができる。
- 10 締約国は、標章登録簿における誤りの訂正等の申請書に名義人の氏名等を記載するよう要求することができるが、当該申請に関しこれらの要件以外の要件を満たすよう要求することができない。誤りの訂正は、2以上の登録又は出願に係るものであっても、1の申請書で求めることができる。
- 11 締約国は、登録の更新の申請書に名義人の氏名等を記載するよう要求することができるが、当該申請に関しこれらの要件以外の要件を満たすよう要求することができない。締約国は、登録の更新に際し実体について審査することができない。登録の最初の存続期間及び各更新の存続期間は、10年とする。
- 12 官庁は、出願又は権利の移転等の申請に関し、却下し又は拒絶しようとする事について合理的な期間内に意見を述べる機会を出願人又は申請人に与えることなく、その全部又は一部を却下し又は拒絶することができない。

- 13 締約国は、工業所有権保護条約（パリ条約）の規定で標章に関するものを遵守する。
- 14 締約国は、サービス・マークを登録し、パリ条約の標章に関する規定をサービス・マークについて適用する。
- 15 いずれの国又は政府間機関も、留保を付することにより、第3条（出願）の(1)（願書に記載し又は添付するもの及び料金）若しくは(2)（提出）、第5条（出願日）、第7条（出願及び登録の分割）、第11条（権利の移転）、第13条（登録の存続期間及び更新）の規定を特定の標章について適用しない旨を宣言することができる。留保には、当該留保に係る規定を明示する。
なお、我が国は、一部の規定について適用しない旨等の宣言を行う予定である。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第33号）

【要 旨】

この法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 在アンドラ、在サン・マリノ、在ボスニア・ヘルツェゴヴィナ及び在リヒテンシュタインの各日本国大使館並びに在済州日本国総領事館を新設する。
- 2 前記の新設する在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。
- 3 欧州共同体日本政府代表部の名称を欧州連合日本政府代表部に変更する。
- 4 この法律は、平成8年4月1日から施行する。ただし、1に関する部分は、政令で定める日から施行する。

外務公務員法の一部を改正する法律案（閣法第74号）

【要 旨】

この法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 外務公務員の配偶者の国籍についての規定を削除し、国籍を有しない又は外国の国籍を有する者を配偶者とする者が外務公務員となることができるようにする。
- 2 この法律は、平成8年10月1日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・条 約 (7件)

番号	件 名	先議院	提出月日	参 議 院			衆 議 院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
1	1994年の関税及び貿易に関する一般協定の議許表第38表（日本国の議許表）の修正及び訂正に関する確認書の締結について承認を求めるの件	参	8. 3. 1	8. 4. 4	8. 4. 11 承認	8. 4. 12 承認	8. 5. 17	8. 6. 7 承認	8. 6. 11 承認
2	インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定の締結について承認を求めるの件	”	3. 1	4. 4	4. 11 承認	4. 12 承認	5. 17	6. 7 承認	6. 11 承認
4	航空業務に関する日本国とエチオピア連邦民主共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件	衆	4. 12	5. 10	5. 16 承認	5. 17 承認	4. 23	4. 25 承認	4. 25 承認
5	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とメキシコ合衆国との間の条約の締結について承認を求めるの件	”	4. 12	5. 10	5. 16 承認	5. 17 承認	4. 23	4. 25 承認	4. 25 承認
6	日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件	”	4. 26	6. 5	6. 13 承認	6. 14 承認	5. 28	5. 31 承認	6. 4 承認
				○ 8. 6. 5 参本会議趣旨説明 ○ 8. 5. 28 衆本会議趣旨説明					
7	商業的造船業における正常な競争条件に関する協定の締結について承認を求めるの件	”	4. 26	6. 3	6. 7 承認	6. 10 承認	5. 28	5. 30 承認	5. 31 承認
8	商標法条約の締結について承認を求めるの件	”	4. 26	6. 3	6. 7 承認	6. 10 承認	5. 28	5. 30 承認	5. 31 承認

・内閣提出法律案（2件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議決	委員会付託	委員会議決	本会議決
※33	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	衆	8. 2. 9	8. 3. 27	8. 3. 28 可決	8. 3. 29 可決	8. 3. 26 内閣	8. 3. 27 可決	8. 3. 27 可決
74	外務公務員法の一部を改正する法律案	”	3. 8	4. 17	4. 26 可決	4. 26 可決	4. 2	4. 5 可決	4. 9 可決

(5) 委員会決議

——中国・台湾情勢に関する決議——

中台関係は、昨年1月に江八点（江沢民・中国国家主席の台湾政策8項目提案）、4月に李六点（李登輝・台湾総統の6項目提案）が提案されたが、同年6月の李登輝総統訪米を契機に中台双方の軍事演習が活発化し、緊張が激化した。

そうした中で本年3月23日、台湾において初の民選による指導者選出の選挙が行われたが、この選挙をはさんで中国は、台湾付近でミサイル発射訓練、海・空軍実弾演習及び陸海空統合演習を実施した。一方、米国は、同時期に空母インディペンデンス及びニミッツを含む艦船を台湾周辺海域に派遣した。

もとより我々は、1972年の日中共同声明、1978年の日中平和友好条約に基づき、日中両国民の更なる善隣友好関係の増進を願うものであるが、今回の軍事的諸行動には関心を持たざるをえない。また、台湾海峡における緊張の高まりを深く憂慮するものである。

本委員会は、今回のかかる事態は、アジア・太平洋の平和と安定に係わる国際的な関心事であると認識し、次の提言と期待を表明するものである。

- 1 台湾問題は、中台双方による自主的、平和的な話し合いによって解決されるべきであり、これが妨げられるようなことがあってはならない。
- 2 台湾海峡における軍事的緊張が、中台双方の軍備増強につながり、アジア近隣諸国の安全保障上の警戒心を招き、すでに顕在化しつつあるアジアの軍拡競争に拍車がかかるような事態を回避するための措置が速やかに講じられるよう強く希望する。
- 3 台湾が、みずからの努力により民主主義の制度化に尽力しつつあり、民選により指導者を選出したことを歓迎するとともに、中台双方が民主主義と人権の保障を発展させ、より開かれた社会を建設していくよう期待する。
- 4 中国経済及び台湾経済が持続的に発展し、かつ、資本、技術、市場をめぐる中台経済関係が発展していることを歓迎し、これがアジア・太平洋における持続可能な成長に貢献することを期待する。
- 5 日中両国政府間のすべての分野における対話を一層充実させ、こうした対話を議会間交流、民間交流などの各レベルでも緊密に行うことにより、日中両国間の相互理解を一層深めるとともに、両国関係がアジア・太平洋の平和と安定に貢献するよう積極的に努力するべきである。

右、決議する。

【大蔵委員会】

(1) 審議概観

第136回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出6件、衆議院議員提出1件であり、すべて成立した。

また、本委員会付託の請願10種類40件は、すべて保留となった。

〔法律案の審査〕

大蔵委員会においては、現在の経済情勢、国際関係を反映した財政、税制等に関する法律案が付託され、審査された。

我が国経済は昨年、バブル崩壊後の長い不況から立ち直りつつあるところを1月の阪神・淡路大震災、3月以降の急激な円高等に見舞われ、緩やかな回復基調から足踏み状態へと移行した。そのような経済情勢に対処するため、政府は、4月に緊急円高・経済対策を、6月にその具体化及び追加策を、9月には総事業費14.2兆円という過去最大規模の経済対策を決定するなど、相次いで各種対策を講じてきたが、これらの経済対策は平成7年度中の景気回復を確実なものとするほどの即効性を持つものではなく、同年度における税収は前年度を下回って5年連続の対前年度減収となることが確実となった。

このため、その減収分を補う、いわゆる赤字公債の発行がやむを得ないものとなり、平成7年度における租税収入の減少を補うための公債の発行の特例に関する法律案が提出された。

さらに、景気の本格的な回復のため、平成8年度においても一層の経済対策の実施が期待される中、平成7年11月には「財政危機宣言」とも言うべき声明が発表され、歳入と歳出のギャップは構造的なものであると考えざるを得ない規模にまで達しており、特例的歳出削減措置、いわゆる「隠れ借金」による特例公債発行の回避ももはや限界であることが明らかにされた。そうした厳しい財政事情の下、平成8年度予算は当初予算段階から多額の特例公債発行を余儀なくされ、平成8年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案が提出された。同法律案はその経緯を踏まえ、特例的歳出削減措置については、厚生保険特別会計年金勘定への繰入れの特例に関する措置、外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れの特別措置のみを行うこととしている。

委員会では、大量の国債発行が国民生活に与える影響や政府の財政再建目標等について質疑が行われ、まさに危機的と言える現状を打破するためには、政府・大蔵省のみならず、国会における真剣な財政論議が必要である旨の大蔵大

臣の見解が示された。

なお、平成8年度予算の成立が遅れたことに伴い、本法律案は附則において定められる施行日について修正が行われた。

景気回復策としては、他に、平成8年分の所得税について平成7年に引き続き特別減税を行う平成8年分所得税の特別減税のための臨時措置法案が提出され、特別減税の景気浮揚効果等について質疑が行われた。

また、バブル崩壊後の土地や証券市場をめぐる状況の変化にかんがみ、土地税制、証券税制等について適切な対応を図る一方、課税の適正化、租税特別措置の整理合理化、その他所要の措置を講ずる租税特別措置法の一部を改正する法律案が提出された。

これは、土地税制に関して地価税の税率を0.15%に引き下げ、土地等の譲渡益に対する税率の改正等を行い、証券税制に関して有価証券取引税の一部の税率を引き下げる特例等を設けるほか、課税の適正化に関して公益法人等の寄付金の損金算入限度額を引き下げる等の措置を講ずるものであり、委員会においては、土地政策の在り方や税制改革に対する政府の基本的な考え方が問われた。これに対して政府は、土地政策については税制のみならず各般の施策を総合的に推進していく必要が、税制改革については少子・高齢化に伴う社会保障関係費用の増大や厳しい財政事情等からも、絶えず見直しと検討がなされる必要があるとの認識を示した。

次に、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、関税定率法等の一部を改正する法律案が提出され、ウルグアイ・ラウンド交渉に基づいて国際的に譲許している関税率の段階的な引下げの一部を前倒しして行い、減免税還付制度について期間の延長等を行うほか、阪神・淡路大震災の経験から、災害による関税の申請等の期限の延長制度等を設けるものとして成立した。

さらに、時代の変遷、環境の変化等を背景として見直しの必要性を指摘されてきた塩専売制度を廃止するとともに、良質な塩の安定的な供給の確保と我が国塩産業の健全な発展を図るため、塩事業法案が提出された。

この法律案は、塩が国民生活に不可欠な代替性のない物資であることにかんがみ、大蔵大臣による毎年度の塩受給見通しの策定・公表を義務付け、塩の製造、輸入、販売を行う者の要件を緩和し、生活用塩の供給や塩の備蓄・緊急時の供給等の業務を行う民法法人「塩事業センター」を指定するほか、塩産業の自立化達成の観点から、特定化学製品用塩を除く塩について塩事業センターが一元的に輸入する等の経過措置を5年間講ずることとするものである。

委員会においては、専売制度を廃止するメリット・デメリット、国内塩産業

振興の今後の見通し等について質疑が行われ、専売制度は塩の安定供給に資する反面、塩産業の構造改善等については阻害要因となっている疑いがあり、専売制度の廃止と5年の経過措置期間によって国内塩産業は自立しようとの政府の見通しが示された。

〔国政調査等〕

2月16日、久保大蔵大臣より財政及び金融等の基本施策に関して所信を聴取し、2月22日、所信に対する質疑を行った。また、3月15日、消費税率の見直し及び住宅金融専門会社処理問題等について質疑を行い、5月7日、予算委員会から委嘱を受けた平成8年度大蔵省関係予算の審査を行った。

今国会においては、いわゆる「住専問題」を中心とする金融関係の議論が多く行われた。

まず住専問題については、預金者のいないノンバンクである住専を財政資金の投入によって処理することの是非等が問われ、財政資金の投入は金融システム維持のためにやむを得ない措置であり、国会の審議の過程においてより良い処理策が見付かれれば参考にしたいとの答弁があった。

また、そもそも今日の金融関係の課題の多くはバブルの発生と崩壊によるものであり、これは金融政策の誤りによるところが大きいとする意見に対しては、バブル時の政策は、当時としては最善の策として行ったつもりであるが、今振り返れば必ずしもそうではなかったことを反省し、今後の教訓とする旨の答弁がなされた。

一方、財政の現状について、国民に対し情報の公開が十分になされていないのではないか、経済成長率を高めに見積もった税収予測が安易な財政運営を招いているのではないか等の質問があり、政府の現状に対する厳しい認識や今後の財政再建に向けた決意が示された。

(2) 委員会経過

○平成8年2月14日（水）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 租税及び金融等に関する調査を行うことを決定した。
- 平成7年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆第1号）（衆議院提出）について提出者衆議院大蔵委員長久間章生君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第1号） 賛成会派 自民、平成、社民、共産、新社
反対会派 なし

○平成 8 年 2 月 16 日（金）（第 2 回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 財政及び金融等の基本施策に関する件について久保大蔵大臣から所信を聴いた。
- 平成 7 年度における租税収入の減少を補うための公債の発行の特例に関する法律案（閣法第 1 号）（衆議院送付）について久保大蔵大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員、法務省、自治省当局及び参考人日本銀行理事山口泰君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第 1 号） 賛成会派 自民、平成、社民
反対会派 共産、新社

○平成 8 年 2 月 22 日（木）（第 3 回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 財政及び金融等の基本施策に関する件について久保大蔵大臣、政府委員、農林水産省当局及び参考人日本銀行理事山口泰君に対し質疑を行った。

○平成 8 年 3 月 15 日（金）（第 4 回）

- 消費税率の見直しに関する件、住宅金融専門会社処理問題等に関する件等について久保大蔵大臣、政府委員、厚生省、農林水産省、建設省及び国土庁当局に対し質疑を行った。

○平成 8 年 3 月 26 日（火）（第 5 回）

- 平成 8 年分所得税の特別減税のための臨時措置法案（閣法第 6 号）（衆議院送付）
租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第 7 号）（衆議院送付）
関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第 34 号）（衆議院送付）
以上 3 案について久保大蔵大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員、経済企画庁、国土庁、自治省及び通商産業省当局に対し質疑を行った。

○平成 8 年 3 月 28 日（木）（第 6 回）

- 平成 8 年分所得税の特別減税のための臨時措置法案（閣法第 6 号）（衆議院送付）
租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第 7 号）（衆議院送付）
関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第 34 号）（衆議院送付）
以上 3 案について久保大蔵大臣、政府委員、厚生省、農林水産省、国土庁及び労働省当局に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

- (閣法第6号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産、新社
反対会派 なし
- (閣法第7号) 賛成会派 自民、平成、社民
反対会派 共産、新社
- (閣法第34号) 賛成会派 自民、平成、社民、新社
反対会派 共産

なお、租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第7号)(衆議院送付)及び関税込率法等の一部を改正する法律案(閣法第34号)(衆議院送付)についてそれぞれ附帯決議を行った。

○平成8年4月9日(火)(第7回)

- 塩事業法案(閣法第79号)について久保大蔵大臣から趣旨説明を聞いた後、同大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成8年4月11日(木)(第8回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 塩事業法案(閣法第79号)について久保大蔵大臣、政府委員、参考人日本たばこ産業株式会社代表取締役副社長田村哲朗君及び社団法人日本塩工業会副会長前園利治君に対し質疑を行った後、可決した。
(閣法第79号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産、新社
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成8年4月25日(木)(第9回)

- 平成8年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)について久保大蔵大臣から趣旨説明を聞いた。

○平成8年4月26日(金)(第10回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成8年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)について久保大蔵大臣、政府委員、運輸省、厚生省、自治省当局及び参考人日本銀行理事山口泰君に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成8年5月7日(火)(第11回)

- 委嘱審査のため参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成8年度一般会計予算(衆議院送付)

平成 8 年度特別会計予算（衆議院送付）

平成 8 年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（大蔵省所管、国民金融公庫、日本開発銀行及び日本輸出入銀行）について久保大蔵大臣から説明を聴いた後、同大臣、政府委員、大蔵省、会計検査院、運輸省、厚生省当局及び参考人日本銀行理事山口泰君に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成 8 年 5 月 9 日（木）（第12回）

○平成 8 年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第 2 号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第 2 号） 賛成会派 自民、平成、社民
反対会派 共産、新社

○平成 8 年 6 月 18 日（火）（第13回）

○請願第 44 号外 39 件を審査した。

○租税及び金融等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

平成 7 年度における租税収入の減少を補うための公債の発行の特例に関する法律案（閣法第 1 号）

【要 旨】

本法律案は、平成 7 年度における租税収入の減少を補うため、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 特例公債の発行等

(1) 政府は、財政法第 4 条第 1 項ただし書の規定等により発行する公債のほか、平成 7 年度の一般会計補正予算（第 3 号）において見込まれる租税収入の減少を補うため、当該補正予算をもって国会の議決を経た金額（1 兆 9,060 億円）の範囲内で、特例公債を発行することができる。

(2) (1)により発行することができる特例公債の発行は、平成 8 年 6 月 30 日まで行うことができることとし、同年 4 月 1 日以後に発行される当該特例公債に係る収入は、平成 7 年度所属の歳入とする。

- (3) 政府は、(1)の特例公債の発行のため、国会の議決を経ようとするときは、その特例公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。
- (4) 政府は、(1)により発行した特例公債については、その速やかな減債に努めるものとする。

2 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

平成8年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案 (閣法第2号)

【要 旨】

本法律案は、平成8年度における公債の発行の特例に関する措置、一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れの特例に関する措置及び外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れの特別措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 特例公債の発行等

(1) 特例公債の発行

政府は、財政法第4条第1項ただし書の規定等により発行する公債のほか、平成8年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額（10兆1,184億円）の範囲内で、特例公債を発行することができることとする。

(2) (1)により発行することができることとされた特例公債の発行は、平成9年6月30日まで行うことができるとし、同年4月1日以後に発行される当該特例公債に係る収入は、平成8年度所属の歳入とすることとする。

(3) 政府は、(1)の特例公債の発行のため、国会の議決を経ようとするときは、その特例公債の償還の計画を国会に提出しなければならないこととする。

(4) 政府は、(1)により発行した特例公債については、その速やかな減債に努めるものとする。

2 一般会計から厚生保険特別会計年金勘定への繰入れの特例

(1) 平成8年度における一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れのうち、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第79条に係るものについては、同条の規定による国庫負担金の額から8,000億円を控除した額を繰り入れるものとする。

(2) 将来にわたる厚生年金保険事業の財政の安定が損なわれることのないよう、後日、繰入調整分（8,000億円）及びその運用収入相当額の合算額に

達するまでの金額を、一般会計から繰り入れるものとする。

3 外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れ

平成8年度において、外国為替資金特別会計法第13条の規定による外国為替資金特別会計からの一般会計の歳入への繰入れ（5,300億円）をするほか、同特別会計から2,000億円を限り、一般会計へ繰り入れることができることとする。

なお、本法律案は、衆議院において、施行期日「平成8年4月1日」を「公布の日」とする修正が行われている。

平成8年分所得税の特別減税のための臨時措置法案（閣法第6号）

【要 旨】

本法律案は、平成8年分の所得税について、特別減税を行うための臨時措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 特別減税額の控除及び減税額

平成8年分の所得税について、特別減税前の所得税額から特別減税の額を控除することとし、その額は、特別減税前の所得税額に100分の15を乗じて計算した金額（当該金額が5万円を超える場合には、5万円）とする。

2 特別減税の実施方法

(1) 確定申告に係る特別減税

平成8年分の所得税に係る確定申告書を提出する居住者等については、その提出の際に、特別減税前の所得税額から特別減税の額を控除する。

(2) 給与等に係る特別減税

① 平成8年6月において、同年1月から6月までの間に支払われた給与等につき源泉徴収された所得税の合計額に100分の15を乗じて計算した金額（当該金額が2万5,000円を超える場合には、2万5,000円）に相当する所得税を還付する。

② 平成8年中に支払の確定した給与等につき年末調整の対象となる給与所得者については、年末調整の際に、年末調整による年税額に100分の15を乗じて計算した給与特別減税額から①の還付金額を控除した金額を当該年末調整による年税額から控除する。

(3) 公的年金等に係る特別減税

平成8年6月1日において、同年1月から同年6月に支払われた公的年金等につき源泉徴収をされた所得税額の合計額に100分の15を乗じて計算した金額（当該金額が2万5,000円を超える場合には2万5,000円）に相当する所得税を還付する。また、平成8年12月1日において、同年7月か

ら同年12月までの期間内に支払われた公的年金等につき源泉徴収をされた所得税についても同様に還付する。

なお、本法律施行に伴う平成8年度における租税減収見込額は、1兆4,050億円である。

租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第7号）

【要 旨】

本法律案は、当面の経済状況等を踏まえ、土地税制、証券税制等について適切な対応を図る一方、課税の適正化、租税特別措置の整理合理化その他所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 土地税制

(1) 地価税

- ① 税率を0.15%（現行0.3%）に引き下げる。
- ② 平成9年以後の基礎控除（現行1億円超の法人は10億円）を、資本の金額等が10億円超の法人は5億円に、資本の金額等が1億円超10億円以下の法人は8億円にそれぞれ引き下げる。

(2) 譲渡益課税

- ① 個人の土地等の譲渡に係る長期譲渡所得（5年超）に対する税率を、特別控除後の譲渡益4,000万円以下の部分は20%（現行25%）に、特別控除後の譲渡益4,000万円超8,000万円以下の部分は25%（現行30%）にそれぞれ引き下げる。
- ② 法人の土地譲渡益に対する特別課税制度の税率を、長期所有土地等（5年超）に係るものは5%（現行10%）に、短期所有土地等（2年超5年以下）に係るものは10%（現行20%）にそれぞれ引き下げる。また、超短期所有土地等（2年以下）に係る課税制度を、15%の税率による追加課税方式（現行通常法人税率に30%の税率を加算した分離課税）に改める。

(3) 登録免許税

平成8年4月1日から1年間、課税標準（不動産の価額である土地）を固定資産課税台帳の登録価格の40%（現行40%、平成8年度から50%）とする措置を講ずる。

2 証券税制

(1) 有価証券取引税

平成8年4月1日から2年間、株券等の譲渡に係る第2種の税率を0.21%（現行0.3%）とする措置を講ずる。

(2) 株式譲渡益課税

平成8年4月1日から2年間、上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税のみなし譲渡利益率を5.25%（現行5%）とする措置を講ずる。

3 課税の適正化等

(1) 公益法人課税

収益事業を営まない公益法人等についても、一定の小規模な法人を除き、収支計算書の提出を義務付ける（平成9年以後に開始する事業年度から適用）。

(2) 相続税の課税価格の計算の特例

相続開始前3年以内に取得等をした土地等又は建物等について、取得価格で計算するとした相続税の課税価格の計算の特例を廃止する。

(3) 消費税に係る課税の適正化

限界控除制度について、平成8年4月1日以後に終了する課税期間に係る控除限度額を10万円（年換算）とする措置を講ずる。

(4) 発泡酒に係る酒税の税率

平成8年10月1日以後、1キロリットルにつき、麦芽の重量比率が50%以上（現行67%以上）のものについては22万2,000円、50%未満25%以上（現行67%未満25%以上）のものについては15万2,700円、25%未満のものについては10万5,000円（現行8万3,300円）とする措置を講ずる。

4 その他の租税特別措置の改正

いわゆるストックオプションに係る課税の特例等の措置を新設するとともに、電線類地中化設備の特別償却制度の償却割合の引下げ等既存の租税特別措置の整理合理化を行うほか、国際金融取引におけるいわゆるオフショア勘定において経理された預貯金等の利子の非課税措置等、適用期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等の措置を講ずる。

なお、本法律施行に伴う平成8年度租税減収見込額は、約2,030億円である。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 国民の理解と信頼に基づく税制の確立のため、公平・公正の見地から税制全般にわたる不断の見直しを行うとともに、特に租税特別措置については、その政策課題の緊急性、効果の有無、手段としての妥当性、利用の実態等を十分吟味し、今後とも徹底した整理合理化を推進すること。
- 一 変動する納税環境、業務の一層の複雑化・国際化、制度改正等に伴う事務量の増大及び税務執行面における負担の公平確保の見地から、国税職員につ

いては、その職員の年齢構成の特殊性等従来の経緯等に配慮し、今後とも処遇の改善、職場環境の充実及び定員の一層の確保に特段の努力を行うこと。右決議する。

関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第34号）

【要 旨】

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、関税率、減免税還付制度等について所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 関税率等の改正

ウルグァイ・ラウンド交渉に基づく我が国の関税譲許品目のうち段階的に関税率を引き下げていくことを国際的に譲許している一部の鉱工業品について平成10年1月1日から適用されるべき関税率を平成8年4月1日から適用することにより関税率の段階的引下げを前倒しするとともに、最近の国内産業事情等にかんがみ、繭、生糸の関税割当一次税率等の撤廃等を行うほか、平成8年3月31日に適用期限の到来する暫定関税率の適用期限の延長等を行う。

2 減免税還付制度の延長等

平成8年3月31日に適用期限の到来する石油関係の免税還付制度等の関税の減免税還付制度について、その適用期限の延長等を行う。

3 その他

災害による関税の申請等の期限の延長制度等を設ける。

なお、本法律施行に伴う平成8年度一般会計の関税減収見込額は、約70億円、石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計の原油等関税減収見込額は、約1億円である。

【附 帯 決 議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 関税率の改正に当たっては、貿易自由化の流れに基礎を置きながら、国民経済的な視点から、国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。
- 一 著しい国際化の進展等による貿易量及び出入国者数の伸長等に伴い税関業務が増大、複雑化する中で、その適正かつ迅速な処理に加え、銃砲を始め、麻薬・覚せい剤、知的財産権侵害物品、ワシントン条約物品等の水際における取締りの強化に対する国際的・社会的要請が高まっていることにかんが

み、税関業務の一層の効率的・重点的な運用に努めるとともに、税関業務の特殊性を考慮して、今後とも、中長期的展望に基づく税関職員の定員の確保はもとより、その処遇改善、職場環境の充実等に特段の努力を行うこと。右決議する。

塩事業法案（閣法第79号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、塩専売制度を廃止するとともに、良質な塩の安定的な供給の確保と我が国塩産業の健全な発展を図るため、塩需給見通しの策定及び公表、塩の製造、特定販売及び卸売の事業に係る登録制度、塩事業センターによる生活用塩の供給等の業務並びに緊急時対策等について所要の措置を講ずることにより、塩事業法を制定するものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 塩需給見通し

大蔵大臣は、毎年度、塩需給見通しを策定し、公表しなければならない。

2 塩事業の担い手

塩の製造、輸入（特定販売）、卸売は登録又は届出により、また、小売については登録・届出を要しないで行うことができる。

3 塩事業センター

国民生活に使用される良質な塩の安定的な供給の確保を図るため、大蔵大臣は、民法第34条の規定による法人を「塩事業センター」として指定し、生活用塩の供給、塩の備蓄・緊急時の供給等の業務を行わせる。

4 施行期日

この法律は、平成9年4月1日から施行する。ただし、塩事業センターの指定等及び塩専売事業に係る財産の承継並びに助成業務に関する規定等は、公布の日から施行する。

5 経過措置

塩産業の自立化達成の観点から、平成14年3月31日までの5年間、以下の経過措置を講ずる。

- (1) 特定の化学製品の製造の用に供するための塩（ソーダ工業用塩）を除く塩については、塩事業センターが一元的に輸入する。
- (2) 塩卸売業への新規参入を抑制するとともに、塩製造業者は、その製造した塩を塩事業センター又は塩卸売業者を通じて販売する。
- (3) 塩事業センターにおいて、塩産業の合理化推進及び転廃業助成のための支援措置を講ずる。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 塩専売制度改革の趣旨にかんがみ、消費者ニーズに対応した多様な塩の供給が行われるよう努めること。
- 一 塩が国民生活に不可欠な代替性のない生活必需物資であることにかんがみ、良質な塩の安定的な供給を確保するとともに、緊急時にも十分対応できるよう所要の備蓄量を確保すること。特に、離島・過疎地等における供給及び価格の安定が維持されるよう努めること。
- 一 国内塩が輸入塩と価格面で適切な競争が可能となるよう関税割当制度の導入等について検討するとともに、経済合理性の下で食料用塩の需要量と同程度の塩が国内生産により確保されるよう努めること。
- 一 塩の製造・流通業界の実態に即しつつ、生産・流通両面の一層の構造改善を推進し、もって国内塩産業自立化の促進が図られるよう努めること。
- 一 日本たばこ産業株式会社の塩専売事業本部の廃止及び塩製造業者、塩卸売業者の合理化・転廃業に当たっては、塩産業従事者の雇用面の不安が生じることのないよう努めること。

右決議する。

平成7年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆第1号）

【要 旨】

本法律案は、平成7年度において、水田営農活性化対策による米の計画生産を推進するため、政府等が稲作の転換を行う者等に対し交付する水田営農活性化助成補助金について、税制上の軽減措置を講ずるものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 個人が交付を受ける同補助金については、一時所得に係る収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は、一時所得の必要経費とみなす。
- 2 農業生産法人が交付を受ける同補助金については、交付を受けた後2年以内に事業の用に供する固定資産の取得又は改良に充てる場合、圧縮記帳の特例を認める。

なお、本法律施行に伴う平成7年度における租税の減収見込額は、約3億円である。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（6件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
1	平成7年度における租税収入の減少を補うための公債の発行の特例に関する法律案	衆	8. 1. 22	8. 2. 14	8. 2. 16 可決	8. 2. 16 可決	8. 2. 13	8. 2. 14 可決	8. 2. 14 可決
※2	平成8年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案	〃	1. 22	4. 23	5. 9 可決	5. 10 可決	2. 22	4. 11 修正	4. 11 修正
			○ 8. 2. 22 衆本会議趣旨説明						
※6	平成8年分所得税の特別減税のための臨時措置法案	〃	1. 30	3. 26 (予備)	3. 28 可決	3. 29 可決	2. 22	3. 25 可決	3. 26 可決
			○ 8. 2. 22 衆本会議趣旨説明						
※7	租税特別措置法の一部を改正する法律案	〃	1. 30	3. 26 (予備)	3. 28 可決 附帯決議	3. 29 可決	2. 22	3. 25 可決 附帯決議	3. 26 可決
			○ 8. 2. 22 衆本会議趣旨説明						
※34	関税定率法等の一部を改正する法律案	〃	2. 9	3. 26 (予備)	3. 28 可決 附帯決議	3. 29 可決	3. 22	3. 25 可決 附帯決議	3. 26 可決
79	塩事業法案	参	3. 8	4. 4	4. 11 可決 附帯決議	4. 12 可決	4. 18	4. 26 可決 附帯決議	5. 9 可決

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
1	平成7年度の水田宮農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案	大蔵委員長 久間 章生君 (8. 2. 13)	8. 2. 13	8. 2. 13	8. 2. 13 (予備)	8. 2. 14 可決	8. 2. 14 可決			8. 2. 13 可決

【文教委員会】

(1) 審議概観

第136回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出4件、本院議員提出1件の計5件であり、内閣提出4件が成立し、本院議員提出1件は継続審査となった。

また、本委員会付託の請願40種類146件のうち、2種類9件が採択された。

〔法律案の審査〕

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案は、国家公務員等の災害補償制度に介護補償が設けられることにかんがみ、公立学校の学校医等の公務災害補償制度に介護補償を創設しようとするものである。

委員会においては、学校医等の役割の見直し、心の健康に関する相談活動の充実等について質疑が行われた後、全会一致をもって可決された。

国立学校設置法の一部を改正する法律案は、岐阜大学の教養部を改組して地域科学部を、佐賀大学の教育学部及び教養部を改組して文化教育学部をそれぞれ設置するとともに、群馬大学医療技術短期大学部を廃止して同大学の医学部に統合するほか、昭和48年度以後に設置された国立医科大学等に係る平成8年度の職員の定員を定めようとするものである。

委員会においては、大学教員の流動化と女性教員の採用、医療技術系短期大学の4年制への移行、大学の一般教養教育の充実策等について質疑が行われた後、全会一致をもって可決された。

文化財保護法の一部を改正する法律案は、文化財の適切な保護及び国民の文化財に接する機会の拡大に資するため、文化財登録制度を導入し、文化財の保護措置の多様化を図るとともに、文化財保護における市町村の役割の明確化及び重要文化財等の活用の促進を図る等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、登録制度の意義、登録文化財所有者等への財政的支援の拡充、登録対象分野の拡大、埋蔵文化財保護制度の改善、天然記念物の保護策、戦跡指定の在り方等について質疑が行われた後、全会一致をもって可決された。なお、4項目の附帯決議が付された。

日本学術振興会法の一部を改正する法律案は、日本学術振興会への国からの出資規定を設けるとともに、日本学術振興会が学術研究を行うための規定を整備しようとするものである。

委員会においては、学術の応用に関する研究の意義、未来開拓学術研究推進事業の目的と内容、研究テーマの選定方法、同種事業に係る関係省庁間の調

整・連携の在り方、外国人教員の雇用問題等について質疑が行われた後、全会一致をもって可決された。

学校図書館法の一部を改正する法律案は、これまで大学で行うこととされてきた司書教諭の講習について、大学に加え、新たに大学以外の教育機関が、文部大臣の委嘱を受けて司書教諭の講習を行うことができることとするとともに、当分の間置かないことができるのとされている司書教諭の設置についての猶予期間を、政令で定める規模以下の学校を除き、平成15年3月31日までの間としようとするものである。

委員会においては、趣旨説明の聴取を行い、継続審査要求書を議長に提出することを決定した。

〔国政調査等〕

2月15日、奥田文部大臣から所信を、日下部文部政務次官から平成8年度文部省関係予算について説明を聴取した。

2月22日、文教行政の基本施策について質疑を行い、いじめ問題に対する文部省の取組、学校におけるボランティア活動の推進、国際スポーツ大会に向けた政府の施策、大学改革の在り方、在日外国人児童・生徒に対する日本語学習への配慮、中高一貫教育の現状、教育長の任命承認制度の在り方、司書教諭の配置率低迷の要因、養護学校高等部での訪問教育の実現、テレクラに絡む諸問題への対策等の問題が取り上げられた。

3月14日、教育、文化及び学術に関する調査を行い、高校の総合学科の将来像、学童保育の充実、学校週5日制の在り方、学校図書館の人的条件の整備、国立大学授業料の算出根拠、不登校問題、大都市における大学の立地抑制の見直し等について質疑を行った。

4月9日には、文化財保護に関する実情調査のため群馬県を訪れ、桐生市役所において同県及び桐生市から説明を聴取するとともに、佐啓産業織物工場、天満宮本殿、群馬大学工学部同窓記念会館、明治館等を視察した。

また、5月7日、予算委員会から委嘱を受けた平成8年度文部省関係予算の審査を行い、生涯学習審議会答申を受けての文部省の施策、学制改革の必要性、PTAの法的位置付け、スクールカウンセラーの充実策、国立大学の外国人教師制度の在り方、妊娠中の女子教員に係る施策の充実、奄美大島に生息するアマミノクロウサギ等の保護に係る問題等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成8年2月15日（木）（第1回）

- 教育、文化及び学術に関する調査を行うことを決定した。

- 文教行政の基本施策に関する件について奥田文部大臣から所信を聴いた。
- 平成8年度文部省関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

○平成8年2月22日（木）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 文教行政の基本施策に関する件について奥田文部大臣、政府委員、警察庁、厚生省、郵政省、法務省及び総務庁当局に対し質疑を行った。

○平成8年3月14日（木）（第3回）

- 高校の総合学科に関する件、学童保育に関する件、学校週5日制に関する件、学校図書館に関する件、国立大学の授業料に関する件、不登校問題に関する件、大学の大都市集中抑制見直しに関する件、学校開放に関する件等について奥田文部大臣、政府委員、厚生省及び国土庁当局に対し質疑を行った。

○平成8年3月22日（金）（第4回）

- 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第28号）について奥田文部大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第28号） 賛成会派 自民、平成、社民、共産、さき、自連
反対会派 なし

○平成8年3月28日（木）（第5回）

- 国立学校設置法の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）について奥田文部大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第20号） 賛成会派 自民、平成、社民、共産、さき、自連
反対会派 なし

○平成8年4月11日（木）（第6回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 文化財保護法の一部を改正する法律案（閣法第80号）について奥田文部大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員、環境庁当局及び参考人鹿児島県教育委員会教育次長福永功君に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第80号） 賛成会派 自民、平成、社民、共産、さき、自連
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成8年5月7日（火）（第7回）

○平成8年度一般会計予算（衆議院送付）

平成8年度特別会計予算（衆議院送付）

平成8年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（文部省所管）について奥田文部大臣、政府委員、自治省及び環境庁当局
に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成8年5月16日（木）（第8回）

○理事の補欠選任を行った。

○日本学術振興会法の一部を改正する法律案（閣法第21号）（衆議院送付）

について奥田文部大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成8年5月21日（火）（第9回）

○日本学術振興会法の一部を改正する法律案（閣法第21号）（衆議院送付）

について奥田文部大臣、政府委員及び科学技術庁当局に対し質疑を行った
後、可決した。

（閣法第21号） 賛成会派 自民、平成、社民、共産、さき、自連

反対会派 なし

○平成8年6月18日（火）（第10回）

○学校図書館法の一部を改正する法律案（参第4号）について発議者参議院
議員木宮和彦君から趣旨説明を聴いた。

○請願第31号外8件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するも
のと審査決定し、第1号外136件を審査した。

○学校図書館法の一部を改正する法律案（参第4号）の継続審査要求書
を提出することを決定した。

○教育、文化及び学術に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定
した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

国立学校設置法の一部を改正する法律案（閣法第20号）

【要 旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

1 大学改革と教育研究体制整備の一環として、岐阜大学の教養部を改組して

地域科学部を、佐賀大学の教育学部及び教養部を改組して文化教育学部をそれぞれ本年10月1日に設置し、平成9年4月から学生を受け入れること。

- 2 看護等医療技術教育の充実等を図るため、群馬大学併設の医療技術短期大学部を平成11年度限りで廃止して、同大学の医学部に統合すること。
- 3 昭和48年度以後に設置された国立医科大学等に係る平成8年度の職員の定員を、2万4人（71人増）に改めること。

日本学術振興会法の一部を改正する法律案（閣法第21号）

【要 旨】

本法律案は、学術研究を推進するため、学術の応用に関する研究を行うことを日本学術振興会（以下「振興会」という。）の目的及び業務に加えるとともに、振興会に対し政府が出資することができることとする等所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 振興会の目的に、学術の応用に関する研究を行うことを追加すること。
- 2 資本金に関する規定を新設し、その額を110億円とするとともに、政府がその全額を出資することとする。
- 3 振興会の業務に、学術の応用に関する研究を行うことを追加すること。
- 4 振興会は、文部大臣の認可を受けて定める基準に従って、3に掲げる業務の一部を委託することができることとする。
- 5 地方税法、法人税法及び登録免許税法の整備を行い、振興会への新たな非課税措置を設けること。
- 6 その他
 - (1) 理事は、会長が文部大臣の認可を受けて任命するものとする。
 - (2) 振興会の財務諸表等の公開に関する規定を整備すること。
 - (3) 罰金及び過料の額の引き上げを行うこと。

なお、衆議院において、施行期日を公布の日に改める等の修正が行われた。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第28号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、国家公務員等の災害補償制度に介護補償が設けられることにかんがみ、公立学校の学校医等の公務災害補償制度に介護補償を創設しようとするものである。

この法律は平成8年4月1日から施行する。

文化財保護法の一部を改正する法律案（閣法第80号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、文化財の適切な保護及び国民の文化財に接する機会の拡大に資するため、文化財指定制度に加え、有形文化財のうち建造物の保存及び活用を図るための登録制度を定め、文化財の保護の措置の多様化を図るとともに、文化財保護における市町村の役割の明確化及び重要文化財等の活用の促進を図る等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 文化財登録制度の導入

- (1) 文部大臣は、重要文化財以外の有形文化財（地方公共団体が指定を行っているものを除く。）で建造物であるもののうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができるものとする。
- (2) 登録有形文化財の全部又は一部が滅失し、又はき損したときは、所有者等は、その事実を知った日から10日以内に文化庁長官に届け出なければならないものとする。
- (3) 登録有形文化財の現状を変更しようとする者は、原則として、30日前までに文化庁長官に届け出なければならないものとし、文化庁長官は、届出に係る現状の変更に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができるものとする。
- (4) 文化庁長官は、所有者等に対し、登録有形文化財の公開及び公開に係る管理に関し、必要な指導又は助言をすることができるものとする。
- (5) 文化庁長官は、所有者等に対し、登録有形文化財の現状等につき報告を求めることができるものとする。
- (6) 文部大臣は、登録有形文化財の登録及びその抹消について、あらかじめ、文化財保護審議会に諮問しなければならないものとする。

2 指定都市等への権限の委任等及び市町村の役割の明確化

- (1) 文化庁長官が行うこととされている重要文化財等の現状変更の許可等及び埋蔵文化財の鑑査等について、都道府県の教育委員会に加えて指定都市及び中核市の教育委員会にも委任できるものとする。
- (2) 都道府県の教育委員会と同様に、市町村（市町村の組合及び特別区を含む。）の教育委員会について、文化財の保存及び活用に関する文部大臣又は文化庁長官に対する意見具申及び地方文化財保護審議会の設置に関する規定を整備すること。

3 重要文化財等の活用の促進

- (1) 国庫負担により、重要文化財等をその所有者等が公開しようとする場合

について、文化庁長官への申出及び文化庁長官の承認を要しないものとする
ること。

(2) 国の機関及び地方公共団体が文化庁長官の承認を受けた博物館等の施設
において展覧会その他の催しを主催する場合に加えて、当該博物館等の施
設の設置者が主催する場合にも、重要文化財の公開について許可を要しな
いものとする。

(3) 文化の国際交流のための重要文化財の輸出の許可については、文化財保
護審議会への諮問を要しないものとする。

4 その他

(1) 登録有形文化財の現状の変更等の届出等の規定に違反した者等に対する
過料を定めるとともに、法に定める罰金、科料及び過料の額の引上げを行
うこと。

(2) その他関係規定の整備を行うこと。

【 附 帯 決 議 】

政府及び関係者は、次の事項について特段に配慮すべきである。

1 新しく導入される登録制度については、国と地方公共団体の連携を密にし
その円滑な実施を図るとともに、地方公共団体、特に市町村の負担が過重に
ならないよう十分に留意すること。また、登録文化財の修理等に伴う経費に
ついて、国の補助制度を検討すること。

2 登録の対象となる文化財について、建造物以外の分野についても調査、検
討を進めること。

3 文化財の保存技術者、埋蔵文化財の発掘調査員等の養成確保と資質向上に
努めること。

4 埋蔵文化財について、包蔵地の地図等必要な資料を整備し、その周知徹底
に努めるほか、発掘調査等の円滑かつ適切な実施を図り、埋蔵文化財の保護
に万全を期すること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（4件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※20	国立学校設置法の一部を改正する法律案	衆	8. 2. 6	8. 3. 27	8. 3. 28 可決	8. 3. 29 可決	8. 3. 26	8. 3. 27 可決	8. 3. 27 可決
※21	日本学術振興会法の一部を改正する法律案	〃	2. 6	5. 10	5. 21 可決	5. 22 可決	4. 18	4. 24 修正	4. 25 修正
28	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案	参	2. 7	3. 21	3. 22 可決	3. 22 可決	3. 22	3. 25 可決	3. 26 可決
80	文化財保護法の一部を改正する法律案	〃	3. 8	4. 4	4. 11 可決 附帯決議	4. 12 可決	5. 22	5. 31 可決 附帯決議	6. 4 可決

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	衆院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
4	学校図書館法の一部を改正する法律案	木宮 和彦君 外7名 (8. 6. 12)	8. 6. 14		8. 6. 17	継続審査				

【厚生委員会】

(1) 審議概観

第136回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出10件（うち本院先議2件）、衆議院厚生委員会提出2件、参議院厚生委員会提出1件の計13件であり、すべて成立した。また、臓器の移植に関する法律案は、衆議院において引き続き継続審査とされた。なお、同法案に対して修正案が出された。

また、本委員会付託の請願39種類586件のうち、10種類304件が採択された。

なお、本委員会の下に「薬害エイズ問題に関する小委員会」が設置された。

〔法律案の審査〕

らい予防法の廃止に関する法律案は、らい予防法を廃止するとともに、国立ハンセン病療養所の入所者に対する医療・福祉の措置等を引き続き講じようとするものである。

本法律案は、ハンセン病に関する医学的知見・治療方法の確立等により、らい予防法に定めている予防措置の必要性がなくなった一方、国立ハンセン病療養所の入所者の多くが高齢かつ障害を有していること、長期の療養生活により社会復帰・自立が困難なこと等にかんがみ、医療・福祉施策の継続が必要なため提出されたものである。

委員会においては、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び平成8年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案とともに一括審査し、らい予防法の廃止が遅れた理由、ハンセン病治療体制の確保、援護法における国籍条項の見直し、年金額等の物価スライドの在り方等について質疑を行った後、全会一致をもって原案どおり可決した。なお、らい予防法の廃止に関する法律案に対して4項目の附帯決議を付した。

国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、国立病院・療養所の資産の減額譲渡後の用途の拡大、国立病院等の職員の採用を伴う資産の譲渡の特例の創設等の措置を講じようとするものである。

本法律案は、昭和61年度を初年度とする国立病院等の再編成が必ずしも順調に進捗しておらず、また、この10年の間に医療供給体制の拡充、老人保健福祉計画の策定等、国立病院等を取り巻く状況が大きく変化していることを背景に国立病院等の再編成のより円滑な実施を図る等のため提出されたものである。

委員会においては、法改正の趣旨及び効果、再編成計画の進捗状況、国立病院等の機能強化等について質疑を行い、反対討論の後、多数をもって原案どお

り可決した。なお、4項目の附帯決議を付した。

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案は、既に民営化されている旧公共企業体の共済組合の長期給付事業を厚生年金保険へ統合し、JR・JT各共済組合の組合員期間を有する者に係る厚生年金保険の年金給付に要する費用の一部に充てるため、年金保険者たる共済組合が厚生年金保険に対して拠出金を納付する制度の創設や積立金の移換等の措置を講じようとするものである。

本法律案は、我が国の人口構造が急速に高齢化する中、被用者年金制度を公平で安定したものとするためには、被用者年金制度を再編成し、財政単位を拡大するとともに、費用負担の公平化を図る必要があることから、その第一段階として提出されたものである。

まず、本会議において趣旨説明が行われ、年金一元化の基本理念、JR共済の積立金の移換問題等の質疑が行われた後、本委員会に付託された。

委員会においては、参考人の意見を聴取するとともに、公的年金制度の一元化の進め方、厚生年金保険への積立金移換の額とその算定根拠、年金制度の情報公開の在り方等について質疑を行い、反対討論の後、多数をもって原案どおり可決した。なお、6項目の附帯決議を付した。

薬事法等の一部を改正する法律案は、治験から承認審査、市販後に至るまでの各段階にわたる総合的な医薬品安全性確保対策等を講ずるとともに、医薬品の製造業又は輸入販売業の許可について承認前の特例許可制度を新設し、あわせて医薬品の承認審査等に関する調査事務の一部を医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構に行わせようとするものである。

本法律案は、近年における医薬品の多様化及び高度化の状況等にかんがみ、医薬品等の安全性を確保する必要が高まっており、特にソリブジンによる重篤な副作用問題等を踏まえ、所要の改正を行うべく提出されたものである。なお、衆議院において、政府は、血液製剤の投与によるエイズ問題を踏まえ、医薬品による被害を防止するため必要な措置を講ずるものとする修正が行われた。

委員会においては、承認審査の充実強化、中央薬事審議会の在り方、薬学教育の充実、インフォームド・コンセントの徹底等について質疑を行った後、全会一致をもって原案どおり可決した。なお、5項目の附帯決議を付した。

優生保護法の一部を改正する法律案は、現行の目的等の規定のうち優生思想に基づく部分が障害者に対する差別となっていることから、法律の題名を「母体保護法」に改めるとともに、目的等規定の見直しを行おうとするものである。

委員会では、全会一致で原案どおり可決し、1項目の附帯決議を付した。

その他、以下のとおり、法律案の審査があった。廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案は、全会一致をもって原案どおり可決された。

民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための厚生省関係法律の一部を改正する法律案は、反対討論の後、多数をもって原案どおり可決された。

社会保障研究所の解散に関する法律案は、反対討論の後、多数をもって原案どおり可決され、2項目の附帯決議が付された。

医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法の一部を改正する法律案は、全会一致をもって原案どおり可決され、5項目の附帯決議が付された。

歯科医師法の一部を改正する法律案は、草案趣旨説明を行い、本委員会提出法案とされた。

旅館業法の一部を改正する法律案は、全会一致をもって原案どおり可決された。

〔国政調査等〕

2月22日、菅厚生大臣から所信、政府委員から平成8年度厚生省関係予算概要説明をそれぞれ聴取するとともに、住政務次官の就任挨拶が行われた。

2月27日、3月14日及び28日、厚生行政の基本施策について質疑が行われ、公的介護保険のスケジュール、障害者プランの推進等の問題が取り上げられた。

4月4日、薬害エイズ問題の集中審議が行われ、エイズ拠点病院の整備、非加熱製剤の回収命令を出さなかった理由等の問題が取り上げられた。また、「薬害エイズ問題に関する小委員会」（以下「小委員会」という。）が設置された。

5月7日、予算委員会から委嘱を受け、平成8年度厚生省関係予算を審査し、厚生省予算の特徴、21世紀に向けた社会保障の課題等の質疑がなされた。

6月18日、薬害エイズ問題に関する件について釘宮小委員長から口頭報告を受けるとともに、請願審査及び会期末処理を行った。

——小委員会における審議——

4月17日、H I V訴訟原告・弁護団5名の参考人から意見を聴取し、続いて安部参考人及び松田参考人に対し、エイズ研究班における議論、帝京大学症例がエイズと認定されなかった理由等の質疑を行った。

5月13日、小委員会の運営について自由討議を行った。

5月16日、郡司参考人及び芦澤参考人に対し、エイズ研究班の設置目的、昭和58年7月当時の政策判断等の質疑を行った。

6月3日、参考人として学識経験者3名から薬害の再発防止策について意見

を聴取するとともに、血液製剤による薬害の防止策等の質疑を行い、その後、参考人として学識経験者3名からエイズ治療等の恒久対策等について意見を聴取するとともに、医療機関の間での診療ネットワーク等の質疑を行った。

6月10日、塩川参考人及び大河内参考人に対し、エイズ研究班における順天堂大学の病理結果の検討、クリオ復帰の可能性等の質疑を行った。

6月17日、厚生省から説明を聴取するとともに、真相解明への取組、血液凝固因子製剤による非血友病HIV感染問題への取組等の質疑を行った後、薬害エイズ問題に関する件について調査報告書を委員会に提出することを決定した。

(2) 委員会経過

○平成8年2月22日(木) (第1回)

- 社会保障制度等に関する調査を行うことを決定した。
- 厚生行政の基本施策に関する件について菅厚生大臣から所信を聴いた。
- 平成8年度厚生省関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

○平成8年2月27日(火) (第2回)

- 厚生行政の基本施策に関する件について菅厚生大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成8年3月14日(木) (第3回)

- 厚生行政の基本施策に関する件について菅厚生大臣、政府委員、自治省及び総理府当局に対し質疑を行った。

○平成8年3月26日(火) (第4回)

- 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(閣法第22号)
(衆議院送付)

らい予防法の廃止に関する法律案(閣法第36号)(衆議院送付)

平成8年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案(閣法第37号)(衆議院送付)

以上3案について菅厚生大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員及び総理府当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

(閣法第22号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産
反対会派 なし

(閣法第36号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産
反対会派 なし

(閣法第37号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産
反対会派 なし

なお、らい予防法の廃止に関する法律案(閣法第36号)(衆議院送付)について附帯決議を行った。

○平成8年3月28日(木)(第5回)

○厚生行政の基本施策に関する件について菅厚生大臣、政府委員及び総理府当局に対し質疑を行った。

○平成8年4月4日(木)(第6回)

○薬害エイズ問題に関する件について菅厚生大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○薬害エイズ問題に関する小委員会を設置することを決定した後、小委員及び小委員長を選任した。

なお、小委員及び小委員長の変更の件並びに小委員会における参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

○平成8年4月9日(火)(第7回)

○廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案(閣法第69号)民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための厚生省関係法律の一部を改正する法律案(閣法第81号)

以上両案について菅厚生大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成8年4月11日(木)(第8回)

○廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案(閣法第69号)について菅厚生大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第69号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産
反対会派 なし

○民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための厚生省関係法律の一部を改正する法律案(閣法第81号)について菅厚生大臣、政府委員及び農林水産省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第81号) 賛成会派 自民、平成、社民
反対会派 共産

○平成8年4月18日(木)(第9回)

○国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第42号)(衆議院送付)について菅厚生大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成8年4月25日（木）（第10回）

- 社会保障研究所の解散に関する法律案（閣法第44号）（衆議院送付）について菅厚生大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成8年4月26日（金）（第11回）

- 国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第42号）（衆議院送付）について菅厚生大臣、政府委員、文部省及び自治省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第42号） 賛成会派 自民、平成、社民
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成8年4月30日（火）（第12回）

- 社会保障研究所の解散に関する法律案（閣法第44号）（衆議院送付）について菅厚生大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第44号） 賛成会派 自民、平成、社民
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成8年5月7日（火）（第13回）

- 平成8年度一般会計予算（衆議院送付）
平成8年度特別会計予算（衆議院送付）
平成8年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（厚生省所管及び環境衛生金融公庫）について菅厚生大臣、政府委員、文部省、警察庁及び建設省当局に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成8年5月28日（火）（第14回）

- 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（閣法第75号）（衆議院送付）について菅厚生大臣から趣旨説明を聴いた。
- また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成8年5月30日（木）（第15回）

- 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（閣法第75号）（衆議院送付）について菅厚生大臣、政府委員、大蔵省、運輸省、自治省、文部省及び農林水産省当局に対し質疑を行った。

○平成8年6月4日（火）（第16回）

- 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（閣法第75号）（衆議院送付）について以下の参考人から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った後、菅厚生大臣、政府委員、大蔵省、運輸省、自治省、文部省及び労働省当局に対し質疑を行った。

中央大学法学部教授	貝塚	啓明君
社会保障制度審議会年金数理部会委員	山本	正也君
年金実務センター代表	公文	昭夫君

- 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法の一部を改正する法律案（閣法第43号）（衆議院送付）について菅厚生大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成8年6月6日（木）（第17回）

- 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（閣法第75号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第75号） 賛成会派 自民、平成、社民
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

- 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法の一部を改正する法律案（閣法第43号）（衆議院送付）について菅厚生大臣、政府委員、科学技術庁及び文部省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第43号） 賛成会派 自民、平成、社民、共産
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成8年6月11日（火）（第18回）

- 歯科医師法の一部を改正する法律案の草案について提案者大島慶久君から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することに決定した。
- 薬事法等の一部を改正する法律案（閣法第76号）（衆議院送付）について菅厚生大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について衆議院厚生委員長和田貞夫君から説明を聴いた。

○平成8年6月13日（木）（第19回）

- 旅館業法の一部を改正する法律案（衆第9号）（衆議院提出）について提出者衆議院厚生委員長和田貞夫君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第9号） 賛成会派 自民、平成、社民、共産
反対会派 なし

- 薬事法等の一部を改正する法律案（閣法第76号）（衆議院送付）について

菅厚生大臣、政府委員、文部省及び総理府当局に対し質疑を行った。

○平成8年6月17日（月）（第20回）

- 優生保護法の一部を改正する法律案（衆第15号）（衆議院提出）について提出者衆議院厚生委員長和田貞夫君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第15号） 賛成会派 自民、平成、社民、共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 薬事法等の一部を改正する法律案（閣法第76号）（衆議院送付）について菅厚生大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第76号） 賛成会派 自民、平成、社民、共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成8年6月18日（火）（第21回）

- 薬害エイズ問題に関する件について薬害エイズ問題に関する小委員長釘宮馨君から報告を聴いた。
- 請願第33号外303件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第10号外281件を審査した。
- 社会保障制度等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

【薬害エイズ問題に関する小委員会】

○平成8年4月17日（水）（第1回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 薬害エイズ問題に関する件について以下の参考人から意見を聴いた。

東京H I V訴訟原告団副団長 高原 洋太君

東京H I V訴訟原告・弁護団事務局次長 保田 行雄君

大阪H I V薬害訴訟原告団代表 家西 悟君

大阪H I V薬害訴訟原告 花井 十伍君

大阪H I V薬害訴訟弁護団弁護士 徳永 信一君

- 薬害エイズ問題に関する件について以下の参考人に対し質疑を行った。

前帝京大学副学長 安部 英君

帝京大学医学部第一内科助教授 松田 重三君

○平成8年5月13日（月）（第2回）

○本小委員会の運営について協議を行った。

○平成8年5月16日（木）（第3回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○薬害エイズ問題に関する件について以下の参考人に対し質疑を行った。

東京大学医学部教授

郡司 篤晃君

平和学院看護専門学院学務部長

芦澤 正見君

○平成8年6月3日（月）（第4回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○薬害エイズ問題に関する件について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

自治医科大学長

高久 史麿君

国立療養所中部病院・長寿医療研究センター院長

井形 昭弘君

弁護士

光石 忠敬君

東京都立駒込病院感染症科医長

根岸 昌功君

東京大学医学部感染制御学教授

木村 哲君

東京大学医科学研究所助教授

岡 慎一君

○平成8年6月10日（月）（第5回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○薬害エイズ問題に関する件について以下の参考人に対し質疑を行った。

順天堂大学名誉教授

塩川 優一君

九州大学名誉教授

大河内 一雄君

○平成8年6月17日（月）（第6回）

○薬害エイズ問題に関する件について政府委員から説明を聴いた後、政府委員及び厚生省当局に対し質疑を行った。

○薬害エイズ問題に関する件について調査報告書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）

【要 旨】

本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を恩給の額の引上げに準じて引き上げるとともに、戦傷病者等の妻に対して引き続き特別給付金を支給しようとするもの等であり、その主な内容は次のとおりである。

1 戦傷病者、戦没者遺族等に対する年金の額の引上げ

- (1) 障害年金の額を引き上げ、第1項症の場合、平成8年4月分から年額555万5,000円（現行年額551万4,000円）に増額する等とする。
- (2) 遺族年金及び遺族給与金の額を引き上げ、公務死に係る額について、平成8年4月分から年額189万2,600円（現行年額187万8,900円）に増額するとともに、障害年金受給者が死亡（平病死）した場合に係る額についても引き上げる等とする。

2 戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給

戦傷病者等の妻に対して引き続き特別給付金を支給することとし、その場合、10年間の国債償還額を60万円から90万円に増額する等の措置を講じる。

また、特別給付金国債の償還を終えたときに、夫たる戦傷病者等が平病死している場合、その妻に特別給付金として額面5万円、5年償還の国債を支給する。

3 戦没者等の妻に対する特別給付金の支給

戦傷病者等の妻として支給を受けた特別給付金国債の償還を終えたときに、夫たる戦傷病者等の死亡により戦没者の妻となっている者に対して、特別給付金を支給する。

4 施行期日

この法律は、平成8年4月1日から施行する。

らい予防法の廃止に関する法律案（閣法第36号）

【要 旨】

ハンセン病に関する医学的知見及び治療方法の確立等を踏まえ、らい予防法を廃止するとともに、国立ハンセン病療養所に入所している者に対する医療及び福祉の措置等を引き続き講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第1 らい予防法の廃止

らい予防法を廃止する。

第2 国立ハンセン病療養所の入所者等に対する措置

1 国立ハンセン病療養所における療養

国は、国立ハンセン病療養所において、入所者（この法律の施行の際現に国立ハンセン病療養所に入所している者であって、引き続き入所するもの）に対して、必要な療養を行う。

2 国立ハンセン病療養所への再入所

(1) 国立ハンセン病療養所の長は、次の者が、必要な療養を受けるため国立ハンセン病療養所への入所を希望したときは、入所させないことについて正当な理由がある場合を除き、国立ハンセン病療養所に再入所させる。

① この法律の施行の際現に国立ハンセン病療養所に入所していた者であってこの法律の施行後に国立ハンセン病療養所を退所したもの

② この法律の施行前に国立ハンセン病療養所に入所していた者であってこの法律の施行の際現に国立ハンセン病療養所に入所していないもの

(2) 国は、(1)による再入所者に対して、必要な療養を行う。

3 福利増進

国は、入所者及び再入所者（以下「入所者等」という。）の教養を高め、その福利を増進するように努める。

4 社会復帰の支援

国は、入所者等に対して、その社会復帰に資するために必要な知識及び技能を与えるための措置を講ずることができる。

5 親族の援護

(1) 都道府県知事は、入所者等の親族のうち、当該入所者が入所しなかったならば、主としてその者の収入によって生計を維持していると認められる者等が、生計困難のため、援護を要する状態にあると認めるときは、これらの者に対し、援護を行うことができる。

(2) 都道府県は、(1)による援護に要する費用を支弁するとともに、国庫は、当該支弁に係る費用の全部を負担する。

(3) (1)による援護として金品の支給を受けた者は当該金品を標準として租税その他の公課を課せられることがなく、また、当該金品は差し押さえることができない。

第3 施行期日等

1 この法律は、平成8年4月1日から施行する。

- 2 優生保護法に規定するらい患者に係る規定を削除する。
- 3 厚生省設置法に規定する「らい」の語を「ハンセン病」に改める。

【附帯決議】

ハンセン病は発病力が弱く、又発病しても、適切な治療により、治癒する病気となっているにもかかわらず、「らい予防法」の見直しが遅れ、放置されてきたこと等により、長年にわたりハンセン病患者・家族の方々の尊厳を傷つけ、多くの痛みと苦しみを与えてきたことについて、本案の議決に際し、深く遺憾の意を表すところである。

政府は、本法施行に当たり、深い反省と陳謝の念に立って、次の事項について、特段の配慮をもって適切な措置を講ずるべきである。

- 1 ハンセン病療養所入所者の高齢化、後遺障害等の実態を踏まえ、療養生活の安定を図るため、入所者に支給されている患者給与金を将来にわたり継続していくとともに、入所者に対するその他の医療・福祉等処遇の確保についても万全を期すこと。
 - 2 ハンセン病療養所から退所することを希望する者については、社会復帰が円滑に行われ、今後の社会生活に不安がないよう、その支援策の充実を図ること。
 - 3 通院・在宅治療のための医療体制を早急に整備するとともに、診断・治療指針の作成等ハンセン病治療に関する専門知識の普及を図ること。
 - 4 一般市民に対して、また学校教育の中でハンセン病に関する正しい知識の普及啓発に努め、ハンセン病に対する差別や偏見の解消について、さらに一層の努力をすること。
- 右決議する。

平成8年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案（閣法第37号）

【要 旨】

本法律案は、国民年金制度等の円滑な運営を図るため、平成8年度の特例として物価の変動に応じた額の改定措置を講じないこととするものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 平成8年度において特例として、国民年金法による年金たる給付、厚生年金保険法による年金たる保険給付等、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当等、原子爆弾被爆者に対する医療特別手当等並びに国家公務員等共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済組合法及び農林漁業団体職員共済組合法による年金である給付等につ

いて、平成6年の年平均の消費者物価指数に対する平成7年の年平均の消費者物価指数の比率を基準とする額の改定の措置を講じないこととする。

2 この法律は、平成8年4月1日から施行する。

国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

(閣法第42号)

【要 旨】

本法律案は、国立病院及び国立療養所（以下「国立病院等」という。）の再編成のより円滑な実施を図る等のため、国立病院等の資産の減額譲渡後の用途の拡大、国立病院等の職員の採用を伴う資産の譲渡の特例の創設その他所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 国立病院等の資産の減額譲渡後の用途の拡大

(1) 公的医療機関の開設者等が国立病院等として経営されている医療機関の移譲（医療機関の資産の譲渡で、引継職員比率が2分の1以上であるものをいう。）を受け、引き続き開設する医療機関と一体として整備することが当該医療機関の機能の向上に資する保健衛生施設、社会福祉施設その他の政令で定める施設であって、当該医療機関の開設と併せて整備するもの（以下「特定整備施設」という。）についても、減額譲渡の措置を適用できることとする。

(2) (1)の引継職員比率は、国立病院等の資産の譲渡に係る契約の締結日（以下「契約日」という。）において、当該国立病院等において常時勤務に服することを要する国家公務員（以下「常勤職員」という。）であって当該資産の譲渡を受けて経営する医療機関の職員となることが見込まれるものの数を、契約日の属する年度の前年度の末日における当該国立病院等の定員（以下「基準定員」という。）で除して得た比率とする。

2 国立病院等の職員の採用を伴う資産の譲渡の特例

国は、公的医療機関の開設者等が国立病院等の資産の譲渡（当該国立病院等の資産の譲渡で、契約日において、当該国立病院等の常勤職員であって当該資産の譲渡を受けて開設する医療機関の職員となることが見込まれるものの数が、基準定員の3分の1以上2分の1未満であるものに限る。）を受け、引き続きその者の開設する医療機関（特定整備施設を含む。）の用に供しようとするときは、当該資産を、地方公共団体に対しては時価からその8割を減額した価額で、地方公共団体以外の者に対しては時価からその7割5分を減額した価額で譲渡することができる。ただし、国立病院等が離島振興対策実施地域、特別豪雪地帯、辺地、振興山村又は過疎地域（以下「特例

地域」という。)にある場合は、地方公共団体に対しては時価からその9割を減額した価額で、地方公共団体以外の者に対しては時価からその8割を減額した価額で譲渡することができる。

3 地方公共団体が資産の譲渡を受けて開設する医療機関の管理を委託する場合の資産の譲渡の特例

国は、地方公共団体が国立病院等の資産の譲渡を受け、引き続きその開設する医療機関(特定整備施設を含む。)の用に供し、かつ、地方自治法の公の施設の管理の委託に関する規定により委託しようとする場合であって、契約日において、当該国立病院等の常勤職員であって当該管理受託者に当該委託に係る医療機関の職員として採用されることが見込まれるものの数(以下「引継職員数」という。)が基準定員の3分の1以上であるときは、当該資産を、次の各号に定める区分に応じ当該各号に定める価額で譲渡することができる。

- (1) 引継職員数が基準定員数の2分の1以上であるとき 無償
- (2) 引継職員数が基準定員数の3分の1以上2分の1未満であるとき 時価からその8割(当該国立病院等が特例地域にある場合は、9割)を減額した価額

4 国の補助

(1) 施設整備費補助の新設

国は、予算の範囲内において、国立病院等の資産の譲渡を受けて医療機関を開設する公的医療機関の開設者等に対し、政令で定めるところにより、当該医療機関の整備に関する費用の一部を補助することができる。

(2) 運営費補助の対象の拡大

国は、予算の範囲内において、2に基づいて行われる譲渡を受けて医療機関を開設する公的医療機関の開設者等又は3に基づいて行われる資産の譲渡を受け管理委託をする地方公共団体に対し、政令で定めるところにより、当該医療機関の運営に要する費用を補助することができる。

5 施行期日等

この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

- 1 国立病院・療養所が国立の医療機関としてふさわしい役割を果たせるよう、再編成等を通して、その機能強化を図り、難病、エイズ、広域災害医療等の政策医療を積極的に展開すること。

- 2 国立病院・療養所が国民の期待に応じていくよう医療スタッフ及び施設設備の強化に努めるとともに、経営の効率化を図ること。
 - 3 国立病院・療養所における健全な労使関係の確立に引き続き努めること。
 - 4 国立病院等の再編成に当たっては、自治体等の関係者と十分話合いのうえ進めるとともに、地域医療計画との整合性を図ること。
- 右決議する。

医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法の一部を改正する法律案（閣法第43号）

【要 旨】

本法律案は、最近の保健医療分野における科学技術の高度化に伴う基礎的研究の重要性の増大にかんがみ、国民の健康の保持増進に寄与する医薬品等の生産に関する技術の開発を振興するため、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構に当該技術に関する基礎的研究の業務を行わせようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 目的の追加

医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構（以下「機構」という。）の目的に、医薬品技術等に関する基礎的研究に関する業務を行うことにより、国民の健康の保持増進に寄与する医薬品技術等の開発を振興し、もって国民保健の向上に資することを追加する。

2 業務の追加

(1) 機構は、1に掲げる目的を達成するため、次の業務を行う。

- ① 医薬品技術に関する基礎的研究を行うこと。
- ② ①の業務に係る成果を普及すること。
- ③ ①及び②の業務に附帯する業務を行うこと。

(2) 機構は、(1)の業務のほか、医療用具等の生産又は販売に関する技術のうち、これらの品質、有効性及び安全性の確保又は向上に寄与するものその他国民の健康の保持増進に相当程度寄与するものにつき、(1)の業務に相当する業務を行うことができる。

(3) 機構は、(1)及び(2)の業務のほか、厚生大臣の承認を受けて、1の目的を達成するために必要な業務を行うことができる。

(4) 機構は、厚生大臣の認可を受けて定める基準に従って、(1)の①及び(2)の業務（(1)の①に相当する業務に限る。）の一部を委託することができる。

3 資本金

(1) 政府は、機構に出資する場合において、2の(1)から(3)までの業務に必要な

な資金又は研究振興業務に必要な資金にそれぞれ充てるべき金額を示す。

- (2) 2の(1)から(3)までの業務に必要な資金に充てるべきものとして出資された政府の出資金及びその運用利益金は2の(1)から(3)までの業務の財源に充てなければならない。

4 区分経理

機構は、2の(1)から(3)までの業務について、従来の救済給付業務、研究振興業務及び調査等業務と経理を区分し、希少疾病用医薬品等開発振興業務と同じ勘定において整理しなければならない。

5 施行期日

法律は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

- 1 本機構の設立当初の経緯と趣旨を踏まえ、医薬品の副作用による被害者の迅速な救済に関して遺漏のなきよう必要な措置を講ずるとともに、新業務が適切に行われるよう、併せて体制の整備を図ること。
- 2 研究課題の選定に当たっては、制度の目的を踏まえ、長期的視点に立って、重点的に行うこと。
- 3 基礎的研究の推進に当たっては、柔軟で独創的な発想を活かすことが重要であることから、ポストドクター等の若い研究者も積極的に活用すること。
- 4 基礎的研究の成果については、エイズ、難病等の克服を始めとする国民の保健福祉の向上に役立てることを旨とし、積極的かつ迅速に画期的な医薬品・医療用具の開発、治療・予防研究等の応用・開発研究につなげていくこと。
- 5 副作用被害者救済はもちろんのこと、基礎的研究やオーファンドラッグ等の開発振興は、いずれも国民生活に関わる重要な任務であり、今後さらに社会的な要請は増加することが考えられることから、専門的運営によって一層の成果をあげ国民共有の財産とするためにも、本機構の組織体制の在り方については今後積極的に検討を進めること。

右決議する。

社会保障研究所の解散に関する法律案（閣法第44号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人の整理合理化を図るため、社会保障研究所を解散しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 社会保障研究所は、この法律の施行の時に解散するものとし、その

資産及び債務は、その時において国が承継し、一般会計に帰属する。

2 社会保障研究所法は、廃止する。

3 この法律は、平成8年12月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

1 国立社会保障・人口問題研究所（仮称）において公正中立な立場から調査研究が行われるよう、所長を学識経験者から広く選任することや研究活動全般の基本方針等に関し所長に助言する体制を整備すること等も含め、具体的な運営方法について適切な措置を講ずること。

2 同研究所の研究成果や情報等については、これらを一般に広く公開するとともに、国民が利用できるシステムの開発に早急に取り組むこと。

右決議する。

廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案（閣法第69号）

（先議）

【要 旨】

本法律案は、廃棄物処理施設の緊急かつ計画的な整備を促進するため、新たに平成12年度までの間に実施すべき廃棄物処理施設整備計画を策定しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 廃棄物処理施設整備計画の策定等

平成12年度までの間に実施すべき廃棄物処理施設整備事業の実施の目標及び事業の量について計画を策定し、その実施のために必要な措置を講ずる。

2 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（閣法第75号）

【要 旨】

本法律案は、被用者年金制度の再編成の一環として、既に民営化されている旧公共企業体の共済組合の長期給付事業を厚生年金保険へ統合し、日本たばこ産業共済組合又は日本鉄道共済組合の組合員期間を有する者に係る厚生年金保険の年金給付に要する費用の一部に充てるため年金保険者たる共済組合が厚生年金保険に対して拠出金を納付する制度を創設するとともに、旧公共企業体の事業主は健康保険組合を設立するものとするほか、厚生年金保険に対する積立金の移換等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりで

ある。

第1 厚生年金保険法の一部改正

- 1 年金保険者たる共済組合は、厚生年金保険の管掌者たる政府に対し、拠出金を納付するものとする。
- 2 年金保険者たる共済組合が納付する拠出金の額は、各年度の組合員期間に係る年金たる保険給付に要する費用（以下「拠出金算定対象額」という。）の2分の1に相当する額に、それぞれ当該年度の標準報酬按分率及び個別負担按分率を乗じて得た額の合計額とする。
- 3 各年度の拠出金算定対象額の予想額を当該年度の被用者年金保険者の標準報酬総額の合計額の予想額で除して得た率が、政令で定める率を上回る年度があるときは、年金保険者たる共済組合の負担の平準化に資するため、厚生大臣が定める期間における各年度の拠出金算定対象額を平準化する。

第2 国家公務員等共済組合法の一部改正

- 1 法律の題名を「国家公務員共済組合法」に改める。
- 2 日本たばこ産業共済組合及び日本鉄道共済組合が行う長期給付の特例規定等を削除する。
- 3 長期給付財政調整事業に関する規定並びに日本たばこ産業株式会社及び旅客鉄道会社等の共済組合に対する負担の特例に関する規定を削除する。
- 4 第1の1の拠出金の納付に関する規定の整備を行う。

第3 地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済組合法及び農林漁業団体職員共済組合法の一部改正

第1の1の拠出金の納付に関する規定の整備を行う。

第4 経過措置

- 1 被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法の廃止等
被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法を廃止する。ただし、平成9年2月分及び同年3月分の給付について、同法の規定は、なお効力を有するものとする。
- 2 厚生年金保険法による年金たる保険給付
 - (1) 恩給公務員期間等を除く日本たばこ産業共済組合、日本電信電話共済組合又は日本鉄道共済組合（以下「旧適用法人共済組合」という。）の組合員期間（以下「旧適用法人共済組合員期間」という。）について、厚生年金保険の被保険者であった期間とみなす。また、当該期間における第2による改正前の国家公務員等共済組合法（以下「改正前国共済法」という。）による標準報酬月額を、厚生年金保険法による標準報酬

月額とみなす。

- (2) (1)により厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされた期間のうち、退職共済年金の額の計算の基礎となっている期間等は、老齢厚生年金の額の計算の基礎としないものとする。
- (3) 障害共済年金等の受給権を有していたことのある者について、同一傷病による障害厚生年金を支給しないものとする等障害厚生年金等の支給要件の特例を行う。
- (4) 旧適用法人共済組合員期間を有する退職共済年金等の受給権者等が、施行日以後に死亡したときは、その遺族に遺族厚生年金を支給するものとする。また、当該受給権者等が、平成19年4月1日前に死亡した場合において、その遺族が夫等であり、かつ障害等級1級又は2級の状態にあるときは、当該遺族は、55歳未満であっても遺族厚生年金を受けることができるものとする。

3 改正前国共済法による年金たる給付等

- (1) 退職共済年金の繰上減額支給の対象者等については、第2による改正後の国家公務員共済組合法（以下「改正後国共済法」という。）の規定により退職共済年金を決定し、支給するものとする。
- (2) 既に受給権が発生している改正前国共済法による年金たる給付等は、厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとする。また、厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた障害共済年金等については、改正後国共済法中障害の併合認定等に関する規定等は適用しないものとする。
- (3) 施行日において支給されていない改正前国共済法による年金たる給付は、厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとする。

4 保険料率の特例

日本たばこ産業株式会社又は旅客鉄道株式会社等の適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者に対し、次に掲げる率の保険料率を適用するものとする。

- (1) 日本たばこ産業株式会社及びその指定法人 1,000分の199.2
- (2) 旅客鉄道会社等及びその指定法人 1,000分の200.9

5 積立金の移換

第5の2の(1)により、なお存続するものとされた旧適用法人共済組合（以下「存続組合」という。）は、厚生年金保険の管掌者たる政府に対して、政令で定めるところにより算定した額の積立金を納付するものとする。

6 職域部分等に係る費用

存続組合は、厚生年金保険の管掌者たる政府に対して、3の(2)に定める年金たる給付に要する費用のうち、職域部分等の給付に要する額を毎年度納付するものとする。

第5 国家公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置

1 経過措置

旧適用法人共済組合に係る平成8年度以前の基礎年金拠出金等については、従前の例によるものとする等の経過措置を設ける。

2 旧適用法人共済組合の存続及びその業務

(1) 旧適用法人共済組合は、次に掲げる特例業務を行うため、施行日以後もなお存続するものとする。

① 恩給公務員期間等の期間を有する者等に係る改正後国共済法による長期給付を支給する。

② 国家公務員共済組合法（昭和23年法律第69号。以下「旧国家公務員共済組合法」という。）による年金たる給付を支給する。

(2) 存続組合は、(1)の業務が終了した時点で解散するものとする。

(3) 存続組合が支給する長期給付の額は、旧適用法人共済組合員期間を基礎として計算した給付の額から、同一支給事由による厚生年金保険法による保険給付の額を控除した額とする。

(4) 存続組合は、長期給付の支給に代えて、一時金を支給できるものとする。

3 健康保険組合の設立

(1) 旧適用法人の事業主は、施行日において、それぞれ健康保険組合を設立するものとする。

(2) 旧適用法人共済組合の短期給付等の事業の権利義務は、(1)の新設健保組合が承継するものとする。

4 指定厚生年金基金

(1) 大蔵大臣は、存続組合の特例業務を行う厚生年金基金を指定することができるものとする。

(2) (1)の指定の時点で厚生年金基金は存続組合の権利義務を承継し、存続組合は解散するものとする。

(3) (1)の指定を受けた厚生年金基金（以下「指定厚生年金基金」という。）は、特例業務に関する経理とその他の経理とを区分して整理するものとする。

(4) 指定厚生年金基金は、障害又は死亡を支給事由とする年金給付を行う

ことができるものとする。

5 費用負担

存続組合の業務に係る費用については、次のとおり負担するものとする。

- (1) 存続組合が支給する改正後国共済法による長期給付に要する費用
 - ① 恩給公務員期間等に係る費用 事業主
 - ② 昭和36年4月前の期間に係る公経済負担相当額 国庫
 - ③ その他の費用（現有積立金をもって充てる部分を除く。） 事業主
- (2) 存続組合が厚生年金保険の管掌者たる政府に対して納付する積立金の額から、現有積立金をもって充てる額を控除した額 事業主
- (3) 存続組合が納付する改正前国共済法等による年金たる給付に係る額
 - ① 恩給公務員期間等に係る費用 事業主
 - ② 昭和36年4月前の期間に係る公経済負担相当額 国庫
 - ③ その他の費用（現有積立金をもって充てる部分を除く。） 事業主
- (4) 存続組合が支給する旧国家公務員共済組合法による給付費用のうち額改定による増加費用 事業主
- (5) 事務費 事業主

第6 施行期日

この法律は、平成9年4月1日から施行する。ただし、健康保険組合の設立手続及び指定厚生年金基金の指定に関する規定は、同年1月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

- 1 被用者年金制度については、今回の3共済の厚生年金への統合後においても、一元化に向けた着実な取組みの推進に努めるとともに、可及的速やかにその全体的方策を明確にすること。
- 2 一元化を進めるに当たっては、各制度の目的、機能、経緯等に配慮しつつ、制度の安定性、公平性の確保に関し、財政再計算時ごとに適切な検証を行うとともに、制度間の給付と負担の不均衡について、引き続き、その是正を図ること。
- 3 年金制度に関する国民の理解を得るため、すべての年金制度の現状と将来展望について、できるだけわかり易く的確な情報を広く公開すること。

特に各制度からの財政支援については、財政再計算時などにおいて、適切な情報の提供に努めるとともに、関係者の意見がより一層反映されるよう配慮すること。

- 4 国民年金の未加入者及び未納者の解消に向けて、運営・制度の両面にわたる総合的な対策を推進すること。
- 5 受給者及び被保険者に対するサービスの向上を図るため、年金現業業務の一元化等の整備を推進するとともに、そのための基礎年金番号の導入に当たっては、プライバシー保護に万全を期すること。
- 6 厚生年金基金制度については、企業年金としての安定化、健全な普及発展を図るための措置を講ずるよう努めること。
右決議する。

薬事法等の一部を改正する法律案（閣法第76号）

【要 旨】

本法律案は、近年における医薬品の多様化及び高度化の状況等にかんがみ、医薬品等の安全性を確保するため、治験から承認審査、市販後に至るまでの各段階にわたる総合的な医薬品安全性確保対策等を講ずるとともに、緊急に使用されることが必要な医薬品の迅速な供給を図るため、医薬品の製造業又は輸入販売業の許可について承認前の特例許可制度を新設し、あわせて医薬品の承認審査等に関する調査事務の一部を医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構に行わせようとするものであり、その主な内容は、次のとおりである。

第1 薬事法の一部改正

1 治験の制度の改善

- (1) 治験の対象とされる薬物につき初めて治験の届出をした者は、当該届出をした日から起算して30日を経過した後でなければ、治験の依頼をしてはならない。この場合において、厚生大臣は、当該届出に係る治験の計画に関し、必要な調査を行う。
- (2) 治験（薬物を対象とするものに限る。以下同じ。）の依頼を受けた者は、厚生省令で定める基準に従って、治験をしなければならない。
- (3) 治験の依頼をした者は、厚生省令で定める基準に従って、治験を管理しなければならない。
- (4) 治験の依頼をした者は、当該治験の対象とされる薬物について、当該薬物の副作用によるものと疑われる疾病、当該薬物の使用によるものと疑われる感染症等の発生などを知ったときは、その旨を厚生大臣に報告しなければならない。
- (5) 厚生大臣は、必要があると認めるときは、治験の対象とされる薬物を業務上取り扱う者に対して、必要な報告をさせること等ができる。
- (6) 厚生大臣は、必要があると認めるときは、治験の依頼を受けた者に対

し、必要な指示を行うことができる。

- (7) 厚生大臣は、機構に、(1)の調査のうち、政令で定めるものの全部又は一部を行わせることができる。

2 承認審査、再審査及び再評価の充実

- (1) 承認の申請、再審査の申請又は再評価の指定に係る医薬品が厚生省令で定める医薬品であるときは、その資料は、厚生大臣の定める基準に従って収集され、かつ、作成されたものでなければならない。
- (2) (1)の資料が(1)の基準に適合するかどうかについての調査を行う。
- (3) 厚生大臣は、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構（以下「機構」という。）に、(2)の調査のうち政令で定めるものの全部又は一部を行わせることができる。

3 情報の提供等

- (1) 医薬品等の製造業者等は、医薬品等の適正な使用のために必要な情報を収集し、及び検討するよう努めなければならない。
- (2) 薬局開設者等は、医薬品を一般に購入する者等に対し、医薬品の適正な使用のために必要な情報を提供するよう努めなければならない。

4 副作用、感染症等の報告

- (1) 医薬品等の製造業者等は、その製造する医薬品等について、当該品目の副作用によるものと疑われる疾病、当該品目の使用によるものと疑われる感染症等の発生を知ったときは、その旨を厚生大臣に報告しなければならない。
- (2) 医薬品等の製造業者等は、その製造した医薬品等の回収に着手したときは、その旨を厚生大臣に報告しなければならない。

5 薬局の管理者の役割の強化

薬局の管理者は、薬局開設者に対し必要な意見を述べなければならないものとするとともに、薬局開設者は、薬局の管理者の意見を尊重しなければならない。

6 承認前の特例許可制度の新設

- (1) 申請者が製造しようとする物が、次の要件を満たす場合には、その品目に係る許可を与えることができる。
 - ① 国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病のまん延を防止するため緊急に使用されることが必要な医薬品であり、かつ、当該医薬品の使用以外に適当な方法がないこと。
 - ② その用途に関し、外国において、販売すること等が認められている医薬品であること。

(2) 厚生大臣は、(1)の許可を受けた者に対し、当該許可に係る品目について、政令で定める措置義務を課することができる。

(3) (1)の許可に係る品目については、政令で、この法律の一部の適用を除外し、その他必要な特例を定めることができる。

第2 薬剤師法の一部改正

薬剤師は、販売等の目的で調剤したときは、患者等に対し、調剤した薬剤の適正な使用のために必要な情報を提供しなければならない。

第3 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法の一部改正

機構は、次の業務を行う。

行政庁の委託を受けて、承認審査等に係る調査を行うとともに、民間において行われる医薬品に係る治験に関し指導等を行うこと。

第4 施行期日等

この法律は、平成9年4月1日から施行する。ただし、承認前の特例許可等に関する規定は、公布の日から施行する。

第5 検討

政府は、血液製剤の投与によるエイズ問題を踏まえ、医薬品等による健康被害を防止するための措置に関し、速やかに総合的な検討を加え、その結果に基づいて法制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする（衆議院修正による追加）。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

- 1 医薬品の安全性を一層向上させるため、審査の質の高度化が図られるよう、審査体制の充実強化に努めること。
- 2 医薬品の臨床試験の実施に関する基準（G C P）について、文書によるインフォームド・コンセントの実施等国際的な基準に合致したG C Pに改定し、定着を図ること。
- 3 医薬品の副作用情報等については、医薬品を使用する上で重要なことから、医療関係者及び患者に適切、迅速に提供できるような方策について検討すること。
- 4 中央薬事審議会については、医薬品の承認審査、安全対策等を調査審議し、重要な役割を果たすことにかんがみ、審議内容の情報公開を進めるよう努めること。
- 5 医薬品の適正で安全な使用を確保するため、医薬分業の計画的推進を図るとともに、薬剤師の資質向上の観点から、薬学教育や研修の充実に努めること。

右決議する。

民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための厚生省関係法律の一部を改正する法律案（閣法第81号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、行政改革の一環として、民間活動等に係る規制がもたらす負担の軽減及び行政事務の合理化を図るため、理容師法、社会福祉事業法等厚生省関係法律について所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 診療放射線技師法の一部改正
照射録の記載事項を厚生省令で定めることとする。
- 2 検疫法の一部改正
検疫伝染病から「痘そう」を削除する。
- 3 理容師法、クリーニング業法及び美容師法の一部改正
理容所若しくは美容所の開設者又はクリーニング業の営業者（以下「理容所の開設者等」という。）について、相続又は合併があったときは、相続人等は理容所の開設者等の地位を承継することとする。
- 4 水道法の一部改正
 - (1) 指定給水装置工事事業者の指定の基準等について定める。
 - (2) 給水装置工事主任技術者試験等について定める。
- 5 社会福祉事業法の一部改正
 - (1) 福祉事務所長が他の職務を兼務できることとする。
 - (2) 指定都市内又は中核市内にある社会福祉法人の所轄庁を指定都市又は中核市の長とする。
 - (3) 都道府県知事その他の都道府県の職員の権限に属するものとされている社会福祉事業に関する事務で政令で定めるものは、地方自治法の指定都市及び中核市においては、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）の長その他の指定都市等の職員が行うものとする。
- 6 消費生活協同組合法の一部改正
一定の消費生活協同組合連合会について、一会員の有することのできる出資口数の限度を引き上げる。
- 7 社会福祉・医療事業団法の一部改正
 - (1) 医療貸付の勘定を福祉貸付の勘定に統合する。
 - (2) 財務諸表等の公開に関する規定を整備する。
- 8 厚生年金保険法の一部改正

厚生年金基金及び厚生年金基金連合会(以下「厚生年金基金等」という。)の積立金の運用について、厚生年金基金等が投資顧問業者と投資一任契約を締結する際に必要な厚生大臣の認定を不要とする。

9 国民年金法の一部改正

国民年金基金及び国民年金基金連合会の積立金の運用方法に投資一任契約を追加する等のための所要の改正を行う。

10 施行期日

この法律は公布の日から施行する。ただし、次の事項は、それぞれに定める日から施行する。

- (1) 5の(2)及び(3)、7の(1) 平成9年4月1日
- (2) 8 平成11年4月1日
- (3) 3 公布の日から起算して6月を経過した日
- (4) 4の(2) 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日
- (5) 4の(1) 公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日

歯科医師法の一部を改正する法律案(参第1号)

【要 旨】

本法律案は、近年における歯学・歯科医療技術の進歩、歯科医療に対する国民のニーズの多様化等に伴い、歯科医師の資質の向上が求められていることにかんがみ、歯科医師免許取得後に臨床研修を行うことを歯科医師の努力義務とする制度を設けようとするものであり、その主な内容は、次のとおりである。

1 歯科医師の臨床研修

- (1) 歯科医師は、免許を受けた後も、1年以上大学若しくは大学の歯学部若しくは医学部の附属施設である病院(歯科医業を行わないものを除く。)又は厚生大臣の指定する病院若しくは診療所において、臨床研修を行うように努める。
- (2) 厚生大臣は、(1)の指定をしようとするときは、あらかじめ、医療関係者審議会の意見を聴かなければならない。

2 臨床研修の報告

1の(1)に規定する病院又は診療所の長は、当該病院又は診療所において1の(1)の規定による臨床研修を行った者があるときは、当該臨床研修を行った旨を厚生大臣に報告する。

3 施行期日等

- (1) この法律は、公布の日から起算して60日を経過した日から施行する。
- (2) この法律の施行前に歯科医師免許を受けた者については、(1)及び(2)の規定は適用しない。この法律の施行前に行われた歯科医師国家試験に合格した者等であって、この法律の施行後歯科医師免許を受けたものについても、同様とする。

旅館業法の一部を改正する法律案（衆第9号）

【要 旨】

本法律案は、旅館業の健全な発達を図るとともに、旅館業の分野における高度化・多様化する需要に対応したサービスの提供を促進するため、営業者は、営業の施設の整備及び宿泊に関するサービスの向上等に努めなければならないものとするとともに、国及び地方公共団体は、営業者に対し、必要な資金の確保等の措置を講ずるよう努めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 目的

この法律は、旅館業の業務の適正な運営を確保すること等により、旅館業の健全な発達を図るとともに、旅館業の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進し、もって公衆衛生及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

2 営業者の責務

営業者は、安全及び衛生の水準の維持及び向上に努めるとともに、利用者の需要に対応できるよう、営業の施設の整備及び宿泊に関するサービスの向上に努めなければならない。

3 資金の確保等

国及び地方公共団体は、営業者に対し、旅館業の健全な発達を図り、利用者の需要に対応したサービスの提供を促進するため、必要な資金の確保、助言、情報の提供等の措置を講ずるよう努めるものとする。

4 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

優生保護法の一部を改正する法律案（衆第15号）

【要 旨】

本法律案は、現行の優生保護法の目的その他の規定のうち不良な子孫の出生を防止するという優生思想に基づく部分が障害者に対する差別となっていること等にかんがみ、所要の規定を整備しようとするものであり、その主な内容

は、次のとおりである。

1 法律の題名及び目的

- (1) 法律の題名を「母体保護法」に改める。
- (2) 法律の目的中「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに」を「不妊手術及び人工妊娠中絶に関する事項を定めること等により」に改める。

2 不妊手術

- (1) 「優生手術」の語を「不妊手術」に改めるとともに、遺伝性疾患等の防止のための手術及び精神病者等に対する本人の同意によらない手術に関する規定を削除する。
- (2) 都道府県優生保護審査会を廃止する。

3 人工妊娠中絶

遺伝性疾患等の防止のための人工妊娠中絶に係る規定を削除する。

4 優生保護相談所

優生保護相談所を廃止する。

5 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。

【 附 帯 決 議 】

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

- 1 この法律の改正を機会に、国連の国際人口開発会議で採択された行動計画及び第4回世界女性会議で採択された行動綱領を踏まえ、リプロダクティブヘルス・ライツ（性と生殖に関する健康・権利）の観点から、女性の健康等に関わる施策に総合的な検討を加え、適切な措置を講ずること。
右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（10件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
※22	戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案	衆	8. 2. 6	8. 3. 26 (予備)	8. 3. 26 可決	8. 3. 27 可決	8. 3. 22	8. 3. 25 可決	8. 3. 26 可決
※36	らい予防法の廃止に関する法律案	〃	2. 9	3. 26 (予備)	3. 26 可決 附帯決議	3. 27 可決	3. 22	3. 25 可決 附帯決議	3. 26 可決
※37	平成8年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案	〃	2. 9	3. 26 (予備)	3. 26 可決	3. 27 可決	3. 22	3. 25 可決	3. 26 可決
※42	国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案	〃	2. 13	4. 17	4. 26 可決 附帯決議	4. 26 可決	4. 2	4. 10 可決 附帯決議	4. 11 可決
※43	医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法の一部を改正する法律案	〃	2. 13	6. 4	6. 6 可決 附帯決議	6. 7 可決	4. 26	5. 24 可決	5. 28 可決
※44	社会保障研究所の解散に関する法律案	〃	2. 13	4. 23	4. 30 可決 附帯決議	5. 8 可決	4. 9	4. 17 可決 附帯決議	4. 19 可決
69	廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案	参	3. 5	4. 4	4. 11 可決	4. 12 可決	5. 30	6. 12 可決 附帯決議	6. 13 可決
75	厚生年金保険法等の一部を改正する法律案	衆	3. 8	5. 24	6. 6 可決 附帯決議	6. 7 可決	4. 25	5. 22 可決 附帯決議	5. 23 可決
76	薬事法等の一部を改正する法律案	〃	3. 8	6. 11	6. 17 可決 附帯決議	6. 18 可決	5. 23	6. 7 修正 附帯決議	6. 11 修正

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
81	民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための厚生省関係法律の一部を改正する法律案	参	8. 3. 8	8. 4. 4	8. 4. 11 可決	8. 4. 12 可決	8. 5. 30	8. 6. 12 可決	8. 6. 13 可決

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	衆院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
1	歯科医師法の一部を改正する法律案	厚生委員長 今井 澄君 (8. 6. 11)	8. 6. 12	8. 6. 12	/	/	8. 6. 12 可決	8. 6. 12 (予備)	8. 6. 14 可決	8. 6. 14 可決

・衆議院議員提出法律案（2件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
9	旅館業法の一部を改正する法律案	厚生委員長 和田 貞夫君 (8. 6. 11)	8. 6. 11	8. 6. 11	8. 6. 11 (予備)	8. 6. 13 可決	8. 6. 14 可決	/	/	8. 6. 11 可決
15	優生保護法の一部を改正する法律案	厚生委員長 和田 貞夫君 (8. 6. 14)	6. 14	6. 14	6. 17	6. 17 可決 附帯決議	6. 18 可決	/	/	6. 14 可決

【農林水産委員会】

(1) 審議概観

第136回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出6件（うち本院先議1件）、衆議院農林水産委員会提出2件であり、いずれも成立した。

さらに、本委員会付託の請願6種類21件のうち、2種類4件を採択した。

なお、平成8年度畜産物価格の決定に当たり、畜産物価格等に関する決議を行っている。

〔法律案の審査〕

衆議院農林水産委員会提出の農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案は、平成8年3月31日をもって期限切れとなる乳業施設資金融通制度をさらに5年間延長するとともに、貸付金の償還期限を現行の18年以内から20年以内に延長しようとするものであり、衆議院農林水産委員長から趣旨説明を聴取した後、全会一致で可決された。

参議院先議として提出された植物防疫法の一部を改正する法律案は、国際植物検疫の対象となる有害動植物の範囲を定めるとともに、輸出国の栽培地における検査を必要とする特定の植物についての検査証明書の追加、電子情報処理組織による輸入植物の検査手続の導入等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、今回の植物検疫制度改正の意義、植物防疫の国際的な動向と我が国の対応策、有害動植物の危険度に応じた検疫制度の導入とその運用方針等について質疑が行われ、討論の後、賛成多数で可決された。なお、6項目の附帯決議が行われた。

林業の健全な発展を図っていくため、次の3法律案が提出された。

まず、林業改善資金助成法及び林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案は、林業経営基盤の強化を促進するため、林業改善資金制度について新林業部門導入資金を設けるほか、育成すべき林業経営の目標を達成するため計画的に林業経営の改善を図ろうとする者に対し、農林漁業金融公庫からの資金の貸付けの特例を設ける等の措置を講じようとするものである。

次に、林業労働力の確保の促進に関する法律案は、林業労働力の確保の促進に関する基本方針を策定し、事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置並びに新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置を講ずるとともに、都道府県知事が公益法人を林業労働力確保支援センターとして指定することができることとしようとするものであ

る。

次に、木材の安定供給の確保に関する特別措置法案は、木材の安定供給を確保するため、森林資源の状況からみて林業的利用の合理化を図ることが相当と認められる森林の存する地域について、木材の生産の安定及び流通の円滑化に資する事業を共同して行おうとする森林所有者、木材製造業者等に対し森林法の適用の特例措置等を講ずるとともに、木材安定供給確保支援法人の指定等について定めようとするものである。

委員会においては、これら3法律案を一括して議題とし、森林整備の促進、長伐期化に伴う林業経営の在り方、若い林業労働者の確保、国産材の需要拡大と安定供給等について質疑が行われた後、3法律案はいずれも全会一致で可決された。なお、それぞれ附帯決議が行われた。

生物系特定産業技術研究推進機構法の一部を改正する法律案は、農林漁業、飲食料品製造業等の生物系特定産業に関する技術の高度化を推進するため、生物系特定産業技術研究推進機構に当該技術に関する基礎的試験研究の業務を追加する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、研究課題の選定基準、研究の進行過程における管理体制、研究成果の情報開示等について質疑が行われた後、全会一致で可決された。なお、3項目の附帯決議が行われた。

農畜産業振興事業団法案は、特殊法人の整理合理化を推進し、農産物の価格安定業務の効率的な運営を図るため、畜産振興事業団と蚕糸砂糖類価格安定事業団とを統合し、新たに農畜産業振興事業団を設立しようとするものである。

委員会においては、行政改革推進の一環として行われる両事業団統合の具体的効果、新事業団の運営方針、農畜産物価格政策の在り方、肉牛、繭及び砂糖の生産対策等について質疑が行われた後、全会一致で可決された。なお、3項目の附帯決議が行われた。

衆議院農林水産委員会提出のまぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法案は、最近におけるまぐろ資源の動向、その保存及び管理を図るための国際協力の進展その他まぐろ漁業を取り巻く環境の著しい変化に対処して、まぐろ資源の保存及び管理の強化を図るための措置を講じようとするものであり、衆議院農林水産委員長から趣旨説明を聴取した後、全会一致で可決された。

〔決 議〕

本委員会は、3月26日、加工原料乳保証価格については、再生産の確保を旨として適正に決定すること外4項目にわたる畜産物価格等に関する決議を行った。

〔国政調査等〕

2月22日、平成8年度の農林水産行政の基本施策について、大原農林水産大臣から所信を聴取し、翌23日、これに対する質疑を行った。この中で、農業基本法の見直し、住専問題、農業担い手対策に関する行政監察結果、中山間地域対策、農業生産資材のコスト低減、林業及び木材産業に関する今後の政策展開、国連海洋法条約等が取り上げられた。

また、3月14日、当面の農林水産行政に関する件について質疑を行い、農協の組織再編、地方分権推進委員会地域づくり部会の中間報告等が取り上げられた。

さらに、3月26日、畜産物等の価格安定等に関する件について質疑を行い、酪肉近代化基本方針、加工原料乳の保証価格と限度数量の設定、狂牛病問題等が取り上げられた。

なお、5月7日、予算委員会から委嘱を受けた平成8年度農林水産省関係予算の審査を行い、住専問題、中山間地域対策、生産調整の目標達成の見通し、新食糧法の運用方針、林業振興対策、漁業就業者確保対策等について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成8年2月22日(木) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 農林水産政策に関する調査を行うことを決定した。
- 平成8年度の農林水産行政の基本施策に関する件について大原農林水産大臣から所信を聴いた。

○平成8年2月23日(金) (第2回)

- 平成8年度の農林水産行政の基本施策に関する件について大原農林水産大臣、政府委員及び通商産業省当局に対し質疑を行った。

○平成8年3月14日(木) (第3回)

- 当面の農林水産行政に関する件について大原農林水産大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成8年3月26日(火) (第4回)

- 畜産物等の価格安定等に関する件について大原農林水産大臣、政府委員及び農林水産省当局に対し質疑を行った。
- 畜産物価格等に関する決議を行った。

- 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案（衆第2号）（衆議院提出）
について提出者衆議院農林水産委員長邦前仰君から趣旨説明を聴いた後、
可決した。

（衆第2号） 賛成会派 自民、平成、社民、共産、新緑、二院
反対会派 なし

○平成8年4月9日（火）（第5回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 植物防疫法の一部を改正する法律案（閣法第70号）について大原農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成8年4月11日（木）（第6回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 植物防疫法の一部を改正する法律案（閣法第70号）について大原農林水産大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第70号） 賛成会派 自民、平成、社民、二院
反対会派 共産
欠席会派 新緑

なお、附帯決議を行った。

○平成8年4月23日（火）（第7回）

- 林業改善資金助成法及び林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第45号）（衆議院送付）
林業労働力の確保の促進に関する法律案（閣法第46号）（衆議院送付）
木材の安定供給の確保に関する特別措置法案（閣法第47号）（衆議院送付）

以上3案について大原農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成8年4月26日（金）（第8回）

- 林業改善資金助成法及び林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第45号）（衆議院送付）
林業労働力の確保の促進に関する法律案（閣法第46号）（衆議院送付）
木材の安定供給の確保に関する特別措置法案（閣法第47号）（衆議院送付）

以上3案について大原農林水産大臣、政府委員、労働省、文部省、通商産業省、自治省、建設省及び環境庁当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

- (閣法第45号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産、新緑、二院
反対会派 なし
- (閣法第46号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産、新緑、二院
反対会派 なし
- (閣法第47号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産、新緑、二院
反対会派 なし

なお、3案についてそれぞれ附帯決議を行った。

- 生物系特定産業技術研究推進機構法の一部を改正する法律案（閣法第23号）（衆議院送付）について大原農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成8年4月30日（火）（第9回）

- 生物系特定産業技術研究推進機構法の一部を改正する法律案（閣法第23号）（衆議院送付）について大原農林水産大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

- (閣法第23号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産
反対会派 なし
欠席会派 新緑、二院

なお、附帯決議を行った。

○平成8年5月7日（火）（第10回）

- 平成8年度一般会計予算（衆議院送付）
- 平成8年度特別会計予算（衆議院送付）
- 平成8年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（農林水産省所管及び農林漁業金融公庫）について大原農林水産大臣から説明を聴いた後、同大臣、政府委員、海上保安庁及び運輸省当局に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成8年5月16日（木）（第11回）

- 農畜産業振興事業団法案（閣法第24号）（衆議院送付）について大原農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成8年5月21日（火）（第12回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 農畜産業振興事業団法案（閣法第24号）（衆議院送付）について大原農林水産大臣、政府委員、総務庁及び通商産業省当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第24号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産、新緑
反対会派 なし
欠席会派 二院

なお、附帯決議を行った。

○平成8年6月17日(月)(第13回)

○理事の補欠選任を行った。

○まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法案(衆第13号)(衆議院提出)について提出者衆議院農林水産委員長松前仰君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

(衆第13号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産、新緑、二院
反対会派 なし

○平成8年6月18日(火)(第14回)

○請願第37号外3件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第411号外16件を審査した。

○農林水産政策に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

○平成8年6月19日(水)(第15回)

○理事の補欠選任を行った。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

生物系特定産業技術研究推進機構法の一部を改正する法律案(閣法第23号)

【要 旨】

本法律案は、農林漁業、飲食料品製造業等の生物系特定産業に関する技術の高度化を推進するため、生物系特定産業技術研究推進機構に当該技術に関する基礎的試験研究の業務を追加する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 機構の目的に、生物系特定産業技術に関する基礎的試験研究の業務を行うことを追加することとする。
- 2 機構の業務として、生物系特定産業技術に関する基礎的試験研究を行うこと等を追加することとする。
- 3 機構は、主務大臣の認可を受けて定める基準に従って、基礎的試験研究の業務の一部を委託することができることとする。

【 附 帯 決 議 】

我が国の農林水産業をめぐる情勢は、国際競争の激化、労働力の減少・高齢化等極めて厳しいものがある。一方、地球規模においても、食料、環境等の諸問題への対応が急がれている。このため、農林水産業等の生物系特定産業分野における研究開発の促進が重要な課題となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、遺伝子レベルのバイオテクノロジーの多くについて我が国が欧米よりも立ち遅れている現状を踏まえ、引き続きその安全性の確保に留意しつつ、今後とも生物系特定産業分野における研究開発の強化に努めるとともに、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 1 研究課題の選定に当たっては、制度の目的を踏まえ、長期的視点に立って弾力的に行うこと。
- 2 基礎的試験研究の推進に当たっては、柔軟で独創的な発想を生かすことが重要であることから、ポストドクター等の若い研究者を積極的に活用すること。
- 3 基礎的試験研究の成果については、農林漁業者及び消費者の利益増進並びに国民生活の向上に役立てることを旨として、積極的かつ迅速に応用・開発研究につなげていくこと。

右決議する。

農畜産業振興事業団法案（閣法第24号）

【 要 旨 】

本法律案は、特殊法人の整理合理化を推進し、農産物の価格安定業務の効率的な運営を図るため、畜産振興事業団と蚕糸砂糖類価格安定事業団とを統合し、新たに農畜産業振興事業団を設立しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 畜産振興事業団及び蚕糸砂糖類価格安定事業団を解散し、新たに農畜産業振興事業団を設立することとする。
- 2 新事業団は、解散する両事業団の業務を基本的に承継するほか、糖価安定資金の運用益を財源とする砂糖類関係の振興業務を実施するとともに、従来附帯業務として実施してきた蚕糸及び砂糖類関係の情報収集提供業務を本来業務として位置付けることとする。
- 3 新事業団の役員数については、統合の趣旨に即して、両事業団の役員合計数の4分の1以上の縮減を行うこととする。
- 4 新事業団の財務会計については、両事業団に置かれている勘定を引き継ぎ、その業務の一定の区分ごとに勘定を設けて区分経理を行うこととする。

【附帯決議】

畜産振興事業団及び蚕糸砂糖類価格安定事業団は、設立以来、それぞれ畜産物及び蚕糸・砂糖類の価格安定業務など、各般の業務を行うことにより、我が国農畜産業と関連産業の発展に重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、近年、時代の変化に対応して、その役割を一層適切かつ効率的に果たすことが求められるようになってきている。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

- 1 畜産振興事業団と蚕糸砂糖類価格安定事業団との統合が行政改革推進の一環として実施されることにかんがみ、管理部門の一本化等組織の合理化を適切かつ円滑に実施するとともに、従来の業務に支障を来さぬよう配慮しつつ、可能な限り、その運営の効率化に努めること。

また、2 法人の統合に当たり、職員の待遇等の諸課題の解決について十分な配慮を講ずるものとする。

- 2 畜産物・繭糸・砂糖類の価格安定制度については、品目ごとの特性等に配慮しつつ、適切かつ円滑な運用を図るとともに、これら農産物の価格安定制度に関する国民の理解が一層得られるよう、業務、財務等の内容についてのディスクロージャーを含め、情報の十分な提供に努めること。
 - 3 新たに行われる砂糖類関係の業務については、国内生産者や関連産業のみならず、消費者や国民生活の面にも配慮した内容となるよう努めること。
- 右決議する。

林業改善資金助成法及び林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第45号）

【要 旨】

本法律案は、最近における林業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、林業経営基盤の強化を促進するため、林業改善資金制度について新林業部門導入資金を設けるほか、育成すべき林業経営の目標を達成するため計画的に林業経営の改善を図ろうとする者に対し、農林漁業金融公庫からの資金の貸付けの特例を設ける等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 林業改善資金助成法の改正

林業改善資金の新たな貸付金の種類として、新林業部門導入資金を創設することとする。新林業部門導入資金は、林業経営の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる森林施業の方法及び木材以外の林産物の生

産の方式を導入し、新たな林業部門の経営を開始するのに必要な資金とすることとする。

2 林業等振興資金融通暫定措置法の改正

同法の題名を林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法に改め、林業を営む者が都道府県知事の定める基本構想に即して作成する林業経営改善計画を都道府県知事が認定することとする。この林業経営改善計画の認定を受けた者を、地域の林業を担うべき者として法的に位置づけるとともに、当該林業者に対する支援措置として、農林漁業金融公庫資金のうち森林の取得に必要な資金及び林業改善資金のうち新林業部門導入資金について、償還期限の延長等を行うとともに、認定を受けた林業経営改善計画に従って林業経営の規模を拡大した場合に、課税の特例措置を講ずることとする。

【附帯決議】

我が国林業は、木材資源の供給だけでなく、森林の有する公益的機能を維持する上でも大きな役割を果たしてきたが、最近の林業経営を取り巻く情勢は、極めて厳しく、これら諸機能の発揮に支障を来すおそれすらでてきている。

よって政府は、林業生産活動を活性化させるため、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万遺漏なきを期すべきである。

- 1 農林水産大臣は、基本方針の策定に当たっては、現在の林業の実情を踏まえ、次の世紀に向けて、林業関係者に明るい展望を与えることを基本とするとともに、都道府県知事が策定する基本構想にその地域の森林・林業の実情に即した形で経営規模の拡大等の経営基盤の強化が盛り込まれるよう指導していくこと。
- 2 長伐期施業の導入に伴う複合経営の推進に当たっては、特用林産物の振興はもとより、特用林産物以外の複合経営の推進についても十分配慮すること。
- 3 林業経営改善計画の認定や林業改善資金及び農林漁業金融公庫資金の貸付に当たっては、市町村、森林組合等の関係機関との連携・協力を一層強化するとともに、林業者等の事務負担が増加しないよう、極力、事務手続の円滑化に努めること。
- 4 森林の木材生産機能及び公益的機能に支障を来すことのないよう、森林組合等との受委託の促進等を通じて、不在村者の所有する森林など手入れが十分に行われていない森林の適切な整備に努めること。また、林地取得による経営規模拡大の推進に資するため、不在村者等が所有する売却希望林地に関する売買が円滑に行われるよう努めること。

右決議する。

林業労働力の確保の促進に関する法律案（閣法第46号）

【要 旨】

本法律案は、林業労働力の確保の重要性が著しく増大していることにかんがみ、林業労働力の確保の促進に関する基本方針等を策定し、事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置並びに新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置を講ずるとともに、都道府県知事が公益法人を林業労働力確保支援センターとして指定することができることとする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 基本方針等の策定

農林水産大臣及び労働大臣は、林業労働力の確保の促進に関する基本方針を策定することとし、都道府県知事は、当該都道府県における林業労働力の確保の促進に関する基本計画を策定することができることとする。

2 雇用管理の改善及び事業の合理化に取り組む事業主の計画に対する認定制度

事業主は、雇用管理の改善及び事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることができることとし、このような認定事業主に対し、林業改善資金の貸付けの特例、課税の特例等の支援措置を講ずることとする。

3 林業労働力確保支援センターの指定

都道府県知事は、認定事業主の委託に基づく林業労働者の募集、林業就業促進資金の貸付け等の業務を適正かつ確実に行える公益法人を、林業労働力確保支援センターとして指定できることとする。

4 雇用管理者の選任等

事業主は事業所ごとに雇用に関する事項を管理する雇用管理者を選任するように努めるとともに、雇入れ時に、林業労働者に対し、雇用に関する文書を交付するように努めることとする。

【附 帯 決 議】

近年、山村においては、林業就業者の減少・高齢化が著しく、過疎化も急速に進行している。我が国森林資源は、人工林を中心に21世紀に向けて成熟過程にあるが、このままではそれを担うべき労働力が不足し、森林の有する公益的機能にも支障を来しかねない。

よって政府は、林業労働力の確保と山村の活性化の重要性にかんがみ、本法

の施行に当たり、次の事項の実現に万遺漏なきを期すべきである。

- 1 新規参入者の確保・育成に当たっては、山村地域における定住条件の整備等を引き続き積極的に推進するとともに、若い人々を惹きつける魅力ある職場づくりができるよう支援すること。また、林業労働の社会的評価の向上に努め、やりがい、誇りが持てる産業として林業を育成すること。
 - 2 都道府県知事は、基本計画の策定に当たっては、地域の林業労働力の現状及び問題点に的確に対処するため、幅広く林業関係者の意見を聴取すること。
 - 3 林業労働力確保支援センターの業務の運営に当たっては、就業者の十分かつ円滑な確保が行えるよう国、都道府県はもとより、市町村、森林組合などの関係機関が密接な連携・協力を行うよう努めること。
 - 4 通年雇用の確立、文書による雇用契約の促進、福利厚生面での充実等雇用条件の改善に努めるとともに、林業機械の積極的導入を通じた労働の過重負担の軽減、労働災害の防止等労働環境の近代化に努めること。
 - 5 国有林野事業にあっては、林業事業体の経営の安定化と林業労働者の雇用の安定化に資する観点から、計画的、安定的な事業の発注に努めること。
- 右決議する。

木材の安定供給の確保に関する特別措置法案（閣法第47号）

【要 旨】

本法律案は、木材の安定供給を確保するため、森林資源の状況からみて林業的利用の合理化を図ることが相当と認められる森林の存する地域について、木材の生産の安定及び流通の円滑化に資する事業を共同して行おうとする森林所有者、木材製造業者等に対し森林法の適用の特例措置等を講ずるとともに、木材安定供給確保支援法人の指定等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 指定地域の指定

都道府県知事は、林業的利用の合理化を図るべき相当規模の森林があること等の要件に該当する地域を、指定地域として指定することができることとする。

2 事業計画の認定制度

指定地域内の木材製造業者等と森林所有者等は、共同して、木材の安定的な取引関係の確立を図る事業に関する計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることができることとする。

3 関係法律の特例措置

事業計画の認定を受けた者が事業計画に従って行う立木の伐採、林地の開発行為及び保安林における伐採についての森林法の適用の特例措置等並びに森林組合等の事業の員外利用についての森林組合法の特例措置を講ずることとする。

4 国有林野事業における配慮

国は、木材安定供給確保事業の円滑な推進のため、国有林野事業における木材の供給について、適切な配慮をすることとする。

5 木材安定供給確保支援法人の指定

農林水産大臣は、認定された事業計画に基づく木材の買受けに係る債務の保証、木材の生産又は流通に関する情報の提供等の業務を適正かつ確実に行うことができると認められる公益法人を、木材安定供給確保支援法人として指定することができることとする。

【附帯決議】

我が国林業・木材産業は、それを取り巻く厳しい情勢に対処して、コストの削減、需要への的確な対応等に積極的に取り組む必要がある。特に加工・流通部門における構造改善は喫緊の課題となっている。

よって政府は、来るべき国産材時代に向けて、活力ある林業・木材産業を実現するため、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万遺漏なきを期すべきである。

- 1 木材需要の拡大に資するため、木材の環境への低負荷、優れた断熱性・加工適性等その特徴のPRに力を入れるとともに、将来消費者となる子供達が、木の良さを理解し、それに親しむ機会を増やす等普及啓発活動に努めること。また、間伐材を含む需要拡大のための調査研究活動や公共施設の木造化等の推進に力を入れること。
- 2 国産材の安定的需要の確保を図るために必要な定品質・定時・定量の木材供給の実現に向けて、原木の安定的確保、流通拠点施設の整備に努めるとともに、国有林野事業、地方公共団体、林業・木材産業関連団体との連携・協力の推進により、木材安定供給確保支援法人の支援活動が円滑に行われるように努めること。
- 3 大手需要先である木造住宅建築分野における大工等技能者の減少・高齢化や工期の短縮化に対処するため、乾燥等による品質管理やプレカット等の高次加工の推進に努めるとともに、それに必要な諸施設の整備を図る等木材製造業の近代化の促進に努めること。

右決議する。

植物防疫法の一部を改正する法律案（閣法第70号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、最近における植物防疫をめぐる諸情勢の変化に対処し、国際植物検疫を的確に実施するため、国際植物検疫の対象となる有害動物及び有害植物の範囲を定めるとともに、輸出国の栽培地における検査を必要とする特定の植物についての検査証明書の追加、電子情報処理組織による輸入植物の検査手続の導入等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 我が国の自然環境や農業事情を勘案して、まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがある有害動植物であって、国内に存在することが確認されていないもの、又は既に国内の一部に存在し、かつ、国により発生予察事業その他防除に関し必要な措置がとられているものを国際植物検疫の対象とする検疫有害動植物として定めることとする。
- 2 輸入時点における検査では発見が困難であるが、輸出国の栽培地における検査では発見が容易な有害動植物が付着するおそれのある植物については、輸出国の政府機関によりその栽培地で行われた検査の結果、検疫有害動植物が付着していない旨を記載した検査証明書を添付してあるものでなければ輸入してはならないこととする。
- 3 栽培の用に供しない植物であって、検疫有害動植物が付着するおそれが少ないものについては、輸出国の政府機関により発行される検査証明書の添付を要しないこととする。
- 4 輸入禁止品について、例外的に輸入を許可する場合の範囲を学術・教育等の用に供する場合等にまで拡大することとする。
- 5 輸入植物の検査手続について、電子情報処理組織を使用して行うことができることとする。

【附帯決議】

植物検疫制度は、我が国の多様な自然環境や農業事情の下、輸出入植物及び国内植物の検疫、植物に有害な動植物の駆除、そのまん延の防止等を通じて、農業生産の安定と発展に貢献してきた。

しかしながら、近年、我が国においては、国民の食生活の多様化や生活にうるおいが求められるようになったことなどに伴い、植物輸入の量的増大、質的多様化等が進行し、有害動植物の侵入の危険性が高まってきていることに加え、ガット・ウルグァイ・ラウンド合意に基づく新たな国際環境下で、より効果的かつ効率的な植物検疫の実施が求められている。

よって、政府は、本法施行に当たっては、次の事項について万遺憾なきを期

すべきである。

- 1 植物検疫制度については、本制度が果たしている役割の重要性にかんがみ、実施体制の整備等万全の措置を講じ、今後とも適時・的確な植物検疫を実施すること。

また、輸入植物の安全性や環境保全に対する国民の関心の高まりに対応して、今後とも植物検疫制度に対する国民の信頼性を確保するため、積極的に植物検疫に関する情報提供を行うこと。

- 2 有害動植物の危険度に応じた検疫措置の導入に当たっては、制度運営の透明性を確保しつつ、我が国の自然条件、農業実態、環境への影響並びに生物多様性の確保等を十分踏まえるとともに、全国的な影響のみならず、地域経済に与える影響にも十分配慮すること。

また、検疫有害動植物と輸出国の政府機関による検査証明書の添付を要しない植物を定めるに当たっては、厳正を期すること。

- 3 輸出国の栽培地における検査の義務付けに当たっては、当該輸出国における検査の厳格な実施が確保されるよう措置すること。

- 4 輸入禁止品を例外的に輸入許可する場合については、十分慎重に対応すること。

- 5 輸入植物の検査手続については、的確な植物検疫の実施を確保しつつ、電算化による簡素化・迅速化を図ること。

- 6 検疫くん蒸に最も多く使用されている臭化メチルについては、代替技術の開発に積極的に取り組み、オゾン層の保護等地球環境保全に資すること。

右決議する。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案（衆第2号）

【要 旨】

本法律案は、酪農の健全な発達に資するため、牛乳の処理又は乳製品の製造に必要な施設の造成等について農林漁業金融公庫が特定の乳業者に対して行う長期低利の資金の融通に関する臨時措置を更に5年間延長するとともに、その資金の償還期限を18年以内から20年以内に延長しようとするものである。

まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法案（衆第13号）

【要 旨】

本法律案は、我が国が世界において、歴史的にまぐろの漁獲及び消費に関し特別な地位を占めていることにかんがみ、最近におけるまぐろ資源の動向、その保存及び管理を図るための国際協力の進展その他まぐろ漁業を取り巻く環境

の著しい変化に対処して、まぐろ資源の保存及び管理の強化を図るための所要の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 農林水産大臣は、まぐろ資源の動向を踏まえ、まぐろ資源の保存及び管理の強化を図るための基本方針を定めることとする。
- 2 政府は、まぐろ資源の保存及び管理を図るための国際機関の設立又はその効果的な運営を図るため、関係国と協力するように努めるとともに、国際機関への外国の加盟を促進するように努めることとする。
- 3 農林水産大臣は、我が国が加盟している国際機関において取り決められたまぐろ資源の保存及び管理を図るための措置が我が国の漁業者によって遵守されるように必要な措置を講じなければならないこととする。
- 4 政府は、外国の漁業者によるまぐろ漁業の活動が、保存管理措置の有効性を減じていると認められるときは、当該保存管理措置を取り決めた国際機関に対して当該活動を抑止するために必要な措置を講ずるよう要請するとともに、当該外国に対して当該活動を改善するよう要請しなければならないこととする。
- 5 政府は、要請をした後、相当の期間を経過してもなお当該要請に係る活動が改善されていないと認められるときは、当該国際機関における取決めに従い、必要な限度において、外国為替及び外国貿易管理法第52条の規定に基づき当該外国からのまぐろの輸入を制限することができることとする。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（6件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※23	生物系特定産業技術研究推進機構法の一部を改正する法律案	衆	8. 2. 6	8. 4. 22	8. 4. 30 可決 附帯決議	8. 5. 8 可決	8. 4. 2	8. 4. 10 可決	8. 4. 11 可決
※24	農畜産業振興事業団法案	〃	2. 7	5. 10	5. 21 可決 附帯決議	5. 22 可決	4. 18	4. 24 可決 附帯決議	4. 25 可決
※45	林業改善資金助成法及び林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案	〃	2. 13	4. 22	4. 26 可決 附帯決議	4. 26 可決	4. 5	4. 11 可決 附帯決議	4. 12 可決
※46	林業労働力の確保の促進に関する法律案	〃	2. 13	4. 22	4. 26 可決 附帯決議	4. 26 可決	4. 5	4. 11 可決 附帯決議	4. 12 可決
47	木材の安定供給の確保に関する特別措置法案	〃	2. 13	4. 22	4. 26 可決 附帯決議	4. 26 可決	4. 5	4. 11 可決 附帯決議	4. 12 可決
70	植物防疫法の一部を改正する法律案	参	3. 5	4. 4	4. 11 可決 附帯決議	4. 12 可決	5. 28	6. 5 可決 附帯決議	6. 6 可決

・衆議院議員提出法律案（2件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
2	農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案	農林水産委員長 松前 仰君 (8. 3. 25)	8. 3. 25	8. 3. 26	8. 3. 25 (予備)	8. 3. 26 可決	8. 3. 27 可決			8. 3. 26 可決

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
13	まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法案	農林水産委員長 松前 仰君 (8.6.14)	8.6.14	8.6.14	8.6.14 (予備)	8.6.17 可決	8.6.17 可決			8.6.14 可決

(5) 委員会決議

— 畜産物価格等に関する決議 —

我が国農業の基幹的部門である畜産業を取り巻く情勢は、ウルグェイ・ラウンド合意による牛肉、豚肉の関税の引下げ、畜産物輸入の増大、畜産物価格の低迷、飼料穀物価格の高騰、深刻化する後継者不足等極めて厳しいものがある。

よって、政府は、こうした情勢を踏まえ、平成8年度畜産物価格の決定に当たっては、畜産業の生産基盤及び経営体質の強化を図るため、次の事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

- 1 加工原料乳保証価格については、農家が意欲と誇りと希望を持って営農に取り組めるよう、正当な労働評価を行い、再生産の確保を旨として適正に決定するとともに、加工原料乳限度数量については、生乳の生産事情、飲用牛乳及び乳製品の需給事情を考慮して適正に設定すること。

また、牛乳・乳製品の消費拡大対策、国産チーズや生クリームの生産振興対策、乳肉複合経営対策、酪農ヘルパー、コントラクターへの支援対策等を今後とも積極的に推進するとともに、我が国乳業の経営体質を強化し、国際競争力を高めるため、乳業施設の再編合理化を総合的に推進すること。

- 2 牛・豚肉の安定価格については、経営の安定が図られるよう、再生産の確保を旨として、適正に決定すること。

また、肉用牛に関する繁殖雌牛確保対策、子牛生産拡大対策、肉用牛生産振興対策、肥育経営安定緊急対策、肉豚に関する生産性向上対策、経営体質改善対策、防疫対策等を積極的に推進すること。

- 3 肉用子牛の保証基準価格については、繁殖農家の経営の安定が図られるよう、再生産の確保を旨として、また、合理化目標価格については、我が国の肉用子牛生産の実態及び輸入牛肉の価格動向等を勘案して、それぞれ適正に決定すること。

さらに、肉用子牛補給金制度の円滑な運営のため、都道府県肉用子牛価格安定基金協会の財政基盤強化対策等を継続すること。

- 4 最近における飼料穀物価格の高騰に対処して、畜産物価格算定に適正に反映させるとともに、配合飼料価格安定制度の充実と適切な運用、自給飼料生産対策の強化等に万全を期し、併せて政府操作飼料について、今後とも安定確保を図ること。

- 5 畜産業の発展に資するため、家畜排せつ物処理施設の整備等の畜産環境対策、金融・税制対策、家畜疾病予防対策等を総合的に推進するとともに、食

肉の輸入急増に対する関税の緊急措置及び特別セーフガードの適時・的確な発動を行うこと。また、乳製品のカルトアクセスについて、国内需給に悪影響を及ぼさないよう適切に管理すること。
右決議する。

【商工委員会】

(1) 審議概観

第136回国会において本委員会に付託された法律案等は、内閣提出法律案6件、内閣提出承認案件1件であり、いずれも成立した。

また、本委員会に付託された請願9種類140件は、すべて保留となった。

〔法律案等の審査〕

訪問販売等に関する法律及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案は、近年、就職難等を背景とした資格取得への関心の増大に伴い、資格講座を中心とした電話勧誘販売に係るトラブルが急増しており、全国の消費生活センター等には、契約の解除等に係る苦情相談が殺到している状況にあること、また、悪質な連鎖販売取引による被害が再度急増する傾向にあり、規制の対象の範囲が狭いことにより有効な取締りができない現状にあることを背景として提出されたものである。

その主な内容は、第1に電話勧誘販売について、氏名等の明示義務及び不実の告知の禁止等の販売業者等に対する規制、購入者等による申込みの撤回等の制度の導入、第2に連鎖販売取引について、禁止行為等の対象者の範囲の拡大、契約の解除期間の延長、第3に主務大臣に対する適当な措置に関する請求の申出、第4に訪問販売等に関する法律に係る諮問審議会として消費経済審議会の設置等である。なお、消費経済審議会の施行期日は、公布の日とする旨の衆議院修正が行われた。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、消費者啓発の推進、指定商品制の問題、指定商品以外の電話勧誘によるトラブルへの対応、パソコン等による取引に対する規制、連鎖販売取引における禁止行為の対象者の拡大、資格商法に係る詐欺事件の概要、マルチ商法による被害状況、諸外国の立法例との比較、悪質なマルチ商法の全面禁止の必要性、契約前告知の義務づけ、電話勧誘の拒否者リストの作成義務づけ、クーリングオフの起算日、電気通信利用適正化法制度研究会報告との関係、主務大臣への申出権の都道府県知事への委任、日本アムウェイの商法に対する取締り、消費者保護体制の強化、アウトサイダー対策、資格商法に係る事犯の取締り等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、6項目の附帯決議が付された。

高圧ガス取締法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律案は、近時における高圧ガスの保安水準が保安技術の進歩及び事業者の自主保安活動への積極的取組等により、飛躍的に向上してお

り、また、液化石油ガス等の高圧ガスの供給形態も事業活動の多様化や消費者の志向の変化等に伴い、大きく変化している状況の中で、高圧ガスの保安を合理的かつ効率的に確保するため提出されたものである。

その主な内容は、高圧ガス取締法の一部改正案については、民間検査能力の活用、製造・販売・貯蔵施設に係る規制の合理化、国際化への対応のための所要の措置を講ずること等である。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正案については、販売事業の登録制及び保安機関制度の確立、保安体制の高度化に対応した規制体制の整備、バルク供給に関する規制の整備、消費者への情報開示の充実等のための所要の措置を講ずることである。

委員会においては、自主検査制度の公平性の担保、LPG料金の適正化、自主検査と保安の確保との関係、LPGガス業界の体質改善策等の質疑が行われ、日本共産党による反対討論の後、多数をもって可決された。

石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律案は、行政の減量化を図り、鉱害復旧事業を法期限である平成13年度末までに終結させる体制を強化するため、石炭鉱害事業団と新エネルギー・産業技術総合開発機構を統合しようとするものである。

委員会においては、鉱害復旧事業の進捗状況、行政減量化の効果、統合時の職員の処遇問題等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、3項目の附帯決議が付された。

産業構造転換円滑化臨時措置法を廃止する法律案は、設備過剰の処理、特定地域の経済及び雇用の改善が図られ、昭和62年3月に成立した産業構造転換円滑化臨時措置法の目的がほぼ達成されたため、規定どおり、平成8年5月29日をもって廃止しようとするものである。

委員会においては、法目的の達成状況、産業構造転換に伴う雇用・地域経済対策、今後の立地政策等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

商標法等の一部を改正する法律案は、国際的には商標に関する手続の簡素化や国際調和を目的とする商標法条約が平成6年秋に締結される一方、国内においては、不使用商標の累積による弊害の増大、迅速な権利付与の要請の高まりがみられる等、内外の情勢が大幅に変化していることに対応して、商標権の出願・登録等の手続の簡素化、現金納付制度の導入、不使用商標の取消審判の改善、立体商標制度の導入等所要の措置を講じようとするものである。

委員会においては、不使用商標対策、商標権の早期付与、付与後異議申立制度への移行、マドリッド・プロトコルへの対応、不使用取消審判制度の改善、

登録料の分納制度の導入、更新登録料の傾斜強化、連合商標制度の廃止、審査体制の充実、アジア諸国における我が国工業所有権の保護等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、4項目の附帯決議が付された。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案は、市場メカニズムのもとで経済の活性化を図り、我が国市場の一層の開放により経済構造改革を推進していくことが求められているため、公正取引委員会の事務局に代えて事務総局を置くとともに、公正取引委員会の委員長及び委員の定年年齢を65歳から70歳へ引き上げる等の措置を講じようとするものである。

地方自治法第156条第6項の規定に基づき、公正取引委員会事務局の地方事務所の管轄区域の変更及び支所の設置に関し承認を求めるの件は、公正取引委員会の機構改革の一環として、近畿事務所の管轄区域を拡大し、近畿中国四国事務所とするとともに、中国支所及び四国支所を置こうとするものである。

委員会においては一括議題とされ、行政指導等に関するガイドライン、母体行からの役員兼任届出書の問題、公取委の機能強化の役割、持ち株会社の解禁問題、押し付け販売への対応、不当表示規制、下請企業対策、家電量販店の不当販売の恐れ等について質疑が行われ、多数をもって可決及び承認された。

〔国政調査等〕

2月22日、通商産業行政及び経済計画等の基本施策について質疑を行い、景気の動向、規制緩和の中小企業への影響、若手研究員の海外流出への対応、知的所有権制度の整備動向、日米半導体協定への対応、エネルギーの供給体制、経済協力における民活インフラの整備、公共投資の在り方及びその乗数効果、景気動向指数の信頼性、日米半導体協定への対応、持ち株会社問題、著作物の再販制問題、高コスト構造の是正と産業空洞化、新聞の拡販に伴う景品表示法違反問題、大阪ワールドトレードセンターの経営状況、電気事業に対する卸供給の新規参入状況、石炭の利用策等の問題が取り上げられた。

3月12日、産業貿易及び経済計画等に関する調査として、平成8年度予算審議の景気への影響、住宅金融専門会社問題への対応、機械産業における雇用の在り方、繊維セーフガード措置、経済見通しとエネルギー問題等について質疑が行われた。

5月7日、予算委員会から委嘱を受けた平成8年度公正取引委員会、経済企画庁、通商産業省関係予算の審査を行い、経済活性化のための産学連携の促進策、電子商取引への対応、繊維セーフガード措置の発動、日米経済協議に対する今後の取組、下請企業と親企業との公正な商取引慣行、電気事業法の規制緩和の影響、電源構成の見直し等について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成8年1月25日(木) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 産業貿易及び経済計画等に関する調査を行うことを決定した。

○平成8年2月20日(火) (第2回)

- 通商産業行政の基本施策に関する件について塚原通商産業大臣から所信を聴いた。
- 経済計画等の基本施策に関する件について田中経済企画庁長官から所信を聴いた。
- 平成7年における公正取引委員会の業務の概略に関する件について小粥公正取引委員会委員長から説明を聴いた。

○平成8年2月22日(木) (第3回)

- 通商産業行政の基本施策に関する件及び経済計画等の基本施策に関する件等について塚原通商産業大臣、田中経済企画庁長官、小粥公正取引委員会委員長及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成8年3月12日(火) (第4回)

- 平成8年度予算審議の景気への影響に関する件、住宅金融専門会社問題への対応に関する件、機械産業における雇用の在り方に関する件、繊維セーフガード措置に関する件、経済見通しとエネルギー問題に関する件等について塚原通商産業大臣、田中経済企画庁長官、小粥公正取引委員会委員長及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成8年3月28日(木) (第5回)

- 高圧ガス取締法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第15号)(衆議院送付)
石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第16号)(衆議院送付)

以上両案について塚原通商産業大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府委員に対し質疑を行い、高圧ガス取締法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第15号)(衆議院送付)について討論の後、両案をいずれも可決した。

(閣法第15号) 賛成会派 自民、平成、社民、新緑
反対会派 共産
欠席会派 無

(閣法第16号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産、新緑
反対会派 なし
欠席会派 無

なお、石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○平成8年4月9日（火）（第6回）

- 産業構造転換円滑化臨時措置法を廃止する法律案（閣法第14号）
商標法等の一部を改正する法律案（閣法第55号）

以上両案について塚原通商産業大臣から趣旨説明を聴き、商標法等の一部を改正する法律案（閣法第55号）について政府委員から補足説明を聴いた。

○平成8年4月11日（木）（第7回）

- 産業構造転換円滑化臨時措置法を廃止する法律案（閣法第14号）
商標法等の一部を改正する法律案（閣法第55号）

以上両案について塚原通商産業大臣、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

(閣法第14号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産、新緑
反対会派 なし
欠席会派 無

(閣法第55号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産、新緑
反対会派 なし
欠席会派 無

なお、商標法等の一部を改正する法律案（閣法第55号）について附帯決議を行った。

○平成8年5月7日（火）（第8回）

- 平成8年度一般会計予算（衆議院送付）
平成8年度特別会計予算（衆議院送付）
平成8年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（総理府所管（公正取引委員会、経済企画庁）、通商産業省所管（中小企業庁を除く））について塚原通商産業大臣、田中経済企画庁長官及び小粥公正取引委員会委員長から説明を聴いた後、塚原通商産業大臣、政府委員、文部省、労働省、大蔵省、防衛庁、郵政省及び外務省当局に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成8年5月14日（火）（第9回）

- 訪問販売等に関する法律及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案（閣法第48号）（衆議院送付）について塚原通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成8年5月15日（水）（第10回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 訪問販売等に関する法律及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案（閣法第48号）（衆議院送付）について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

社団法人日本通信販売協会副会長	石川	博康君
日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員	齋藤	雅弘君
東京都地域婦人団体連盟事務局長	田中	里子君

○平成8年5月16日（木）（第11回）

- 訪問販売等に関する法律及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案（閣法第48号）（衆議院送付）について塚原通商産業大臣、政府委員、警察庁及び郵政省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第48号） 賛成会派 自民、平成、社民、共産、新緑
反対会派 なし
欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成8年6月4日（火）（第12回）

- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第56号）（衆議院送付）

地方自治法第156条第6項の規定に基づき、公正取引委員会事務局の地方事務所の管轄区域の変更及び支所の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第2号）（衆議院送付）

以上両案件について梶山内閣官房長官から趣旨説明を聴いた。

○平成8年6月6日（木）（第13回）

- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第56号）（衆議院送付）

地方自治法第156条第6項の規定に基づき、公正取引委員会事務局の地方事務所の管轄区域の変更及び支所の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第2号）（衆議院送付）

以上両案件について梶山内閣官房長官及び小粥公正取引委員会委員長に対し質疑を行った後、

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第56号）（衆議院送付）を可決し、

地方自治法第156条第6項の規定に基づき、公正取引委員会事務局の地方事務所の管轄区域の変更及び支所の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第2号）（衆議院送付）を承認すべきものと議決した。

（閣法第56号） 賛成会派 自民、平成、社民、共産
反対会派 新緑
欠席会派 無

（閣承認第2号） 賛成会派 自民、平成、社民、共産
反対会派 新緑
欠席会派 無

○平成8年6月18日（火）（第14回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第13号外139件を審査した。
- 産業貿易及び経済計画等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

産業構造転換円滑化臨時措置法を廃止する法律案（閣法第14号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、昭和62年3月に成立した産業構造転換円滑化臨時措置法を、その目的である過剰設備の処理、特定地域の経済・雇用の改善等の状況にかんがみ、規定どおり平成8年5月29日をもって廃止することとし、あわせて所要の経過措置を講じ関係法律の改正を行おうとするものである。

高圧ガス取締法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第15号）

【要 旨】

本法律案は、最近の規制緩和要請の高まり、液化石油ガスその他の高圧ガスの保安に関する技術の向上、供給の形態の変化等を踏まえ、民間事業者の自主的な保安活動による合理的な保安確保等を図るため、高圧ガス製造事業所等に

係る自主検査制度を導入するとともに、液化石油ガスを消費する一般消費者等についての的確な保安業務を行う保安機関制度の創設その他の液化石油ガスの安全かつ効率的な供給を確保するための措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 高圧ガス取締法の一部改正

(1) 題名及び目的の変更

自主保安の促進を明確にするため、法律の題名を「高圧ガス取締法」から「高圧ガス保安法」とし、その目的に「民間事業者による高圧ガスの保安に関する自主的な活動の促進」を追加する。

(2) 民間検査能力の活用

高圧ガスの製造施設、貯蔵所等に関する完成検査、保安検査等の各種検査について、事業者の保安体制に応じて自主検査又は民間検査会社の検査を認める。

(3) 製造、販売、貯蔵施設に係る規制の合理化

高圧ガスの製造については、ガスの種類ごとに使用設備の容積に応じて許可の対象とする。また販売事業については、許可制を届出制に移行し、販売に係る施設のうち危険度の高い貯蔵施設を許可制とする。

(4) 国際化への対応

圧力の単位を「キログラム毎平方センチメートル」から国際単位の「パスカル」に変更する。また外国容器製造業者等外国事業者にも自主検査を認めるとともに、高圧ガスの輸入に係る届出を不要とする。

(5) その他

容器製造業者、冷凍機器、原料ガス製造事業等の届出制を廃止する。

2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正

(1) 販売事業の登録制、保安機関制度の確立

液化石油ガスの販売事業を許可制から登録制に移行するとともに、実際に保安業務を行う者を規制の対象とする保安機関制度を確立する。

(2) 保安体制の高度化に対応した規制体系の整備

集中監視システム等高度な保安体制を構築した事業者に対しては、業務主任者の選任、消費者の設備の調査の周期等についての規制を緩和する等の特例を設ける。

(3) バルク供給に関する規制の整備

バルク供給（消費地にタンクを設置し、そのタンクにローリーが充てんするシステム）について、法適用関係を整備するとともに、技術基準の整備等を行う。

(4) 消費者への情報開示の充実

契約時に消費者に交付する書面について、取引及び保安に関する情報の充実を図るとともに、改善命令、罰則規定の追加等の担保措置を充実する。

(5) その他

指定製造事業制度を廃止する。

石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第16号）

【要 旨】

本法律案は、行政の簡素化及び鉱害復旧の一層の促進に資するため、鉱害の賠償等の円滑な実施及び鉱害の計画的な復旧を図るための業務を新エネルギー・産業技術総合開発機構に一括して行わせるとともに、石炭鉱害事業団を解散する等所要の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 石炭鉱害事業団の新エネルギー・産業技術総合開発機構への統合

石炭鉱害事業団が行っていた鉱害の賠償等の円滑な実施及び鉱害の計画的な復旧のための業務を新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）に行わせるとともに、石炭鉱害事業団を解散することとし、これに伴い、所要の規定の整備を行う。

2 機構の組織の変更等

- (1) 機構に置く役員の数、理事長1人、副理事長2人、理事10人以内、監事2人以内に改める。
- (2) 特殊法人の財務内容の公開の観点から、財務諸表、事業報告書、附属明細書及び決算報告書を、機構の各事務所に備え付ける等、所要の改正を行う。

【附帯決議】

政府は、本法施行によって石炭鉱害事業団の業務が新エネルギー・産業技術総合開発機構に引き継がれることに伴い、鉱害関連事業に支障を来さないよう十分留意することのほか、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 累積鉱害の復旧事業、復旧支障事案の処理に積極的に取り組むことにより、法期限内の復旧完了に努めること。

また、鉱害関係諸法の法期限到来後の鉱害処理について、浅所陥没等の鉱害復旧が適切になされるよう、指定法人による処理体制等について先行的に検討を進めること。

- 2 新エネルギー・産業技術総合開発機構に移行する職員の処遇については、

不利益になるようなことがないように十分配慮するとともに、鉱害業務の推移等を勘案しつつ人員の有効適切な活用等に努めること。

- 3 行政改革の趣旨にかんがみ、新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務については不断に見直しを行い、時代に即した効果的な業務が行われるよう努めること。

右決議する。

訪問販売等に関する法律及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案 (閣法第48号)

【要 旨】

本法律案は、電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引等の現状にかんがみ、これらの取引の公正及び購入者等の利益の保護を更に図るため、電話勧誘販売に関し氏名等の明示義務等の規制及び申込みの撤回等の制度を設け、並びに連鎖販売取引に関し禁止行為の対象者の範囲を拡大する等の措置を講ずるとともに、訪問販売等に関する法律に係る諮問審議会となる消費経済審議会を新設しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 電話勧誘販売

(1) 定義

「電話勧誘販売」とは、販売業者等が、電話をかけ又はかけさせて行う売買契約等の締結についての勧誘により、その相手方から当該売買契約等について郵便等により申込みを受け、若しくは契約を締結して行う指定商品の販売等をいう。

(2) 氏名等の明示

販売業者等は、電話勧誘販売をしようとするときは、その相手方に対し、氏名等及びその電話が売買契約等の締結についての勧誘するためのものであること等を告げなければならない。

(3) 契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する勧誘の禁止

販売業者等は、電話勧誘販売に係る売買契約等を締結しない意思を表示した者に対し、当該売買契約等の締結についての勧誘をしてはならない。

(4) 書面の交付

販売業者等は、郵便等で売買契約等の申込みを受け、又は契約を締結したとき等は、遅滞なく、申込み又は契約の内容を明らかにする書面を交付しなければならない。

(5) 禁止行為

販売業者等は、勧誘時又は売買契約等の申込みの撤回等を妨げるため、

相手方の判断に影響を及ぼす契約に関する重要な事項について不実の告知をしてはならない。

契約を締結させ、又は契約の申込みの撤回等を妨げるため、人を威迫して困惑させてはならない。

(6) 指示・業務停止等

主務大臣は、販売業者等が禁止行為等に違反した場合等は、必要な措置をとるべき指示又は業務の停止等を命ずることができる。

(7) 契約の申込みの撤回等

購入者等は、契約の申込み又は締結により書面を受領した日から8日以内の場合、書面によりその申込みの撤回又は契約の解除ができるものとする。

2 連鎖販売取引

(1) 禁止行為等の対象者の拡大

連鎖販売取引に係る禁止行為及び禁止行為に違反した場合の主務大臣の指示・命令の対象者に、統括者又は勧誘者以外で連鎖販売業を行う者を加える。

(2) 契約の解除についての制度の拡充

契約の解除を行うことができる期間を、20日に延長する。

3 雑則

(1) 主務大臣に対する申出

何人も、訪問販売等に係る取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれがあると認めるときは、主務大臣にその旨を申し出て、適切な措置を求めることができる。

主務大臣は、申出があったときは必要な調査を行い、申出が事実であると認めるときは、適切な措置をとらなければならない。

(2) 諮問審議会の変更

訪問販売等に関する法律に係る諮問審議会を消費経済審議会に変更する。

4 通商産業省設置法の一部改正

製品安全及び家庭用品品質表示審議会を廃止し、消費経済審議会を新設する。

5 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

消費経済審議会の設置等の施行期日は、公布の日（衆議院で「平成8年4

月1日」を修正)とする。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 消費者に対し、今回の法改正の内容の周知徹底、悪質商法に係る情報提供の充実に努めるとともに、特に若年層に被害が多発している現状にかんがみ、学校における消費者教育の充実に努めること等により、消費者被害の未然防止に努めること。
 - 2 消費者被害の拡大防止に万全を期するために、地方自治体の消費生活センター並びに国民生活センターとの連携強化を図るとともに、機動的な行政措置発動のための体制を強化すること。
 - 3 電話勧誘販売事業者等の事業活動の一層の適正化を図るため、業界団体等に対し、自主ルールの策定ないしその遵守の徹底に努めるよう指導すること。
 - 4 連鎖販売取引に係る定義については、通達等によりその明確化を図り、悪質な事業者の根絶に向けて、法を厳格に運用し、取締りを強化すること。
 - 5 パソコン通信等による取引の進展が予想されるなかで、新しい形態の消費者被害が多発することのないように、動向を的確に把握するとともに、必要な場合には、消費者被害防止対策を迅速に講ずること。
 - 6 消費者ニーズの多様化に対応して創出される様々な新規産業が、我が国経済の活性化に寄与するものとして健全に発展するよう留意すること。
- 右決議する。

商標法等の一部を改正する法律案（閣法第55号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、商標制度の国際的調和を図り、商標法条約の確実な実施を確保するとともに、商標権の保護の適正化等に対処するため、商標に係る各種手続の簡素化、早期権利付与の確保、不使用商標取消審判制度の強化等商標制度全般の改善を図り、あわせて工業所有権制度に共通する手続の簡素化及び料金の納付方法を改善する等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 商標に係る各種手続の簡素化

(1) 商標権の存続期間の更新登録制度の簡素化

商標権の存続期間の更新登録について、更新時に審査を行う出願制度を廃止し、申請のみにより更新できる申請制度を導入する。

(2) 一出願多区分制の導入

一の出願で複数の区分に属する商品又は役務を指定する一出願多区分制を導入する。

2 早期権利付与の確保

商標権付与前の登録異議申立制度を廃止し、商標権設定登録に関する公報の発行後2月以内に登録異議の申立てを行うことができる付与後異議申立制度を導入する。

3 不使用商標取消審判制度の強化

(1) 請求人適格の緩和

登録商標が継続して3年以上使用されていないことを理由として、何人も、商標登録取消審判を請求できるものとする。

(2) 駆け込み使用の防止

取消審判の請求前3月からその審判の請求の登録の日までの、商標権者等による登録商標の使用は、正当な理由がある場合を除き、登録商標の使用と認めない。

(3) 取消効果の遡及

商標登録を取り消す旨の審決が確定したときは、商標権は、その審判請求の登録の日に消滅したものとみなす。

4 その他商標制度の改善

(1) 登録料の分割納付制度の導入

商標権の設定又は更新の登録料は、一括納付だけでなく分割納付も可能とする。

(2) 連合商標制度の廃止

連合商標制度を廃止するとともに、類似する商標の移転による混同を防ぐために適当な表示を付すべきことを請求することができるものとする。

(3) 不正の目的をもって使用する商標の排除

不正の利益を得る目的その他の不正の目的をもって使用する商標については、商標登録を認めない。

(4) 立体商標の導入

立体的形状からなる商標の商標登録を認める。

(5) 指定商品の書換

商品及び役務の区分に国際分類が導入される以前の出願に係る商標権について、商標権者の申請により、国際分類による指定商品への書換登録を行う。

(6) 商標権の侵害の罪に係る法人重課

商標権又は専用使用権の侵害について法人の罰金刑の額の上限を、1億5,000万円とする。

- 5 特許法、実用新案法等工業所有権関連法について、商標法改正に準ずる等所要の改正を行う。
- 6 工業所有権関係料金について、特許印紙のほか現金での納付も認める。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 今回の大幅な制度改正が、商標権者に無用な混乱を生ずることのないよう制度改正の趣旨の周知徹底を図ること。また、中小企業者が制度改正等に円滑に対応し得るよう、指導・相談業務の一層の充実を図ること。
- 2 不使用商標取消審判制度については、一層の活用が図られるよう商標権者への啓蒙・普及に努めると共に、事務処理体制を強化し、不使用商標対策の実効性を高めること。
- 3 商標権の指定商品の書換については、書換マニュアルの策定等事務処理体制を整備することによって、商標権者に過重な負担を課すことがないようにすること。
- 4 アジア諸国における急速な工業化の進展に対応して、同地域における工業所有権制度が確立されるよう、我が国の豊富な経験を生かし、国際協力に積極的に取り組むこと。

右決議する。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第56号)

【要 旨】

本法律案は、開かれた市場の実現、公正な競争を通じた経済の活性化等の経済構造改革を推進する一環として公正取引委員会の機能強化が求められていることにかんがみ、公正取引委員会の事務局組織の強化・拡充等を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 事務局から事務総局への組織改定

公正取引委員会の機能を強化する観点から、現行の事務局に代えて事務総局を置くこととし、その内部組織として、事務総局に事務総長を置きその職務を定めるほか、官房及び局を置く。

なお、組織改定に伴う暫定措置として、当分の間、事務総局に置かれる官房及び局の総数は3を上限とする。

2 公正取引委員会の委員長及び委員の定年年齢の引上げ

公正取引委員会の委員長及び委員にふさわしい人材を広く求める観点から、本法律案施行後任命される公正取引委員会の委員長及び委員の定年年齢を65歳から70歳に引き上げる。

3 地方事務所の支所の創設

事務総局の地方機関として地方事務所のほか、その支所を置くことができるようにする。

4 組織改定に伴う他の法律の改正措置

国家行政組織法の一部を改正し、委員会には、特に必要がある場合においては、法律の定めるところにより、事務総局を置くことができることとするなど、関係する法律について所要の改正を行う。

なお、本法律案は、衆議院において本法律案の施行期日を、本年4月1日から公布の日に変える修正がなされている。

地方自治法第156条第6項の規定に基づき、公正取引委員会事務局の地方事務所の管轄区域の変更及び支所の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第2号）

【要 旨】

今国会において独占禁止法の改正案が提出され、事務局を事務総局に改定するとともに事務総局の地方事務所に新たに支所を置くことが予定されている。その一環として、現在大阪市に置かれている近畿事務所の管轄区域を拡大し、これを近畿中国四国事務所とするとともに、同事務所の事務を分掌させるため広島市、高松市にそれぞれ中国支所及び四国支所を置こうというものである。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（6件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
14	産業構造転換円滑化臨時措置法を廃止する法律案	参	8. 2. 2	8. 4. 4	8. 4. 11 可決	8. 4. 12 可決	8. 5. 16	8. 5. 17 可決	8. 5. 17 可決
※15	高圧ガス取締法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律案	衆	2. 5	3. 27	3. 28 可決	3. 29 可決	3. 26	3. 27 可決	3. 27 可決
※16	石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律案	〃	2. 5	3. 27	3. 28 可決 附帯決議	3. 29 可決	3. 26 石炭対策 特委	3. 27 可決 附帯決議	3. 27 可決
※48	訪問販売等に関する法律及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案	〃	2. 13	5. 10	5. 16 可決 附帯決議	5. 17 可決	4. 9	4. 22 修正 附帯決議	4. 23 修正
※55	商標法等の一部を改正する法律案	参	2. 13	4. 8	4. 11 可決 附帯決議	4. 12 可決	5. 28	6. 4 可決	6. 4 可決
※56	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案	衆	2. 20	6. 3	6. 6 可決	6. 7 可決	5. 22	5. 28 修正	5. 30 修正

・国会の承認を求めるの件（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
2	地方自治法第156条第6項の規定に基づき、公正取引委員会事務局の地方事務所の管轄区域の変更及び支所の設置に関し承認を求めるの件	衆	8. 3. 1	8. 6. 3	8. 6. 6 承認	8. 6. 7 承認	8. 5. 22	8. 5. 28 承認	8. 5. 30 承認

【運輸委員会】

(1) 審議概観

第136回国会において、本委員会は17回開会され、付託された法律案は内閣提出10件であり、すべて可決された。

また、本委員会付託の請願5種類141件は、いずれも保留となった。

〔法律案の審査〕

内閣提出10件中、参議院先議は次の3件であった。

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案は、国家公務員について介護補償の制度が設けられることにかんがみ、海上保安官に協力援助した者等の災害給付制度に介護給付を創設し、これらの者に対する給付の充実を図ろうとするものである。

委員会においては、介護給付の対象者数及び給付水準、救難所員の身分保障等について質疑が行われ、全会一致で可決された。

船員法及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案は、海上人命安全条約、海洋汚染防止条約、船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する条約の改正を受け、我が国の港に入港する外国船舶について、従来の構造・設備面中心の監督に加え、船員の能力等をチェックするソフト面の監督を新たに実施するとともに、我が国の旅客船の乗組員に教育訓練を義務づける等所要の改正を行おうとするものである。

委員会においては、外国船舶の監督の充実強化、海洋汚染防止対策等について質疑が行われ、全会一致で可決された。

港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案は、近年における港湾整備事業の実施の動向を踏まえ、国際経済交流の円滑化、防災機能の向上、快適な国民生活の実現等の港湾を取り巻く緊要な課題に的確に対応することができるように、新たに平成8年度を初年度とする港湾整備5箇年計画を策定しようとするものである。

委員会では、法律の目的を改正した背景と意義、大水深コンテナターミナルの整備のあり方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

次は、いわゆる航空3法と称されたものであるが、関西国際空港株式会社法の一部を改正する法律案は、関西国際空港において2本目の滑走路等を整備する2期事業のうち、資本費負担の大きい空港用地の造成については、運輸大臣の指定する者が行う上下主体分離方式によることを法律上位置づけ、これによ

り2期事業の推進を図ろうとするものである。

航空法の一部を改正する法律案は、航空機検査について民間事業者または外国が行う検査等により耐空証明等における国の検査を省略できる範囲を拡大するとともに、航空機の発動機の排出物の規制の導入等について所要の措置を講じようとするものである。

新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案は、新東京国際空港公団の主たる事務所を東京都から千葉県に移転するとともに、役員任期及び財務内容の公開について所要の措置を講じようとするものである。

委員会では、3法律案を一括して審査し、2期事業を上下主体分離方式で推進する理由、新東京国際空港の今後の整備見通し、航空機の安全性の確保等について質疑を行った。質疑を終局し、関西国際空港株式会社法の一部を改正する法律案及び航空法の一部を改正する法律案とともに討論の後、いずれも多数をもって可決され、次に新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案は、全会一致をもって可決された。

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案は、最近における踏切事故の発生状況や改良を要する踏切道が相当数残されている実情等にかんがみ、交通事故の防止及び交通の円滑化に寄与するため、引き続き平成8年度以降の5箇年間において踏切道の改良を促進しようとするものである。

委員会においては、公共投資基本計画における踏切道改良事業の位置付け、都市部におけるあかすの踏切問題への対応等について質疑が行われ、全会一致で可決された。

自動車ターミナル法の一部を改正する法律案は、近年の旅客輸送の利便性の向上及び物流の効率化の要請に対応し、自動車ターミナル事業を免許制から許可制とすることにより事業への参入を容易にするとともに、施設の変更、料金の変更等の事業運営上の手続を簡素化することにより、自動車ターミナル事業者による多様なサービスの提供を促進しようとするものである。

委員会では、自動車ターミナル事業の規制緩和による具体的効果、自動車ターミナルの整備促進と安全性の確保等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律案は、商業的造船業における正常な競争条件に関する協定（OECD造船協定）の円滑な実施を確保するため、外国船舶製造事業者による不当廉価建造契約を防止する措置を講じようとするものである。

同協定は、94年12月、日本、米国、欧州共同体、韓国及びノルウェー等により、造船業に対する各国の公的助成及び船舶のダンピング建造契約を律する

ため採択されたものであり、既に欧州共同体、韓国及びノールウェーは批准書を寄託しており、我が国は96年6月15日までに批准書を寄託すべく手続きを進めることが要請されていたものである。

委員会においては、OECD造船協定の具体的な実施方策、ダンピング調査の情報収集体制、世界の造船業の現状等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

海上運送法の一部を改正する法律案は、最近における国際海上輸送に使用される日本船舶の急激な減少にかんがみ、便宜置籍国の政情等に左右される危険性の回避、船舶の運航管理に関するノウハウの維持及び発展等の観点から、安定的な国際海上輸送の確保を図るため、一定の日本船舶の海外への譲渡又は貸渡しについて、中止等を勧告できることとする等の改正を行おうとするものである。

本案については、まず本会議において趣旨説明が行われ、日本船舶が減少している事態の認識、日本船舶の海外流出防止の必要性、国際船舶関連の税制上の優遇措置、国際船舶制度に関する総合的特別立法の必要性等の質疑が行われた後、本委員会に付託された。

委員会においては、日本船舶の海外への譲渡及び貸渡しの許可制を事前届出制に改める理由、日本籍船・日本人船員確保の必要性と規模、国際船舶制度の拡充に向けての今後の取組み等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、2項目の附帯決議を行った。

〔国政調査等〕

2月20日、亀井運輸大臣から所信を、北沢運輸政務次官から平成8年度運輸省関係予算について説明を聴取し、2月22日、運輸行政の基本施策について質疑を行った。

鉄道トンネルの安全性確保、竹島問題についての海上保安庁の対応、国内航空に導入された新運賃制度についての運輸省の認識、JR北海道・四国・九州及び貨物の今後の経営見通し、国鉄長期債務の処理問題、空港整備の基本的な考え方、造船業の現状と今後の見通し、海上コンテナの埠頭における荷捌き、鉄道駅における下りエスカレーターの設置、沖縄における進入管制業務の米軍からの移管、核燃料物質の陸上輸送問題等が取り上げられた。

5月7日、予算委員会から委嘱を受けた平成8年度運輸省関係予算の審査を行い、空港整備特別会計における借入金や着陸料等財源構成の在り方、テクノスーパーライナー事業化の課題、国鉄清算事業団の土地及びJR株式の売却状況と今後の対応、中小私鉄の近代化補助制度の拡充、運輸関連高齢者・障害者対策等について質疑を行った。

6月13日、福岡空港におけるガルーダ航空機事故について亀井運輸大臣から報告を聴取した。

また、2月6日、東京湾の海上安全対策及び横浜港の整備状況等の実情調査のため、東京港、横浜海上防災基地及び横浜港を視察した。

(2) 委員会経過

○平成8年1月25日(木) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 運輸事情等に関する調査を行うことを決定した。

○平成8年2月20日(火) (第2回)

- 運輸行政の基本施策に関する件について亀井運輸大臣から所信を聴いた。
- 平成8年度運輸省関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

○平成8年2月22日(木) (第3回)

- 運輸行政の基本施策に関する件について亀井運輸大臣、政府委員、建設省、科学技術庁、国土庁及び警察庁当局に対し質疑を行った。

○平成8年3月22日(金) (第4回)

- 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第29号)について亀井運輸大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員及び水産庁当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第29号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産、参フ、新社
反対会派 なし

○平成8年3月28日(木) (第5回)

- 踏切道改良促進法の一部を改正する法律案(閣法第8号)(衆議院送付)について亀井運輸大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員、経済企画庁、建設省及び警察庁当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第8号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産、参フ、新社
反対会派 なし

○平成8年4月9日(火) (第6回)

- 船員法及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第18号)

港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案(閣法第71号)

以上両案について亀井運輸大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成8年4月11日（木）（第7回）

- 船員法及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第18号）について亀井運輸大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第18号） 賛成会派 自民、平成、社民、共産、参フ、新社
反対会派 なし

- 港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案（閣法第71号）について亀井運輸大臣、政府委員、労働省及び総理府当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第71号） 賛成会派 自民、平成、社民、参フ、新社
反対会派 共産

○平成8年4月18日（木）（第8回）

- 関西国際空港株式会社法の一部を改正する法律案（閣法第49号）（衆議院送付）

航空法の一部を改正する法律案（閣法第51号）（衆議院送付）

新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案（閣法第50号）（衆議院送付）

以上3案について亀井運輸大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成8年4月26日（金）（第9回）

- 関西国際空港株式会社法の一部を改正する法律案（閣法第49号）（衆議院送付）

航空法の一部を改正する法律案（閣法第51号）（衆議院送付）

新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案（閣法第50号）（衆議院送付）

以上3案について亀井運輸大臣、政府委員及び運輸省当局に対し質疑を行った。

関西国際空港株式会社法の一部を改正する法律案（閣法第49号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第49号） 賛成会派 自民、平成、社民、参フ
反対会派 共産、新社

航空法の一部を改正する法律案（閣法第51号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第51号） 賛成会派 自民、平成、社民、参フ

反対会派 共産、新社

新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案（閣法第50号）（衆議院送付）を可決した。

（閣法第50号） 賛成会派 自民、平成、社民、共産、参フ、新社
反対会派 なし

○平成8年5月7日（火）（第10回）

○平成8年度一般会計予算（衆議院送付）

平成8年度特別会計予算（衆議院送付）

平成8年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（運輸省所管）について亀井運輸大臣、政府委員、運輸省、警察庁、労働省、建設省、外務省及び防衛庁当局に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成8年5月16日（木）（第11回）

○自動車ターミナル法の一部を改正する法律案（閣法第60号）（衆議院送付）について亀井運輸大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成8年5月21日（火）（第12回）

○自動車ターミナル法の一部を改正する法律案（閣法第60号）（衆議院送付）について亀井運輸大臣、政府委員、資源エネルギー庁、公正取引委員会、労働省及び建設省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第60号） 賛成会派 自民、平成、社民、参フ、新社
反対会派 共産

○外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律案（閣法第77号）（衆議院送付）について亀井運輸大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成8年5月23日（木）（第13回）

○外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律案（閣法第77号）（衆議院送付）について亀井運輸大臣、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成8年6月4日（火）（第14回）

○外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律案（閣法第77号）（衆議院送付）を可決した。

（閣法第77号） 賛成会派 自民、平成、社民、共産、参フ、新社
反対会派 なし

○平成8年6月11日（火）（第15回）

- 海上運送法の一部を改正する法律案（閣法第52号）（衆議院送付）について亀井運輸大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成8年6月13日（木）（第16回）

- 海上運送法の一部を改正する法律案（閣法第52号）（衆議院送付）について亀井運輸大臣、政府委員、自治省、建設省、水産庁、外務省、防衛庁、農林水産省、大蔵省、文部省及び科学技術庁当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第52号） 賛成会派 自民、平成、社民、参フ、新社

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

- 福岡空港におけるガルーダ航空機事故について亀井運輸大臣から報告を聴いた。

○平成8年6月18日（火）（第17回）

- 請願第14号外140件を審査した。
- 運輸事情等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（3）成立議案の要旨

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案（閣法第8号）

【要 旨】

踏切道改良促進法は、交通事故防止と交通の円滑化に寄与するため、昭和36年に制定され、同法に基づいて踏切道の立体交差化、構造改良及び保安設備の整備が実施されてきたが、その対象とすべき踏切道の数が膨大なため、昭和41年度以降6次にわたる延長が行われてきた。

本法律案は、最近における踏切事故の発生状況、改良を要する踏切道が相当数残されている実情等にかんがみ、踏切道の改良措置を講ずる期間を平成8年度以降更に5箇年延長しようとするものである。

船員法及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第18号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、1974年の海上における人命の安全のための国際条約（SOLA

S条約)、1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約(S T C W条約)及び1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約(M A R P O L条約)のそれぞれの附属書の改正に伴い、我が国の港に入港する外国船舶について、これまでの構造・設備面中心の監督に加え、船員の能力等を検査するソフト面の監督を新たに実施するとともに、我が国の旅客船の乗組員に教育訓練を義務付ける等所要の改正を行い、海上における一層の安全確保及び環境保全を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 船員法の改正

- (1) 航海当直部員及びタンカーにおける危険物等取扱責任者については、船員手帳への証印により資格証明を行うこととし、あわせてこれらの資格者が法令違反をした場合には、その船員手帳の提出を命じ証印を抹消することにより当該資格の取消しができることとする。
- (2) 船舶所有者は、旅客船には、旅客の避難等に関する教育訓練を修了していない乗組員を乗り組ませてもらってはならないこととする。
- (3) 船舶所有者は、一定の高速船には、船舶の特性に応じた操船等に関する教育訓練を修了していない乗組員を乗り組ませてもらってはならないこととする。
- (4) 外国船舶の監督内容に、旗国の配乗基準に従った員数の乗組員が乗り組んでいること並びに乗組員が消防設備の操作等に必要な知識及び能力を有していることを追加する等、外国船舶の監督に関し所要の改正を行うこととする。

2 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の改正

外国船舶の監督内容に、油等の取扱いに関する作業を行う乗組員がその必要な知識を有していること等を追加することとする。

3 施行期日

この法律は公布の日から施行することとする。ただし、航海当直部員等の資格証明関係の改正規定のうち、証印の手続き関係の規定については公布の日から起算して3月を超えない範囲内で政令で定める日から、その他の規定並びに旅客船及び一定の高速船の乗組員に係る改正規定については公布の日から起算して9月を超えない範囲内で政令で定める日から、それぞれ施行することとする。

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第29号)(先議)

【要 旨】

本法律案は、国家公務員について介護補償の制度が設けられることにかんが

み、海上保安官に協力援助した者等が負傷又は疾病により重度の障害を受け、そのために介護を要することとなった場合に、従来より行うこととしている傷病給付又は障害給付に加え、介護を受けている間、当該介護に対する一定の給付を行う介護給付の制度を創設し、これらの者に対する給付の充実を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 海上保安官に協力援助した者等に対する災害給付の種類に介護給付を追加する。
- 2 この法律は、平成8年4月1日から施行する。

関西国際空港株式会社法の一部を改正する法律案（閣法第49号）

【要 旨】

本法律案は、今後の航空輸送需要に適切に対応するため、関西国際空港において2本目の滑走路等を整備する二期事業のうち資本費負担の大きい空港用地の造成については、運輸大臣の指定する者が行う「上下主体分離方式」によることを法律上位置付け、これにより二期事業の推進を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 関西国際空港の設置及び管理のうち、運輸大臣が航空輸送需要に対応するために緊急に行う必要があると認めるものに係る空港用地は、運輸大臣が指定する者が造成を行い、関西国際空港株式会社に貸し付け、貸付けの終了後関西国際空港株式会社に譲渡する。
- 2 運輸大臣が指定する者について、関西国際空港株式会社及び地方公共団体の出資があること等の一定の要件を定めるとともに、所要の監督措置を定める。
- 3 関西国際空港株式会社及び地方公共団体は、空港用地の造成等を行うことを目的とする法人に出資することができることとし、政府は関西国際空港株式会社に対し、当該出資に充てる資金を無利子で貸し付けることができることとする。

新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案（閣法第50号）

【要 旨】

本法律案は、新東京国際空港公団と地域住民との相互理解の増進と信頼関係の確立を図り、あわせて東京一極集中の是正等に資するため、新東京国際空港公団の主たる事務所を東京都から千葉県に移転するとともに、役員任期及び財務内容の公開について所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 新東京国際空港公団の主たる事務所の所在地を東京都から千葉県に変更する。
- 2 新東京国際空港公団の理事及び監事の任期を4年から2年に変更する。
- 3 新東京国際空港公団の財務内容につき、附属明細書、事業報告書及び決算報告書を公団の事務所に備え置くことを義務付ける。

航空法の一部を改正する法律案（閣法第51号）

【要 旨】

本法律案は、航空機の安全確保等に関する民間事業者の能力の向上、登録航空機数の大幅な増加、国際的相互承認の進展、環境規制における国際的取組みの進展等、航空機検査制度を取り巻く情勢変化を踏まえ、耐空証明等における国の検査を省略できる範囲を拡大し、あわせて航空機の環境規制について国際民間航空機関標準に準拠した発動機の排出物規制を導入することにより、国民負担の軽減に資する規制の簡素化・合理化や国際的な環境規制との整合化を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 航空機の安全性等に係る国の証明制度において、民間事業者の能力及び輸出国の証明を活用することにより、国の検査を省略できる範囲を拡大する。
- 2 国際民間航空条約に基づく国際標準に準拠して、航空機の発動機の排出物を規制するための所要の規定を整備する。
- 3 航空機の安全性、騒音及び発動機の排出物についての国の証明を一本化する等規制の簡素化、合理化を行う。

海上運送法の一部を改正する法律案（閣法第52号）

【要 旨】

本法律案は、最近における国際海上輸送に使用される日本船舶の急激な減少にかんがみ、安定的な国際海上輸送の確保を図るため、一定の日本船舶の海外への譲渡又は貸渡しについて、中止等を勧告することができることとする等の改正を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 日本船舶を一律に対象とした海外への譲渡及び貸渡しの許可制を、安定的な国際海上輸送の確保上重要な一定の日本船舶（国際船舶）を対象とする事前届出制に改めることとする。
- 2 運輸大臣は、安定的な国際海上輸送の確保を図る上で著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、国際船舶の譲渡及び貸渡しの届出を受理した日から20日以内に限り、その届出をした者に対し、当該譲渡又は貸渡しの中

止その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができることとする。

- 3 運輸大臣は、安定的な国際海上輸送の確保を図るため、日本船舶の確保に関する調査及び研究を行うとともに、国際船舶を所有する者に対し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うよう努めなければならないこととする。
- 4 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。
- 5 地方税法について、国際船舶に対する固定資産税の課税標準の特例を規定する改正を行う。

自動車ターミナル法の一部を改正する法律案（閣法第60号）

【要 旨】

本法律案は、近年の旅客輸送の利便性の向上及び物流の効率化の要請に対応し、自動車ターミナル事業を免許制から許可制とすることにより事業への参入を容易にするとともに、施設の変更、料金の変更等の事業運営上の手続を簡素化することにより自動車ターミナル事業者による多様なサービスの提供を促進しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 自動車ターミナル事業に係る参入規制、使用料金規制等の見直し
 - (1) 自動車ターミナル事業の参入を免許制から許可制に改める。
 - (2) 運輸大臣は、許可の申請が安全性を含めた自動車ターミナルの最低限の機能の確保の観点から定めた一定の基準に適合していれば自動車ターミナル事業の許可をするものとし、当該一般自動車ターミナルの位置が自動車運送事業の輸送網の中心として適切なものであるか否か、規模が当該地区における輸送量に対して適切なものであるか否か等についての審査を廃止する。
 - (3) 自動車ターミナル事業の使用料金の設定又は変更についての認可を事前届出に改めるとともに、運輸大臣は、届け出られた使用料金が一定の事由に該当するものであると認めるときは、当該自動車ターミナル事業者に対し、期限を定めてその使用料金を変更すべきことを命ずることができる。
 - (4) 工事施行の認可、完成検査、供用開始義務、供用約款の認可、利用規程の認可及び供用義務に関する規定を廃止する。
- 2 専用自動車ターミナル制度の見直し
専用自動車ターミナルの設置等の届出及び検査に関する規定を廃止し、専用バスターミナルを設置した一般乗合旅客自動車運送事業者は、その構造及び設備が一定の基準に適合していることについて運輸大臣の確認を受ければ、その使用を開始できる。

- 3 バスターミナル設置の指示に関する規定の見直し
バスターミナル設置の指示に関する規定を廃止する。

- 4 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案（閣法第71号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、近年における港湾整備事業の実施の動向を踏まえ、国際経済交流の円滑化、防災機能の向上、快適な国民生活の実現等の港湾を取り巻く重要な課題に的確に対応することができるように、新たに平成8年度を初年度とする港湾整備5箇年計画を策定しようとするものであって、その内容は次のとおりである。

- 1 本法律の目的に、良好な港湾環境の形成を通じて周辺的生活環境の保全に資すること及び国民生活の向上に寄与することを追加すること。
- 2 港湾整備5箇年計画の初年度を平成3年度から平成8年度に改めること。
- 3 港湾整備事業の実施の目標及び量を定めるに当たっては、効率的な国際・国内海上輸送網の拠点の適正な配置等、投資の重点化を図ることができるように留意しなければならないこととすること。
- 4 この法律は、公布の日から施行することとともに、港湾整備特別会計法についてこの法律の施行に伴う規定の整備を行うこと。

外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律案（閣法第77号）

【要 旨】

本法律案は、「商業的造船業における正常な競争条件に関する協定」の円滑な実施を確保するため、外国船舶製造事業者による不当廉価建造契約を防止する措置等を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 運輸大臣及び通商産業大臣は、本邦の船舶製造事業者から求めがあった場合等において、必要と認めるときは、外国船舶製造事業者が本邦の船会社等と締結した建造契約が不当廉価建造契約であるか否かについて調査を行うこととする。
- 2 運輸大臣は、1の調査の結果、外国船舶製造事業者が本邦の船会社等と締結した建造契約が不当廉価建造契約であると認める場合には、当該外国船舶製造事業者に対し、当該不当廉価建造契約に係る船舶の正常価格と契約価格

との差額に相当する金額の国庫への納付を書面で通告することとする。

- 3 運輸大臣は、2の通告を受けた外国船舶製造事業者を、4年以内の期間を定めて、当該期間内にその者が締結した建造契約に係る船舶について、4の規定が適用される者として、告示により指定することができることとする。ただし、当該外国船舶製造事業者が不当廉価建造契約の本邦の船舶製造業に及ぼす影響を除去するための措置を講じた場合にあっては、この限りでないこととする。
- 4 運輸大臣は、3の指定を受けた外国船舶製造事業者が一定期間内に建造契約を締結した船舶について、当該対象船舶の運航者に対し、その船舶の引渡しから4年以内の期間を定めて、本邦における貨物の積込み又は取卸しの禁止を命ずることができることとする。
- 5 この法律は、「商業的造船業における正常な競争条件に関する協定」が日本国について効力を生ずる日から施行することとする。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（10件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※8	踏切道改良促進法の一部を改正する法律案	衆	8. 1.30	8. 3.26 (予備)	8. 3.28 可決	8. 3.29 可決	8. 3.22 交通安全 対策特委	8. 3.25 可決	8. 3.26 可決
18	船員法及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案	参	2. 5	4. 4	4.11 可決	4.12 可決	5.30	6. 5 可決	6. 6 可決
29	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案	〃	2. 7	3.21	3.22 可決	3.22 可決	3.22	3.25 可決	3.26 可決
※49	関西国際空港株式会社法の一部を改正する法律案	衆	2.13	4.17	4.26 可決	4.26 可決	4. 4	4. 9 可決	4.11 可決
○ 8. 4. 4 衆本会議趣旨説明									
50	新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案	〃	2.13	4.17	4.26 可決	4.26 可決	4. 4	4. 9 可決	4.11 可決
○ 8. 4. 4 衆本会議趣旨説明									
51	航空法の一部を改正する法律案	〃	2.13	4.17	4.26 可決	4.26 可決	4. 4	4. 9 可決	4.11 可決
○ 8. 4. 4 衆本会議趣旨説明									
52	海上運送法の一部を改正する法律案	〃	2.13	6. 7	6.13 可決 附帯決議	6.14 可決	5.28	6. 5 可決 附帯決議	6. 6 可決
○ 8. 6. 7 参本会議趣旨説明									
60	自動車ターミナル法の一部を改正する法律案	〃	2.27	5.15	5.21 可決	5.22 可決	4.23	5. 8 可決	5. 9 可決
71	港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案	参	3. 5	4. 4	4.11 可決	4.12 可決	5.17	5.23 可決	5.24 可決

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
77	外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律案	衆	8. 3. 8	8. 5. 17	8. 6. 4 可決	8. 6. 5 可決	8. 4. 26	8. 5. 14 可決	8. 5. 14 可決

【 通 信 委 員 会 】

(1) 審議概観

第136回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出6件であり、いずれも成立した。また、日本放送協会（NHK）の平成8年度予算が承認された。

本委員会付託の請願1種類31件を採択した。

高度情報通信社会の構築に向けての推進方策、オウム報道等に係るTBS問題と放送の在り方等について調査を行った。

〔法律案等の審査〕

郵便貯金法の一部を改正する法律案は、要介護者である郵便貯金の預金者の利益の増進を図るため、要介護者が預入する定期郵便貯金について、利率の特例を定めるものである。

郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律案は、天災その他の非常の災害に際して行われる民間の発意に基づく被災者の救援の充実に資するため、郵便振替の加入者がその口座の預り金の寄附を郵政大臣に委託する制度を実施するものである。阪神・淡路大震災において多くのボランティア活動が高く評価されたことを契機に、災害ボランティア活動の支援のための環境を整備するものである。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案は、近年における保険需要の動向にかんがみ、簡易生命保険の加入者に対する保障内容の充実に資するため、主たる被保険者又は配偶者たる被保険者のいずれか一方が死亡した日から年金を支払う夫婦年金保険を設けるものである。

委員会においては、以上3法案を一括して審査し、要介護者福祉への郵便貯金の取組、災害ボランティア口座創設の経緯と支援の拡充、簡易保険の財政状況と今後の見通し等郵政事業をめぐる諸問題について質疑を行い、いずれも全会一致をもって可決した。なお、郵便貯金関係の2法律案に対し、それぞれ3項目の附帯決議を行った。

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案は、電気通信による情報の流通の円滑化のための基盤の充実に資するため、信頼性向上施設に有線テレビジョン放送業に係る施設を加えるとともに、高度通信施設整備事業又は高度有線テレビジョン放送施設整備事業を実施する者に対する通信・放送機構の助成金交付の対象範囲を拡大する等の改正を行うものである。

通信・放送機構法の一部を改正する法律案は、高度通信・放送研究開発の一層の推進を図るため、通信・放送機構の業務に高度通信・放送研究開発に係る

債務保証の業務を追加するとともに、同機構が行う高度通信・放送研究開発を委託により実施することができるようにする等の措置を講じるものである。

委員会においては、両法律案を一括して審査し、通信・放送機構の業務実績と今後の役割、公的分野を重視した情報通信基盤の整備、研究開発における官民の役割分担、情報通信における安全性の確保等の諸問題について質疑を行ない、それぞれ多数をもって可決した。なお、両法律案に対し、それぞれ2項目の附帯決議を行った。

電波法の一部を改正する法律案は、無線局の増加等にかんがみ、電波利用料を引き下げるとともに、電波利用共益費用に係る事務の例として、電波のより能率的な利用に資する技術を用いた無線設備の技術基準を定めるために行う試験及びその結果の分析の事務を加えるものである。

委員会においては、電波利用料額の算定方法、携帯電話等の使用上の問題点、電波利用増大に伴う周波数逼迫対策等の諸問題について質疑を行ない、全会一致をもって可決した。なお、2項目の附帯決議を行った。

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件は、NHKの平成8年度収支予算、事業計画及び資金計画について国会の承認を求めようとするものである。

委員会においては、事業収支を赤字とした理由、国際放送及び地域放送の充実、受信料制度の理解促進、災害報道体制の強化等協会運営に関する諸問題のほか、放送に携わる者の倫理の重要性について質疑を行い、全会一致をもって承認した。なお、6項目の附帯決議を行った。

〔国政調査等〕

2月20日、日野郵政大臣から郵政行政の基本施策について所信を聴取し、同月22日、マルチメディア時代における郵政三事業の在り方、郵便貯金を地方自治体の公金取扱指定機関とするための取組状況、阪神・淡路地域の復興のための簡保資金運用計画上の配慮、在日米軍等の受信料問題に対する取組、高度情報通信社会推進のための政府の取組、移動体通信の急増の現状と携帯電話による医療機器に与える影響、規制緩和の一層の推進等について質疑を行った。

3月14日、高度情報通信社会の構築へ向けての推進方策について日野郵政大臣及び郵政省当局から説明を聴取し、G7並びに主要国間における閣僚会議の動向、光ファイバケーブルの普及見通し、マルチメディア時代に向けた各省庁の協力体制、審議会制度の在り方、コンテンツの充実方策、電話の盗聴対策等について質疑を行った。

5月7日、予算委員会から委嘱を受けた平成8年度郵政省関係予算の審査を行い、テレホンカードの変造防止対策、NTTの経営形態問題、放送のデジタル化とハイビジョンの関係、新郵便番号制度の導入問題、財投肥大化と郵貯の

関係、簡保の今後の経営方策等について質疑を行った。

また、オウム報道等に係るTBS問題と放送の在り方について、4月2日、株式会社東京放送代表取締役社長磯崎洋三君から同問題についての事実関係及び認識並びに今後の対応等について意見を聴き、同君、株式会社東京放送常務取締役鴨下信一君及び同常務取締役鈴木淳生君に対して、ビデオテープを見せたことを事実と認めた判断根拠、社員処分の根拠となった違反事項、報道とワイドショーの役割分担、TBSとオウム教団の癒着疑惑、番組編成の責任体制、放送倫理の確立のための取組、TBSにおける社内体制の改革状況、最近の番組審議会の審議状況、TBS問題のオウム犯罪に対する結果責任、ジャーナリストとしての外圧への対応等の質疑を行った。

5月30日、株式会社東京放送代表取締役社長砂原幸雄君から、4月30日の「坂本弁護士テープ問題」及び関連事項調査報告について報告を聴き、同君、株式会社東京放送取締役鴨下信一君、同取締役鈴木淳生君及び弁護士佐藤庄市郎君に対し、視聴率至上主義の弊害、番組審議会の在り方、検察庁へのテープ提出経緯、番組制作の外注の在り方、深夜放送自粛の理由、テープを見せたTBSの結果責任、社内調査結果と弁護士の関わり等の質疑を行った。

なお、第135回国会閉会後の平成8年1月16日から18日の3日間、福岡県及び長崎県並びに福島県及び山形県に委員を派遣した。

(2) 委員会経過

○平成8年2月6日(火) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 郵政事業、通信、放送及び電波等に関する調査を行うことを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成8年2月20日(火) (第2回)

- 郵政行政の基本施策に関する件について日野郵政大臣から所信を聴いた。

○平成8年2月22日(木) (第3回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 郵政行政の基本施策に関する件について日野郵政大臣、政府委員、郵政省、労働省当局及び参考人日本電信電話株式会社電報事業本部長山森隆俊君に対し質疑を行った。

○平成8年3月14日(木) (第4回)

- 高度情報通信社会の構築へ向けての推進方策に関する件について日野郵政大臣から説明を、政府委員から補足説明を聴いた後、政府委員及び郵政省

当局に対し質疑を行った。

○平成8年3月26日（火）（第5回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第1号）
（衆議院送付）について日野郵政大臣から趣旨説明を、参考人日本放送協会会長川口幹夫君から説明を聴き、同大臣、政府委員、厚生省、文部省当局、参考人日本放送協会会長川口幹夫君、同協会専務理事齊藤暁君、同協会理事中井盛久君、同協会専務理事・技師長森川脩一君、同協会理事菅野洋史君、同協会理事河野尚行君及び同協会理事石渡和夫君に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

（閣承認第1号＝平成8年度NHK予算）

賛成会派 自民、平成、社民、共産、二院、さき

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成8年4月2日（火）（第6回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○オウム報道等に係るTBS問題と放送の在り方に関する件について以下の参考人から意見を聴いた。

株式会社東京放送代表取締役社長 磯崎 洋三君

次に、同参考人及び以下の各参考人に対し質疑を行った。

株式会社東京放送常務取締役 鴨下 信一君

同常務取締役 鈴木 淳生君

○平成8年4月9日（火）（第7回）

○郵便貯金法の一部を改正する法律案（閣法第63号）

郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律案
（閣法第64号）

簡易生命保険法の一部を改正する法律案（閣法第65号）

以上3案について日野郵政大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員、厚生省及び郵政省当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

（閣法第63号） 賛成会派 自民、平成、社民、共産、二院、さき
反対会派 なし

（閣法第64号） 賛成会派 自民、平成、社民、共産、二院、さき
反対会派 なし

（閣法第65号） 賛成会派 自民、平成、社民、共産、二院、さき
反対会派 なし

なお、郵便貯金法の一部を改正する法律案（閣法第63号）及び郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律案（閣法第64号）についてそれぞれ附帯決議を行った。

○平成8年5月7日（火）（第8回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成8年度一般会計予算（衆議院送付）
- 平成8年度特別会計予算（衆議院送付）
- 平成8年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（郵政省所管）について日野郵政大臣から説明を聴いた後、同大臣、政府委員、郵政省、警察庁、法務省、会計検査院、文部省、大蔵省、内閣官房、資源エネルギー庁、人事院、総務庁当局及び参考人日本電信電話株式会社常務取締役公衆電話営業部長早田利雄君に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成8年5月23日（木）（第9回）

- 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第67号）（衆議院送付）
 - 通信・放送機構法の一部を改正する法律案（閣法第82号）（衆議院送付）
- 以上両案について日野郵政大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成8年5月30日（木）（第10回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- オウム報道等に係るTBS問題と放送の在り方に関する件について以下の参考人から意見を聴いた。

株式会社東京放送代表取締役社長 砂原 幸雄君

次に、同参考人及び以下の各参考人に対し質疑を行った。

株式会社東京放送取締役 鴨下 信一君

同 鈴木 淳生君

弁護士 佐藤 庄市郎君

- 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第67号）（衆議院送付）

通信・放送機構法の一部を改正する法律案（閣法第82号）（衆議院送付）

以上両案について日野郵政大臣、政府委員、建設省、郵政省、警察庁当局及び参考人通信・放送機構理事長小山森也君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第67号） 賛成会派 自民、平成、社民、二院、さき

反対会派 共産
(閣法第82号) 賛成会派 自民、平成、社民、二院、さき
反対会派 共産

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

- 電波法の一部を改正する法律案(閣法第68号)(衆議院送付)について日野郵政大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成8年6月4日(火)(第11回)

- 電波法の一部を改正する法律案(閣法第68号)(衆議院送付)について日野郵政大臣、政府委員及び警察庁当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第68号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産、二院、さき
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成8年6月18日(火)(第12回)

- 請願第933号外30件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定した。
- 郵政事業、通信、放送及び電波等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

郵便貯金法の一部を改正する法律案(閣法第63号)(先議)

【要旨】

本法律案は、要介護者である郵便貯金の預金者の利益の増進を図るため、要介護者が預入する定期郵便貯金について、利率の特例を定めようとするものである。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、郵便貯金事業が国営・非営利の個人のための貯蓄機関であることを踏まえ、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 本事業の実施に当たっては、政府全体の福祉政策との関係にも配慮しつつ、これら諸施策と十分調和をとって行うこと。
- 一 要介護者としての要件を定めるに当たっては、不公平が生じないよう十分配慮すること。
- 一 定期郵便貯金の利率の特例を定める際には、要介護者が利益を十分実感できる内容となるよう努めること。

右決議する。

郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律案
(閣法第64号) (先議)

【要 旨】

本法律案は、天災その他非常の災害に際して行われる民間の発意に基づく被災者の救援の充実に資するため、郵便振替の加入者がその口座の預り金の寄附を郵政大臣に委託する制度を実施しようとするものである。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、郵便貯金事業が国営・非営利の個人のための貯蓄機関であることを踏まえ、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 本制度の実施に当たっては、政府全体の災害対策、ボランティア活動の支援策等との関係に配慮するとともに、これら諸施策と十分調和をとって行うこと。
- 一 寄附金が郵便振替の加入者の善意の浄財であることにかんがみ、寄附金の配分に当たっては、郵便振替の加入者の意向が十分反映されるよう、本制度の適正な運用に努めること。
- 一 国民のボランティア活動の活性化に資するため、ボランティア活動支援に対する国民の理解、本制度の成熟度等を総合的に勘案しつつ、今後、災害発生後直ちにボランティア活動への支援ができるような寄附の常時募集等制度の拡充に努めること。

右決議する。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案 (閣法第65号) (先議)

【要 旨】

本法律案は、近年における保険需要の動向にかんがみ、簡易生命保険の加入者に対する保障内容の充実を図るため、主たる被保険者又は配偶者たる被保険者のいずれか一方が死亡した日から年金を支払う夫婦年金保険の制度を設けようとするものである。

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案 (閣法第67号)

【要 旨】

本法律案は、電気通信による情報の流通の円滑化のための基盤の充実を図るため、信頼性向上施設に有線テレビジョン放送業に係る施設を加えるとともに、高度通信施設整備事業又は高度有線テレビジョン放送施設整備事業を実施する者に対する通信・放送機構の助成金交付の業務の対象施設の範囲を拡大す

る等の改正を行おうとするものである。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 高度情報通信社会の実現に向けて、光ファイバ網の整備に係る支援措置の拡充・強化を図るとともに、その機能を十分発揮できるよう各種のアプリケーションの開発・実用化の一層の促進に努めること。
 - 一 情報通信ネットワークの安全・信頼性の向上を図るため、信頼性向上施設整備事業に対する各種支援措置の一層の拡充を図ることにより、災害に強い情報通信基盤を構築すること。
- 右決議する。

電波法の一部を改正する法律案（閣法第68号）

【要旨】

本法律案は、無線局の増加の状況等にかんがみ、電波利用料の金額を引き下げるとともに、電波利用共益費用に係る事務の例として、電波のより能率的な利用に資する技術を用いた無線設備について無線設備の技術基準を定めるために行う試験及びその結果の分析の事務を加えようとするものである。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 電波利用料額については、最近の携帯電話等の無線局の増加状況も踏まえ、無線局の区分間の公平な負担、電波利用の実態に配慮し、適正な水準の確保に努めること。
 - 一 電波利用の拡大・多様化に伴い、様々な社会問題も生じてきていることから、国民が安心して電波を利用できるよう環境の整備に努めること。
- 右決議する。

通信・放送機構法の一部を改正する法律案（閣法第82号）

【要旨】

本法律案は、高度通信・放送研究開発の一層の推進を図るため、通信・放送機構の業務に高度通信・放送研究開発に係る債務保証の業務を追加するとともに、同機構が行う高度通信・放送研究開発を委託により実施することができるようにする等の措置を講じようとするものである。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 高度情報通信社会の実現に向けて、情報通信分野の研究開発の重要性が一層強まることにかんがみ、財政金融面を含めた施策の拡充を図るとともに、

総合的かつ計画的に研究開発を推進すること。

- 一 通信・放送機構の業務内容を積極的に公開し、成果の普及に努めるとともに、これまでの業務の実績を見極めつつ、今後機構の機能強化を含め情報通信に対する支援体制の一層の充実を図ること。
- 右決議する。

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第1号）
（平成8年度NHK予算）

【 附 帯 決 議 】

政府並びに日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 放送に携わる者がその倫理を強く自覚し、放送の不偏不党、真実及び自律の確保に一層努めるとともに、放送に対する国民の信頼と期待に応える豊かな放送文化を創造すること。
 - 一 協会は、その財政が厳しい状況にあることを深く認識し、財政健全化のため業務全般にわたる抜本的な見直しを行い、計画的な効率化を推進し、現行受信料の維持に努めるとともに、視聴者の理解と協力が得られるよう、関連団体を含む協会全体の経営内容を積極的に開示すること。
 - 一 協会は、衛星放送の普及を図り、受信契約の締結と確実な収納を行うとともに、メディアの特性を生かした放送に努めること。
 - 一 障害者向け放送を広く普及するため、字幕放送等に係る制度の検討、助成制度の拡充など、情報通信を通じた福祉の増進に資する総合的な施策を展開すること。
 - 一 放送の国際化に対応し、国際間の相互理解と文化交流の一層の促進を図るため、映像を含む国際放送を拡充するとともに、十分な交付金を確保すること。
 - 一 放送文化に関する半世紀にわたる研究成果を十分に活用し、また、ハイビジョンを含むデジタル放送等の新たな放送技術の開発により、マルチメディア時代にふさわしい放送サービスの実現に向けて積極的に取り組むこと。
- 右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（6件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議決	委員会付託	委員会議決	本会議決
63	郵便貯金法の一部を改正する法律案	参	8. 3. 1	8. 4. 4	8. 4. 9 可決 附帯決議	8. 4. 10 可決	8. 5. 30	8. 6. 5 可決 附帯決議	8. 6. 6 可決
○ 8. 5. 30 衆本会議趣旨説明									
64	郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律案	〃	3. 1	4. 4	4. 9 可決 附帯決議	4. 10 可決	5. 30	6. 5 可決 附帯決議	6. 6 可決
○ 8. 5. 30 衆本会議趣旨説明									
65	簡易生命保険法の一部を改正する法律案	〃	3. 1	4. 4	4. 9 可決	4. 10 可決	5. 30	6. 5 可決	6. 6 可決
○ 8. 5. 30 衆本会議趣旨説明									
67	電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案	衆	3. 5	5. 22	5. 30 可決 附帯決議	5. 31 可決	4. 18	5. 15 可決 附帯決議	5. 17 可決
68	電波法の一部を改正する法律案	〃	3. 5	5. 30	6. 4 可決 附帯決議	6. 5 可決	5. 17	5. 22 可決 附帯決議	5. 23 可決
82	通信・放送機構法の一部を改正する法律案	〃	3. 11	5. 22	5. 30 可決 附帯決議	5. 31 可決	4. 18	5. 15 可決 附帯決議	5. 17 可決

・国会の承認を求めるの件（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議決	委員会付託	委員会議決	本会議決
1	放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件	衆	8. 2. 20	8. 3. 26 (予備)	8. 3. 26 承認 附帯決議	8. 3. 27 承認	8. 3. 22	8. 3. 25 承認 附帯決議	8. 3. 26 承認

【労働委員会】

(1) 審議概観

第136回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出5件であり、そのすべてが成立した。ほかに、内閣提出承認案件が1件あり、承認された。

また、本委員会付託の請願7種類29件のうち、1種類2件を採択した。

〔法律案等の審査〕

労働安全衛生法の一部を改正する法律案は、労働者の健康の一層の確保を図るため、産業医の専門性の確保等の観点からその選任要件を定めるなど、事業場における労働衛生管理体制を整備するとともに、健康診断の結果について医師等からの意見を聴取することや一般健康診断の結果を労働者に通知することを事業者が義務付けるなど、事業場における健康管理の充実を図る等の措置を講ずるものである。

委員会においては、産業医の選任要件の在り方、労働者の健康管理等について産業医が事業者に対して行う勧告の実効性、産業医の選任義務のない小規模事業場における健康管理の在り方、労働者の健康診断情報に関するプライバシー保護の徹底、過労死の予防対策等について質疑が行われた後、全会一致で可決された。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案は、①派遣労働者の適正な就業条件の確保を図るため、労働者派遣契約の解除及び適切な苦情処理に係る措置を充実するとともに、派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に関する指針を労働大臣が公表すること、②派遣先における派遣就業の適正化を図るため、派遣先は、適用対象業務以外の業務に派遣就業させてはならないこと等を明確化すること、③育児・介護休業取得者の代替要員を円滑に確保するため、育児・介護休業取得者の代替要員に係る労働者派遣事業については、その対象業務を原則として限定しない特例措置を設けることなどを内容としている。

委員会においては、派遣事業が果たしている役割と今後の展望、ネガティブリスト（派遣対象業務の原則自由化）方式の是非、育児・介護休業取得者の代替要員に係る労働者派遣事業について特例を認めた理由と今後における運用の在り方、違法派遣や派遣労働者の権利侵害の実態、派遣労働者からの苦情に対する処理の現状と今後の対策、派遣料金と派遣労働者の賃金との関係、派遣先における適正な就業条件の確保策等について質疑が行われた。

また、参考人として、社団法人日本事務処理サービス協会会長大原慶一君、

弁護士中野麻美君、日本労働組合総連合会社会政策局長榎本純君、龍谷大学法学部教授脇田滋君から意見を聴取し質疑を行うとともに、派遣元事業所の視察を行った。

質疑を終局し、討論の後、多数で可決された。なお、育児休業等に関する特例の運用に当たっては、休業取得者の代替要員としての派遣に限られることを確保することなど9項目の附帯決議が行われた。

高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案は、高齢退職者に対して臨時的・短期的な就業の機会の提供を行っているシルバー人材センターが、高齢化の進展とともに重要性を増しているため、シルバー人材センターを会員とするシルバー人材センター連合（公益法人）を都道府県知事が指定する制度を新設することにより、都道府県下全域で事業展開ができるようにするなど、その拡充強化のための措置を講ずるものである。

委員会においては、高齢者に対する就業機会の提供においてシルバー人材センターが果たしている役割、シルバー人材センター会員の多様な就業ニーズへの対応、会員の安全確保と事故等に対する補償の充実、事業運営の自主性確保、発注者からの苦情に対する適切な対応の必要性等について質疑が行われた後、全会一致で可決された。

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案は、労働保険に係る不服申立ての審査が、「過労死」事案にみられるように複雑性を増していることなどから長期化しているため、その迅速化を図る観点から、審査請求後3箇月を経過しても労働保険審査官の決定がないときは、その決定を経ないで、労働保険審査会に再審査請求をすることができる救済規定を設けるとともに、労働保険審査会委員を増員するなど審査体制の整備を図るものである。

委員会においては、2段階の審査請求制度を設けている趣旨、審査請求事案の認定状況と今後の申立て件数の見込み、審査に長期間を要している理由とその迅速化のための対策、審査資料等の閲覧請求への対応、「過労死」について認定基準の在り方と予防策、「労災隠し」の実態と今後の対応等について質疑が行われた。

質疑終局後、吉川委員から審査請求後3箇月を経過すれば裁判所に提訴することもできることなどを内容とする修正案が提出されたが、修正案は否決され、本案は原案どおり全会一致で可決された。

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案は、近年の少子・高齢化の進展や労働移動の増加等社会経済情勢の変化の下で、財形制度を拡充し、①育児、介護、教育等の費用を一般財形貯蓄から支出する勤労者に「財形貯蓄活用給付金」を支払う事業主に対し、雇用促進事業団が助成金を支給すること、②

中小企業に財形制度を普及促進するため、中小企業の財形事務を代行する制度を創設することなどを内容としている。

委員会においては、財形制度の果たしてきた役割、法律で規定されているにもかかわらず「勤労者財産形成政策基本方針」が策定されていない理由、非課税限度額引上げの必要性、中小企業への普及が遅れている原因とその対策、新たな助成金制度を創設する理由、ドイツの制度との比較等について質疑が行われた後、全会一致で可決された。なお、税制面の優遇措置の充実など3項目の附帯決議が行われた。

地方自治法第156条第6項の規定に基づき、公共職業安定所の設置に関し承認を求めるの件は、札幌北公共職業安定所を設置することについて国会の承認を求めるものである。

委員会においては、この安定所の設置等に伴い再編・整理される安定所の予定箇所とその地域における職業安定業務のサービス体制の在り方等について質疑が行われた後、全会一致で承認すべきものと決定した。

〔国政調査等〕

2月22日、永井労働大臣から所信を、渡邊労働大臣官房長から平成8年度労働省関係予算について説明を聴取し、2月27日、質疑を行った。

企業の海外進出が我が国の雇用に与える影響、高年齢者雇用の実態と対策、週40時間労働制の完全実施の重要性、産業構造の変化に対応した雇用対策の在り方、女子学生の就職難の実態と対策、男女の雇用機会均等、国際化に対応した職業能力開発の重要性などの問題が取り上げられた。

また、4月9日、労働問題に関する調査において、雇用問題等に係る諸法律の施行状況について、永井労働大臣及び政府委員から報告を聴取した後、質疑を行った。

労働基準法及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律など、最近成立した雇用問題等に係る諸法律の施行状況のほか、雇用サミット、阪神・淡路大震災に係る雇用対策をめぐる諸問題が取り上げられた。

なお、5月7日、予算委員会から委嘱を受けた平成8年度労働省関係予算の審査を行い、職業能力開発の在り方、雇用サミットにおいて我が国が果たした役割、技術革新に伴う人員削減への対応、労働時間短縮への取組、パート労働法及び男女雇用機会均等法の見直し、若年層の失業増加の理由、雇用保険財政の見通し、介護休業制度導入奨励金の実態、身体障害者雇用納付金の現状などについて質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成8年1月25日(木) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 労働問題に関する調査を行うことを決定した。

○平成8年2月22日(木) (第2回)

- 労働行政の基本施策に関する件について永井労働大臣から所信を聴いた。
- 平成8年度労働省関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

○平成8年2月27日(火) (第3回)

- 労働行政の基本施策に関する件について永井労働大臣、政府委員、厚生省及び文部省当局に対し質疑を行った。

○平成8年4月9日(火) (第4回)

- 雇用問題等に係る諸法律の施行状況に関する件について永井労働大臣及び政府委員から報告を聴いた後、同大臣及び政府委員に対し質疑を行った。
- 地方自治法第156条第6項の規定に基づき、公共職業安定所の設置に関し承認を求めるの件(閣承認第3号)
労働安全衛生法の一部を改正する法律案(閣法第72号)
以上両案件について永井労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成8年4月11日(木) (第5回)

- 地方自治法第156条第6項の規定に基づき、公共職業安定所の設置に関し承認を求めるの件(閣承認第3号)について永井労働大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。
(閣承認第3号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産、新緑、参フ
反対会派 なし
- 労働安全衛生法の一部を改正する法律案(閣法第72号)について永井労働大臣、政府委員及び文部省当局に対し質疑を行った後、可決した。
(閣法第72号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産、新緑、参フ
反対会派 なし
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第66号)について永井労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成8年4月18日（木）（第6回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第66号）について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

社団法人日本事務処理サービス協会会長	大原	慶一君
弁護士	中野	麻美君
日本労働組合総連合会社会政策局長	榎本	純君
龍谷大学法学部教授	脇田	滋君

○平成8年4月26日（金）（第7回）

- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第66号）について永井労働大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成8年4月30日（火）（第8回）

- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第66号）について永井労働大臣、政府委員及び厚生省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第66号） 賛成会派 自民、平成、社民、新緑、参フ
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

- 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）について永井労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成8年5月7日（火）（第9回）

- 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）について永井労働大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第10号） 賛成会派 自民、平成、社民、共産、新緑、参フ
反対会派 なし

- 平成8年度一般会計予算（衆議院送付）

平成8年度特別会計予算（衆議院送付）

平成8年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（労働省所管）について永井労働大臣、政府委員、通商産業省、文部省及び厚生省当局に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）について永井労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成8年5月14日（火）（第10回）

○労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）について永井労働大臣、政府委員及び社会保険庁当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第9号） 賛成会派 自民、平成、社民、共産、新緑、参フ
反対会派 なし

○平成8年5月21日（火）（第11回）

○勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案（閣法第39号）（衆議院送付）について永井労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成8年5月23日（木）（第12回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案（閣法第39号）（衆議院送付）について永井労働大臣、政府委員、大蔵省、建設省、労働省、郵政省、人事院当局及び参考人雇用促進事業団理事本庄資君に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第39号） 賛成会派 自民、平成、社民、共産、新緑、さき
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成8年6月18日（火）（第13回）

○理事の補欠選任を行った。

○請願第11号外1件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第793号外26件を審査した。

○労働問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（3）成立議案の要旨・附帯決議

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案（閣法第9号）

【要旨】

本法律案は、「過労死」事案にみられるように、労災保険給付に関する審査請求事案については、事案の複雑化等からその処理期間が長期化する傾向にあ

ることにかんがみ、審査の迅速化を図るため、労働保険審査官の決定が遅延した場合に関する手続を整備するとともに、労働保険審査会の審査体制の充実を図るものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 労働者災害補償保険法及び雇用保険法の改正

- (1) 審査請求をしている者は、審査請求をした日から3箇月を経過しても労働保険審査官による決定がないときは、決定を経ないで、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる。
- (2) 不服申立て中の処分取消しの訴えは、再審査請求後3箇月を経過しても労働保険審査会による裁決がない場合に限り提起することができる。

2 労働保険審査官及び労働保険審査会法の改正

- (1) 1の(1)により、労働保険審査官の決定を経ないで労働保険審査会に対して再審査請求がされたときは、労働保険審査官に対する審査請求は取り下げられたものとみなす。
- (2) 労働保険審査会における審査体制の整備
 - ① 労働保険審査会は委員9人（現行6人）をもって組織し、委員のうち3人は非常勤とすることができる。
 - ② 労働者災害補償保険制度に関し関係労働者及び関係事業主を代表する者を、各6人（現行各4人）指名する。
- (3) 労働保険審査会による労働保険審査官に対する差しもどしの制度を廃止する。
- (4) 罰金額について所要の引上げを行う。

3 施行期日

この法律は、平成8年7月1日から施行する。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第10号）

【要 旨】

本法律案は、最近の我が国における急速な高齢化の進展の下で、高年齢者の職業の安定や福祉の増進を図ることの重要性にかんがみ、定年退職者等に対する臨時的かつ短期的な就業の機会の確保のための措置の充実を図るものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 シルバー人材センター連合

- (1) 都道府県知事は、二以上のシルバー人材センターを会員とする公益法人を、シルバー人材センター連合として指定することができる。
- (2) シルバー人材センター連合は、高年齢退職者のために臨時的かつ短期的

な就業の機会の確保、提供等のほか、労働大臣への届出により、無料の職業紹介事業を行うことができる。

(3) シルバー人材センター連合とシルバー人材センターの関係を規定することその他所要の整備を行う。

2 全国シルバー人材センター事業協会

労働大臣は、シルバー人材センター及びシルバー人材センター連合の業務について連絡調整を図ること等の業務を行う公益法人を、全国シルバー人材センター事業協会として指定することができる。

3 施行期日

この法律は、平成8年10月1日から施行する。

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案（閣法第39号）

【要 旨】

本法律案は、近年の少子・高齢化、雇用の流動化等社会経済情勢が変化する中で、安定した勤労者生活の実現と中小企業の勤労者の福祉向上を図るため、財形制度を拡充するとともに、中小企業への財形制度の導入を促進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 雇用促進事業団は、財形貯蓄活用給付金（育児、教育、介護等の費用に充てるために一般財形貯蓄を払い出した勤労者に事業主が支払う給付金）を支払う事業主に対し、助成金を支給する。
- 2 中小企業事業主が中小企業団体等（事務代行団体）に対して、財形制度に係る事務を委託できることとし、これらの業務に関し、雇用促進事業団は、必要な助成を行う。
- 3 勤労者が転職等した場合で、移動先の事業主が財形制度を導入していないときは、事務代行団体を通じて、一定期間に限り特例的に財形貯蓄の継続を可能とする。
- 4 一般財形貯蓄について他の金融機関の財形貯蓄商品への預替えを可能とする。
- 5 この法律は、平成9年1月1日から施行する。ただし、2については、平成8年10月1日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 1 勤労者財産形成促進制度については、少子・高齢化の進展、労働移動の増加、勤労者の意識・価値観の多様化、金融の自由化等の社会経済情勢の変化に即応し、引き続き制度全般の整備充実を図っていくこと。

- 2 勤労者の財産形成促進に必要な非課税限度額の引上げ等税制面の優遇措置の充実について、更に一層努力すること。
- 3 財形事務の事務代行制度が効果的に活用されるよう、助成の充実を図るなど、中小企業に対する勤労者財産形成促進制度の普及促進に一層努めること。

右決議する。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第66号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、近年の経済社会情勢の変化等に対応し、労働力の需給の適正な調整を促進するとともに派遣労働者の雇用の安定その他福祉の増進に資するため、派遣労働者の適正な就業条件の確保を図るための措置及び育児・介護休業取得者の代替要員に係る労働者派遣事業の特例措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 派遣労働者の就業条件の確保のための措置

- (1) 労働者派遣契約の当事者は、労働者派遣契約の締結に際し、その契約の中途解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項を定めなければならない。
- (2) 労働者派遣契約の当事者は、労働者派遣契約の締結に際し、派遣労働者から苦情の申出を受けた場合のその処理に関する事項を定めるとともに、苦情処理に関する事項を派遣元及び派遣先の管理台帳に記載しなければならない。
- (3) 労働大臣は、派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に関して、必要な指針を公表するものとする。

2 派遣先における派遣就業の適正化のための措置の充実

- (1) 派遣先は、派遣労働者を適用対象業務以外の業務に従事させてはならないこと、及び無許可又は無届出の労働者派遣事業を行う事業主から労働者派遣を受け入れてはならないことを明確化する。
- (2) 労働大臣は、(1)について違反している派遣先に対し指導又は助言をした場合、なお違反しており、又は違反するおそれがあるときは、派遣先に対し、不適正な派遣就業を是正するために必要な措置等をとるべきことを勧告することができ、これに従わなかったときは、その旨を公表できる。

3 手続の簡素化等

- (1) 更新を受けた場合における一般労働者派遣事業の許可の有効期間を3年

から5年に延長する。

- (2) 一般派遣元事業主が事業対象業務の種類を減ずるときは、その変更について許可を受けることを要しないものとし、特定派遣元事業主が事業対象業務の種類を減ずるときは、その変更について届出をすることを要しないものとする等、手続を簡素化する。

4 育児・介護休業取得者の代替要員に係る労働者派遣事業の特例措置

育児・介護休業を取得する労働者の業務を処理するために行われる労働者派遣事業は、港湾運送業務、建設業務その他政令で定める業務（警備業務）を除く業務について行うことができる。その場合の派遣期間は、育児・介護休業をする期間（その期間が1年を超えるときは1年）を超えてはならない。

5 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

経済社会情勢の変化の中で、労働者派遣事業が適正に運営され、派遣労働者の雇用の安定その他福祉の増進が十分に図られるよう、政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 1 対象業務の見直しに当たっては、我が国の雇用慣行との調和に十分留意し、常用雇用労働者の代替を促すこととならないよう、また、専門性等を確保した業務内容となるよう十分に配慮し、中央職業安定審議会の意見を尊重して、個々の対象業務の内容及びその範囲を具体的に定めること。
- 2 病院における介護労働への派遣制度の適用に当たっては、医療福祉事業の専門性やチームワークの要請を踏まえ、看護管理の下に置くなど適切な配置が行われるよう指導すること。
- 3 育児休業等に関する特例の運用に当たっては、休業取得者の代替要員の派遣に限られることを確保するとともに、休業取得者が原則として原職又は原職相当職に復帰することについて配慮されるよう指導すること。
- 4 派遣先における実際の就業条件が、派遣元事業主が示した就業条件と相違することのないよう、適切な措置を講ずること。
- 5 派遣元事業主及び派遣先に対し、労働者派遣契約に、労働者派遣契約の中途解除に当たって講ずる損害賠償に関する措置等派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置が適切に記載されるよう指導すること。
- 6 派遣労働者の苦情処理について専門的な相談援助を行う団体の取組を促進するとともに、行政機関による苦情相談機能の充実を図るため、関係行政機

関の適切な連携を図ること。

- 7 改正後の労働者派遣法を踏まえ、派遣先に対する指導を徹底するとともに、派遣と請負の区分について具体的な基準を作成し、請負等を偽装した違法な労働者派遣事業の解消に向けてより一層の指導・監督を行うこと。
 - 8 労働者派遣事業の適正な運営を確保するため、派遣元事業主及び派遣先の自主的な努力の促進、労働者派遣事業適正運営協力員制度の活用を図るとともに、行政体制の整備・充実を図ること。
 - 9 派遣労働者に係る社会保険・労働保険の適用促進に向けて、派遣元事業主等関係者への制度の周知徹底等適切な措置を講ずること。
- 右決議する。

労働安全衛生法の一部を改正する法律案（閣法第72号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、高齢化の進展、産業構造の変化、技術革新の進展等に伴い、脳・心臓疾患につながる所見を有する労働者及び疲労やストレスを感じる労働者が増加するなど、最近における労働者の健康をめぐる状況の変化に対応し、労働者の健康の一層の確保を図るため、労働衛生管理体制を整備するとともに、事業場における健康管理の充実を図る等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 労働衛生管理体制の充実

- (1) 産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する者の中から選任しなければならない。
- (2) 産業医は、事業者に対し労働者の健康管理等について必要な勧告をすることができ、事業者はこれを尊重しなければならない。
- (3) 産業医の選任義務のない事業場について、事業者は、医師等に労働者の健康管理等を行わせるように努め、国は、これらの事業場の労働者の健康の確保に資するための援助を行うように努める。

2 職場における労働者の健康管理の充実

- (1) 事業者は、健康診断の結果に基づき、労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師等の意見を聴かなければならないこととするとともに、必要があると認めるときは、就業場所の変更等の適切な措置を講じなければならない。
- (2) 労働大臣は、事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための必要な指針を公表する。
- (3) 事業者は、一般健康診断を受けた労働者に対し、当該健康診断の結果を

通知しなければならないこととするとともに、必要があると認める労働者に対し、医師等による保健指導を行うように努めなければならない。

3 施行期日等

- (1) この法律は、平成8年10月1日から施行する。
- (2) 平成10年9月30日までの間は、事業者は1の(1)の要件を備えた者以外の医師を産業医とすることができる。

地方自治法第156条第6項の規定に基づき、公共職業安定所の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第3号）（先議）

【要 旨】

本承認案件は、労働省の所掌事務の円滑かつ効率的な遂行を図るため、札幌北公共職業安定所を設置することについて、地方自治法第156条第6項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（5件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※9	労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案	衆	8. 2. 2	8. 5. 7	8. 5. 14 可決	8. 5. 15 可決	8. 4. 11	8. 4. 17 可決	8. 4. 19 可決
			○ 8. 4. 11 衆本会議趣旨説明						
※10	高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案	"	2. 2	4. 23	5. 7 可決	5. 8 可決	4. 9	4. 17 可決	4. 19 可決
※39	勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案	"	2. 9	5. 17	5. 23 可決 附帯決議	5. 24 可決	4. 26	5. 10 可決 附帯決議	5. 10 可決
66	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案	参	3. 1	4. 4	4. 30 可決 附帯決議	5. 8 可決	5. 31	6. 7 可決 附帯決議	6. 11 可決
			○ 8. 5. 31 衆本会議趣旨説明						
72	労働安全衛生法の一部を改正する法律案	"	3. 5	4. 4	4. 11 可決	4. 12 可決	5. 31	6. 7 可決	6. 11 可決

・国会の承認を求めるの件（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
3	地方自治法第156条第6項の規定に基づき、公共職業安定所の設置に関し承認を求めるの件	参	8. 3. 1	8. 4. 4	8. 4. 11 承認	8. 4. 12 承認	8. 4. 26	8. 5. 10 承認	8. 5. 10 承認

【建設委員会】

(1) 審議概観

第136回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出8件（うち本院先議2件）であり、いずれも成立した。

また、国政調査、委嘱審査を行ったほか、付託請願13種類239件について審査を行い、2種類107件を採択した。

〔法律案の審査〕

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案は、一定の新築住宅に係る住宅金融公庫の貸付けについて、住宅の規模に応じて異なる利率を適用することを改め、住宅の構造等に応じて異なる利率を適用することとともに、自ら居住するため住宅を必要とする者等に対する特別の割増貸付制度を延長し、あわせて同公庫等の貸付金の利率の決定方法を簡易化する等の措置を講じようとするものである。

委員会では、質疑の後、全会一致をもって可決された。

大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の一部を改正する法律案は、大都市地域における良質な住宅地の円滑な供給を図るため、良好な居住環境の確保等の観点から宅地開発事業計画に係る認定の基準を見直すとともに、認定の申請を行うことができる期限を延長し、あわせて、事業区域が隣接し、又は近接する2以上の宅地開発事業に係る主要な公共施設の一体的な整備を促進するための住宅・都市整備公団法の特例を創設する等の措置を講じようとするものである。

委員会では、質疑、討論の後、多数をもって可決された。

公営住宅法の一部を改正する法律案は、長寿社会の到来等に対応するため、昭和26年に創設された公営住宅制度について、対象階層の的確化、供給方式の多様化、新たな家賃制度の導入等について抜本的見直しを行うものであり、その内容は、住宅に困窮する低額所得者に対して公営住宅の的確な供給を行うため、高齢者等に配慮した入居者資格を設定するとともに、適切な負担の下で居住の安定を確保できるよう公営住宅の家賃を入居者の収入と住宅の立地条件、規模等に応じて設定し、あわせて民間事業者等が保有する住宅を買い取り又は借り上げて公営住宅として供給する方式を導入する等の措置を講じようとするものである。

委員会では、質疑、討論の後、多数をもって可決された。

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律案は、最

近における交通事故の発生等の状況にかんがみ、交通事故の防止及び交通の円滑化を図るため、平成8年度以降5箇年間に於いて実施すべき交通安全施設等整備事業に関する計画を作成し、総合的な計画の下に交通安全施設等整備事業を実施しようとするものである。

委員会では、質疑の後、全会一致をもって可決された。

幹線道路の沿道の整備に関する法律等の一部を改正する法律案は、平成7年7月の国道43号訴訟最高裁判決において、道路交通騒音等に起因する被害について、道路の設置管理の瑕疵が認定されたことが背景となって改正されたものであり、その内容は、道路交通及び沿道の生活環境の現況にかんがみ、道路交通騒音の著しい幹線道路の沿道について、道路交通騒音により生ずる障害の防止と適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため、道路交通騒音の減少に関する計画の策定、区域を区分して容積率の最高限度を定めることができることとする等の沿道整備計画制度の拡充、適正かつ合理的な土地利用を促進するための土地に関する権利の移転等を市町村の定める計画によって一体的に行う制度の創設、一定の沿道地区計画等の区域の市街地再開発事業の施行区域への追加、2以上の道路に係る道路交通騒音により生ずる障害の防止のための施設等の管理の方法の改善等の措置を講じようとするものである。

委員会では、質疑の後、全会一致をもって可決された。

本州四国連絡橋公団法の一部を改正する法律案は、本州四国連絡橋公団の移転に伴い主たる事務所の所在地を東京都から神戸市に変更し、あわせて同公団の理事及び監事の任期を2年とするとともに、事業報告書等の公開に関する規定を整備するほか、同公団の事業の円滑な推進を図るため、政府は、当分の間、同公団に対し、その業務に要する経費に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることができることとする等の措置を講じようとするものである。

委員会では、質疑の後、全会一致をもって可決された。

都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案は、都市公園等の整備の促進により都市環境の改善を図るため、新たに平成8年度を初年度とする都市公園等整備5箇年計画を策定するとともに、同計画の対象となる一定の公園又は緑地を設置する町村に対し国が無利子貸付けを行うことができる期間を延長する等の措置を講じようとするものである。

委員会では、質疑の後、全会一致をもって可決された。

下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律案は、下水道の緊急かつ計画的な整備を促進して都市環境の改善を図り、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、新たに平成8年度を初年度とする下水道整備5箇年計画を策定するとともに、発生汚泥等の適正な処理に関する下水道管理者の責

務を明確化し、及び下水道施設の有する空間の有効利用を図ろうとするものである。

委員会では、質疑の後、全会一致をもって可決された。

〔国政調査等〕

2月15日、中尾建設大臣及び岡部北海道開発庁長官から豊浜トンネル崩落事故について報告を聴取するとともに、中尾建設大臣から建設行政の基本施策について、鈴木国土庁長官から国土行政の基本施策について、また岡部北海道開発庁長官から北海道総合開発の基本施策についてそれぞれ所信を聴取した。

2月22日、豊浜トンネル崩落事故について前回の報告以降の経過等について報告を聴取するとともに、所信及び豊浜トンネル崩落事故について質疑を行った。

ここでは、阪神・淡路大震災復興計画緊急インフラ整備3カ年計画の推進、公共投資の波及効果と評価、ウォーキングトレイル事業の推進と地方公共団体の指導、中小・中堅建設業者の受注機会の確保策、地震予知についての取組と活断層調査の進捗状況、景気回復に与える公共投資の効果、土地の流動化と有効利用の関係、北海道の振興開発に関しての基本的考え方、琵琶湖総合開発事業の推進、豊浜トンネル崩落事故の救助活動と対策等が取り上げられた。

また、3月14日、質疑が行われ、豊浜トンネル崩落事故の原因究明、全国の道路のトンネルについて緊急点検の実施と対策、東京湾エリアにおける防災対策、住宅金融専門会社とゼネコンの関係等について質疑が行われた。

5月7日、予算委員会から委嘱を受けた平成8年度一般会計予算、特別会計予算、政府関係機関予算中、総理府所管（北海道開発庁、国土庁）、建設省所管、住宅金融公庫及び北海道東北開発公庫について審査を行い、政府から説明を聴いた後、建設省所管の予算における各事業の優先順位と予算配分の基準、建設コストの国際的比較、住宅宅地関連公共施設整備促進事業費の増額、建設省における民間との人事交流の是非、土地の有効利用の促進についての施策と中期的な課題、石狩川治水対策と地元への影響等について質疑を行った。

なお、2月2日、阪神・淡路大震災の被災地における復旧・復興状況等の実情調査のため兵庫県を、また、5月28日、東京湾横断道路の建設状況に関する実情調査のため、それぞれ視察を行った。

（2）委員会経過

○平成8年1月25日（木）（第1回）

- 建設事業及び建設諸計画等に関する調査を行うことを決定した。

○平成8年2月15日（木）（第2回）

- 一般国道229号豊浜トンネル崩落事故に関する件について中尾建設大臣及び岡部北海道開発庁長官から報告を聴いた。
- 建設行政の基本施策に関する件について中尾建設大臣から、国土行政の基本施策に関する件について鈴木国土庁長官から、北海道総合開発の基本施策に関する件について岡部北海道開発庁長官からそれぞれ所信を聴いた。

○平成8年2月22日（木）（第3回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 一般国道229号豊浜トンネル崩落事故に関する件について中尾建設大臣及び岡部北海道開発庁長官から報告を聴いた。
- 建設行政の基本施策に関する件、国土行政の基本施策に関する件及び北海道総合開発の基本施策に関する件並びに一般国道229号豊浜トンネル崩落事故に関する件について中尾建設大臣、岡部北海道開発庁長官、鈴木国土庁長官、政府委員、建設省、厚生省及び自治省当局に対し質疑を行った。

○平成8年3月14日（木）（第4回）

- 一般国道229号豊浜トンネル崩落事故に関する件、東京湾岸地域の石油コンビナート等の防災対策に関する件、住宅金融専門会社とゼネコンとの関係に関する件等について中尾建設大臣、鈴木国土庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成8年3月26日（火）（第5回）

- 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）
大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）

以上両案について中尾建設大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府委員に対し質疑を行い、大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）について討論の後、いずれも可決した。

（閣法第11号） 賛成会派 自民、平成、社民、共産、さき

反対会派 なし

（閣法第12号） 賛成会派 自民、平成、社民、さき

反対会派 共産

○平成8年3月28日（木）（第6回）

- 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律案（閣

法第40号) (衆議院送付) について中尾建設大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第40号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産、さき
反対会派 なし

○平成8年4月9日(火) (第7回)

○都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案(閣法第58号)

下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律案(閣法第59号)

以上両案について中尾建設大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成8年4月11日(木) (第8回)

○都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案(閣法第58号)

下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律案(閣法第59号)

以上両案について中尾建設大臣、政府委員、農林水産省及び厚生省当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

(閣法第58号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産、さき
反対会派 なし

(閣法第59号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産、さき
反対会派 なし

○平成8年4月18日(木) (第9回)

○本州四国連絡橋公団法の一部を改正する法律案(閣法第54号) (衆議院送付) について中尾建設大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成8年4月26日(金) (第10回)

○本州四国連絡橋公団法の一部を改正する法律案(閣法第54号) (衆議院送付) について中尾建設大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第54号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産、さき
反対会派 なし

○平成8年5月7日(火) (第11回)

○委嘱審査のため住宅金融公庫及び北海道東北開発公庫の役職員を参考人として出席を求めることを決定した。

○平成8年度一般会計予算(衆議院送付)

平成8年度特別会計予算(衆議院送付)

平成8年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(総理府所管(北海道開発庁、国土庁)、建設省所管、住宅金融公庫及び

北海道東北開発公庫) について中尾建設大臣、鈴木国土庁長官及び岡部北海道開発庁長官から説明を聴いた後、同大臣、両長官、政府委員、自治省、建設省及び人事院当局に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成8年5月14日(火) (第12回)

- 幹線道路の沿道の整備に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第53号)(衆議院送付)について中尾建設大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成8年5月16日(木) (第13回)

- 幹線道路の沿道の整備に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第53号)(衆議院送付)について中尾建設大臣、政府委員及び運輸省当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第53号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産、さき
反対会派 なし

- 公営住宅法の一部を改正する法律案(閣法第25号)(衆議院送付)について中尾建設大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成8年5月23日(木) (第14回)

- 公営住宅法の一部を改正する法律案(閣法第25号)(衆議院送付)について中尾建設大臣、政府委員、厚生省及び労働省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第25号) 賛成会派 自民、平成、社民、さき
反対会派 共産

○平成8年6月18日(火) (第15回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第1484号外106件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第2号外131件を審査した。
- 建設事業及び建設諸計画等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案（閣法第11号）

【要 旨】

本法律案は、平成8年度予算案に盛り込まれている良質な住宅ストックの形成を誘導する金利体系への転換、特別割増貸付制度の延長等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 マンション共用部分改良の融資条件の改善

店舗等の非住宅部分を有するマンションの共用部分の改良工事費について、その全体を融資対象とする。

2 金利体系の改善

住宅の規模に応じた現行の金利体系を、高齢者に配慮した住宅等一定の良質な住宅に対して優遇する金利体系に改善する。

3 金利決定手続の簡素化

政令で定めることとされている貸付金の利率について、その決定手続を簡素化し、主務大臣の認可の上、住宅金融公庫が定めることとし、あわせて、関連する貸付制度についても、その決定方法を簡素化する。

4 支払方法変更手数料の新設

毎月の返済額の増減、元利均等から元金均等への変更等利用者の多様な支払方法のニーズに対応することを可能とするため、支払方法変更手数料を導入する。

5 特別割増貸付制度の適用期限の延長

特別割増貸付制度について、平成8年3月31日が適用期限とされているものを、平成13年3月31日までの5年間延長を行う。

なお、この法律は、平成8年4月1日から施行する。ただし、2の改正は、平成8年10月1日から施行する。

大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の一部を改正する法律案（閣法第12号）

【要 旨】

本法律案は、来るべき21世紀に向け、大都市地域において、より質を重視した住宅地の供給を緊急に促進するため、優良な宅地開発事業を認定する基準を見直すとともに、認定を受けた宅地開発事業に対する支援措置の拡充等を図り、あわせて適用期限を延長しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 宅地開発事業計画の認定基準の見直し

宅地開発事業計画の認定基準を見直し、良好な住宅市街地の景観の形成のための緑の確保、公共施設のバリアフリー化など高齢者、身体障害者等が利用しやすい公共施設の整備の推進等を図る。

2 住宅金融公庫の融資に当たっての配慮

住宅金融公庫は、認定を受けた宅地開発事業が円滑に実施されるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。

3 関連公共施設の一体的な整備

2以上の宅地開発事業者が、隣接又は近接する区域で主要な公共施設を一体的に整備しようとする場合には、共同して一つの宅地開発事業計画を作成し、認定を受けることができることとし、住宅・都市整備公団が認定事業者の一つとなっているときは、同公団が地方公共団体に代わって主要な公共施設の整備を行うことができることとする。

4 良質な住宅地の保全

良質な住宅地を保全するため、認定事業者は、造成宅地の処分に当たって定めることとされている建築協定について建築物の敷地、位置、用途及び意匠に関する基準を定めるとともに、新たに緑地協定を定める。

5 認定の申請に係る適用期限の延長

宅地開発事業計画の認定の申請に係る適用期限を平成18年3月31日まで延長する。

公営住宅法の一部を改正する法律案（閣法第25号）

【要 旨】

本法律案は、住宅に困窮する低額所得者に対し、良好な居住環境を備えた公営住宅の的確な供給を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 長寿社会等への対応

- (1) 高齢者等に配慮した入居収入基準の弾力的設定のための措置を講ずる。
- (2) 入居者の収入及び公営住宅の立地条件、規模等の便益に応じて家賃を設定する制度を導入するとともに、家賃に係る国の補助制度を創設する。
- (3) 公営住宅の社会福祉事業への活用や建替事業における社会福祉施設、公共賃貸住宅との併設を促進するための措置を講ずる。

2 公営住宅の的確な供給

- (1) 民間事業者等が保有する住宅を買い取り、又は借り上げて公営住宅として供給する方式を導入する。

- (2) 公営住宅の種別区分を廃止する。
- (3) 公営住宅建替事業の要件を緩和する。
- 3 地方公共団体の自主的な政策手段の拡大
 - (1) 高齢者等の入居収入基準を一定の上限の下で事業主体が条例により設定できることとする。
 - (2) 家賃等の決定、変更等についての建設大臣への報告義務を廃止する。
- 4 その他
 - 公営住宅の供給に係る国の補助制度を整備する等所要の改正を行う。

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律案（閣法第40号）

【要 旨】

平成8年度以降5箇年間に於いて実施すべき交通安全施設等整備事業に関する計画を作成するものとする。

幹線道路の沿道の整備に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第53号）

【要 旨】

本法律案は、道路交通騒音の著しい幹線道路において、道路構造の改善等を進めるとともに、その沿道においても、まちづくりと一体となった沿道環境の整備を図り、道路交通騒音により生ずる障害の防止と沿道にふさわしい土地利用を実現しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 幹線道路の沿道の整備に関する法律の改正
 - (1) 沿道整備道路の道路管理者及び都道府県公安委員会は、道路交通騒音を減少させるための道路構造の改善、交通規制等に関する計画を定めるものとし、両者はこの計画に従って、それぞれ必要な措置を講ずるものとする。
 - (2) 沿道整備計画を沿道地区計画とし、その区域等を具体的な土地利用規制を定める沿道地区整備計画に先行して定めることができることとするとともに、建築物の容積を適正に配分することが必要なときに区域を区分して容積率の最高限度を定めることができることとするなど、沿道整備計画制度の拡充を行う。
 - (3) 沿道地区計画の区域内において適正かつ合理的な土地利用を促進するため、沿道地区計画の実現手法として、市町村の定める計画によって土地に関する権利の移転等を一体的に行う制度を創設する。

- (4) 緩衝建築物の建築、防音工事等に対する助成措置を拡充する。
 - (5) 市町村長が一定の公益法人を沿道整備推進機構として指定し、これが沿道の整備用地を取得する場合に、国が無利子貸付けすることができる制度を創設する。
- 2 建築基準法の改正
沿道地区計画の区域内における建築物の容積率の最高限度の特例に関する規定等の整備を行う。
 - 3 都市再開発法の改正
一定の沿道地区整備計画等の区域を市街地再開発事業の施行区域に追加する。
 - 4 道路法、高速自動車国道法及び道路整備特別措置法の改正
複数の道路に係る道路交通騒音により生ずる障害の防止のための共用の施設等について、関係の道路管理者が協議して、管理の方法、費用の分担を定めることができることとする。

本州四国連絡橋公団法の一部を改正する法律案（閣法第54号）

【要 旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 主たる事務所の移転
本州四国連絡橋公団（以下「公団」という。）の主たる事務所の所在地を東京都から神戸市に変更する。
- 2 役員任期の変更
公団の理事及び監事の任期を現行の4年から2年に変更する。
- 3 公団関係書類の公開
事業報告書等の公開に関する規定を整備する。
- 4 無利子資金貸付制度の創設
公団の事業の円滑な推進を図るため、政府は、当分の間、公団に対し、その業務に要する経費に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることができるものとする。

都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案（閣法第58号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、都市公園等の整備の促進により都市環境の改善を図るため、現行の5箇年計画に引き続き、新たに平成8年度を初年度とする都市公園等整備5箇年計画を策定する等の措置を講じようとするものである。

下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律案（閣法第59号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、現行の第7次下水道整備5箇年計画に引き続き平成8年度を初年度とする第8次下水道整備5箇年計画を策定するとともに、下水の処理に伴い発生した汚泥等の適切な処理に関する下水道管理者の責務を明確化し、及び下水道施設の有する空間の有効利用を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 下水道整備緊急措置法の一部改正

建設大臣は、新たに平成8年度を初年度とする下水道整備5箇年計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとする。

2 下水道法の一部改正

(1) 発生汚泥等の処理に関する規定の整備

公共下水道管理者は、公共下水道の施設から生じた汚泥等のたい積物等について、公共下水道の施設の円滑な維持管理を図るため適切に処理しなければならないこととするとともに、脱水、焼却、再生利用等によりその減量に努めなければならないこととする。

(2) 下水道施設に係る行為制限の緩和

① 公共下水道管理者は、公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分について、電線等公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのないものの設置を認めることができることとする。

② 流域下水道管理者は、流域下水道の施設について、電線等流域下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのないものの設置を認めることができることとする。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（8件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
※11	住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案	衆	8. 2. 2	8. 3. 26 (予備)	8. 3. 26 可 決	8. 3. 27 可 決	8. 3. 22	8. 3. 25 可 決	8. 3. 26 可 決
12	大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の一部を改正する法律案	〃	2. 2	3. 26 (予備)	3. 26 可 決	3. 27 可 決	3. 22	3. 25 可 決	3. 26 可 決
※25	公営住宅法の一部を改正する法律案	〃	2. 7	5. 15	5. 23 可 決	5. 24 可 決	4. 11	4. 17 可 決 附帯決議	4. 19 可 決
※40	交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律案	〃	2. 9	3. 27	3. 28 可 決	3. 29 可 決	3. 26 交通安全 対策特委	3. 27 可 決	3. 27 可 決
※53	幹線道路の沿道の整備に関する法律等の一部を改正する法律案	〃	2. 13	5. 10	5. 16 可 決	5. 17 可 決	4. 23	4. 24 可 決	4. 25 可 決
※54	本州四国連絡橋公団法の一部を改正する法律案	〃	2. 13	4. 17	4. 26 可 決	4. 26 可 決	4. 9	4. 10 可 決	4. 11 可 決
58	都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案	参	2. 20	4. 4	4. 11 可 決	4. 12 可 決	5. 22	5. 24 可 決	5. 28 可 決
59	下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律案	〃	2. 20	4. 4	4. 11 可 決	4. 12 可 決	5. 22	5. 24 可 決	5. 28 可 決

【 予 算 委 員 会 】

(1) 審 議 概 観

第136回国会中、本委員会においては平成7年度補正予算（第3号）、平成8年度暫定予算及び平成8年度総予算の審査を行った。

なお、本委員会に付託された請願は3種類64件で、いずれも願意が平成8年度一般会計予算に計上されている緊急金融安定化資金6,850億円を削除することを主な内容としているものであり、総予算成立により、いずれも審査未了となった。

〔予算の審査〕

平成7年度補正予算（第3号）は、歳入について租税及印紙収入の減収を見込むとともに、地方交付税の減額、既定経費の節減、公債金の増額等を行うことを内容とするものであり、1月22日に国会に提出され、2月16日に成立した。（概要については、「Ⅲの2 財政演説」を参照されたい）

主な論点としては、「租税収入を50兆7,000億円と3兆円近く減額修正を行っているが、これまでの税収実績から見て、更に減少して50兆円を割り込むのではないか」との問いに対し、政府より、「大法人からの聞き取り調査や年末の経済見通しをもとに検討した結果、50兆円を上回る税収を確保できるものと考えている」旨の答弁があった。

このほか、財政再建への政府の取組み姿勢、政府の景気回復に対する判断、住宅金融専門会社（以下「住専」）を含む金融機関等の不良債権処理問題、阪神・淡路大震災被災者に対する住宅対策、宗教法人法の改正問題、高速増殖炉もんじゅ事故の発生原因、在沖縄米軍基地問題等について質疑が行われた。

平成8年度暫定予算は、平成8年4月1日から5月20日までの期間について措置されたものであり、歳出面では人件費等の経常的経費など行政運営上必要最小限の経費を計上するとともに、歳入面では期間中の租税収入を取り込むほか、国債発行や大蔵省証券の発行等についての必要な財源措置を講ずる内容である。

暫定予算は、3月26日に国会に提出され、同月29日成立した。

主な論点としては、「暫定予算の期間を50日間とした根拠は何か」との問いに対し、久保大蔵大臣より、「審議時間を確保し、暫定の補正を必要とするここのないよう50日間の暫定期間を組んだ」旨の答弁があった。

このほか、ノンバンクの不良債権問題、薬害エイズ問題への対応策、クリントン米大統領訪日への対応方針、在沖縄米軍基地問題、放送倫理と報道機関の在り方、金融機関に対する大蔵行政の在り方等について質疑が行われた。

平成8年度総予算は、1月22日に国会に提出されたものの、成立は5月10日

と実に3カ月と20日間を要した。それには、衆議院予算委員会において、一般会計予算に計上されている緊急金融安定化資金6,850億円を削除すること等を求めて、総予算の採決をする予定日の3月4日から25日までの22日間にわたり新進党の議員が交代で第一委員室前に座込みを続けたことにより大幅に審議が遅れたことが背景にある。

3月25日に土井衆議院議長の斡旋案を新進党が受け入れ審議が再開され、総予算は4月11日の委員会で採決に付されたが、その際、一般会計予算総則第15条の次に「第16条 緊急金融安定化資金の685,000,000千円については、制度を整備した上で措置する。」の一条を加える修正を行い、引き続き同日の本会議を経て参議院に送付された。

本委員会における平成8年度総予算の審議の経過は次のとおりである。

まず、総括質疑を4月12日に開始し、26日までのうち9日間行ったが、この間の4月19日及び22日の両日にわたり、総括質疑を中断し、住専問題について全国銀行協会連合会理事橋本俊作君ほか7名を参考人として招き質疑を行った。総括質疑を終わり、4月30日には公聴会を開き、学習院大学経済学部教授奥村洋彦君ほか5名の公述人から意見聴取を行った後、質疑を行った。引き続き翌5月1日及び2日の両日にわたり、住専問題について、株式会社住総元社長原秀三君ほか3名を証人として出頭を求め尋問を行った。さらに8日には住専問題、経済及び財政等に関する集中審議を行い、同日午後と翌9日の午前中に締めくくり総括質疑を行って、討論の後、総予算の採決を行った。

予算の特徴としては、一般会計予算の総額が前年度当初比5.8%増の75兆1,049億円と平成3年度(6.2%)以来の高い伸びとなったが、一般歳出の伸びは2.4%と低水準にとどまった。また、歳出経費として緊急金融安定化資金6,850億円が計上され、歳入として平成2年度以来回避されてきた当初予算での償還のあてのない特例公債発行が再開された。(概要については、「Ⅲの2 財政演説」を参照されたい)

主な論点としては、住専問題については、「住専の不良債権処理問題は、6,850億円を予算から削除し、法的処理によって解決すべきではないか」との問い対し、久保大蔵大臣より、「住専の問題は民間企業の債権債務の問題であるが、民間だけの処理に任せていたのでは、関係者が多数に上り、かつ時間がかかり過ぎて早期の不良債権処理と金融システムの確立が難しくなると思われる。大蔵省を中心として関係金融機関等との間で処理策についての当事者間の合意事項がまとめられ、結果として財政支出を行うことになった。もし法的な処理として会社更生法を取る場合には、更生計画案決定に必要な債権額の3分の2以上の同意を取りつけることが難しい。したがって、6,850億円を予算から削除して法的処理にゆだねるよりは、今回のような関係者間の合意によって

解決することの方がより適切と考えている」旨の答弁があった。

また、財政問題については、「財政改革には、歳入歳出を機械的に伸ばしただけの現在の中期展望ではなく、もっと踏み込んだ財政計画のようなものが必要ではないか。例えば、財政改革推進委員会の設置あるいは財政再建法を策定すべきではないか」との問いに対し、橋本総理並びに久保大蔵大臣は、「収支相償う財政計画というものは我が国においてはいろいろ問題があり、いまだ検討の緒についていない状況にある。また新たな委員会を設けるよりは、既存の財政審や税調などが横に連携をとり、それぞれの特色を生かしながら方向づけができるように工夫してみたい。現在、景気を回復軌道に乗せることが最優先にしており、現状においては財政再建法を策定する考えはない」旨の答弁があった。

さらに、沖縄米軍基地問題については、「普天間基地が総理の政治決断とリーダーシップにより全面返還されることになったが、返還に向けてどう対応されるのか」との問いに対し、橋本総理は、「代替施設を用意しなければならないとしても、人口稠密地帯の普天間基地を閉鎖することができれば一步前進と考えて決断した。沖縄県も協力を約束してくださり、関係者の協力を得られれば、5年から7年の間に返還は必ず実現できるものと信じている」旨の答弁があった。

このほか、税制及び行財政改革への取組み姿勢、景気の現状認識と今後の経済運営についての基本方針、日銀法改正の必要性、薬害エイズ問題と薬務行政の在り方、新介護システム導入の見通し、今後の阪神・淡路大震災被災地の復旧復興対策、宗教法人法の改正問題、日米首脳による日米安全保障共同宣言の意義、国連海洋法条約批准が長引いた理由等について質疑が行われた。

なお、平成8年度総予算審査に資するため、1月31日から2月2日にかけて三重県、京都府、大阪府並びに愛媛県、香川県にそれぞれ委員を派遣して現地調査を行った。

〔証人の告発〕

本委員会は、前記したように、5月1日及び2日の両日にわたり、住専問題について総計4名の証人を喚問した。その際、1日に出頭した株式会社桃源社代表取締役社長佐佐木こと佐々木吉之助証人は、「最初の契約では桃源社とたな子との契約を途中からトニーハスラー、スパークリング・ヴィーバー社を挟んだ形に変えたが、なぜそういうことをしたのか。これは桃源社に対する金融機関からの家賃の差し押さえを防ぐための策として、すなわち、差し押さへのせん脱のためにトニーハスラーなどを間に入れたのではないか。」との旨の尋問に対して、「ビル管理会社を間に挟んだのは、修繕などの専門的な業務を桃源社だけでやっていくことが非常に複雑多岐になるので、これは、ビル管理の

近代化の一端だと思う。家賃の差し押さえを免れることを目的とするものではない。」との旨の証言を行った。

この証言内容について、偽証の疑いがあるのではないかとの観点から、各党各会派は理事会及び理事懇談会等で協議するとともに、秘密理事会で法務省当局から佐々木証人に対する捜査状況の説明を聴取し質疑を行うなど、慎重かつ総合的に検討した。その結果、理事会においては、佐々木証人の証言は偽証の疑いがきわめて濃厚であるとの合意に達した。

よって、本委員会は、平成8年6月18日、佐々木証人を「議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律」第8条の規定により告発することを決定した。なお、同日、井上委員長は、委員会を代表して最高検察庁検事総長を訪れ、佐々木証人に係る告発状を手交した。

(2) 委員会経過

○平成8年1月26日(金) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
 - 予算の執行状況に関する調査を行うことを決定した。
 - 平成8年度一般会計予算(予)
 - 平成8年度特別会計予算(予)
 - 平成8年度政府関係機関予算(予)
 - 平成7年度一般会計補正予算(第3号)(予)
 - 平成7年度特別会計補正予算(特第3号)(予)
- 以上5案について久保大蔵大臣から趣旨説明を聴いた。
- 平成8年度総予算審査のため委員派遣を行うことを決定した。

○平成8年2月15日(木) (第2回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 平成7年度一般会計補正予算(第3号)(衆議院送付)
- 平成7年度特別会計補正予算(特第3号)(衆議院送付)

以上両案について橋本内閣総理大臣、中尾建設大臣、岡部国務大臣、久保大蔵大臣、大原農林水産大臣、田中経済企画庁長官、奥田文部大臣、梶山内閣官房長官、中川科学技術庁長官、亀井運輸大臣、池田外務大臣、臼井防衛庁長官、弥富人事院総裁及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成8年2月16日(金) (第3回)

- 平成7年度一般会計補正予算(第3号)(衆議院送付)
- 平成7年度特別会計補正予算(特第3号)(衆議院送付)

以上両案について橋本内閣総理大臣、久保大蔵大臣、池田外務大臣、大

原農林水産大臣、菅厚生大臣、永井労働大臣、中尾建設大臣及び政府委員
に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

(平成7年度第3次補正予算)

賛成会派 自民、平成、社民、新緑、二院

反対会派 共産

○平成8年3月28日(木) (第4回)

○平成8年度一般会計暫定予算(衆議院送付)

平成8年度特別会計暫定予算(衆議院送付)

平成8年度政府関係機関暫定予算(衆議院送付)

以上3案について久保大蔵大臣から趣旨説明を聴き、橋本内閣総理大臣、久保大蔵大臣、倉田自治大臣、臼井防衛庁長官、池田外務大臣、菅厚生大臣、日野郵政大臣、中尾建設大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

(平成8年度暫定予算)

賛成会派 自民、平成、社民、新緑、二院

反対会派 共産

○平成8年4月12日(金) (第5回) —— 総括質疑 ——

○平成8年度総予算審査のため、住宅金融専門会社問題について以下の者に対し証人として書類の提出を求めることを決定した。

大蔵大臣	久保	亘君
日本住宅金融株式会社代表取締役社長	丹羽	進君
株式会社住宅ローンサービス代表取締役社長	井上	時男君
株式会社住総取締役社長	山本	弘君
総合住金株式会社代表取締役社長	大槻	章雄君
第一住宅金融株式会社取締役社長	山仲	靖朗君
地銀生保住宅ローン株式会社代表取締役社長	坂齊	春彦君
日本ハウジングローン株式会社代表取締役	會田	稜三君

○参考人の出席を求めることを決定した。

○平成8年度一般会計予算(衆議院送付)について衆議院予算委員長上原康助君から衆議院における修正部分の説明を聴いた後、

平成8年度一般会計予算(衆議院送付)

平成8年度特別会計予算(衆議院送付)

平成8年度政府関係機関予算(衆議院送付)

以上3案について橋本内閣総理大臣、久保大蔵大臣、梶山内閣官房長官、大原農林水産大臣、岩垂環境庁長官、田中経済企画庁長官、日野郵政

大臣、菅厚生大臣、長尾法務大臣、鈴木国土庁長官、中尾建設大臣、倉田
国務大臣、池田外務大臣、政府委員、最高裁判所当局及び参考人日本銀行
総裁松下康雄君に対し質疑を行った。

○平成8年4月15日（月）（第6回）—— 総括質疑 ——

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成8年度一般会計予算（衆議院送付）
- 平成8年度特別会計予算（衆議院送付）
- 平成8年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について橋本内閣総理大臣、池田外務大臣、永井労働大臣、倉
田自治大臣、大原農林水産大臣、久保大蔵大臣、菅厚生大臣、奥田文部大
臣、田中経済企画庁長官、中川科学技術庁長官、塚原通商産業大臣、中尾
建設大臣、長尾法務大臣、鈴木国土庁長官、政府委員及び参考人日本銀行
総裁松下康雄君に対し質疑を行った。

- 派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

○平成8年4月16日（火）（第7回）—— 総括質疑 ——

- 平成8年度総予算審査のため公聴会開会承認要求書を提出することを決定
した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成8年度一般会計予算（衆議院送付）
- 平成8年度特別会計予算（衆議院送付）
- 平成8年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について橋本内閣総理大臣、久保大蔵大臣、大原農林水産大
臣、田中経済企画庁長官、菅厚生大臣、塚原通商産業大臣、政府委員及び
参考人日本銀行総裁松下康雄君に対し質疑を行った。

○平成8年4月17日（水）（第8回）—— 総括質疑 ——

- 平成8年度一般会計予算（衆議院送付）
- 平成8年度特別会計予算（衆議院送付）
- 平成8年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について橋本内閣総理大臣、池田外務大臣、臼井防衛庁長官、
田中経済企画庁長官、大原農林水産大臣及び政府委員に対し質疑を行っ
た。

○平成8年4月18日（木）（第9回）—— 総括質疑 ——

- 平成8年度総予算審査のため、住宅金融専門会社問題について以下の者に
対し資料の提出を求めることを決定した。

日本住宅金融株式会社代表取締役社長	丹羽	進君
株式会社住宅ローンサービス代表取締役社長	井上	時男君
株式会社住総取締役社長	山本	弘君
総合住金株式会社代表取締役社長	大槻	章雄君
第一住宅金融株式会社取締役社長	山仲	靖朗君
地銀生保住宅ローン株式会社代表取締役社長	坂齊	春彦君
日本ハウジングローン株式会社代表取締役	會田	稜三君

○平成8年度一般会計予算（衆議院送付）

平成8年度特別会計予算（衆議院送付）

平成8年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について橋本内閣総理大臣、田中経済企画庁長官、塚原通商産業大臣、鈴木国土庁長官、久保大蔵大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成8年4月19日（金）（第10回）—— 参考人招致 ——

○平成8年度一般会計予算（衆議院送付）

平成8年度特別会計予算（衆議院送付）

平成8年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について以下の参考人に対し質疑を行った。

全国銀行協会連合会理事	橋本	俊作君
社団法人全国地方銀行協会会長	玉置	孝君
日本住宅金融株式会社代表取締役社長	丹羽	進君
総合住金株式会社代表取締役社長	大槻	章雄君

○平成8年4月22日（月）（第11回）—— 参考人招致 ——

○平成8年度一般会計予算（衆議院送付）

平成8年度特別会計予算（衆議院送付）

平成8年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について以下の参考人に対し質疑を行った。

農林中央金庫理事長	角道	謙一君
社団法人全国信連協会会長理事	杉浦	與曾松君
住友不動産株式会社取締役相談役	安藤	太郎君
株式会社共同債権買取機構取締役社長	金澤	彰君

○平成8年4月23日（火）（第12回）—— 総括質疑 ——

○平成8年度一般会計予算（衆議院送付）

平成8年度特別会計予算（衆議院送付）

平成8年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について橋本内閣総理大臣、日野郵政大臣、久保大蔵大臣、田中経済企画庁長官、梶山内閣官房長官、池田外務大臣、臼井防衛庁長官、奥田文部大臣、倉田自治大臣、菅厚生大臣、中尾建設大臣、塚原通商産業大臣、長尾法務大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成8年4月24日（水）（第13回）—— 総括質疑 ——

- 平成8年度一般会計予算（衆議院送付）
- 平成8年度特別会計予算（衆議院送付）
- 平成8年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について橋本内閣総理大臣、久保大蔵大臣、菅厚生大臣、中川科学技術庁長官、奥田文部大臣、梶山内閣官房長官、田中経済企画庁長官、鈴木国土庁長官、中西総務庁長官、倉田自治大臣、大原農林水産大臣、日野郵政大臣、永井労働大臣、岩垂環境庁長官、池田外務大臣、亀井運輸大臣、塚原通商産業大臣、中尾建設大臣、弥富人事院総裁及び政府委員に対し質疑を行った。

- 平成8年度総予算審査のため、住宅金融専門会社問題について以下の者に対し資料の提出を求めることを決定した。

株式会社桃源社代表取締役社長	佐佐木吉之助君
麻布建物株式会社代表取締役・麻布自動車株式会社代表取締役	渡辺 喜太郎君

○平成8年4月25日（木）（第14回）—— 総括質疑 ——

- 平成8年度総予算審査のため、住宅金融専門会社問題について以下の者に対し資料の提出を求めることを決定した。

株式会社桃源社代表取締役社長	佐佐木吉之助君
日本住宅金融株式会社代表取締役社長	丹羽 進君
株式会社住宅ローンサービス代表取締役社長	井上 時男君
株式会社住総取締役社長	山本 弘君
総合住金株式会社代表取締役社長	大槻 章雄君
第一住宅金融株式会社取締役社長	山仲 靖朗君
地銀生保住宅ローン株式会社代表取締役社長	坂齊 春彦君
日本ハウジングローン株式会社代表取締役	會田 稜三君

- 平成8年度一般会計予算（衆議院送付）
- 平成8年度特別会計予算（衆議院送付）
- 平成8年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について橋本内閣総理大臣、臼井防衛庁長官、久保大蔵大臣、大原農林水産大臣、池田外務大臣、亀井運輸大臣、田中経済企画庁長官、

中尾建設大臣、塚原通商産業大臣、日野郵政大臣、鈴木国土庁長官、菅厚生大臣、奥田文部大臣、政府委員及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

○平成8年4月26日（金）（第15回）—— 総括質疑 ——

- 平成8年度総予算審査のため、住宅金融専門会社問題について以下の者を証人として出頭を求めることを決定した。

株式会社住総元社長	原 秀三君
株式会社桃源社代表取締役社長	佐佐木吉之助君
農林中央金庫理事長	角道 謙一君
株式会社富士銀行頭取	橋本 徹君

- 平成8年度総予算審査のため、住宅金融専門会社問題について以下の者に対し資料の提出を求めることを決定した。

株式会社住総取締役社長	山本 弘君
株式会社太陽エステート代表取締役	塚原 裕君

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成8年度一般会計予算（衆議院送付）
- 平成8年度特別会計予算（衆議院送付）
- 平成8年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について橋本内閣総理大臣、久保大蔵大臣、大原農林水産大臣、田中経済企画庁長官、池田外務大臣、臼井防衛庁長官、政府委員及び参考人日本銀行総裁松下康雄君に対し質疑を行った。

○平成8年4月30日（火）（公聴会 第1回）

- 平成8年度一般会計予算（衆議院送付）
- 平成8年度特別会計予算（衆議院送付）
- 平成8年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について以下の公述人から意見を聴き質疑を行った。

学習院大学経済学部教授	奥村 洋彦君
弁護士・法学博士	宗田 親彦君
一橋大学経済学部教授	石 弘光君
日本労働組合総連合会事務局長	鷺尾 悦也君
弁護士	新垣 勉君
法政大学社会学部教授	福井 秀夫君

○平成8年5月1日（水）（第16回）—— 証人喚問 ——

- 平成8年度一般会計予算（衆議院送付）
- 平成8年度特別会計予算（衆議院送付）

平成8年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について、以下の当該委員会の所管に係る部分の審査を委嘱することを決定した。

〔5月7日 午前〕

- ・科学技術特別委員会、環境特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、中小企業対策特別委員会

〔5月7日 午後〕

- ・内閣委員会、地方行政委員会、法務委員会、外務委員会、大蔵委員会、文教委員会、厚生委員会、農林水産委員会、商工委員会、運輸委員会、通信委員会、労働委員会、建設委員会

- 以上3案に関し、住宅金融専門会社問題について以下の証人から証言を聴いた。

株式会社住総元社長

原 秀三君

株式会社桃源社代表取締役社長

佐佐木吉之助君

○平成8年5月2日（木）（第17回） —— 証人喚問 ——

- 平成8年度一般会計予算（衆議院送付）

平成8年度特別会計予算（衆議院送付）

平成8年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案に関し、住宅金融専門会社問題について以下の証人から証言を聴いた。

農林中央金庫理事長

角道 謙一君

株式会社富士銀行頭取

橋本 徹君

- 平成8年度総予算審査のため、住宅金融専門会社問題について以下の者に対し資料の提出を求めることを決定した。

日本住宅金融株式会社代表取締役社長

丹羽 進君

第一住宅金融株式会社取締役社長

山仲 靖朗君

株式会社住総取締役社長

山本 弘君

地銀生保住宅ローン株式会社代表取締役社長

坂齊 春彦君

○平成8年5月8日（水）（第18回） —— 集中審議・締めくくり総括質疑 ——

- 平成8年度一般会計予算（衆議院送付）

平成8年度特別会計予算（衆議院送付）

平成8年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について橋本内閣総理大臣、菅厚生大臣、田中経済企画庁長官、中尾建設大臣、倉田自治大臣、大原農林水産大臣、久保大蔵大臣、鈴木国土庁長、長尾法務大臣、池田外務大臣、臼井防衛庁長官及び政府委員

に対し質疑を行った。

- 各委員長からの委嘱審査報告書は、これを会議録に掲載することに決定した。

○平成8年5月9日（木）（第19回）—— 締めくくり総括質疑 ——

- 平成8年度一般会計予算（衆議院送付）
- 平成8年度特別会計予算（衆議院送付）
- 平成8年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について橋本内閣総理大臣、田中経済企画庁長官、久保大蔵大臣、池田外務大臣、永井労働大臣、菅厚生大臣、日野郵政大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（平成8年度総予算）

賛成会派 自民、社民

反対会派 平成、共産、新緑、二院

○平成8年6月18日（火）（第20回）

- 証人佐佐木吉之助君を告発することを決定した。
- 予算の執行状況に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 付託議案審議表

・予 算（8件）

備考欄記載事項は本院についてのもの

番号	件 名	提出月日	参 議 院			衆 議 院		
			委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決
1	平成7年度一般会計補正予算（第3号）	8. 1.22	8. 1.22 (予備)	8. 2.16 可 決	8. 2.16 可 決	8. 1.22	8. 2.14 可 決	8. 2.14 可 決
2	平成7年度特別会計補正予算（特第3号）	1.22	1.22 (予備)	2.16 可 決	2.16 可 決	1.22	2.14 可 決	2.14 可 決
3	平成8年度一般会計予算	1.22	1.22 (予備)	5. 9 可 決	5.10 可 決	1.22	4.11 修 正	4.11 修 正
4	平成8年度特別会計予算	1.22	1.22 (予備)	5. 9 可 決	5.10 可 決	1.22	4.11 可 決	4.11 可 決
5	平成8年度政府関係機関予算	1.22	1.22 (予備)	5. 9 可 決	5.10 可 決	1.22	4.11 可 決	4.11 可 決
6	平成8年度一般会計暫定予算	3.26	3.26 (予備)	3.28 可 決	3.29 可 決	3.26	3.27 可 決	3.27 可 決
7	平成8年度特別会計暫定予算	3.26	3.26 (予備)	3.28 可 決	3.29 可 決	3.26	3.27 可 決	3.27 可 決
8	平成8年度政府関係機関暫定予算	3.26	3.26 (予備)	3.28 可 決	3.29 可 決	3.26	3.27 可 決	3.27 可 決

【決算委員会】

(1) 審議概観

〔平成4年度決算外2件、平成5年度決算外2件の審査〕

平成4年度決算及び国有財産関係2件は、第129回国会（常会）の召集日である平成6年1月31日に提出された。4年度決算は、第131回国会（臨時会）の6年12月2日の本会議において大蔵大臣からその概要報告を受け、質疑を行った後、同日、委員会に付託された（4年度決算の概要については『第131回国会参議院審議概要』55ページ及び160ページ参照）。

平成5年度決算及び国有財産関係2件は、第132回国会（常会）の召集日である7年1月20日に提出された。5年度決算は、7年2月9日の本会議において大蔵大臣からその概要報告を受け、質疑を行った後、同日、委員会に付託された（5年度決算の概要については『第132回国会参議院審議概要』86ページ及び332ページ参照）。

委員会においては、4年度決算外2件及び5年度決算外2件を一括して審査することとし、第135回国会（臨時会）までに全般的質疑が2回、省庁別審査が9回行われたほか、7年12月26日の締めくくりの総括的質疑（第1回）において、内閣総理大臣に対する質疑が行われた。そして、第136回国会（常会）には、8年2月15日の締めくくりの総括的質疑（第2回）において、各省大臣に対する質疑が行われた。

2月15日の委員会において行われた質疑の主な項目は、①国営木曾岬干拓問題の早期解決、②住専問題の処理策、③日本下水道事業団入札談合事件、④核燃料リサイクル政策の在り方、⑤医療食に係る加算制度の是非、⑥北海道庁の公金不正流用問題、⑦多目的ダム等建設事業の見直し、等である。

同日、質疑を終局した後、委員長より平成4・5年度決算の議決案が示された。その内容は、「1. 平成4年度決算は、これを是認する。2. 平成5年度決算は、これを是認する。3. 内閣に対し、次のとおり警告する（警告案の全文については後掲）。」というものである。

討論では、日本共産党より、平成4年度決算外2件、平成5年度決算外2件についていずれも是認することに反対する旨の意見が述べられた後、自由民主党・自由国民会議、社会民主党・護憲連合より、それぞれ平成4年度決算外2件、平成5年度決算外2件を是認することに賛成するとともに、内閣に対する警告案についても賛成する旨の意見が述べられた。

以上で討論を終局し、採決の結果、平成4年度決算、平成5年度決算はいずれも賛成多数をもって是認すべきものと議決され、内閣に対する警告案は全会

一致をもって警告すべきものと議決された。また、平成4年度国有財産増減及び現在額総計算書、平成4年度国有財産無償貸付状況総計算書、平成5年度国有財産増減及び現在額総計算書、平成5年度国有財産無償貸付状況総計算書については、いずれも賛成多数をもって是認すべきものと議決された。

平成4年度決算及び平成5年度決算に関する警告決議の全文は次のとおりである。

(1) 国の一般会計において、平成4年度1兆5,447億円、平成5年度5,663億円と、戦後初めて2年連続の決算上の不足、いわゆる歳入欠陥が生じ、その後の財政運営に困難を来していることは、誠に遺憾である。

政府は、税収の減少や公債残高の急増等により、極めて深刻な財政状況にあることを厳しく認識し、歳出全体について社会・経済情勢の変化を踏まえた徹底した見直しを進めるなど、財政改革に真剣に取り組むとともに、財政の現状や将来展望等について国民に分かりやすく明らかにすること等により、国民の理解を求めながら、今後の本格的高齢社会に対応し得る行財政の確立に向けて一層の努力を傾注すべきである。

(2) 核燃料を柔軟かつ効率的に利用できる新型転換炉は、昭和42年からその開発が開始され、原型炉「ふげん」の成果に基づき、昭和57年から実証炉建設計画が進められてきたが、その建設費が当初見積もりを大幅に上回ることが判明したこと等のため、平成7年8月に同建設計画は中止に至った。

政府は、昭和42年度から平成6年度までの間に約2千億円の国費が投入された新型転換炉の開発において、その実証炉建設計画が中止に至った事態を重く受け止め、今後、このような大型技術開発の実用化の推進に当たっては、研究開発体制の一層の整備を図るとともに、進捗状況に応じて開発計画の評価を行うこと等により、適時適切な措置を講ずるよう努めるべきである。

(3) 国民健康保険の財政調整交付金について、市町村による不適正な受給の指摘が、決算検査報告において、昭和63年度以降毎年続いており、平成5年度までの不適正受給の総額が105億円に上っていることは、遺憾である。

政府は、構造的な問題を抱える国民健康保険制度の安定化に更に努力するとともに、この種事態の根絶を期するため、都道府県及び市町村に対する指導の徹底を図るべきである。

(4) 厚生年金保険及び国民年金の積立金の一部をより有利に運用することを目的とした自主運用事業について、平成6年度末において約7,000億円の繰越欠損金が生じていることは、年金資金運用の健全性、安定性の観点から看過できない。

政府は、今後の厳しい年金財政の状況にかんがみ、国民共有の資産とも言うべき年金積立金の安全かつ効率的な運用体制の整備に更に努力するとともに、自主運用事業に対する国民の理解を得られるよう、市場への影響等に配慮しつつ、ディスクロージャーの一層の推進に努めるべきである。

(5) 認可法人である日本下水道事業団が、地方公共団体の委託を受けて、平成4年度及び5年度に発注した下水道の電気設備工事について、いわゆる入札談合が行われ、しかも同事業団の幹部職員がこれに関与していたことが明らかになったことは、極めて遺憾である。

政府は、公共工事の入札・契約手続の改善に取り組んでいる中で、このような事件が発生したことを厳しく受け止め、同事業団に対し、発注における透明性・客観性の一層の確保や受委託関係の明確化等の改善措置を着実に実行させるなど、この種事件の再発防止に万全を期すべきである。

以上の警告決議に対し、(1)について久保大蔵大臣、(2)について中川科学技術庁長官、(3)、(4)について菅厚生大臣、(5)について中尾建設大臣から発言があった。

〔平成6年度決算外2件の審査〕

平成6年度決算及び国有財産関係2件は、第136回国会の召集日である平成8年1月22日に提出された。うち国有財産関係2件は、同日、委員会に付託され、6年度決算については、8年5月15日の本会議において大蔵大臣からその概要報告を受け、質疑を行った後、同日、委員会に付託された。

平成6年度決算の概要は、次のとおりである（本誌Ⅲの2の(9)「平成6年決算の概要について」を参照）。

平成6年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は76兆3,390億円、歳出決算額は73兆6,136億円であり、差し引き2兆7,254億円の剰余を生じた。この剰余金は、財政法第41条の規定により、平成7年度一般会計歳入に繰り入れられた。6年度一般会計予算中の翌年度への繰越額は2兆965億円、不用額は3,433億円、また、財政法第6条の純剰余金は6,076億円である。

平成6年度特別会計歳入歳出決算における38の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は247兆1,479億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は214兆2,451億円である。

平成6年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は55兆9,448億円であり、資金からの支払命令済額は3兆3,588億円、一般会計等の歳入への組入額は52兆5,755億円である。

平成6年度政府関係機関決算書における11機関の収入済額を合計した収入決算額は7兆4,600億円、支出済額を合計した支出決算額は7兆1,917億円であ

る。

国有財産関係 2 件の概要は、次のとおりである。

平成 6 年度国有財産増減及び現在額総計算書における 6 年度中の国有財産の差引純増加額は 4 兆 4,002 億円、6 年度末現在額は 87 兆 2,017 億円である。

平成 6 年度国有財産無償貸付状況総計算書における 6 年度中の国有財産の無償貸付の差引純増加額は 505 億円、6 年度末現在額は 1 兆 7,655 億円である。

委員会においては、8 年 5 月 15 日、大蔵大臣から平成 6 年度決算外 2 件の概要説明を、会計検査院長から平成 6 年度決算検査報告及び平成 6 年度国有財産検査報告の概要説明を、それぞれ聴取した。

(2) 委員会経過

○平成 8 年 2 月 15 日（木）（第 1 回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。
- 平成 4 年度決算外 2 件及び平成 5 年度決算外 2 件の審査並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参考人として出席を求めることを決定した。
- 平成 4 年度決算外 2 件及び平成 5 年度決算外 2 件について大原農林水産大臣、久保大蔵大臣、永井労働大臣、奥田文部大臣、中尾建設大臣、長尾法務大臣、中川科学技術庁長官、菅厚生大臣、倉田国家公安委員会委員長、岡部北海道開発庁長官、池田外務大臣、臼井防衛庁長官、矢崎会計検査院長、政府委員及び参考人日本下水道事業団理事長木内啓介君に対し質疑を行い、討論の後、平成 4 年度一般会計歳入歳出決算、平成 4 年度特別会計歳入歳出決算、平成 4 年度国税収納金整理資金受払計算書、平成 4 年度政府関係機関決算書及び平成 5 年度一般会計歳入歳出決算、平成 5 年度特別会計歳入歳出決算、平成 5 年度国税収納金整理資金受払計算書、平成 5 年度政府関係機関決算書を議決し、平成 4 年度国有財産増減及び現在額総計算書、平成 4 年度国有財産無償貸付状況総計算書、平成 5 年度国有財産増減及び現在額総計算書及び平成 5 年度国有財産無償貸付状況総計算書をいずれも是認すべきものと議決した後、久保大蔵大臣、中川科学技術庁長官、菅厚生大臣及び中尾建設大臣から発言があった。

（平成 4 年度決算外 2 件及び平成 5 年度決算外 2 件）

賛成会派 自民、平成、社民、新緑、参フ、さき

反対会派 共産、新社

（警告決議）

賛成会派 自民、平成、社民、共産、新緑、参フ、さき、新社
反対会派 なし

○平成 8 年 5 月 15 日（水）（第 2 回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 平成 6 年度決算外 2 件の審査のため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参考人として出席を求めることを決定した。
- 平成 6 年度一般会計歳入歳出決算、平成 6 年度特別会計歳入歳出決算、平成 6 年度国税収納金整理資金受払計算書、平成 6 年度政府関係機関決算書
平成 6 年度国有財産増減及び現在額総計算書
平成 6 年度国有財産無償貸付状況総計算書
以上 3 件について久保大蔵大臣から説明を聴いた後、会計検査院の検査報告について矢崎会計検査院長から説明を聴いた。

○平成 8 年 6 月 18 日（火）（第 3 回）

- 平成 6 年度決算外 2 件の継続審査要求書並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 平成 6 年度決算外 2 件の審査並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため政府関係機関等の役職員を閉会中必要に応じ参考人として出席を求めることを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

・予備費等承諾を求めるの件（5件）

件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
			委員会付託	委員会議決	本会議決	委員会付託	委員会議決	本会議決
平成6年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）	衆	8. 1. 22				8. 5. 30	継続審査	
平成6年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）	〃	1. 22				5. 30	継続審査	
平成6年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）	〃	1. 22				5. 30	継続審査	
平成7年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）	〃	3. 29				5. 30	継続審査	
平成7年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）	〃	3. 29				5. 30	継続審査	

・決算その他（9件）

備考欄記載事項は本院についてのもの

件名	提出月日	参議院			衆議院		
		委員会付託	委員会議決	本会議決	委員会付託	委員会議決	本会議決
平成4年度一般会計歳入歳出決算、平成4年度特別会計歳入歳出決算、平成4年度国税収納金整理資金受払計算書、平成4年度政府関係機関決算書	6. 1. 31 (第129回国会)	7. 8. 4	8. 2. 15 議決	8. 2. 16 議決	8. 1. 22	8. 6. 13 議決	8. 6. 14 議決
	○第129・130回国会 未了 ○第131回国会 6.12. 2 大蔵大臣報告 継続 ○第132回国会 未了 ○第133・134・135回国会 継続						
平成4年度国有財産増減及び現在額総計算書	1. 31 (第129回国会)	8. 4	2. 15 議決	2. 16 議決	1. 22	6. 13 議決	6. 14 議決
	○第129・130回国会 未了 ○第131回国会 継続 ○第132回国会 未了 ○第133・134・135回国会 継続						

件名	提出月日	参議院			衆議院		
		委員会付託	委員会議決	本会議決	委員会付託	委員会議決	本会議決
平成4年度国有財産無償貸付状況総計算書	6. 1.31 (第129回国会)	7. 8. 4	8. 2.15 議決	8. 2.16 議決	8. 1.22	8. 6.13 議決	8. 6.14 議決
		○第129・130回国会 未了 ○第131回国会 継続 ○第132回国会 未了 ○第133・134・135回国会 継続					
平成5年度一般会計歳入歳出決算、平成5年度特別会計歳入歳出決算、平成5年度国税収納金整理資金受払計算書、平成5年度政府関係機関決算書	7. 1.20 (第132回国会)	8. 4	2.15 議決	2.16 議決	1.22	6.13 議決	6.14 議決
		○第132回国会 7. 2. 9 大蔵大臣報告 未了 ○第133・134・135回国会 継続					
平成5年度国有財産増減及び現在額総計算書	1.20 (第132回国会)	8. 4	2.15 議決	2.16 議決	1.22	6.13 議決	6.14 議決
		○第132回国会 未了 ○第133・134・135回国会 継続					
平成5年度国有財産無償貸付状況総計算書	1.20 (第132回国会)	8. 4	2.15 議決	2.16 議決	8. 1.22	6.13 議決	6.14 議決
		○第132回国会 未了 ○第133・134・135回国会 継続					
平成6年度一般会計歳入歳出決算、平成6年度特別会計歳入歳出決算、平成6年度国税収納金整理資金受払計算書、平成6年度政府関係機関決算書	8. 1.22 (第136回国会)	5.15	継続審査		5.16	継続審査	
		○第136回国会 8. 5.15 大蔵大臣報告					
平成6年度国有財産増減及び現在額総計算書	1.22 (第136回国会)	1.22	継続審査		1.22	継続審査	
平成6年度国有財産無償貸付状況総計算書	1.22 (第136回国会)	1.22	継続審査		1.22	継続審査	

【議院運営委員会】

(1) 審議概観

第136回国会において本委員会に付託された法律案はなく、本委員会付託の請願5種類37件は保留となった。

(2) 委員会経過

○平成8年1月19日(金) (第135回国会閉会後第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 新社会党・平和連合を立法事務費の交付を受ける会派と認定した。
- 参議院、国立国会図書館、裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会の平成8年度予定経費要求に関する件について決定した。

○平成8年1月22日(月) (第1回)

- 地方行政委員長及び議院運営委員長の辞任及びその補欠選任について決定した。
- 科学技術特別委員会、環境特別委員会、災害対策特別委員会、選挙制度に関する特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、地方分権及び規制緩和に関する特別委員会、中小企業対策特別委員会及び国会等の移転に関する特別委員会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

科学技術特別委員会

自由民主党・自由国民会議	9人	平成会	5人
社会民主党・護憲連合	3人	日本共産党	2人
二院クラブ	1人		計20人

環境特別委員会

自由民主党・自由国民会議	9人	平成会	5人
社会民主党・護憲連合	3人	日本共産党	1人
参議院フォーラム	1人	新社会党・平和連合	1人
			計20人

災害対策特別委員会

自由民主党・自由国民会議	9人	平成会	6人
社会民主党・護憲連合	3人	日本共産党	1人
新緑風会	1人		計20人

選挙制度に関する特別委員会

自由民主党・自由国民会議	9人	平成会	6人
社会民主党・護憲連合	2人	日本共産党	1人
参議院フォーラム	1人	自由連合	1人
計20人			

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

自由民主党・自由国民会議	8人	平成会	5人
社会民主党・護憲連合	3人	日本共産党	1人
新緑風会	1人	二院クラブ	1人
新党さきがけ	1人	計20人	

地方分権及び規制緩和に関する特別委員会

自由民主党・自由国民会議	9人	平成会	6人
社会民主党・護憲連合	3人	日本共産党	1人
新緑風会	1人	計20人	

中小企業対策特別委員会

自由民主党・自由国民会議	9人	平成会	6人
社会民主党・護憲連合	3人	日本共産党	1人
新緑風会	1人	計20人	

国会等の移転に関する特別委員会

自由民主党・自由国民会議	9人	平成会	6人
社会民主党・護憲連合	3人	日本共産党	1人
新緑風会	1人	計20人	

- 次の構成により庶務関係小委員会及び図書館運営小委員会を設置することを決定した後、それぞれ小委員及び小委員長を選任した。

自由民主党・自由国民会議	7人	平成会	4人
社会民主党・護憲連合	3人	日本共産党	1人
計15人			

なお、各小委員の変更の件については、委員長に一任することに決定した。

- 本会議における内閣総理大臣外3国務大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・ 日取り 1月25日及び26日

・ 時 間

自由民主党・自由国民会議	50分	平成会	70分
社会民主党・護憲連合	30分	日本共産党	25分
新緑風会	10分		

・人 数

平成会	2人	自由民主党・自由国民会議	1人
社会民主党・護憲連合	1人	日本共産党	1人
新緑風会	1人		

・順 序

1 平成会	2 自由民主党・自由国民会議
3 社会民主党・護憲連合	4 日本共産党
5 平成会	6 新緑風会

- 外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。
- 理事の補欠選任を行った。
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成8年1月25日（木）（第2回）

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成8年1月26日（金）（第3回）

- 裁判官弾劾裁判所裁判員予備員、裁判官訴追委員、国土審議会委員、国土開発幹線自動車道建設審議会委員及び国会等移転調査会委員の選任について決定した。
- 国土審議会特別委員及び社会保障制度審議会委員の推薦について決定した。
- 国家公安委員会委員の任命同意に関する件について政府委員から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成8年2月14日（水）（第4回）

- 国会議員として在職期間が25年に達した議員田英夫君を院議をもって表彰することに決定した。
- 社会保障制度審議会委員の推薦について決定した。
- 次の件について政府委員から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。
 - ・社会保険審査会委員長及び同委員の任命同意に関する件
 - ・中央社会保険医療協議会委員の任命同意に関する件
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成8年2月16日（金）（第5回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成8年2月23日（金）（第6回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 議員故大野明君に対し、院議をもって弔詞をささげることに決定した。
- 行政改革委員会委員の任命同意に関する件について政府委員から説明を聞いた後、同意を与えることに決定した。
- 本会議における新防衛計画大綱及び新中期防衛力整備計画についての内閣総理大臣の報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

自由民主党・自由国民会議 15分 平成会 15分
日本共産党 10分

・人 数 各派1人

・順 序 大会派順

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成8年3月22日（金）（第7回）

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成8年3月27日（水）（第8回）

- 人事官の任命同意に関する件について政府委員から説明を聞いた後、同意を与えることに決定した。
- 議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正に関する件について決定した。
- 外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成8年3月29日（金）（第9回）

- 国立国会図書館職員定員規程の一部改正に関する件について決定した。
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成8年4月10日（水）（第10回）

- 本会議における高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故についての国務大臣の報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

平成会 15分 社会民主党・護憲連合 10分

・人 数 各派1人

・順 序 大会派順

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成8年4月12日（金）（第11回）

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成8年4月22日（月）（第12回）

- 林業改善資金助成法及び林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案、林業労働力の確保の促進に関する法律案及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

- ・時 間

- 平成会 15分

- ・人 数 1人

- 本会議における内閣総理大臣の日米首脳会談及びモスクワ原子力安全サミットに関する報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

- ・時 間

- 自由民主党 15分 平成会 15分
社会民主党・護憲連合 10分 日本共産党 10分

- ・人 数 各派1人

- ・順 序 大会派順

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成8年4月26日（金）（第13回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 「あたたかさと思いやりの岐阜県をつくる会」を立法事務費の交付を受ける会派と認定した。
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成8年5月8日（水）（第14回）

- 小委員長の補欠選任を行った。（図書館運営小委員会）
- 地方制度調査会委員の推薦について決定した。
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成8年5月10日（金）（第15回）

- 国立国会図書館組織規程の一部改正に関する件について決定した。
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成8年5月15日（水）（第16回）

- 平成6年度決算の概要についての大蔵大臣の報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

- ・時 間

平成会 …………… 15分 社会民主党・護憲連合 …… 10分

・人 数 各派 1 人

・順 序 大会派順

○本会議における規制緩和推進計画の改定についての国務大臣の報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

平成会 …………… 15分

・人 数 1 人

○公営住宅法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

平成会 …………… 15分

・人 数 1 人

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成 8 年 5 月 17 日（金）（第 17 回）

○防衛庁設置法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

平成会 …………… 15分 日本共産党 …………… 10分

・人 数 各派 1 人

・順 序 大会派順

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成 8 年 5 月 22 日（水）（第 18 回）

○警察法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

平成会 …………… 15分

・人 数 1 人

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成 8 年 5 月 24 日（金）（第 19 回）

○金融問題等に関する特別委員会及び海洋法条約等に関する特別委員会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

金融問題等に関する特別委員会

自由民主党	15人	平成会	10人
社会民主党・護憲連合	5人	日本共産党	2人
新緑風会	1人	二院クラブ	1人
新党さきがけ	1人		計35人

海洋法条約等に関する特別委員会

自由民主党	13人	平成会	8人
社会民主党・護憲連合	4人	日本共産党	2人
新緑風会	1人	二院クラブ	1人
新党さきがけ	1人		計30人

- 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

- ・時 間

平成会	15分	社会民主党・護憲連合	10分
-----	-----	------------	-----

- ・人 数 各派1人

- ・順 序 大会派順

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成8年5月29日（水）（第20回）

- 元参議院議長故藤田正明君に対し、院議をもって弔詞をささげることに決定した。
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成8年5月31日（金）（第21回）

- 海洋法に関する国際連合条約及び1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約第11部の実施に関する協定の締結について承認を求めるの件、領海法の一部を改正する法律案、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律案、海上保安庁法の一部を改正する法律案、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律案、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案、水産資源保護法の一部を改正する法律案、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

- ・時 間

自由民主党 15分 平成会 15分
日本共産党 10分

・人 数 各派 1人

・順 序 大会派順

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成 8 年 6 月 5 日（水）（第22回）

○日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件及び自衛隊法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

平成会 15分 社会民主党・護憲連合 10分

日本共産党 10分

・人 数 各派 1人

・順 序 大会派順

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成 8 年 6 月 7 日（金）（第23回）

○海上運送法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

平成会 15分

・人 数 1人

○国連海洋法条約の実施に伴う体制の確立等に関する決議案（野沢太三君外 9名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成 8 年 6 月 10 日（月）（第24回）

○特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案、金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案、金融機関の更生手続の特例等に関する法律案、預金保険法の一部を改正する法律案、農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案及び特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

自由民主党 15分 平成会 15分
社会民主党・護憲連合 10分 日本共産党 10分

・人 数 各派 1 人

・順 序 大会派順

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成 8 年 6 月 12 日（水）（第 25 回）

○民事訴訟法案及び民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

平成会 15分

・人 数 1 人

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成 8 年 6 月 14 日（金）（第 26 回）

○本会議において国際問題に関する調査会及び行財政機構及び行政監察に関する調査会の中間報告を聴取することに決定した。

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成 8 年 6 月 17 日（月）（第 27 回）

○中国の核実験に抗議し、反対する決議案（下稲葉耕吉君外 7 名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成 8 年 6 月 18 日（火）（第 28 回）

○本会議において国民生活・経済に関する調査会の中間報告を聴取することに決定した。

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成 8 年 6 月 19 日（水）（第 29 回）

○内閣委員長、地方行政委員長、法務委員長、外務委員長、大蔵委員長、文教委員長、厚生委員長、農林水産委員長、商工委員長、運輸委員長、逓信委員長、労働委員長、建設委員長、予算委員長、決算委員長及び懲罰委員長の辞任及びその補欠選任について決定した。

○次の件について政府委員から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。

・公正取引委員会委員長の任命同意に関する件

- ・ 公害等調整委員会委員の任命同意に関する件
 - ・ 土地鑑定委員会委員の任命同意に関する件
 - ・ 中央更生保護審査会委員長及び同委員の任命同意に関する件
 - ・ 漁港審議会委員の任命同意に関する件
 - ・ 労働保険審査会委員の任命同意に関する件
- 外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。
 - 議院及び国立国会図書館の運営に関する件の継続審査要求書を提出することに決定した。
 - 閉会中における本委員会所管事項の取扱いについてはその処理を委員長に、小委員会所管事項の取扱いについてはその処理を小委員長にそれぞれ一任することに決定した。
 - 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

【庶務関係小委員会】

- 平成8年1月19日（金）（第135回国会閉会後第1回）
 - 参議院の平成8年度予定経費要求に関する件について協議決定した。

【図書館運営小委員会】

- 平成8年1月19日（金）（第135回国会閉会後第1回）
 - 国立国会図書館の平成8年度予定経費要求に関する件について協議決定した。
-
- 平成8年3月28日（木）（第1回）
 - 国立国会図書館職員定員規程の一部改正に関する件について協議決定した。
- 平成8年5月8日（水）（第2回）
 - 国立国会図書館組織規程の一部改正に関する件について協議決定した。

【科学技術特別委員会】

(1) 審議概観

第136回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出に係る科学技術振興事業団法案1件であり、全会一致をもって可決された。

また、本委員会に付託された請願は、「原子力発電等に関する請願」1件であり、保留となった。

なお、内閣提出に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案は、海洋法条約実施に伴う国内法を整備しようとするものであり、別途設置された海洋法条約等に関する特別委員会に付託された。

〔法律案の審査〕

科学技術振興事業団法案は、特殊法人の整理合理化を推進し、あわせて科学技術の振興のための基盤整備を図る観点から、新技術事業団と日本科学技術情報センターを統合して科学技術振興事業団を設立し、科学技術の振興に寄与するため、科学技術情報の流通、研究交流の促進、新技術の創製に資すると認められる基礎的研究、新技術の開発等の業務を行わせようとするものである。

委員会においては、3月28日に趣旨説明を聴取するとともに、2法人統合による合理化の効果、新事業団の具体的事業内容、円滑な統合への配慮の必要性等について質疑が行われ、同日可決された。

〔国政調査等〕

2月23日、中川科学技術庁長官から所信を、工藤科学技術庁長官官房長から平成8年度科学技術庁関係予算について説明を聴取し、3月1日、科学技術振興のための基本施策について、長官、政府関係当局及び参考人に対し質疑を行った。

質疑の中では、小中学生の科学技術離れ対策、科学技術基本計画の策定状況、戦略的基礎研究推進制度における省際研究テーマの調整方法、「もんじゅ」ナトリウム漏えい事故に係る原因究明状況、「もんじゅ」事故の高速増殖炉実証炉計画及びプルトニウム政策への影響、高レベル放射性廃棄物処分場の立地対策、地震予知体制の現状、核不拡散体制の充実強化対策、原子力災害対策等が取り上げられた。

また、4月10日及び6月14日、「もんじゅ」ナトリウム漏えい事故に関して中川科学技術庁長官及び政府関係当局から報告を聴取し、温度計が高サイクル疲労を起こすメカニズム、温度計が安全審査の対象になっていない理由、原子

力安全委員会の安全審査における役割、原子力政策円卓会議やシンポジウムの具体的進め方、破損した温度計の設計ミス原因、運転マニュアルの具体的改善内容、「もんじゅ」事故に対する損害賠償請求の有無、今後のプルトニウム政策の在り方等について、長官、政府関係当局及び参考人に対し質疑を行った。

さらに、5月7日、予算委員会から委嘱を受けた平成8年度科学技術関係予算の審査を行い、原子力安全サミットの成果に対する評価、ロシアにおける低レベル放射性廃棄物処理施設の建設の進捗状況、原子力政策の国民合意への対応、科学技術基本法制定による8年度科学技術庁予算への反映の状況、プルトニウム利用計画の見直しの必要性等について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成8年1月22日（月）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成8年2月23日（金）（第2回）

- 科学技術振興のための基本施策に関する件について中川科学技術庁長官から所信を聴いた。
- 平成8年度科学技術庁関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

○平成8年3月1日（金）（第3回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 科学技術振興のための基本施策に関する件について中川科学技術庁長官、政府委員、文部省、気象庁当局及び参考人動力炉・核燃料開発事業団理事長大石博君に対し質疑を行った。

○平成8年3月28日（木）（第4回）

- 科学技術振興事業団法案（閣法第31号）（衆議院送付）について中川科学技術庁長官から趣旨説明を聴き、同長官、政府委員及び科学技術庁当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第31号） 賛成会派 自民、平成、社民、共産、二院
反対会派 なし

○平成8年4月10日（水）（第5回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する件について

中川科学技術庁長官及び政府委員から報告を聴いた後、同長官、政府委員、原子力安全委員会当局及び参考人動力炉・核燃料開発事業団理事長大石博君に対し質疑を行った。

○平成8年5月7日（火）（第6回）

○平成8年度一般会計予算（衆議院送付）

平成8年度特別会計予算（衆議院送付）

平成8年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（総理府所管（科学技術庁））について中川科学技術庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成8年6月14日（金）（第7回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する件について中川科学技術庁長官及び政府委員から報告を聴いた後、同長官、政府委員、原子力安全委員会当局、参考人動力炉・核燃料開発事業団理事長近藤俊幸君及び同事業団理事中野啓昌君に対し質疑を行った。

○平成8年6月18日（火）（第8回）

○請願第168号を審査した。

○科学技術振興対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

○平成8年6月19日（水）（第9回）

○特別委員長の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○理事の補欠選任を行った。

（3） 成立議案の要旨

科学技術振興事業団法案（閣法第31号）

【要 旨】

本法律案は、特殊法人の整理合理化を推進し、あわせて科学技術の振興のための基盤整備を図る観点から、新技術事業団と日本科学技術情報センターを統合して科学技術振興事業団を設立し、科学技術振興のための基盤整備及び先端的、独創的な研究開発の推進をより効率的に実施しようとするものであり、そ

の主な内容は次のとおりである。

- 1 科学技術振興事業団（以下「事業団」）は、法人とし、主たる事務所を埼玉県に置く。
- 2 事業団は、新技術事業団及び日本科学技術情報センターの資本金を承継し、政府及び政府以外の者の出資を受ける。
- 3 事業団には、役員として理事長1人、専務理事2人、理事7人以内、監事1人を置き、業務の実施に関する専門的事項を審議するために、新技術審議会を設置する。
- 4 事業団は、次の業務を行う。
 - (1) 科学技術情報の収集、分類、整理、保管、提供、閲覧に関する業務
 - (2) 研究交流の促進に関する業務
 - (3) 研究者に対する人的・技術的援助等を行う業務
 - (4) 科学技術に関し、国民の理解の増進等を図る業務
 - (5) 基礎的研究の推進、新技術の開発及びこれらの成果の普及に関する業務
 - (6) 前記業務に附帯する業務
 - (7) 目的を達成するために必要な業務
- 5 事業団は、毎事業年度、財務諸表を作成し、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。
- 6 新技術事業団及び日本科学技術情報センターは、事業団成立の時に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時に事業団が承継する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
31	科学技術振興事業団法案	衆	8. 2. 9	8. 3. 27	8. 3. 28 可決	8. 3. 29 可決	8. 3. 26 科学技術	8. 3. 27 可決 附帯決議	8. 3. 27 可決

【環境特別委員会】

(1) 審議概観

第136回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出2件であり、いずれも成立した。なお、付託された請願はなかった。また、国立環境研究所を視察した。

〔法律案の審査〕

近年、土壌・地下水、大気等の一般環境中からトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンをはじめとする多様な有害化学物質が検出されている。これらの物質による健康への影響を未然に防止することが重要な課題となっている。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案は、有害大気汚染物質による健康への影響を未然に防止するため、中央環境審議会からの中間答申「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について」（平成8年1月30日）を受けて提出された。

その内容は、低濃度長期曝露による健康影響が懸念される有害大気汚染物質対策の推進、自動車排出ガス規制の対象の拡大、建築物の解体現場等からのアスベストの飛散防止、事故時の措置の充実等について所要の措置を講じようとするものである。

委員会においては、事業者の自主的取組による有害大気汚染物質対策の有効性、有害大気汚染物質の数と健康影響、情報公開の必要性、指定物質抑制基準設定の考え方、ダイオキシン対策、自動車から排出される窒素酸化物の総量の約3割を占める特殊自動車を規制の対象としなかった理由、低公害車の普及方策、船舶からの排出ガス対策などの問題について質疑が行われた。

採決の結果、本法律案は全会一致で可決された。なお、6項目の附帯決議が付された。

水質汚濁防止法の一部を改正する法律案は、トリクロロエチレン等の有害物質により汚染された地下水について改善傾向が見られないため、中央環境審議会からの答申「地下水の水質の汚濁を防止するための水質浄化対策の在り方について」（平成8年2月20日）等を受けて提出された。

その内容は、汚染された地下水の水質の浄化のための措置を定めるとともに、油の流出による水質汚濁の防止を図るため、事故時の措置に関する規定を整備しようとするものである。

本法律案は本院先議で審査が行われ、委員会においては、トリクロロエチレン等の有機塩素系化合物による汚染の実態、措置命令を内容とする本法律案の

実効性、汚染原因者が不明等の場合の対応、硝酸性窒素をはじめとする未規制有害物質に対する今後の対応、地方公共団体に対する技術的・財政的支援措置、土壌汚染に対する今後の取組方などの質疑が行われた。

採決の結果、本法律案は、全会一致で可決された。なお、6項目の附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

2月6日、茨城県つくば市にある国立環境研究所を視察した。

同月21日、岩垂環境庁長官の所信及び平成8年度環境庁関係予算について説明を聴取し、28日に質疑を行った。

湖沼の水質保全対策、環境教育への取組方、志賀原発2号機建設に伴う環境影響評価、水俣病問題解決策をめぐる国の対応、環境基本法理念の具体的施策への反映状況、環境基本計画の実行状況、環境アセスメント制度の法制化の目的、生物多様性国家戦略の具体的内容と取組方、ごみ収集の有料化の検討、環境産業に対する刺激策、環境ODAに対する環境庁の関わり方、CO₂排出量の2000年における1990年レベルでの安定化の見込み、太陽光発電を含めた新エネルギーの技術開発の見通しと原子力問題への対応、環境基本計画の地方公共団体レベルにおける取組方、バイオ施設の環境保全対策、マルチメディア・高度情報通信社会の進展が環境政策に果たす役割、千歳川放水路問題への対応などの問題が取り上げられた。

また、3月15日の調査においては、環境アセスメントの運用実態、イヌワシ等希少野生動植物種の保護対策、廃棄物の海洋投棄問題、水俣病対策などの問題が取り上げられ、質疑が行われた。

なお、5月7日、予算委員会から委嘱を受けた平成8年度公害等調整委員会及び環境庁予算について審査を行い、在日米軍基地の環境問題への対応、肺がんの男性死亡率増大と大気汚染との関係、緑の国勢調査で明らかになった自然林減少への対応、マガンの伊豆沼への集中化問題、フロン回収処理に対する国の対応、水俣病の発生・拡大に対する国の責任などの問題について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成8年1月22日(月) (第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成8年2月21日(水) (第2回)

○理事の補欠選任を行った。

- 公害対策及び環境保全の基本施策について岩垂環境庁長官から所信を聞いた。
- 平成8年度環境庁関係予算について政府委員から説明を聞いた。
- 平成8年度各省庁の環境保全関係予算について政府委員から説明を聞いた。
- 公害等調整委員会の事務概要等について政府委員から説明を聞いた。

○平成8年2月28日（水）（第3回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 公害対策及び環境保全の基本施策に関する件について岩垂環境庁長官、政府委員、文部省、資源エネルギー庁、科学技術庁、環境庁、労働省、経済企画庁、警察庁、厚生省、郵政省、建設省及び北海道開発庁当局に対し質疑を行った。

○平成8年3月15日（金）（第4回）

- 環境アセスメントの運用実態等に関する件、イヌワシ等希少野生動植物種の保護対策に関する件、廃棄物の海洋投棄問題に関する件、水俣病対策に関する件等について岩垂環境庁長官、政府委員及び厚生省当局に対し質疑を行った。

○平成8年4月8日（月）（第5回）

- 水質汚濁防止法の一部を改正する法律案（閣法第62号）について岩垂環境庁長官から趣旨説明を聞いた。

○平成8年4月10日（水）（第6回）

- 水質汚濁防止法の一部を改正する法律案（閣法第62号）について岩垂環境庁長官、政府委員及び厚生省当局に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第62号） 賛成会派 自民、平成、社民、共産、参フ、新社
反対会派 なし
なお、附帯決議を行った。

○平成8年4月24日（水）（第7回）

- 大気汚染防止法の一部を改正する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）について岩垂環境庁長官から趣旨説明を聞いた。

○平成8年4月26日（金）（第8回）

- 大気汚染防止法の一部を改正する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）について岩垂環境庁長官、政府委員、農林水産省及び運輸省当局に対し質疑

を行った後、可決した。

(閣法第73号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産、参フ、新社
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成8年5月7日(火) (第9回)

○平成8年度一般会計予算(衆議院送付)

平成8年度特別会計予算(衆議院送付)

平成8年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(総理府所管(公害等調整委員会、環境庁))について岩垂環境庁長官、政府委員、林野庁、建設省及び農林水産省当局に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成8年6月18日(火) (第10回)

○公害及び環境保全対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

○平成8年6月19日(水) (第11回)

○特別委員長の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○理事の補欠選任については委員長に一任した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

水質汚濁防止法の一部を改正する法律案(閣法第62号) (先議)

【要旨】

本法律案は、トリクロロエチレン等の有機塩素系化合物等の有害物質により汚染された地下水による人の健康に係る被害を防止するため、地下水の水質の浄化のため必要な措置を定めるとともに、油の流出事故による水質汚濁を防止するため、事故時の措置に関する規定を整備しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 地下水の水質の浄化に係る措置命令等

都道府県知事は、特定事業場において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該特定事業場の設置者に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずることができること。

2 事故時の措置

特定事業場の設置者及び重油その他の油を貯蔵し、又は油を含む水を処理する施設を設置する工場又は事業場の設置者は、事故により油を含む水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透した場合は、直ちに応急の措置を講ずるとともに、事故の状況等を都道府県知事に届け出なければならないこととし、また都道府県知事は、汚染の拡大を防止するため必要な措置を講ずることを命ずることができること。

3 その他

地下水の水質の浄化に係る措置命令を規定すること等に伴い、罰則規定その他の規定及び関係法律について所要の整備を行うこと。

4 施行期日

この法律は、平成9年4月1日から施行すること。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 1 地下水保全対策の総合的な推進を図るため、地下水の水質汚濁に係る環境基準を早急に設定すること。
 - 2 硝酸性窒素等未規制の有害物質による地下水汚染に関して、その健康影響、汚染機構、対策手法等を十分調査するとともに、その結果に基づき、必要かつ適切な措置を講ずること。
 - 3 汚染原因者が不明等の場合における浄化対策の実施主体、費用負担のあり方等について検討を行い、改正法の施行状況を踏まえつつ結論を得るよう努めること。
 - 4 汚染源究明調査を実施する地方公共団体に対して、技術的援助等適切な支援措置を講ずること。
 - 5 地下水汚染と密接に関連する土壌の汚染についても、総合的な浄化対策制度の確立に向けて引き続き検討を進めること。
 - 6 地下水の状態に係る科学的知見の充実に努めること。
- 右決議する。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案（閣法第73号）

【要旨】

本法律案は、大気中からベンゼン等多様な有害物質が検出されているなど近年における大気汚染をめぐる状況に的確に対処するため、有害大気汚染物質対策の推進、自動車排出ガス規制の対象の拡大、建築物の解体等の作業に伴う特

定粉じんの排出・飛散の防止、事故時の措置の充実等に関する規定の整備を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 有害大気汚染物質対策の推進

- (1) 継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれのある物質で大気汚染の原因となるもの（既に措置されているものを除く。）を「有害大気汚染物質」と定め、有害大気汚染物質対策は、科学的知見の充実の下に、将来にわたって健康被害が未然に防止されるようにすることを旨として実施されなければならないこと。
- (2) 事業者は、その事業活動に伴う有害大気汚染物質の大気中への排出・飛散を抑制するために必要な措置を講ずること。
- (3) 国及び地方公共団体は、有害大気汚染物質による大気汚染状況の把握、健康被害のおそれの程度の評価・公表、事業者に対する情報の提供及び住民に対する知識の普及に努めること。
- (4) 環境庁長官は、当分の間、有害大気汚染物質のうち排出・飛散を早急に抑制しなければならない物質については、指定物質抑制基準を定めることとし、都道府県知事は、同基準を勘案して、事業者に対し指定物質の排出・飛散の抑制について勧告及び報告を求めることができること。
- (5) 政府は、この法律の施行後3年を目途として、各種の事情を総合的に勘案して、改正後の有害大気汚染物質対策の推進に関する制度について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずること。

2 自動車排出ガス規制の対象の拡大

「自動車排出ガス」の定義規定を改め、自動車排出ガスに係る許容限度設定の対象に原動機付自転車（125cc以下の二輪車）を追加すること。

3 建築物の解体等の作業に伴う特定粉じん（アスベスト）の排出・飛散の防止

特定建築材料（吹付けアスベスト等）が使用されている建築物の解体等について作業基準を設定し、事業者と同基準の遵守義務を課すとともに、都道府県知事は、同基準を遵守していないと認められる事業者に対し、同基準に従うべきことを命ずることができること。

4 事故時の措置の充実

事故により大気汚染が生じた場合における応急措置義務の対象となる施設にばい煙発生施設を加えるとともに、事故発生時における都道府県知事への通報義務を事業者に課すこと。

5 施行期日

この法律は、公布の日から1年以内に施行すること。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 1 大都市地域の窒素酸化物等による大気汚染については、改善が大幅に遅れ、依然として深刻な状況にあることにかんがみ、早急にその環境基準の達成を図るため、各般にわたる大気汚染防止対策を一層強化すること。特に、近年の大気汚染については、自動車排出ガスの寄与度が高まっていることにかんがみ、低公害車の大量普及に向けて一層有効な手段を講ずるよう努めること。また、未規制車種である特殊自動車の排出ガスの排出抑制対策の検討を進めること。
 - 2 ダイオキシン等多種多様な有害物質が大気中から検出されていることにかんがみ、有害大気汚染物質対策の推進に当たっては、国民の健康被害の未然防止を旨として、科学的知見の充実を急ぎつつ、早期に実効性のある対策を講じ、いやしくも科学的知見が十分でないことをもって重要な対策が遅れることのないようにすること。
 - 3 有害大気汚染物質対策を効果的に推進するため、十分なモニタリング体制を早急に整備するとともに、健康リスクが高いと評価される物質など必要な物質については環境基準の設定等を早急に進めること。
 - 4 有害大気汚染物質の排出状況等に関する情報を的確に収集するとともに、国民の健康を保護する観点から必要な情報については、これを公表すること。
 - 5 本法附則第9項に基づく指定物質を早急に定めるとともに、それ以外の有害大気汚染物質についても、事業者による排出抑制の取組が確実に行われるよう適切な方策を講ずること。
 - 6 有害大気汚染物質を含めた化学物質について、その製造から廃棄に至るまでのすべての段階における環境リスクの低減を図るため、国際的な連携を積極的にとりつつ、総合的な安全管理制度についての検討を行うこと。
- 右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（2件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
62	水質汚濁防止法の一部を改正する法律案	参	8. 3. 1	8. 4. 4	8. 4. 10 可決 附帯決議	8. 4. 12 可決	8. 5. 17 環境	8. 5. 24 可決 附帯決議	8. 5. 28 可決
73	大気汚染防止法の一部を改正する法律案	衆	3. 8	4. 23	4. 26 可決 附帯決議	4. 26 可決	4. 9 環境	4. 17 可決 附帯決議	4. 19 可決
○ 8. 4. 9 衆本会議趣旨説明									

【災害対策特別委員会】

(1) 審議概観

第136回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出に係る特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律案1件であり、成立した。

また、国政調査を行ったほか、付託請願2種類4件について審査を行い、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律案は、近年の災害発生の状況等にかんがみ、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、特定非常災害が発生した場合における行政上の権利利益に係る満了日の延長、履行されなかった義務に係る免責、法人の破産宣告の特例、民事調停法による調停の申立ての手数料の特例及び建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例について定めるものである。

委員会においては、質疑の後、全会一致をもって可決された。

〔国政調査等〕

2月28日、鈴木国土庁長官から災害対策の基本施策について所信を、また、政府委員から平成8年度防災関係予算について概要説明をそれぞれ聴取した。

3月1日及び15日に質疑を行い、阪神・淡路地域の復興対策の推進についての政府の取組姿勢、恒久住宅の建設と公営住宅の家賃対策、兵庫県提案の住宅地震共済制度についての見解、応急仮設住宅の補強と撤去等に要する費用負担、被災地の学校における教職員定数の特例措置、河川堤防の震災対策、水無川及び中尾川の砂防指定地の有効利用の方策、豊浜トンネル崩落事故による地元自治体の財政負担に対する国の援助、大規模地震発生時の内閣の初動体制の整備及び危機管理体制強化のための方策等について質疑が行われた。

なお、2月7日、阪神・淡路大震災の被災地における復旧・復興状況等の実情調査のため、兵庫県を視察した。

(2) 委員会経過

○平成8年1月22日(月) (第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成8年2月28日(水) (第2回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 災害対策の基本施策に関する件について鈴木国土庁長官から所信を聴いた。
- 平成8年度防災関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

○平成8年3月1日（金）（第3回）

- 阪神・淡路大震災復旧・復興対策に関する件、一般国道229号豊浜トンネル崩落事故対策に関する件、雲仙・普賢岳火山災害対策に関する件等について鈴木国土庁長官、政府委員、自治省、建設省及び運輸省当局に対し質疑を行った。

○平成8年3月15日（金）（第4回）

- 地震防災対策に関する件、阪神・淡路大震災復興対策に関する件等について鈴木国土庁長官、政府委員、科学技術庁、内閣官房、労働省、厚生省及び文部省当局に対し質疑を行った。

○平成8年6月4日（火）（第5回）

- 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律案（閣法第99号）（衆議院送付）について鈴木国土庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成8年6月5日（水）（第6回）

- 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律案（閣法第99号）（衆議院送付）について鈴木国土庁長官、政府委員、厚生省、建設省及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第99号） 賛成会派 自民、平成、社民、共産、新緑
反対会派 なし

○平成8年6月18日（火）（第7回）

- 請願第1079号外3件を審査した。
- 災害対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

○平成8年6月19日（水）（第8回）

- 特別委員長の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 理事の補欠選任を行った。

(3) 成立議案の要旨

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律案（閣法第99号）

【要 旨】

- 1 特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定
著しく異常かつ激甚な非常災害であって、本法に定める措置を講ずることが特に必要と認められるものを、特定非常災害として政令で指定するとともに、併せて、当該特定非常災害に対し適用すべき措置を指定することとする。
- 2 行政上の権利利益に係る満了日の延長等
許認可等の有効期間等、特定非常災害の被害者の権利利益に係る満了日を一定期間延長することができることとし、また、履行期限のある法令上の義務が、特定非常災害により本来の履行期限までに履行されなかった場合において、一定期間までに履行されたときには、行政上及び刑事上の責任を問われないこととする。
- 3 法人の破産宣告の特例
特定非常災害により債務超過となった法人に対し、支払不能の場合等を除き、一定期間破産の宣告をすることができないこととする。
- 4 民事調停法による民事調停の申立ての手数料の特例
特定非常災害の被災地区内に住所等を有していた者が、特定非常災害に起因する民事に関する紛争について、一定の期間内に民事調停法による調停の申立てをする場合には、申立ての手数料を免除することとする。
- 5 建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例
特定非常災害に際して建築された応急仮設住宅について、一定の場合には、建築基準法による存続期間を、一定期間延長することができることとする。
- 6 施行期日等
この法律は、公布の日から施行することとし、1及び5は平成7年1月1日以後に発生した災害について、2から4までは平成8年4月1日以後に発生した災害について適用することとする。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
99	特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律案	衆	8. 5.17	8. 6. 3	8. 6. 5 可 決	8. 6. 7 可 決	8. 5.28	8. 5.30 可 決	8. 5.31 可 決

【選挙制度に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第136回国会において本特別委員会に付託された法律案は、衆議院提出1件であり、成立した。

また、本委員会付託の請願1種類1件は保留となった。

〔法律案の審査〕

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆法14号）は、衆議院議員の選挙制度について、選挙運動の方法や数量に関し合理化を図るため、小選挙区選出議員の選挙において、候補者届出政党が使用できる自動車、船舶及び拡声器の数、通常葉書、ビラ、ポスターの枚数並びに政見放送の時間数をそれぞれ削減し、比例代表選出議員の選挙において名簿届出政党が頒布できるビラの種類、ポスターの枚数及び種類を削減し、政党演説会等についても同時開催数の制限を設ける等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、国民の知る権利及び投票率低下と選挙運動のあり方などの質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

(2) 委員会経過

○平成8年1月22日（月）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成8年2月21日（水）（第2回）

○理事の補欠選任を行った。

○平成8年6月17日（月）（第3回）

○公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第14号）（衆議院提出）について提出者衆議院公職選挙法改正に関する調査特別委員長築瀬進君から趣旨説明を聴き、同君、衆議院公職選挙法改正に関する調査特別委員長代理堀込征雄君及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（衆第14号） 賛成会派 自民、平成、社民、参フ、自連
反対会派 共産

○平成8年6月18日（火）（第4回）

○請願第1187号を審査した。

○選挙制度に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○平成8年6月19日（水）（第5回）

- 特別委員長の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 理事の補欠選任を行った。

(3) 成立議案の要旨

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第14号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1 自動車、船舶及び拡声機の使用

- (1) 主として選挙運動のために使用される拡声機には携帯用の拡声機を含むことを明らかにする。
- (2) 衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が都道府県ごとに使用することができる自動車又は船舶及び拡声機については、当該都道府県の候補者届出政党の候補者数が3人を超える場合に、その超える数が10人を増すごとに自動車1台又は船舶1隻及び拡声機1そろいを追加して使用することができる。

2 文書図画の頒布

- (1) 衆議院小選挙区選出議員の選挙における通常葉書及びビラの頒布枚数の制限

候補者届出政党は、その届け出た候補者に係る選挙区を包括する都道府県ごとに、以下の枚数を限度として通常葉書及びビラを選挙運動のために頒布することができる。

- ① 通常葉書 2万枚（現行3万5,000枚）に当該都道府県の候補者届出政党の届出候補者数を乗じて得た数
- ② ビラ 4万枚（現行7万枚）に当該都道府県の候補者届出政党の届出候補者数を乗じて得た数（ただし、届出候補者の選挙区ごとに、4万枚以内。なお、長さ42センチメートル、幅29.7センチメートルを超えてはならない。）

- (2) 衆議院比例代表選出議員の選挙におけるビラの種類

衆議院名簿届出政党等は、その届け出た衆議院名簿に係る選挙区ごとに中央選挙管理会に届け出た2種類以内（現行3種類以内）のビラを、選挙運動のために頒布することができる。

3 ポスターの数

- (1) 衆議院小選挙区選出議員の選挙

候補者届出政党は、その届出候補者の選挙区を包括する都道府県ごとに、1,000枚（現行1,500枚）に当該都道府県における候補者届出政党の届出候補者数を乗じて得た数を超えてポスターを掲示することができない。ただし、その届出候補者の選挙区ごとに1,000枚を超えてポスターを掲示することができない。

(2) 衆議院比例代表選出議員の選挙

衆議院名簿届出政党等は、その届け出た衆議院名簿に係る選挙区ごとに、500枚に当該選挙区における当該名簿届出政党等の衆議院名簿登載者の数を乗じて得た数（当該選挙区ごとに中央選挙管理会に届け出た3種類以内のものに限る。）を超えてポスターを掲示することができない。

4 政見放送

衆議院小選挙区選出議員の選挙においては、候補者届出政党は、当該都道府県における届出候補者数（12人を超える場合においては、12人とする。）に応じて政令で定める時間数で、その政見を放送することができる。

5 政党演説会又は政党等演説会の会場の掲示の特例

(1) 候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等は、その政党演説会又は政党等演説会の開催中当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選挙については、中央選挙管理会）の定める表示をした立札又は看板の類を、会場前の公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。

(2) (1)の立札及び看板の類の数は、候補者届出政党にあってはその届け出た候補者に係る選挙区を包括する都道府県ごとに通じて2に当該都道府県における当該候補者届出政党の届出候補者の数を乗じて得た数を、名簿届出政党等にあってはその届け出た衆議院名簿に係る選挙区ごとに通じて8を超えることができない。この場合において、政党演説会の会場前に掲示する立札及び看板の類の選挙区ごとの数は、その届出候補者に係る選挙区ごとに通じて2以内とする。

(3) (1)の立札及び看板の類は、政党演説会又は政党等演説会の会場外のいずれの場所（候補者届出政党の使用するものは、その届出候補者に係る当該選挙区の区域内に、名簿届出政党等の使用するものは、届け出た衆議院名簿に係る選挙区の区域内に限る。）においても選挙運動のために使用することができる。

6 施行期日等

この法律は公布の日から施行し、この法律の施行の日以後初めてその期日を公示される総選挙から適用する。

(4) 付託議案審議表

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
14	公職選挙法の一部を改正 する法律案	公職選挙法改正 に関する調査特 別委員長 築瀬 進君 (8.6.14)	8.6.14	8.6.14	8.6.17	8.6.17 可決	8.6.18 可決			8.6.14 可決

【沖繩及び北方問題に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第136回国会において本特別委員会に付託された法律案は、衆議院沖繩及び北方問題に関する特別委員長提出1件であり、成立した。

また、国政調査、委嘱審査を行ったほか、本委員会付託の請願2種類4件について審査を行い、採択した。

〔法律案の審査〕

北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、北方地域旧漁業権者等の高齢化が進み、その生活基盤が次の世代に移っている現状にかんがみて、北方領土問題対策協会が北方地域旧漁業権者等に限り行っている融資制度を、その子又は孫が利用できるようにすること等を内容とするものである。

本法律案は、6月13日に衆議院沖繩及び北方問題に関する特別委員会において、起草案の趣旨及び内容について宮里委員長から説明を聴取した後、委員長提出を決定し、14日に衆議院本会議において可決の上、本院が受領したものである。

委員会においては、6月17日、衆議院沖繩及び北方問題に関する特別委員長代理理事の鈴木宗男君から趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって可決すべきものと決定した。

〔国政調査等〕

2月23日、池田外務大臣、中西総務庁長官、岡部沖繩開発庁長官から所信を聴取した。また、同日、第135回国会閉会後の1月16日及び17日に実施した沖繩の米軍基地問題及び沖繩振興開発に関する実情調査のための委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

3月15日、沖繩及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査を行い、在沖米軍基地の整理・縮小、米軍用地強制使用問題、沖繩振興開発、中国の軍事演習をめぐる問題、新石垣空港建設、米海兵隊の民間地域行軍、嘉手納基地及び普天間基地の騒音防止協定、日米安保体制、県道104号越え射撃訓練等について質疑を行った。

5月7日、予算委員会から委嘱を受けた平成8年度総理府（総務庁（北方対策本部）、沖繩開発庁）及び沖繩振興開発金融公庫関係予算の審査を行い、第3次沖繩振興開発計画への取組、沖繩の振興開発、沖繩都市モノレール事業の採算性、沖繩の農業振興、北方四島との交流事業、北方領土返還の広報活動等

について質疑を行った。

6月18日、池田外務大臣、中西総務庁長官、岡部沖縄開発庁長官の所信に対して、ロシア大統領選挙の動向と北方領土への影響、沖縄の水資源の確保、第3次沖縄振興開発計画に対する政府の取組、在沖米軍基地の整理・縮小問題、沖縄の農業問題等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成8年1月22日(月) (第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成8年2月23日(金) (第2回)

○理事の補欠選任を行った。

○平成8年度沖縄及び北方問題に関する施策について池田外務大臣、中西総務庁長官及び岡部沖縄開発庁長官から所信を聴いた。

○派遣委員から報告を聴いた。

○平成8年3月15日(金) (第3回)

○在沖米軍基地の整理・縮小に関する件、米軍用地強制使用問題に関する件、沖縄振興開発に関する件、中国の軍事演習をめぐる問題に関する件、新石垣空港建設に関する件、米海兵隊の民間地域行軍に関する件、嘉手納基地及び普天間基地の騒音防止協定に関する件、日米安保体制に関する件、県道104号越え射撃訓練に関する件等について池田外務大臣、岡部沖縄開発庁長官、政府委員、自治省及び建設省当局に対し質疑を行った。

○平成8年5月7日(火) (第4回)

○平成8年度一般会計予算(衆議院送付)

平成8年度特別会計予算(衆議院送付)

平成8年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(総理府所管(総務庁(北方対策本部)、沖縄開発庁)及び沖縄振興開発金融公庫)について中西総務庁長官及び岡部沖縄開発庁長官から説明を聴いた後、両長官、政府委員、総務庁、厚生省及び外務省当局に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成8年6月17日(月) (第5回)

○北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆第12号)(衆議院提出)について提出者衆議院沖縄及び北方問題

に関する特別委員長代理鈴木宗男君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

(衆第12号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産、新緑

反対会派 なし

欠席会派 二院、さき

○平成8年6月18日(火) (第6回)

- 平成8年度沖縄及び北方問題に関する施策に関する件について池田外務大臣、岡部沖縄開発庁長官、中西総務庁長官、政府委員及び総務庁当局に対し質疑を行った。
- 請願第38号外3件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定した。
- 沖縄及び北方問題に関する対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

○平成8年6月19日(水) (第7回)

- 特別委員長の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 理事の補欠選任を行った。

(3) 成立議案の要旨

北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆第12号)

【要旨】

本法律案は、戦後50年が経過し、北方地域旧漁業権者等の高齢化が進み、その生活基盤も次世代に移行している現状にかんがみ、北方領土問題対策協会が北方地域旧漁業権者等に限り行っている漁業その他の事業及び生活に必要な資金の融資制度を、その子又は孫が利用できるよう所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 北方地域旧漁業権者等がその主たる生計を維持している子又は孫のうちから1人を指定した場合に、指定を受けた者が本人に代わって本融資制度を利用できるようにする。
- 2 指定を受けた子又は孫が旧漁業権者等より先に死亡したときには、旧漁業権者等が再び本融資制度を利用できるようにする。
- 3 この法律は、平成8年10月1日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
12	北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案	沖縄及び北方問題に関する特別委員長 宮里 松正君 (8.6.13)	8.6.14	8.6.14	8.6.14 (予備)	8.6.17 可決	8.6.17 可決			8.6.14 可決

【地方分権及び規制緩和に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第136回国会において本特別委員会に付託された法律案及び請願は、いずれもなかったが、以下の調査を行った。

〔国政調査等〕

2月21日、地方分権の推進及び規制緩和に関する調査のうち、地方分権の推進に関連して、地方分権推進委員会委員長諸井虔君、同委員長代理堀江湛君、同地域づくり部会部長成田頼明君の参考人出席を求め、意見を聴取した後、質疑を行った。

また規制緩和に関連して、行政改革委員会委員大宅映子君及び規制緩和小委員会参与鈴木良男君を参考人として出席を求め、意見を聴取した後、質疑を行った。

2月23日、地方分権の推進について、倉田自治大臣より、また、地方分権の推進及び規制緩和について、中西総務庁長官よりそれぞれ所信を聴取した。

4月5日、地方分権に関連して、地方分権推進委員会事務局から、地方分権推進中間報告の説明聴取を、また、5月15日、規制緩和推進計画の改定について、中西総務庁長官及び政府委員より説明を聴取した。

これらの所信及び説明聴取を踏まえて、5月22日、倉田自治大臣、中西総務庁長官、政府委員、内閣官房、人事院、国土庁、外務省、厚生省、農林水産省、通商産業省、資源エネルギー庁、郵政省、労働省及び建設省当局に対し、地方分権に関連して、二層制地方自治制度の現状と見直し、地方自治の確立に向けた地方議会制度とその権能、地方分権と地方税財源の充実、機関委任事務の整理・合理化と関係調整ルールの確立、地方分権と自治体の適正規模、地方分権推進計画中間報告に対する政府の姿勢などの質疑が行われた。

また、規制緩和に関連して、規制緩和推進計画の改定内容、関係省庁における規制緩和推進計画の見直しとその検討状況、国の関与の実態把握の結果、規制緩和に伴う対応策のあり方、規制緩和がもたらす経済効果などの質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成8年1月22日（月）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成8年2月21日（水）（第2回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方分権の推進に関する件について参考人地方分権推進委員会委員長諸井 虔君及び地方分権推進委員会地域づくり部会部会長成田頼明君から意見を聴いた後、両参考人及び参考人地方分権推進委員会委員長代理堀江湛君に対し質疑を行った。
- 規制緩和に関する件について以下の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

行政改革委員会委員

大宅 映子君

行政改革委員会規制緩和小委員会参与

鈴木 良男君

○平成8年2月23日（金）（第3回）

- 地方分権の推進に関する件について倉田自治大臣から、地方分権の推進及び規制緩和に関する件について中西総務庁長官からそれぞれ所信を聴いた。

○平成8年4月5日（金）（第4回）

- 地方分権推進委員会中間報告について政府委員から説明を聴いた。

○平成8年5月15日（水）（第5回）

- 規制緩和推進計画の改定について中西総務庁長官及び政府委員から説明を聴いた。

○平成8年5月22日（水）（第6回）

- 地方分権の推進及び規制緩和に関する件、地方分権推進委員会中間報告に関する件及び規制緩和推進計画の改定に関する件について中西総務庁長官、倉田自治大臣、政府委員、内閣官房、国土庁、通商産業省、外務省、郵政省、労働省、資源エネルギー庁、厚生省、農林水産省、建設省及び人事院当局に対し質疑を行った。

○平成8年6月18日（火）（第7回）

- 地方分権の推進及び規制緩和に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

○平成8年6月19日（水）（第8回）

- 特別委員長の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 理事の補欠選任を行った。

【中小企業対策特別委員会】

(1) 審議概観

第136回国会において本特別委員会に付託された内閣提出法律案1件は、成立した。

また、本委員会に付託された請願1種類5件は、すべて保留となった。

〔法律案の審査〕

中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案の提案理由及び要旨は次のとおりである。

最近の我が国経済には、近年の急激な為替変動、アジア諸国の工業化の進展による輸入の増大、消費者行動の変化等による価格競争の激化等を背景として、流通構造の合理化、取引慣行や経営システムの見直し等の構造的な変化が生じており、開廃業率の逆転現象が現れるなど、閉塞感が強まりつつあるといわれている。このような構造変化への対応策のひとつとして、企業家精神に富み、新商品・新役務の開発といった創造的な活動に取り組む中小企業者や創業者（創造的中小企業）に総合的な支援策を講ずるため、第132回国会において「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法」（中小企業創造活動促進法）が成立したところである。

本法律案は、創造的中小企業への施策を更に充実させるため、指定支援機関（中小企業の研究開発等に必要な資金の株式又は社債による調達を支援する公益法人で、通商産業大臣の指定を受けたもの）の行う社債に係る債務の保証について中小企業信用保険公庫の再保険制度（研究開発等促進保険）を創設する等、指定支援機関の直接金融支援業務に関する規定を整備するとともに、研究開発等事業計画の認定を受けた中小企業者等について、機械類信用保険法の特例の追加（てん補率の引上げ）、中小企業信用保険法の特例の改正（新事業開拓保険の付保限度額の引上げ）を行うものである。

委員会においては、ベンチャー企業を育成していく上で果たすべきベンチャーキャピタルの役割、現行法に基づく研究開発等事業計画の申請並びに実施状況、ベンチャー財団の適切な業務運営の在り方等の質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

〔国政調査等〕

2月23日、塚原通商産業大臣から、中小企業対策の基本施策について、所信を聴取した。

次いで、3月15日、中小企業対策の基本施策について質疑を行い、中小企業

金融の円滑化、中小企業の人材育成、中小企業施策に関する手続の簡素化、事業承継税制、最低資本金の達成状況と未達成企業への対応、京浜臨海部における工業立地制限の緩和、住宅金融専門会社の融資による地域中小企業への影響等の問題が取り上げられた。

また、5月7日、予算委員会から委嘱を受けた平成8年度通商産業省所管（中小企業庁）、中小企業金融公庫及び中小企業信用保険公庫に関する予算の審査を行い、中小流通業対策、小規模企業共済制度の適用の拡大、新規開業支援の拡大、官公需確保対策等について質疑が行われた。

（2）委員会経過

○平成8年1月22日（月）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成8年2月23日（金）（第2回）

○理事の補欠選任を行った。

○中小企業対策の基本施策に関する件について塚原通商産業大臣から所信を聴いた。

○平成8年3月15日（金）（第3回）

○理事の補欠選任を行った。

○中小企業対策の基本施策に関する件について塚原通商産業大臣、政府委員、労働省、大蔵省、法務省、国土庁及び自治省当局に対し質疑を行った。

○平成8年3月26日（火）（第4回）

○理事の補欠選任を行った。

○中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）について塚原通商産業大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第17号） 賛成会派 自民、平成、社民、共産、新緑

反対会派 なし

○平成8年5月7日（火）（第5回）

○平成8年度一般会計予算（衆議院送付）

平成8年度特別会計予算（衆議院送付）

平成8年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（通商産業省所管（中小企業庁）、中小企業金融公庫及び中小企業信用保

險公庫) について塚原通商産業大臣から説明を聴いた後、同大臣、政府委員、公正取引委員会、大蔵省、建設省及び自治省当局に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成8年6月18日(火) (第6回)

- 請願第300号外4件を審査した。
- 中小企業対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○平成8年6月19日(水) (第7回)

- 特別委員長の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 理事の補欠選任を行った。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨

中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第17号)

【要旨】

本法律案は、内外の経済情勢を背景とした新たな事業分野の開拓の要請の一層の高まりにかんがみ、中小企業の創造的事業活動を一層促進するため、株式、社債等による資金の調達及びリース等による設備等の導入を推進するための措置等を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 中小企業信用保険法の特例に関する規定の改正

認定研究開発等事業計画に従って研究開発等事業を行う中小企業者に対する新事業開拓保険の付保限度額を、2億円(組合にあっては4億円)から3億円(組合にあっては6億円)に引き上げる。

2 機械類信用保険法の特例に関する規定の追加

(1) 中小企業信用保険公庫は、認定研究開発等事業計画に従って購入する機械類及びプログラム使用権を取得するプログラム(認定割賦等機械類)について、その製造業者、販売業者等を相手方として、包括して機械類信用保険の保険契約を締結することができることとする。

(2) 中小企業信用保険公庫は、認定研究開発等事業計画に従って使用する機械類及びプログラム(認定リース機械類)について、それをリース契約により使用させる事業を行う者を相手方として、包括して機械類信用保険の

保険契約を締結することができることとする。

- (3) 前2項による機械類信用保険については、保険価額に100分の70を乗じて得た金額を保険金額とする。

3 指定支援機関による直接金融支援業務等に関する規定の追加

(1) 指定

通商産業大臣は、中小企業の技術に関する研究開発等に必要な資金の株式又は社債による調達を円滑にするための措置を講ずることにより中小企業の創造的事業活動の促進に資することを目的として設立された公益法人であって、次項でいう直接金融支援業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、創造的事業活動を支援する者（指定支援機関）として指定することができることとする。

(2) 業務

指定支援機関は、生産、販売若しくは役務の提供の技術に関する研究開発、その成果の利用又は当該成果の利用のために必要な需要の開拓を行うために中小企業者が発行する株式又は社債について、社債に係る債務の保証及び株式又は社債を引き受けようとする者に対する引受けに必要な資金の低利での融通等（直接金融支援業務）を行うものとする。

(3) 指定支援機関の事業等に関する規定

指定支援機関の直接金融支援業務に関する基金、事業計画、区分経理、報告、検査、通商産業大臣による監督命令及び指定の取消し、資金の確保等について、所要の規定を設ける。

(4) 研究開発等促進保険

中小企業信用保険公庫は、指定支援機関が行う社債に係る債務の保証について、指定支援機関を相手方として、包括して研究開発等促進保険の保険契約を締結することができることとする。

研究開発等促進保険にあつては、中小企業者1人当たりの付保限度額を7,000万円とするとともに、社債に係る債務のうち保証をした額を保険価額とし、保険価額に100分の50を乗じて得た額を保険金額とする。

(5) 負担金についての損金算入の特例

基金に充てるための負担金を支出した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、損金算入の特例の適用があるものとする。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（1件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
※17	中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案	衆	8. 2. 5	8. 3.26 (予備)	8. 3.26 可決	8. 3.27 可決	8. 3.22 商工	8. 3.25 可決	8. 3.26 可決

【国会等の移転に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第136回国会において本特別委員会に付託された法律案は、衆議院提出に係る国会等の移転に関する法律の一部を改正する法律案1件であり、成立した。

また、国政調査を行ったほか、付託請願2種類10件について審査を行い、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

国会等の移転に関する法律の一部を改正する法律案は、昨年12月に国会等移転調査会から内閣総理大臣に報告され、さらに内閣総理大臣から国会に報告された「国会等移転調査会報告」等を踏まえ、国会等の移転の具体化に向けた検討を進めるため、移転先の候補地を選定する審議会を設置するとともに、候補地の選定等に伴う土地投機対策について定める等、所要の改正を行おうとするものである。

委員会では、国会等の移転と行政改革推進との関係、国民の合意形成のための方策、移転後の東京の未来像等について質疑が行われた後、候補地の区域の地方公共団体の意向を確認すること、また、国民の合意形成の状況の把握に資するため、移転について国民投票を行うものとする内容を内容とする修正案が提出され、討論の後、修正案は賛成少数により否決され、原案は多数をもって可決された。

〔国政調査等〕

2月13日、参考人・国会等移転調査会会長宇野収君から「国会等移転調査会報告」について意見を聴いた後、質疑を行った。

この中で、「国会等移転調査会報告」取りまとめについての感想、首都機能移転後の跡地活用と東京都民の理解を得る方策、移転先地決定の手順、規制緩和・地方分権との関係、移転に要する費用と財源対策、移転先地における土地対策、移転に向けての国会への期待等について質疑が行われた。

また、宇野調査会長は、質疑に答える中で、今後の移転問題を検討していく上で非常に気になる問題は、①国民の首都移転に対する合意を得られているのか、②土地の価格を上げないで必要な土地をどう確保するかということであり、この点については、是非検討願いたい旨の発言があった。

(2) 委員会経過

○平成8年1月22日(月) (第1回)

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成8年2月13日(火) (第2回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 国会等移転調査会報告に関する件について参考人国会等移転調査会会長宇野收君から意見を聴いた後、同参考人に対し質疑を行った。

○平成8年6月18日(火) (第3回)

- 国会等の移転に関する法律の一部を改正する法律案(衆第11号)(衆議院提出)について発議者衆議院議員西田司君から趣旨説明を聴き、同松本龍君、同坂本剛二君、同西田司君、同玄葉光一郎君、橋本内閣総理大臣、鈴木国土庁長官、中尾建設大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(衆第11号) 賛成会派 自民、平成、社民、新緑
反対会派 共産

- 請願第1609号外9件を審査した。
- 国会等の移転に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨

国会等の移転に関する法律の一部を改正する法律案(衆第11号)

【要旨】

本法律案は、国会等の移転の具体化に向けた検討を進めるため、移転先候補地(以下「候補地」という。)の選定体制を整備するとともに、候補地の選定に伴う土地投機対策について定める等所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 前文において、阪神・淡路大震災の教訓を記述するとともに、国会等の移転を目指して、その具体化の推進のために積極的な検討を行うべきことを明らかにすることとする。
- 2 国は、国会並びにその活動に関連する行政に関する機能及び司法に関する機能のうち中核的なものの東京圏以外の地域への移転の具体化に向けて積極的な検討を行う責務を有することとする。
- 3 現行の「検討指針」を「基本指針」に改め、その内容について、国は、国

会等の移転について検討を行うに当たり、地方分権の推進等行財政の抜本的な改革と的確に関連付けることとするとともに、移転先の新都市の整備に際しての配慮事項として「自然環境との調和」を追加することとする。

- 4 内閣総理大臣の諮問に応じ、候補地の選定等の事項について調査審議するため、総理府に国会等移転審議会（以下「審議会」という。）を置くこととし、その組織、運営等について必要な規定を定めるとともに、審議会は、国会等移転調査会の報告及びこれに関する国会の審議を踏まえ、調査審議することとする。
- 5 審議会の答申が行われたときは、国民の合意形成の状況、社会経済情勢の諸事情に配慮し、東京都との比較考量を通じて、移転について検討されることとするとともに、移転を決定する場合には、審議会の答申を踏まえ、移転先について別に法律で定めることとする。
- 6 候補地の選定に伴う土地投機対策として、監視区域の指定の特例等について定めることとする。

(4) 付託議案審議表

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
11	国会等の移転に関する法律の一部を改正する法律案	西田 司君 外7名 (8.6.12)	8.6.13	8.6.14	8.6.17	8.6.18 可決	8.6.18 可決	8.6.13	8.6.13 可決	8.6.14 可決

【金融問題等に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第136回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出5件、衆議院議員提出1件であり、いずれも成立した。

また、本委員会付託の請願15種類312件は、審査未了となった。

〔法律案の審査〕

昨年12月19日、政府は『住専問題の具体的な処理方策について』を閣議決定し、経営の悪化した住宅金融専門会社7社から住専処理機構に資産を譲渡する際に発生する1次損失（6兆4,100億円）の処理について、母体行（住専の設立に関与した金融機関）は3兆5,000億円の債権全額放棄、一般行は1兆7,000億円の債権放棄（貸付債権3兆8,000億円）、農林系金融機関は5,300億円の贈与（貸付債権5兆5,000億円）を行うことに加え、6,850億円（うち50億円は預金保険機構に対する出資金）の財政資金を投入することに決定した。

さらに、本年1月30日には『住専処理方策の具体化について』を閣議了解し、住専から譲り受けた債権の回収に伴い将来発生する可能性のある2次損失について2分の1を限度として追加的財政支出を行う等の措置を決定した。

特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案は、以上の政府の方針を受け、住専の処理を促進するため、緊急の特例措置として①預金保険機構が、住専から財産を譲り受けて債権回収に当たる債権処理会社を設立し、債権処理会社に対して資金援助等を行うとともに、②預金保険機構に住専債務者の財産調査権及び取立権を付与する。さらに③預金保険機構に住専勘定を設け、この中で金融機関からの拠出金を運用（金融安定化拠出基金）するとともに、国の財政資金6,800億円を受け（緊急金融安定化基金）、債権処理会社に充当する等の措置を行うものである。

上記の住専処理法案は、2月9日に国会に提出されたが、3月4日、与党3党は財政資金投入につき国民の理解を得るために、『住専問題に関する新たな措置について』と題する7項目からなる住専処理の追加措置を定めた。

その主な内容は、民間金融機関及び農林系金融機関は今後7年間で経営の合理化・効率化を行い、6,800億円程度の税収増を図ることにより国への寄与を行う等である。また、4月11日、衆議院において平成8年度一般会計予算が修正議決され、財政資金6,850億円については、制度を整備した上で措置する旨の条項が予算総則に加えられた。

次に、特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案は、衆議院議員提出に係るものであり、住専処理法案の施行に伴い、住専の債権の回収を迅速かつ的確に行うため、当該住専が有する債権の時効を指定期間（債権処理会社の設立の日から政令で定める日までの期間）の終了する日の翌日から起算して1年間完成しないこと等を定めるものである。

ところで、ここ数年の相次ぐ金融機関の破綻及び不良債権の増加により、我が国金融システムに対し内外から批判が集中したが、その理由として金融機関自身の責任意識の不徹底によりリスク管理が十分でなかったこと、従来型の行政手法によるチェックでは不十分であったこと、また金融機関の経営破綻について断固たる処置がためられたこと等が挙げられる。

このため、当面する不良債権問題に取り組む一方で、金融自由化以後にふさわしい市場規律に立脚した透明性の高い金融システムを早期に構築することが求められている。こうした観点から、金融制度調査会は昨年12月22日『金融システム安定化のための諸施策』と題する報告書を作成したが、以下の4法律案は主としてこの報告書の内容に基づいて提出されたものである。

まず、金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案は、①経営が悪化した金融機関に対し、自己資本充実の状況を基準にして業務改善や配当制限等の早期是正措置を段階的に発動する、②信用金庫、労働金庫、信用協同組合等の監査体制を強化することとし、規模等に応じて員外監事の登用や外部監査体制を義務付ける等を主な内容としている。

また、金融機関の更生手続の特例等に関する法律案は、①信用協同組合等協同組織金融機関にも会社更生手続を導入するとともに、②監督当局に会社更生手続、破産手続を裁判所へ申し立てる権限を付与するものである。

次に、預金保険法の一部を改正する法律案は、①恒久的措置として5年後の破綻金融機関の預金の払戻し（ペイオフ）に対処するため、預金保険機構の業務に預金債権の買取り制度と、他の金融機関に預金を設定し、それを預金者に譲渡する方法により保険金の支払いをする預金設定制度を導入する、②今後5年間、預金の全額を保護する時限的措置として預金保険機構に一般勘定のほか、一般金融機関及び信用協同組合の2つの特別勘定を設け、破綻した金融機関に資金援助を行う、このため特別保険料を徴収する、③破綻信用協同組合の受け皿である整理回収銀行（現在の東京共同銀行を改組したもの）に資金援助、出資、債務保証等を行う、④信用協同組合特別勘定廃止時に残った欠損金を一般金融機関特別勘定で埋め切れない場合に、政府は債務保証履行の形で財政支出することができる等である。

次に、農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案は、上記預金保

除法改正案と同様の立場から、①貯金保険機構の貯金の買取り及び貯金設定制度の導入、②今後5年間、貯金の全額保護するための時限的措置として、特別保険料を徴収することとしている。

本特別委員会においては、6法律案を一括して議題とし、総理、大蔵大臣、農林水産大臣、発議者等に対し質疑を行うとともに、公聴会を開催したほか、金融業界代表者、元金融行政担当者及び弁護士の参考人から意見を聴取した。

委員会では、個人向け住宅ローンを主たる目的として設立された住専が、バブル期を境になぜ不動産・建設業等事業者向け融資に傾注していったのか、あるいは住専処理に財政資金投入するに至った経緯、住専処理策における2次損失の発生見込額とその2分の1を国が負担する理由等、住専問題について議論が多く行われた。

また、3月4日の追加措置に加えて、政府は農林系金融機関を含む金融機関全体に対し国民の負担を可能な限りなくす努力と新たな寄与を要請することが必要である旨の主張が多くなされた。この点につき、政府側から母体行の責任は重く、もっと負担することで国民の負担を圧縮できるのではないかと答弁があった。これに加え、参考人の全国銀行協会連合会会長からは、要請を真剣に受け止め、新たな寄与について模索を行っている旨の発言がなされた。

このほか、住専問題については、貸付金放棄以上の新たな寄与と株主代表訴訟との関係、政府の住専処理スキームと会社更生法による法的処理策との相違点、住専処理機構の債権回収体制の整備状況、住専の貸し手、借り手に対する民事・刑事の責任を追及する見通し等について質疑が行われた。

また、農林系金融機関が多額に住専に融資を行っていたことから、今後の融資の在り方、金融システムの中でどのように位置付けていくか等農林系金融機関の将来的展望について行政当局の見解が求められた。

なお、昨年12月の衆議院予算委員会において、前農林水産大臣が、母体行の大蔵省に対する誓約書の提出と大蔵・農水両省とで結んだ覚書との時点を前後して答弁したことにつき、これを指摘した委員に対し現農林水産大臣が訂正・陳謝を行ったが、委員長からは、今後かかる失態がないよう申し入れる旨の発言があった。

住専以外の金融問題においては、早期是正措置の内容が省令に委ねられていることから、その具体的内容、また預金保険機構に信用協同組合特別勘定を設けることから、信用協同組合の経営実態及び経営破綻について行政の対応策等が今後の金融行政の在り方と関連付けて質疑が行われた。特に、金融行政のスタンスとしては、従来の保護・監督型の護送船団型行政から決別し、市場監視型行政へ転換する必要があること、また、金融行政機構の改革に加え、日銀の

独立性を高める見地から日銀法改正も視野に入れるべきとの主張が行われた。

さらに、公聴会においては、今後5年間預金者を保護する以上、不良債権処理には財政資金投入は避けて通れないという見解と、ルールによらない財政資金の投入は国際信用を失わせるという見解の両論が述べられた。

なお、住専処理問題等につき、本会議における決議を行うため、本特別委員会の各会派の理事間において案文の調整が行われ、4項目からなる決議案がまとめられ提出されたが、本会議の議題とならず未了となった。

住専処理法案を初めとする6法律案が参議院本会議において可決・成立した6月18日、大蔵大臣は、農林水産大臣及び日銀総裁に対し、国民負担の軽減を目指すため関係金融機関が住専処理法のスキームの外に別途新基金を創設するよう協力を要請した。続いて、大蔵大臣が母体行等民間金融機関に、農林水産大臣が農林系金融機関にそれぞれ基金への出資等を求めた。これを受け、翌19日、政府・与党は声明を発表し、農林系金融機関を含む関係金融機関等の拠出による新基金構想に加え、日銀の資金の活用、債権回収の強化等を盛り込んだ追加負担策の大枠を決定した。

(2) 委員会経過

○平成8年5月24日(金) (第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成8年6月10日(月) (第2回)

○特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案
(閣法第35号) (衆議院送付)

金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案
(閣法第94号) (衆議院送付)

金融機関の更生手続の特例等に関する法律案(閣法第95号) (衆議院送付)

預金保険法の一部を改正する法律案(閣法第96号) (衆議院送付)

以上4案について久保大蔵大臣から趣旨説明を聴き、
農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案(閣法第97号) (衆議院送付) について大原農林水産大臣から趣旨説明を聴き、
特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案
(衆第3号) (衆議院提出) について発議者衆議院議員永井哲男君から趣旨説明を聴いた。

○平成8年6月11日（火）（第3回）—— 総括質疑 ——

- 特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案（閣法第35号）（衆議院送付）

金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案（閣法第94号）（衆議院送付）

金融機関の更生手続の特例等に関する法律案（閣法第95号）（衆議院送付）

預金保険法の一部を改正する法律案（閣法第96号）（衆議院送付）

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案（閣法第97号）（衆議院送付）

特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案（衆第3号）（衆議院提出）

以上6案審査のため公聴会開会承認要求書を提出すること及び参考人の出席を求めることを決定した。

- 以上6案について発議者衆議院議員保岡興治君、橋本内閣総理大臣、久保大蔵大臣、菅厚生大臣、大原農林水産大臣、梶山内閣官房長官、田中経済企画庁長官、長尾法務大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成8年6月12日（水）（第4回）—— 総括質疑・参考人招致 ——

- 特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案（閣法第35号）（衆議院送付）

金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案（閣法第94号）（衆議院送付）

金融機関の更生手続の特例等に関する法律案（閣法第95号）（衆議院送付）

預金保険法の一部を改正する法律案（閣法第96号）（衆議院送付）

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案（閣法第97号）（衆議院送付）

特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案（衆第3号）（衆議院提出）

以上6案について橋本内閣総理大臣、中西総務庁長官、久保大蔵大臣、大原農林水産大臣、梶山内閣官房長官及び政府委員に対し質疑を行った後、以下の参考人から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った。

全国銀行協会連合会会長	橋本	俊作君
前大蔵省銀行局長	寺村	信行君
弁護士	田中	清隆君

○平成8年6月13日（木）（第5回）—— 一般質疑 ——

- 特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案（閣法第35号）（衆議院送付）

金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案（閣法第94号）（衆議院送付）

金融機関の更生手続の特例等に関する法律案（閣法第95号）（衆議院送付）

預金保険法の一部を改正する法律案（閣法第96号）（衆議院送付）

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案（閣法第97号）（衆議院送付）

特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案（衆第3号）（衆議院提出）

以上6案について発議者衆議院議員保岡興治君、橋本内閣総理大臣、久保大蔵大臣、倉田国家公安委員会委員長、大原農林水産大臣、政府委員及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

○平成8年6月14日（金）（第6回）—— 一般質疑 ——

- 参考人の出席を求めることを決定した。

- 特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案（閣法第35号）（衆議院送付）

金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案（閣法第94号）（衆議院送付）

金融機関の更生手続の特例等に関する法律案（閣法第95号）（衆議院送付）

預金保険法の一部を改正する法律案（閣法第96号）（衆議院送付）

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案（閣法第97号）（衆議院送付）

特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案（衆第3号）（衆議院提出）

以上6案について発議者衆議院議員永井哲男君、橋本内閣総理大臣、久保大蔵大臣、大原農林水産大臣、田中経済企画庁長官、政府委員及び参考人日本銀行理事山口泰君に対し質疑を行った。

○平成8年6月14日（金）（公聴会第1回）

- 特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案

(閣法第35号) (衆議院送付)

金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案

(閣法第94号) (衆議院送付)

金融機関の更生手続の特例等に関する法律案 (閣法第95号) (衆議院送付)

預金保険法の一部を改正する法律案 (閣法第96号) (衆議院送付)

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案 (閣法第97号) (衆議院送付)

特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案 (衆第3号) (衆議院提出)

以上6案について次の公述人から意見を聴き、質疑を行った。

財団法人住宅都市工学研究所特別研究員 小村 哲夫君

流通科学大学商学部教授 上田 昭三君

東京国際大学経済学部教授 田尻 嗣夫君

女性団体職員 高田 公子君

○平成8年6月17日(月) (第7回) —— 締めくくり総括質疑 ——

○特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案

(閣法第35号) (衆議院送付)

金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案

(閣法第94号) (衆議院送付)

金融機関の更生手続の特例等に関する法律案 (閣法第95号) (衆議院送付)

預金保険法の一部を改正する法律案 (閣法第96号) (衆議院送付)

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案 (閣法第97号) (衆議院送付)

特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案 (衆第3号) (衆議院提出)

以上6案について橋本内閣総理大臣、大原農林水産大臣、久保大蔵大臣、倉田自治大臣、中尾建設大臣、田中経済企画庁長官、鈴木国土庁長官及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

(閣法第35号) 賛成会派 自民、社民、さき

反対会派 平成、共産、新緑、二院

(閣法第94号) 賛成会派 自民、社民、新緑、さき

反対会派 平成、共産、二院

(閣法第95号) 賛成会派 自民、社民、新緑、さき

	反対会派	平成、共産、二院
(閣法第96号)	賛成会派	自民、社民、新緑、さき
	反対会派	平成、共産、二院
(閣法第97号)	賛成会派	自民、社民、共産、新緑、さき
	反対会派	平成、二院
(衆第3号)	賛成会派	自民、社民、新緑、さき
	反対会派	平成、共産、二院

(3) 成立議案の要旨

特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案 (閣法第35号)

【要旨】

本法律案は、大蔵省令で定める資産状況の悪化した特定住宅金融専門会社 (以下、特定住専) の債権債務の処理の促進等を図るため、預金保険機構 (以下、機構) の業務の特例及び国の財政上の措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 機構の業務の特例等

(1) 債権処理会社の設立等

機構は、大蔵大臣の認可を受けて、特定住専から譲り受けた貸付債権等の回収等を行うことを目的とする株式会社 (以下、債権処理会社) を設立するため出資するとともに、これに対し指導・助言する。

(2) 財産の譲渡に伴う支援のための助成金の交付

① 機構は、特定住専が指定期間内に債権処理会社に譲渡した貸付債権等について、その譲渡の対価をもってしてもなお不足する特定住専の債務処理の財源として、機構の特別の勘定 (住専勘定) に置く緊急金融安定化基金から、債権処理会社に対し、助成金を交付することができる。

② 政府は、予算の範囲内で機構に対し、緊急金融安定化基金に充てる資金を補助することができる。

(3) 譲受債権等に係る損失についての助成金の交付

① 機構は、債権処理会社が指定期間内に特定住専から譲り受けた貸付債権等 (以下、譲受債権等) につき取得価額を下回る金額で回収すること等により債権処理会社において損失が生じた場合には、その損失の一部を補てんするものとして、政府の補助金の額の範囲内で、債権処理会社に対し、助成金を交付することができる。

- ② 政府は、譲受債権等に係る損失に伴って生じる資金の不足の一部を補うため、予算の範囲内で機構に対し、その損失の2分の1に相当する金額の補助金を交付することができる。
- (4) 譲受債権等につき回収が行われた場合の機構及び国への納付
(2)及び(3)の助成金の交付は、譲受債権等の取得価額を超えて回収が行われ利益が生じた場合等には政令で定める金額を機構に納付することを条件として行い、機構はこれを国庫に納付する。
- (5) 債権処理会社の円滑な業務の遂行のための助成金の交付等
- ① 機構は、特定住専の出融資者であった金融機関等の拠出金による金融安定化拠出基金から、債権処理会社に対し助成金を交付することができるとともに、金融安定化拠出基金の一部は、機構が債権処理会社に対し行う出資の財源の一部に充てる。
- ② 機構は、債権処理会社が業務に必要な資金の借入れを行う場合には、その借入れに係る債務の保証を行うことができる。
- ③ 機構は、金融安定化拠出基金の残高が拠出金（出資に充てた金額を除く。）の金額を下回る場合には、機構の一般勘定から繰り入れることができる。
- (6) 財産の調査、債権の取立て
- ① 機構は、譲受債権等に係る債権のうち、その債務者の財産の実態を解明することが特に必要であると認められるものについて、当該債務者の財産の調査を行うことができ、その際、債務者等への質問、帳簿等の提示の要求、不動産への立ち入り現況確認を行うことができる。
- ② 機構は、譲受債権等に係る債権のうち、その回収に特に専門的な知識を必要とするものについて、債権処理会社から委託を受けて、その取立てを行うことができる。
- (7) 協力依頼、関係行政庁連絡協議会の設置、債権処理会社による告発
- ① 機構は、業務を行うため必要あるときは、官庁、公共団体等に照会・協力を求めることができる。
- ② 政府は、大蔵省、法務省、警察庁等関係行政庁の職員による連絡協議会を設け、機構の業務の円滑な運営を支援する。
- ③ 債権処理会社は、その役職員が職務を行うことにより犯罪があると思料するときは直ちに報告させる体制をとるものとし、かつ、機構に報告するとともに告発に向けて所要の措置をとる。

2 その他

- (1) 政府は、機構の業務に必要ながあると認めるときは、予算の範囲内で機構

に出資することができる。

- (2) 日本銀行は、機構が債権処理会社への出資金に充てるため、機構に対し1,000億円を限度として拠出することができる。
- (3) 債権処理会社が指定期間内に特定住専から取得した不動産の登録免許税の非課税措置等を講ずる。

なお、本法律施行のため、平成8年度一般会計予算（大蔵省所管）において、緊急金融安定化資金6,850億円が計上されている。

金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案（閣法第94号）

【要 旨】

本法律案は、内外の経済社会情勢の変化に対応し、金融機関等の経営の健全性を確保する必要性にかんがみ、信用協同組合等の協同組織金融機関の監査体制の充実、金融機関の営業又は事業の譲渡等ができる範囲の拡大等のための措置を講ずるとともに、金融機関の経営の状況に応じとるべき監督上の措置に関する規定を整備する等所要の措置を講ずる必要があるため、銀行法、信用金庫法及び協同組合による金融事業に関する法律等関係業法の一部を改正しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 信用協同組合等の協同組織金融機関の監査体制の充実等

(1) 信用金庫、労働金庫及び信用協同組合等の監査体制の充実

① 監事の機能強化

信用金庫、労働金庫、信用協同組合（それぞれ連合会を含む。）及び農林中央金庫の監事に係る権限等を強化するため、監事による理事会の招集請求権、子会社に対する調査権及び理事に対する行為差止請求権等のほか、総会において会員（組合員）が求めた事項等について監事が説明する義務、理事会に対し理事の違反行為等を報告する義務及び監査報告書の作成・提出義務等、商法の所要の規定を準用する。

② 員外監事の登用

一定の規模以上の信用金庫、一定の規模以上かつ一定の員外預金比率以上の労働金庫、信用協同組合及び農林中央金庫にあっては、監事のうち1人以上は、当該金庫等の会員（組合員）でなく、またその就任前5年間当該金庫等（子会社等を含む。）の理事若しくは職員（使用人）等でなかった者でなければならない。

③ 外部監査制の導入

一定の規模以上の信用金庫、一定の規模以上かつ一定の員外預金比率

以上の労働金庫、信用協同組合及び農林中央金庫にあっては、監事による監査のほか、会計監査人（公認会計士又は監査法人）による会計監査を受けなければならない。

(2) 信用協同組合の役員等の兼職等の制限

信用協同組合を代表する理事並びに信用協同組合の常務に従事する役員及び参事は、他の信用協同組合若しくは法人の常務に従事し、又は事業を営んではならない。ただし、行政庁の認可を受けたときは、この限りでない。

2 金融機関の営業又は事業の譲渡等ができる範囲の拡大等

(1) 信用金庫、労働金庫及び信用協同組合は、総会の議決を経て、銀行に加え、他の信用金庫、労働金庫及び信用協同組合に事業の全部又は一部を譲り渡すことができる。

(2) 信用金庫は、総会の議決を経て、銀行、信用金庫、労働金庫及び信用協同組合から営業又は事業の全部又は一部を譲り受けることができる。また、労働金庫及び信用協同組合は、総会の議決を経て、銀行から営業の一部を、信用金庫、労働金庫及び信用協同組合から事業の全部又は一部を譲り受けることができる。

3 金融機関の経営の状況に応じとるべき監督上の措置に関する規定の整備

(1) 大蔵大臣等は、銀行等の業務又は財産の状況に照らして、銀行等の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該銀行等に対し、措置を講ずべき事項等を示して、経営の健全性を確保するための改善計画の提出、業務の全部若しくは一部の停止等監督上必要な措置を命ずることができる。

(2) 前記の措置を命ずる理由が銀行等の自己資本の充実の状況によるものであるときは、当該措置は、省令で定める自己資本の充実の状況に係る区分に応じ省令で定めるものでなければならない。

4 金融機関等のトレーディング取引への時価法の導入等

銀行、信用金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫及び証券会社は、金利、通貨の価格、有価証券市場における相場の短期的な変動等を利用して利益を得る等の目的で行う取引（いわゆるトレーディング取引）及びその対象となる財産をその他の取引及び財産と区別して経理できることとし、この場合、商法の規定にかかわらず、これらを時価により評価する制度を導入する。

金融機関の更生手続の特例等に関する法律案（閣法第95号）

【要 旨】

本法律案は、経営が重大な危機に陥った金融機関について、預金者等の権利の実現を確保しつつ、更生手続等の円滑な進行を図る必要性があることにかんがみ、協同組織金融機関の更生手続について必要な事項を定めるとともに、金融機関の更生手続及び破産手続について、監督庁による申立て及び預金保険機構による預金者等のためにするこれらの手続に属する行為の代理等に関し必要な事項等を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 銀行の更生手続

(1) 銀行の更生手続についての会社更生法の適用等

銀行（普通銀行、長期信用銀行または外国為替銀行）の更生計画においては、協同組織金融機関（信用協同組合、信用金庫または労働金庫）との合併等に関する条項を定めることができることとするとともに、銀行の更生手続についての会社更生法の規定の適用について所要の読替規定を設ける。

(2) 銀行と協同組織金融機関の合併等のための更生計画の条項等

更生手続による協同組織金融機関との合併等のための更生計画の条項に関する規定を設けるとともに、その更生計画の遂行については、会社更生法と同様に銀行の株主総会等の決議を要しないものとする等必要な限度で金融機関の合併及び転換に関する法律その他の法令の特例規定を設ける。

2 協同組織金融機関の更生手続

株式会社でない協同組織金融機関についても更生手続を行うことができる旨の規定を設け、その更生手続について、会社更生法を準用する等の規定を設ける。

3 金融機関の更生手続の特例

(1) 監督庁による更生手続開始の申立て等

金融機関の破綻時の処理を適時適切に開始する観点から、大蔵大臣等の監督庁は、金融機関に破産の原因たる事実の生ずるおそれがあるときは、更生手続開始の申立てを行うことができる。

(2) 預金保険機構の権限等

多数の預金者等の権利を裁判手続上集約し処理の迅速化を図るため、預金保険機構（以下、機構）が裁判手続において預金者等の権利を代理して行使するため次の制度を設ける。

- ① 預金者等に対しては、個別に更生手続開始の送達をすることは要しない。

- ② 機構は、金融機関から提出された資料に基づく、預金等債権について預金者表を作成し、これを預金者等の縦覧に供した後、裁判所に提出することとし、提出された預金者表に記載されている預金等債権については、更生債権の届出があったものとみなす。なお、預金者等が自ら債権の届出をすることは制限されない。
 - ③ 機構は、②により届出があったものとみなされる預金等債権に係る預金者等のために、更生手続に属する行為を行う。この場合において、機構は公平誠実義務及び善良な管理者としての注意義務を負う。
 - ④ 機構は、関係人集会において預金者等のために議決権を行使しようとするときは、同意しようとする更生計画の内容をあらかじめ預金者等に通知するとともに公告しなければならない。
- 4 金融機関の破産手続の特例
- 金融機関の破産手続についても、「3 金融機関の更生手続の特例」と同様の制度を設ける。

預金保険法の一部を改正する法律案（閣法第96号）

【要 旨】

本法律案は、最近における我が国の金融環境の変化に対応し、破綻金融機関について適時適切な処理を図るため、預金保険機構の業務の拡充を図るとともに、今後5年間に信用協同組合等の経営が破綻した場合における預金保険機構が行う業務の特例を設ける等所要の措置を講ずるため、預金保険法の一部を改正しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 預金保険制度の整備・拡充

(1) 目的

預金保険法は、預金者等の保護を図るため、金融機関が預金等の払戻しを停止した場合に必要な保険金等の支払と預金等債権の買取りを行うほか、破綻金融機関に係る合併等に対し適切な資金援助を行う等の制度を確立し、もって信用秩序の維持に資することを目的とする。

(2) 保険金等の支払

預金保険機構（以下、機構）は、金融機関に預金を設定し、その預金債権を預金者等に対して譲渡する方法により保険金の支払をすることができる。

(3) 預金等債権の買取り

機構は、保険金の支払をするときは、保険対象外の預金等債権の買取りをすることができる。

2 今後5年間の特例業務

(1) 預金保険機構の業務の特例

機構は、当分の間、破綻信用組合との合併により承継し、又は破綻信用組合から譲り受けた事業の整理を行い、並びに破綻信用組合から買い取った資産の管理及び処分を行うこと（以下、整理回収業務）を主たる目的とする一の銀行と整理回収業務に関する協定（以下、協定）を締結し、当該協定を実施するため、次の特例業務を行うことができる。

- ① 協定を締結した銀行（以下、協定銀行）に対し出資を行うこと。
- ② 協定銀行に対し破綻信用組合から買い取った資産に係る損失の補てんを行い、又は協定銀行が行う資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。
- ③ 協定銀行が破綻信用組合から承継し、又は取得した貸付債権その他の財産（以下、譲受債権等）に係る債権のうち、その債務者の財産の実態を解明することが特に必要であると認められるものについて、当該債務者の財産の調査を行うこと。
- ④ 協定銀行の協定の定めによる整理回収業務の円滑な実施を確保するため、譲受債権等に係る債権のうち、その債務者の財産に係る権利関係が複雑なものその他その回収に専門的な知識を必要とするものについて、機構が必要と認める場合には、協定銀行からの委託を受けて、その取立てを行うこと。

(2) 資金援助の特例

機構は、今後5年間の特例業務として、信用秩序の維持のために必要がある旨の大蔵大臣の認定を受けて、保険金の支払に要すると見込まれる費用を超える資金援助を行うことができる。

(3) 預金等債権の買取りの特例

機構は、今後5年間の特例業務として、保険対象外の預金等債権の買取りをしようとするとき、大蔵大臣が信用秩序の維持のために必要と認められる概算払率を定めたときは、これを概算払率として預金等債権の買取りをすることができる。

(4) 特別保険料

金融機関は、平成8年度から12年度までの間、通常の保険料のほか、特例業務の実施に要する費用に充てるため、機構に対し、政令で定める率により計算した特別保険料を納付しなければならない。

(5) 借入金の特例、政府による保証

- ① 機構は、特例業務を行うために必要があるときは、日本銀行又は金融

機関等から資金の借入れをすることができる。

- ② 政府は、必要と認めるときは、国会の議決を経た金額の範囲において、信用協同組合特別勘定において経理される特例業務の実施のために機構がする資金の借入れに係る債務について保証することができる。
- ③ 政府は、機構が前記(2)及び(3)の業務を終了した日として政令で定める日において信用協同組合特別勘定の累積欠損金から一般金融機関特別勘定の責任準備金を控除した金額があるときは、その範囲内で保証債務を履行できる。
- ④ 政府は、保証債務の履行をした場合には、機構が協定銀行の解散により交付を受けた残余財産の分配のうち出資額を超える部分の金額を限り、民法第459条第1項の規定による権利を行使する。

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案（閣法第97号）

【要 旨】

本法律案は、最近における我が国の金融環境の変化に対応し、経営困難農水産業協同組合について適時適切な処理を図るため、信用事業を譲り受ける農水産業協同組合を資金援助の対象に加えるほか、保険事故が発生した農水産業協同組合に係る貯金等債権の買取りの制度を設けるとともに、今後5年間に限り信用秩序の維持のため資金援助及び貯金等債権の買取りについて特例を設ける等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 貯金等債権の買取り

農水産業協同組合に保険事故が発生した場合に、農水産業協同組合貯金保険機構は、貯金者等の有する貯金等債権について破産手続による回収見込額を考慮して定めた概算払額で買い取ることができる。

2 保険金の支払方法の改善等

農水産業協同組合貯金保険機構は、保険金の支払を、他の金融機関に保険金相当額を預貯金として預け入れ、これを貯金者等に譲渡する方法により行うことができる。

また、貯金者等の債務の額又は貯金者等が担保に提供している貯金等の額を保険金額から控除する旨の規定を削除する。

3 資金援助の対象となる経営困難農水産業協同組合の救済方法の追加

農水産業協同組合貯金保険機構が経営困難農水産業協同組合を救済するための資金援助を行う対象として、従来の合併及び信用事業再建措置に加えて、信用事業の全部譲渡を追加する。

4 資金援助及び貯金等債権の買取りの特例措置

今後5年間の時限的措置として、農水産業協同組合貯金保険機構は、経営困難農水産業協同組合の救済に当たり、保険金の支払に要すると見込まれる費用を超えて資金援助を行うことができるとともに、保険事故が発生した場合の貯金等債権の買取りに当たり、信用秩序の維持に必要な特別払戻率による概算払額で買い取ることができる。

また、これらの特例措置を実施するための財源として特別保険料を徴収するものとし、このための特別勘定を設ける。

5 農水産業協同組合の範囲の拡大

漁業協同組合から信用事業を譲り受けた漁業協同組合連合会を、農水産業協同組合貯金保険の適用対象として追加する。

特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案 (衆第3号)

【要 旨】

本法律案は、特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の施行に伴い、大蔵省令で定める資産状況の悪化した特定住宅金融専門会社（以下、特定住専）の債権の回収を迅速かつ的確に行うため、当該特定住専が有する債権の時効を一定期間停止すること等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 債権の時効の停止

特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法（以下、特定住専債権等処理法）第2条第2項に規定する特定住専がこの法律の施行の日において有する債権については、同日以後、特定住専債権等処理法第7条第1項に規定する指定期間（債権処理会社の設立の日から政令で定める日までの期間）の終了する日の翌日から起算して1年を経過する日までの間は、時効は、完成しない。

2 根抵当権の担保すべき元本の確定

特定住専が解散したときは、当該特定住専が有する根抵当権の担保すべき元本は、確定する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（5件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※35	特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案	衆	8. 2. 9	8. 6. 10	8. 6. 17 可決	8. 6. 18 可決	8. 5. 21	8. 6. 6 可決	8. 6. 7 可決
			○ 8. 6. 10 参本会議趣旨説明 ○ 8. 5. 21 衆本会議趣旨説明						
94	金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案	〃	4. 12	6. 10	6. 17 可決	6. 18 可決	5. 21	6. 6 可決	6. 7 可決
			○ 8. 6. 10 参本会議趣旨説明 ○ 8. 5. 21 衆本会議趣旨説明						
95	金融機関の更生手続の特例等に関する法律案	〃	4. 12	6. 10	6. 17 可決	6. 18 可決	5. 21	6. 6 可決	6. 7 可決
			○ 8. 6. 10 参本会議趣旨説明 ○ 8. 5. 21 衆本会議趣旨説明						
96	預金保険法の一部を改正する法律案	〃	4. 12	6. 10	6. 17 可決	6. 18 可決	5. 21	6. 6 可決	6. 7 可決
			○ 8. 6. 10 参本会議趣旨説明 ○ 8. 5. 21 衆本会議趣旨説明						
97	農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案	〃	4. 12	6. 10	6. 17 可決	6. 18 可決	5. 21	6. 6 可決	6. 7 可決
			○ 8. 6. 10 参本会議趣旨説明 ○ 8. 5. 21 衆本会議趣旨説明						

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
3	特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案	保岡 興治君 外5名 (8. 5. 8)	8. 5. 9	8. 6. 7	8. 6. 10	8. 6. 17 可決	8. 6. 18 可決	8. 5. 21	8. 6. 6 可決	8. 6. 7 可決
			○ 8. 6. 10 参本会議趣旨説明 ○ 8. 5. 21 衆本会議趣旨説明							

【海洋法条約等に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第136回国会において本特別委員会に付託された案件は、条約1件及び内閣提出の法律案8件であり、条約1件が承認、法律案8件が可決された。

なお、本委員会付託の請願はなかった。

〔条約及び法律案の審査〕

海洋法に関する国際連合条約及び1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約第11部の実施に関する協定のうち、海洋法に関する国際連合条約（以下国連海洋法条約）は、1982年12月10日、ジャマイカのモンテゴ・ベイにおいて作成され、1994年11月16日に効力を生じたものであり、1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約第11部の実施に関する協定（以下実施協定）は、1994年7月28日、ニュー・ヨークにおいて作成されたものである。

国連海洋法条約は、領海、接続水域、国際海峡、群島国、排他的経済水域、大陸棚、公海、島、閉鎖海、内陸国の海への出入権、深海底、海洋環境の保護・保全、海洋の科学的調査、海洋技術の移転・発展、紛争解決、高度回遊性魚種、大陸棚の限界に関する委員会、事業体規程、国際海洋法裁判所規程などの海洋に関する諸問題について包括的に規律するものである。

また、実施協定は、国連海洋法条約第11部の深海底に関する規定を大幅に修正する文書である。

法律案8件は、いずれも国連海洋法条約及び実施協定の締結に伴い必要となる国内法の整備等を図ること等を内容とするものである。

領海法の一部を改正する法律案は、領海の幅を測定するための基線として直線基線を加えるとともに、領域における通関等に関する法令に違反する行為の防止及び処罰のために必要な措置を執る水域として接続水域を設けること等を内容とするものである。

排他的経済水域及び大陸棚に関する法律案は、天然資源の探査、開発等に関する沿岸国の主権的権利等を行使する水域としての排他的経済水域を設定するとともに、我が国の大陸棚の範囲を明確化し、あわせて、排他的経済水域及び大陸棚における我が国の法令の適用について定めることを内容とするものである。

海上保安庁法の一部を改正する法律案は、我が国における接続水域及び排他的経済水域の設定等にかんがみ、海上保安官による船舶の立入検査を行うための停船措置を明確化すること等を内容とするものである。

排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律案は、外国人について、排他的経済水域のうち、特定海域等を漁業等の禁止海域とし、それ以外の海域での漁業等は農林水産大臣の許可を受けなければならないこととする等を内容とするものである。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案は、排他的経済水域等における海洋生物資源の保存・管理のため、漁獲量の総量に着目した資源管理に関する法制度を導入し、そのための計画の策定、漁獲量管理のための所要の措置を講ずること等を内容とするものである。

水産資源保護法の一部を改正する法律案は、水産動物の種苗の輸入防疫措置を講ずるため、特定の水産動物の種苗の輸入について農林水産大臣の許可を要することとしようとするものである。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案は、違反を行った外国船舶に対し担保金等を提供することを条件に釈放する制度を創設すること等の措置を講じようとするものである。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案は、排他的経済水域等における外国船舶による放射性物質の違法な海洋投棄に対する罰則の整備を行うとともに、違反を行った外国船舶に対し担保金等を提供することを条件に釈放する制度を整備する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、9案件を一括して審査し、政府からの提案理由説明の聴取を行った後、関係大臣の出席を求め、領海の無害通航制度と非核三原則との関係、接続水域設定の意義、津軽海峡等特定海域の領海幅、国際海峡における通過通航制度、大陸棚の境界画定基準、深海底資源に対する先行投資鉱区の権利確保、日韓・日中漁業協定の改定と排他的経済水域の境界画定、漁獲可能量制度導入の意義と資源管理のための減船補償対策、漁獲可能量の漁業種類別・都道府県別の配分基準、資源調査体制の整備、漁業者の自主的資源管理への支援、水産動物種苗の輸入防疫対策、海洋汚染防止への担保金制度の整備、海洋環境の保護・保全と放射性廃棄物の海洋投棄、竹島領有権、海上保安庁の監視・取締り体制の拡充整備、海賊行為等に対する海上警備体制のあり方などについて質疑を行った。また、参考人からの意見聴取を行った。

採決の結果、国連海洋法条約及び実施協定は、全会一致で承認し、領海法の一部改正法律案、排他的経済水域・大陸棚法律案、海上保安庁法の一部改正法律案、排他的経済水域における主権的権利の行使法律案、海洋生物資源保存・管理法法律案、水産資源保護法の一部改正法律案、海洋汚染・海上災害防止法の一部改正法律案及び原子炉等規制法・放射線障害防止法の一部改正法律案の8

法律案は、いずれも全会一致をもって原案どおり可決した。

なお、領海法の一部改正法律案ほか2法律案及び排他的経済水域・大陸棚法案法律案ほか3法律案に対し、それぞれ附帯決議が全会一致をもって付された。

(2) 委員会経過

○平成8年5月24日（金）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成8年5月31日（金）（第2回）

○海洋法に関する国際連合条約及び1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約第11部の実施に関する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）（衆議院送付）について池田外務大臣から趣旨説明を聴き、領海法の一部を改正する法律案（閣法第85号）（衆議院送付）海上保安庁法の一部を改正する法律案（閣法第87号）（衆議院送付）海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第91号）（衆議院送付）

以上3案について亀井運輸大臣から趣旨説明を聴き、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律案（閣法第86号）（衆議院送付）排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律案（閣法第88号）（衆議院送付）海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案（閣法第89号）（衆議院送付）

水産資源保護法の一部を改正する法律案（閣法第90号）（衆議院送付）

以上4案について大原農林水産大臣から趣旨説明を聴き、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第92号）（衆議院送付）について中川科学技術庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成8年6月4日（火）（第3回）

○海洋法に関する国際連合条約及び1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約第11部の実施に関する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）（衆議院送付）

領海法の一部を改正する法律案（閣法第85号）（衆議院送付）

排他的経済水域及び大陸棚に関する法律案（閣法第86号）（衆議院送付）

海上保安庁法の一部を改正する法律案（閣法第87号）（衆議院送付）

排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律案（閣法第88号）（衆議院送付）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案（閣法第89号）（衆議院送付）

水産資源保護法の一部を改正する法律案（閣法第90号）（衆議院送付）

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第91号）（衆議院送付）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第92号）（衆議院送付）

以上9案件について池田外務大臣、亀井運輸大臣、大原農林水産大臣、中川科学技術庁長官、政府委員、防衛庁、法務省、自治省、環境庁及び厚生省当局に対し質疑を行った。

○また、以上9案件について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成8年6月5日（水）（第4回）

○海洋法に関する国際連合条約及び1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約第11部の実施に関する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）（衆議院送付）

領海法の一部を改正する法律案（閣法第85号）（衆議院送付）

排他的経済水域及び大陸棚に関する法律案（閣法第86号）（衆議院送付）

海上保安庁法の一部を改正する法律案（閣法第87号）（衆議院送付）

排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律案（閣法第88号）（衆議院送付）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案（閣法第89号）（衆議院送付）

水産資源保護法の一部を改正する法律案（閣法第90号）（衆議院送付）

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第91号）（衆議院送付）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第92号）（衆議院送付）

以上9案件について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

上智大学教授

山本 草二君

社団法人大日本水産会会長
東京水産大学教授

佐野 宏哉君
小野 征一郎君

○平成8年6月6日（木）（第5回）

○海洋法に関する国際連合条約及び1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約第11部の実施に関する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）（衆議院送付）

領海法の一部を改正する法律案（閣法第85号）（衆議院送付）

排他的経済水域及び大陸棚に関する法律案（閣法第86号）（衆議院送付）

海上保安庁法の一部を改正する法律案（閣法第87号）（衆議院送付）

排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律案（閣法第88号）（衆議院送付）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案（閣法第89号）（衆議院送付）

水産資源保護法の一部を改正する法律案（閣法第90号）（衆議院送付）

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第91号）（衆議院送付）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第92号）（衆議院送付）

以上9案件について池田外務大臣、亀井運輸大臣、大原農林水産大臣、中川科学技術庁長官及び政府委員に対し質疑を行った後、

海洋法に関する国際連合条約及び1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約第11部の実施に関する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）（衆議院送付）を承認すべきものと議決し、

領海法の一部を改正する法律案（閣法第85号）（衆議院送付）

排他的経済水域及び大陸棚に関する法律案（閣法第86号）（衆議院送付）

海上保安庁法の一部を改正する法律案（閣法第87号）（衆議院送付）

排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律案（閣法第88号）（衆議院送付）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案（閣法第89号）（衆議院送付）

水産資源保護法の一部を改正する法律案（閣法第90号）（衆議院送付）

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第91号）（衆議院送付）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元

素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第92号）（衆議院送付）

以上8案をいずれも可決した。

- | | | |
|----------|------|-------------------------|
| (閣条第3号) | 賛成会派 | 自民、平成、社民、共産、新緑、二院
さき |
| | 反対会派 | なし |
| (閣法第85号) | 賛成会派 | 自民、平成、社民、共産、新緑、二院
さき |
| | 反対会派 | なし |
| (閣法第86号) | 賛成会派 | 自民、平成、社民、共産、新緑、二院
さき |
| | 反対会派 | なし |
| (閣法第87号) | 賛成会派 | 自民、平成、社民、共産、新緑、二院
さき |
| | 反対会派 | なし |
| (閣法第88号) | 賛成会派 | 自民、平成、社民、共産、新緑、二院
さき |
| | 反対会派 | なし |
| (閣法第89号) | 賛成会派 | 自民、平成、社民、共産、新緑、二院
さき |
| | 反対会派 | なし |
| (閣法第90号) | 賛成会派 | 自民、平成、社民、共産、新緑、二院
さき |
| | 反対会派 | なし |
| (閣法第91号) | 賛成会派 | 自民、平成、社民、共産、新緑、二院
さき |
| | 反対会派 | なし |
| (閣法第92号) | 賛成会派 | 自民、平成、社民、共産、新緑、二院
さき |
| | 反対会派 | なし |

なお、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律案（閣法第86号）（衆議院送付）、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律案（閣法第88号）（衆議院送付）、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案（閣法第89号）（衆議院送付）及び水産資源保護法の一部を改正する法律案（閣法第90号）（衆議院送付）について、

領海法の一部を改正する法律案（閣法第85号）（衆議院送付）、海上保安庁法の一部を改正する法律案（閣法第87号）（衆議院送付）及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第91号）（衆議院送付）について、それぞれ附帯決議を行った。

（3）成立議案の要旨・附帯決議

海洋法に関する国際連合条約及び1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約第11部の実施に関する協定の締結について承認を求めの件（閣条第3号）

【要 旨】

海洋法に関する国際連合条約（以下「条約」）は、1982年（昭和57年）12月10日、ジャマイカのモンテゴ・ベイにおいて作成され、1994年（平成6年）11月16日に効力を生じた。また、1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約第11部の実施に関する協定（以下「実施協定」）は、1994年（平成6年）7月28日、ニュー・ヨークにおいて作成された。この条約及び実施協定は、領海、接続水域、排他的経済水域、大陸棚、公海、深海底等の海洋に関する諸問題について包括的に規律するものであり、条約は前文、本文320箇条、末文及び9の附属書から、実施協定は前文、本文10箇条及び附属書から成る。主な内容は次のとおりである。

- 1 沿岸国の主権は、その領土及び内水のほか、これらに接続する領海、領海の上空並びに領海の海底及びその下に及ぶ。
- 2 いずれの国も、基線から測定して12海里を超えない範囲でその領海の幅を定める権利を有する。
- 3 すべての国の船舶は、条約に従うことを条件として、領海において無害通航権を有する。
- 4 沿岸国は、領海基線から24海里を超えない範囲内で接続水域を設定し、自国の領域内における通関上、財政上、出入国管理上又は衛生上の法令違反の防止又は処罰のため必要な規制を行うことができる。
- 5 公海又は排他的経済水域の一部分と公海又は排他的経済水域の他の部分との間にある国際航行に使用されている海峡において、すべての船舶及び航空機は、通過通航権を有する。
- 6 排他的経済水域は領海に接続する水域であって、領海基線から200海里を超えて拡張してはならない。
- 7 沿岸国は、排他的経済水域において、海底の上部水域並びに海底及びその

下の天然資源（生物資源であるか非生物資源であるかを問わない。）の探査、開発、保存及び管理のための主権的権利を有する。

- 8 沿岸国は、自国の排他的経済水域における生物資源の漁獲可能量を決定し、自国が漁獲可能量のすべてを漁獲する能力を有しない場合には、漁獲可能量の余剰分の他の国による漁獲を認める。
- 9 沿岸国の大陸棚とは、領海を越える海面下の区域の海底及びその下であって、領海基線から200海里の距離までのもの又は一定の条件を満たす場合には200海里の距離を超えて延びているものをいう。
- 10 沿岸国は、大陸棚を探査し及びその天然資源（鉱物その他の非生物資源及び定着性の種族から成る。）を開発するため、大陸棚に対して主権的権利を行使する。
- 11 相対国又は隣接国の間における排他的経済水域及び大陸棚の境界画定は、衡平な解決を達成するために、国際法に基づいて合意により行う。
- 12 公海は、すべての国に開放され、公海の自由には、航行の自由、上空飛行の自由、漁獲の自由等が含まれる。公海は、平和的目的のために利用されるものとする。
- 13 島とは、自然に形成された陸地であって、水に囲まれ、高潮時にも水面上にあるものをいう。人間の居住又は独自の経済的生活を維持することのできない岩は、排他的経済水域又は大陸棚を有しない。
- 14 深海底とは、国の管轄権の及ぶ区域の境界の外の海底及びその下をいう。深海底及びその資源は、人類の共同の財産であり、いずれの国も深海底又はその資源のいかなる部分についても主権又は主権的権利を主張し又は行使してはならない。
- 15 深海底における活動は、国際海底機構が人類全体のために組織し、行い及び管理する。深海底における活動は、国際海底機構の機関である事業体及び、国際海底機構と提携することを条件として、締約国、国营企業、締約国によって保証されている自然人又は法人等が行う。
- 16 締約国は、条約の解釈又は適用に関する紛争を平和的手段によって解決する。いずれの国も、紛争解決手段として、新たに設立される国際海洋法裁判所等の手段を選択することができる。
- 17 条約は、批准書又は加入書の寄託後30日目の日に当該批准書等の寄託国について効力を生ずる。条約については、明示的に認められている場合を除くほか、留保を付することも、また、除外を設けることもできない。
- 18 実施協定の締約国は、条約第11部（深海底）及び関連する規定を実施協定に従って実施する。実施協定及び条約第11部の規定は、単一の文書として一

括して解釈、適用され、抵触する場合には実施協定が優先する。

- 19 実施協定は、7の先行投資国（5の先進国を含む。）を含む40の国が自国が拘束されることについての同意を確定した日の後30日で効力を生じ、効力が生ずるまでの間、一定の条件を満たす国等に暫定的に適用される。なお、我が国は、1994年（平成6年）11月11日に暫定的適用の通告を行った。

領海法の一部を改正する法律案（閣法第85号）

【要 旨】

本法律案は、海洋法に関する国際連合条約の締結に伴い、同条約の定めるところにより、領海の幅を測定するための基線として直線基線を用いることができることとするとともに、領域における通関等に関する法令に違反する行為の防止及び処罰のために必要な措置を執る水域として接続水域を設ける等、所要の規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 法律の題名を領海及び接続水域に関する法律とする。
- 2 領海の幅を測定するための基線として直線基線を加えることとし、直線基線は政令で定めることとする。
- 3 内水又は領海からの追跡に係る公務員の職務の執行及びこれを妨げる行為については、我が国の法令を適用することとする。
- 4 領域における通関、財政、出入国管理及び衛生に関する法令に違反する行為の防止及び処罰のために必要な措置を執る水域として接続水域を設けるとともに、その範囲を定めることとする。
- 5 接続水域における公務員の職務の執行及びこれを妨げる行為については、我が国の法令を適用することとする。

排他的経済水域及び大陸棚に関する法律案（閣法第86号）

【要 旨】

本法律案は、海洋法に関する国際連合条約に定めるところにより、排他的経済水域を設定するとともに、我が国の大陸棚の範囲を明確化し、あわせて、排他的経済水域及び大陸棚における我が国の法令の適用について定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 我が国が海洋法に関する国際連合条約第五部に規定する天然資源の探査、開発等、海洋環境の保護及び保全等に関する沿岸国としての主権的権利等を行行使する水域として、排他的経済水域を設けるとともに、その範囲を定めることとする。
- 2 我が国が海洋法に関する国際連合条約に定めるところにより天然資源の探

査、開発等に関する沿岸国としての主権的権利等を行行使する大陸棚について、その範囲を明確化することとする。

- 3 排他的経済水域又は大陸棚における天然資源の探査、開発等、人工島、施設及び構築物の設置等、海洋環境の保護及び保全、海洋の科学的調査等について、我が国の法令を適用することとする。

海上保安庁法の一部を改正する法律案（閣法第87号）

【要 旨】

本法律案は、海洋法に関する国際連合条約の締結に伴う接続水域及び排他的経済水域の設定等の海洋法制度の導入にかんがみ、最近の海上における犯罪等の発生状況を踏まえ、海上保安官が犯罪の予防等の措置を機動的かつ適切に講ずることができるよう所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 海上保安官が職務上の必要により、船舶に立入検査を行うためその進行を停止させることができることを明確化する。
- 2 海上保安官は、海上における犯罪が正に行われようとしている場合又は天災事変等の危険な事態が存在する場合であって、人の生命、財産等に危害が及ぶおそれがあり、かつ、急を要するときには、船舶の進行の開始、停止、航路の変更等の措置のほか、乗組員の下船の制限、積荷の陸揚げ、人の行為の制止等の措置を講ずることができることとする。
- 3 海上保安官は、海上における犯罪の発生が明らかである場合その他海上における公共の秩序が著しく乱されるおそれがある場合であって、他に適当な手段がないと認められるときには、船舶の進行の開始、停止、航路の変更等の措置を講ずることができることとする。

排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律案（閣法第88号）

【要 旨】

本法律案は、海洋法に関する国際連合条約に定める権利を的確に行使することにより海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等について所要の規定を整備しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 排他的経済水域のうち、領海法において領海の幅が12海里に満たない海域等を外国人の漁業等の禁止海域とし、この禁止海域以外の海域については、外国人は、農林水産大臣の許可を受けなければ漁業、水産動植物の採捕を行

ってはならないこととする。

この許可は、農林水産大臣が定める漁獲量の限度の範囲内で、当該外国人の漁業が国際約束等に従って的確に行われることその他政令で定める基準に該当する場合に限り行うこととする。

また、この漁獲量の限度は、排他的経済水域における資源の動向及び我が国漁業者の漁獲の実情を基礎として、外国人の漁業の状況、外国周辺水域における我が国漁業の状況等を総合的に考慮して行うこととする。さらに、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案において漁獲可能量を定める海洋生物資源については、その数量を基礎とすることとする。

- 2 排他的経済水域において、外国人は、試験研究等の目的のための水産動植物の採捕又は探査を行おうとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならないこととする。
- 3 我が国は、我が国起源のさけ・ます等の溯河性資源については、排他的経済水域の外側においても、海洋法に関する国際連合条約に定める第一義的利益及び責任を有するものとする。
- 4 排他的経済水域の外側に広がる大陸棚の定着性種族について外国人が漁業等を行う場合については、排他的経済水域における漁業等の場合と同様の規制を行うこととする。
- 5 本法律等の違反に関し船舶の拿捕が行われた場合、拿捕した外国船舶及びその乗組員について、適当な担保金等の提供によりこれを早期に釈放するための制度を規定するものとする。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案（閣法第89号）

【要 旨】

本法律案は、海洋法に関する国際連合条約の実施に伴い、排他的経済水域等における海洋生物資源の保存及び管理を図るため、その保存及び管理のための計画を策定し、並びに漁獲量の管理のための所要の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 農林水産大臣は、排他的経済水域等において海洋生物資源の保存及び管理を行うため、漁獲可能量の対象となる海洋生物資源の動向、漁獲可能量、実施すべき施策等を内容とする基本計画を定めることとする。
- 2 都道府県知事は、基本計画に即して、都道府県知事が管理する漁業について実施すべき施策等を内容とする都道府県計画を定めることとする。
- 3 都道府県知事は、基本計画において漁獲可能量を定めることとされていない海洋生物資源について、漁獲限度量、実施すべき施策等を都道府県計画に

において定めることができることとする。

- 4 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲量を漁獲可能量等の範囲内に管理するため、漁獲可能量等の対象となっている海洋生物資源の採捕の停止その他必要な命令をすることができることとする。
- 5 漁獲可能量等の対象となっている海洋生物資源の採捕を行う者は、当該資源の保存及び管理に関する協定を締結し、農林水産大臣又は都道府県知事の認定を受けることができることとするとともに、農林水産大臣又は都道府県知事は、認定した協定に参加している者の求めに応じ、協定への参加のあっせんその他必要な措置を講ずることとする。
- 6 海洋生物資源の採捕を行う者のうち一定の者は、海洋生物資源の採捕の数量等を農林水産大臣又は都道府県知事に報告しなければならないこととする。

水産資源保護法の一部を改正する法律案（閣法第90号）

【要 旨】

本法律案は、海洋法に関する国際連合条約の実施等に伴い、水産動物の種苗の輸入防疫措置を講ずるため、特定の水産動物の種苗の輸入について許可を要することとしようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 特定の水産動物の種苗及びその容器包装を輸入しようとする者は、農林水産大臣の許可を受けなければならないこととする。
- 2 許可の申請があった場合には、農林水産大臣は、輸出国発行の検査証明書により伝染性疾病の病原体を広げるおそれがないと認めるときは、許可をしなければならないこととする。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第91号）

【要 旨】

本法律案は、海洋法に関する国際連合条約が、その主要事項の1つとして「海洋環境の保護及び保全」を掲げ、海洋汚染事犯を引き起こした外国船舶について担保金等を提供することを条件に速やかに釈放できる制度を設けること等を要請していることから、同条約の締結に伴い、所要の規定整備を行うとともに、併せて、最近における特殊法人等の財務内容等の公開の要請にかんがみ、海上災害防止センターの財務諸表等の公開に関する規定を整備しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定に違反した外国船舶につ

- いて担保金等の提供を条件に速やかに釈放する制度を創設する。
- 2 所要の罰則規定の整備及び罰金額の引き上げ等を行う。
 - 3 海上災害防止センターの財務諸表等の公開に関する規定を整備する。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第92号）

【要 旨】

本法律案は、海洋法に関する国際連合条約の実施に伴い、放射性物質の海洋投棄を制限している「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及び「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」について、所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 海洋投棄の制限の規定の施行に係る立入検査等

放射性物質の海洋投棄の規制の適切な履行を図るため、放射性物質の海洋投棄の制限に係る規定の施行に必要な限度において内閣総理大臣又は科学技術庁長官が船舶に対する報告徴収、立入検査等を行うことができるよう規定を整備する。

2 外国船舶による違反行為に対する罰則

条約により外国船舶に対する我が国の管轄権が排他的経済水域等まで拡大することに伴い、排他的経済水域等における外国船舶による放射性物質の違法な海洋投棄については金銭罰（1,000万円以下の罰金）のみ科すこととする。

3 第一審の裁判権の特例

裁判所法上、罰金以下の刑に当たる罪に係る訴訟は簡易裁判所が第一審の裁判権を有することになっているが、排他的経済水域等における外国船舶による放射性物質の海洋投棄の制限に係る規定違反については、第一審の裁判権が地方裁判所にも属するよう裁判権の特例を設ける。

4 担保金等の提供による釈放等

条約において外国船舶に対する法令の執行の手續が定められたことに伴い、海洋投棄の制限に係る規定等に違反した外国船舶について、主務大臣に担保金等を提供することを条件に速やかに釈放する制度を設ける。

【領海法の一部を改正する法律案、海上保安庁法の一部を改正する法律案及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案に

【対する附帯決議】

国連海洋法条約の締結及びその関連法の施行により、新たに接続水域や排他的経済水域が設定され、密航・密輸等の犯罪の防止、海洋環境の保護・保全、漁業秩序の維持等様々な分野で管轄権を行使することが可能となる。

よって政府は、海上における取締りを的確に実施し、海洋国としての国益の確保に資するため、次の事項について万全の措置を講ずべきである。

- 一 接続水域や排他的経済水域の設定等、海洋をめぐる新たな制度が導入されることを踏まえ、海上保安庁の人員・巡視船艇・航空機等の体制について、今後一層の整備充実を図り、関係省庁との連携を密にして、海上における取締りを的確に実施できるようにすること。

右決議する。

【排他的経済水域及び大陸棚に関する法律案、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律案、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案及び水産資源保護法の一部を改正する法律案に対する附帯決議】

我が国漁業は、国民の食生活に不可欠な魚介類を供給する食料産業として、また、漁村社会の維持・発展を担う地域産業として、重要な役割を果たしている。しかるに、我が国漁業を取り巻く情勢は、資源状況の悪化、外国漁船の無秩序操業、魚価の低迷、担い手の高齢化、後継者不足等極めて厳しいものがあり、漁業経営の体質強化が急務となっている。

このような状況下で、今国会に提出された国連海洋法条約及びその実施のための関連法は、排他的経済水域の設定、大陸棚の範囲の明確化、海洋生物資源の保存・管理の義務付け等海洋秩序の構築のための画期的な内容を含み、今後の我が国漁業に大きな転換をもたらすものである。

よって政府は、これら漁業関係法の施行に当たり、次の事項の実現に努め、我が国漁業が、21世紀において魅力ある産業として確立されるよう万全を期すべきである。

- 1 排他的経済水域については、国連海洋法条約に基づく沿岸国の権利として、新たな法制度に基づき、我が国周辺水域すべてに設定するとともに、すべての国の国民に同制度を適用すること。また、国連海洋法条約の趣旨を十分に踏まえて、日韓・日中漁業協定の改定交渉を強力に進め、速やかな締結を期するとともに、交渉経過等に対応して必要な措置を講ずること。
- 2 排他的経済水域の設定等海洋における新たな法制度が整備されることに伴い、漁業秩序の維持を図るため、海上における取締りの強化に努めること。

- 3 漁獲可能量制度の実施に当たっては、我が国漁業の安定的発展及び漁村社会の活性化を図る観点から、関係漁業者の意向を十分に反映させつつ、漁業実態を配慮した円滑な運用が行われるよう万全の措置を講ずること。また、漁獲可能量制度の的確な実施、資源管理型漁業の一層の促進等に資するため、資源調査の充実、漁業者による自主的な減船・資源管理への支援等に努めること。
- 4 漁獲可能量の大臣管理量、都道府県別数量等への配分に当たっては、漁業者等関係者の意見を反映する体制を整備するなど公平性・透明性の確保に努めること。また、外国人に対する漁獲量の割当に当たっては、我が国漁業者への影響に十分配慮して行うこと。
- 5 漁獲可能量の遵守に資するよう、採捕の数量等についての公表、助言、指導、勧告、採捕の停止等に係る各種措置が機動的に発動される体制の整備を図るとともに、正確な漁獲量を把握するための仕組みを整備すること。また、これに関連して重要な役割を果たすこととなる漁協系統の経営基盤及び機能の強化に努めること。
- 6 漁獲可能量制度の公正かつ円滑な運用に資するため、漁業経営への影響等を見極めつつ、許可漁業、漁業権漁業、自由漁業及び遊漁の在り方など現行漁業制度について、適宜、必要な見直しを行うこと。
- 7 水産動物種苗の防疫制度については、種苗の疾病が養殖業の経営に深刻な打撃を与えることにかんがみ、今後とも魚類の疾病に関する内外の情報収集及び調査研究の充実に努め、制度の的確な運用を図ること。
- 8 外国の水域又は公海で操業する遠洋・沖合漁業については、我が国の漁業及び関係地域において重要な位置にあること等を考慮し、国際協調の下、漁場及び操業条件の安定確保並びに国際競争力の強化等に努め、その経営の維持・発展を図ること。
- 9 最近における水産物輸入の状況にかんがみ、漁業者、消費者等の立場に十分配慮しつつ、秩序ある輸入の実現に努めること。
- 10 来るべき21世紀において活力にあふれた魅力ある漁業を確立するため、漁業の食料産業としての位置付けを明確にするとともに、漁業・漁村の将来について制度の在り方も含め早急に検討し、その実現に向けて必要な諸施策を強力に展開すること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・条 約（1件）

番号	件 名	先議院	提出月日	参 議 院			衆 議 院		
				委員会付託	委員会議決	本会議決	委員会付託	委員会議決	本会議決
3	海洋法に関する国際連合条約及び1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約第11部の実施に関する協定の締結について承認を求めるの件	衆	8. 3. 26	8. 5. 31	8. 6. 6 承認	8. 6. 7 承認	8. 5. 10 外務	8. 5. 24 承認	8. 5. 28 承認
			○ 8. 5. 31 参本会議趣旨説明			○ 8. 5. 10 衆本会議趣旨説明			

・内閣提出法律案（8件）

番号	件 名	先議院	提出月日	参 議 院			衆 議 院		
				委員会付託	委員会議決	本会議決	委員会付託	委員会議決	本会議決
85	領海法の一部を改正する法律案	衆	8. 3. 26	8. 5. 31	8. 6. 6 可決 附帯決議	8. 6. 7 可決	8. 5. 10 運輸	8. 5. 24 可決	8. 5. 28 可決
			○ 8. 5. 31 参本会議趣旨説明			○ 8. 5. 10 衆本会議趣旨説明			
86	排他的経済水域及び大陸棚に関する法律案	〃	3. 26	5. 31	6. 6 可決 附帯決議	6. 7 可決	5. 10 農林水産	5. 24 可決	5. 28 可決
			○ 8. 5. 31 参本会議趣旨説明			○ 8. 5. 10 衆本会議趣旨説明			
87	海上保安庁法の一部を改正する法律案	〃	3. 26	5. 31	6. 6 可決 附帯決議	6. 7 可決	5. 10 運輸	5. 24 可決	5. 28 可決
			○ 8. 5. 31 参本会議趣旨説明			○ 8. 5. 10 衆本会議趣旨説明			
88	排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律案	〃	3. 26	5. 31	6. 6 可決 附帯決議	6. 7 可決	5. 10 農林水産	5. 24 可決	5. 28 可決
			○ 8. 5. 31 参本会議趣旨説明			○ 8. 5. 10 衆本会議趣旨説明			

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
89	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案	衆	8. 3. 26	8. 5. 31	8. 6. 6 可決 附帯決議	8. 6. 7 可決	8. 5. 10 農林水産	8. 5. 24 可決	8. 5. 28 可決
			○ 8. 5. 31 参本会議趣旨説明			○ 8. 5. 10 衆本会議趣旨説明			
90	水産資源保護法の一部を改正する法律案	〃	3. 26	5. 31	6. 6 可決 附帯決議	6. 7 可決	5. 10 農林水産	5. 24 可決	5. 28 可決
			○ 8. 5. 31 参本会議趣旨説明			○ 8. 5. 10 衆本会議趣旨説明			
91	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案	〃	3. 26	5. 31	6. 6 可決 附帯決議	6. 7 可決	5. 10 運輸	5. 24 可決	5. 28 可決
			○ 8. 5. 31 参本会議趣旨説明			○ 8. 5. 10 衆本会議趣旨説明			
92	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案	〃	3. 26	5. 31	6. 6 可決	6. 7 可決	5. 10 科学技術	5. 24 可決	5. 28 可決
			○ 8. 5. 31 参本会議趣旨説明			○ 8. 5. 10 衆本会議趣旨説明			

2 委員会未付託議案審議表

・本院議員提出法律案（3件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	衆院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
2	解雇等の規制に関する法律案	吉川 春子君 外1名 (8.6.12)	8.6.14			未了				
3	解雇等の規制に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	吉川 春子君 外1名 (8.6.12)	6.14			未了				
5	戦時性的強制被害者問題調査会設置法案	本岡 昭次君 外1名 (8.6.13)	6.17			未了				

・衆議院議員提出法律案（6件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
5	住宅地震災害保険に関する法律案	石井 一君 外9名 (8.5.31)	8.6.4					8.6.6 大蔵	未了	
6	住宅地震災害再保険特別会計法案	石井 一君 外9名 (8.5.31)	6.4					6.6 大蔵	未了	
7	法人税法等の一部を改正する法律案	河村 たかし君 外5名 (8.5.31)	6.4					6.6 大蔵	未了	
8	地方税法の一部を改正する法律案	上田 清司君 外5名 (8.5.31)	6.4					6.6 地方行政	未了	
10	国際開発協力基本法案	中野 寛成君 外9名 (8.6.12)	6.13						未了	
16	同和対策基本法案	中井 洽君 外15名 (8.6.14)	6.18						未了	

未付託

・NHK決算（1件）

件名	提出月日	参議院			衆議院		
		委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
日本放送協会平成6年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	8. 2. 16				8. 5. 16		

3 調査会審議経過

【国際問題に関する調査会】

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、第133回国会、平成7年8月4日（金）に設置され、第134回国会、平成7年10月19日（木）に今期3年間にわたる調査のテーマを「アジア太平洋地域の安定と日本の役割」と決定した。

第1年目においては、第134回国会に引き続き、このテーマの下、アジア太平洋地域における安全保障の在り方を軸として、政府から説明を聴取するとともに、参考人からの意見を聴取し質疑を行い、さらに再度にわたり自由討議を行うなど、委員間の活発な意見交換を中心に調査を行った。

今国会の会期中の調査は5回行われた。

まず、平成8年2月7日（水）に「アジア太平洋地域の安定と我が国の防衛の在り方」について秋山昌廣防衛庁防衛局長から説明を聴取した後、質疑を行うとともに、「アジア太平洋地域における安全保障の在り方」について志方俊之参考人、浅井基文参考人及び中西輝政参考人からそれぞれ意見を聴取した後、質疑を行った。次いで、同14日（水）に「北東アジア地域における安全保障の在り方」について前田哲男参考人、茅原郁生参考人及び武貞秀士参考人からそれぞれ意見を聴取した後、質疑を行い、同28日（水）には「アジア太平洋地域における安全保障の在り方」について自由討議方式による委員間の意見の交換を行った。さらに、5月15日（水）に「東アジア地域における安全保障の在り方」について岡崎久彦参考人、阪中友久参考人及び山内敏弘参考人からそれぞれ意見を聴取した後、質疑を行い、同22日（水）には「アジア太平洋地域における安全保障の在り方」について、①アジア太平洋地域の情勢認識、②アジア太平洋地域の平和と安定のための方途、③我が国の安全保障の在り方の具体的項目ごとに自由討議方式による委員間の意見の交換を行った。

また、「経済協力及び国際研究交流等に関する実情調査」のため、2月19日（月）から同21日（水）にかけて、愛知県及び石川県に委員派遣を行い、5月15日（水）の調査会において派遣報告を聴取した。

このほか、4月15日（月）に、東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟7カ国駐日大使とASEAN地域の安全保障及び経済問題等について非公式に懇談を行った。

これらを基に6月12日、第1年目の調査報告（中間報告）をとりまとめ議長に提出するとともに、同14日、本会議において、その概要について口頭報告を行った。

〔調査の概要〕

今国会における参考人からの意見聴取、質疑及び委員による意見交換等の概要は以下のとおりである。

まず、アジア太平洋地域の情勢認識については、この地域は経済発展を遂げつつある反面、領土、宗教、民族などに根ざす地域紛争の火種が顕在化するなど不透明な状況にあり、中長期的には、経済発展に伴い、人口、食糧、エネルギー、環境問題が深刻化する可能性もあるとの意見が表明された。

次に、アジア太平洋地域の平和と安定のための方途については、集団安全保障体制が構築されることが理想であるとの意見、当分は日米安保条約など二国間条約を中心に、多国間の協議システムによって補完していくのがよいとの意見が表明されたほか、日米安保体制に固執することが、真の集団安全保障への接近を妨げることになっているとの意見も述べられた。また、我が国は開発協力、環境、人口、食糧、人権等の分野における貢献によって総合的安全保障をこの地域に広げて行くべきであるとの意見、我が国への留学生や研修生に対する施策を充実させ、人的交流をより一段と拡大する必要があるとの意見が表明された。

次に、我が国の安全保障の在り方については、我が国の繁栄を維持し民主主義の体制を守るという国益の視点に立ち、自ら力の空白を作り出し、周辺地域における不安定要因とならないとともに、アジア太平洋地域の安全保障にとって不可欠である日米安保体制を維持し、我が国独自の外交、防衛努力により安全を確保するという見地に立つべきであるとの意見が示される一方、日本は軍事同盟をなくし、非核非同盟の方向を進むべきであるとの意見も示された。

続いて、日米安保体制については、日本の平和と繁栄は安保体制があったからであり、多国間の安全保障協議は二国間同盟に代替するものとはなり得ず、日本は国益を踏まえ安保体制に対処していくべきであるとの意見が表明された。他方、安保条約の廃棄、米軍基地の撤去がこの地域の安全保障のために不可欠な課題であるとの意見も述べられた。

また、集団的自衛権をめぐることは、国家固有の権利である集団的自衛権の行使を認めるべきであるとの意見、集団的自衛権の行使は憲法上許されないとする政府解釈を変えることを明確にすればよいとの意見、集団的自衛権が行使できない現実を打破するために憲法を改正すべきであるとの意見が表明される一方、集団的自衛権の行使を認めると、日本は米国の軍事行動に巻き込まれる危険があり、集団的自衛権や憲法改正にはあくまで反対であるとの意見も示された。

(2) 調査会経過

○平成8年2月7日(水) (第1回)

- 国際問題に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- 委員派遣を行うことを決定した。
- 「アジア太平洋地域の安定と日本の役割」のうち、アジア太平洋地域の安定と我が国の防衛の在り方について政府委員から説明を聴いた後、政府委員に対し質疑を行った。
- 「アジア太平洋地域の安定と日本の役割」のうち、アジア太平洋地域における安全保障の在り方について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

帝京大学教授	志方	俊之君
明治学院大学教授	浅井	基文君
京都大学教授	中西	輝政君

○平成8年2月14日(水) (第2回)

- 「アジア太平洋地域の安定と日本の役割」のうち、北東アジア地域における安全保障の在り方について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

東京国際大学教授	前田	哲男君
防衛研究所第二研究部第三研究室長	茅原	郁生君
防衛研究所第二研究部第一研究室長	武貞	秀士君

○平成8年2月28日(水) (第3回)

- 「アジア太平洋地域の安定と日本の役割」のうち、アジア太平洋地域における安全保障の在り方について意見の交換を行った。

○平成8年5月15日(水) (第4回)

- 派遣委員から報告を聴いた。
- 「アジア太平洋地域の安定と日本の役割」のうち、東アジア地域における安全保障の在り方について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

元駐タイ大使	岡崎	久彦君
青山学院大学教授	阪中	友久君
一橋大学教授	山内	敏弘君

○平成8年5月22日(水) (第5回)

- 「アジア太平洋地域の安定と日本の役割」のうち、アジア太平洋地域にお

ける安全保障の在り方（アジア太平洋地域の情勢認識、アジア太平洋地域の平和と安定のための方途、我が国の安全保障の在り方）について意見の交換を行った。

○平成8年6月12日（水）（第6回）

- 国際問題に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。
- 国際問題に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。

○平成8年6月18日（火）（第7回）

- 国際問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については会長に一任することに決定した。

(3) 調査会報告要旨

国際問題に関する調査報告（中間報告）

【要旨】

本調査会は、国際問題に関し長期的かつ総合的な調査を行うため、平成7年8月4日に設置され、3年間にわたる調査活動のテーマを「アジア太平洋地域の安定と日本の役割」と決定した。

第1年目においては、このテーマの下、「アジア太平洋地域における安全保障の在り方」を中心に調査を行った。去る6月12日、調査報告書（中間報告）を取りまとめ、同日議長にこれを提出した。その主な内容は次のとおりである。

1 アジア太平洋地域の情勢認識

アジア太平洋地域は、世界の成長センターとなっている一方、朝鮮半島問題、中台関係などの問題も存在している。

アジア太平洋地域の情勢認識について、委員から、この地域は経済発展を遂げつつある反面、領土、宗教、民族などに根差す地域紛争の火種が顕在化するなど不透明な状況にあり、中長期的には、経済発展に伴い、人口、食糧、エネルギー、環境問題が深刻化する可能性もあるとの意見が表明された。

2 アジア太平洋地域の平和と安定のための方途

アジア太平洋地域では、アセアン地域フォーラムなど多国間の安全保障に関する対話の努力が開始されている。また、多国間協力による人口、食糧、環境、エネルギーなどの諸課題解決への取組みが始まっている。

政治・安全保障分野について、委員から、アジアで集団安全保障が構築されることが理想であるとの意見、当分は日米安保条約など二国間条約を中心にして、多国間の協議システムによって補完していくのがよいとの意見が表明されたほか、日米安保体制に固執することが、真の集団安全保障への接近

を妨げることになっているとの意見も述べられた。

また、経済・社会・人的交流等の分野について、委員から、我が国は開発協力、環境、食糧、人口、人権等の分野における貢献によって総合的安全保障をこの地域に広げていくべきであるとの意見、我が国への留学生や研修生に対する施策を充実させ、人的交流をより一段と拡大する必要があるとの意見が表明された。

3 我が国の安全保障の在り方

昨年11月の「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱」の閣議決定、本年4月の「日米安全保障共同宣言」の発表などの動きを背景として論議がなされた。

我が国の安全保障について、委員から、世界情勢の中で、日本の国益、すなわち、繁栄を維持し民主主義の体制を守る視点に立ち、いざという場合の対応を現実的に考えていく必要があるとの意見、我が国は自らの空白を作り出し、周辺地域における不安定要因とならないとともに、日米安保体制を堅持し、我が国独自の外交、防衛努力により安全を確保する見地に立つべきであるとの意見、また、目に見える軍縮を進め、アジア諸国から見て分かり易い専守防衛の姿を示すことが歴史の清算と信頼醸成に必要なであるとの意見が述べられたほか、日本は軍事同盟をなくし、非核非同盟の方向を進むべきであるとの意見が示された。

また、日米安保体制について、委員から、日本の平和と繁栄が維持できたのは日米安保体制があったからであり、経済摩擦の中でも、日米の友好信頼関係の基盤をなすものであるとの意見、多国間の安全保障協議は二国間同盟に代替することにはなり得ず、日本は国益を踏まえながら安保体制に対処していくべきであるとの意見が表明された。他方、日米安保条約の廃棄、米軍基地の撤去がこの地域における安全保障のために不可欠な課題であるとの意見も述べられた。

さらに、集団的自衛権をめぐって、委員から、集団的自衛権は自然権であり、国家が当然有するものであるとの認識に立ち、集団的自衛権の行使を認めるべきであるとの意見、現憲法にも集団的自衛権を行使してはならないとは全く書かれておらず、政府解釈を変えることを明確にすればよいのではないかとの意見、集団的自衛権が憲法第九条のために行使できない現実を打破するために、憲法を改正することが我が国の国益にかなうとの意見が表明された。一方、集団的自衛権の行使を認めると、日本は米国の軍事行動に巻き込まれて共同行動を迫られる危険があり、集団的自衛権や憲法改正にはあくまで反対であるとの意見も示された。

【国民生活・経済に関する調査会】

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、平成7年8月4日（第133回国会）に設置された。11月（第134回国会）には3年間の調査項目を「21世紀の経済社会に対応するための経済運営の在り方」と決定し、公正で活力がある経済社会と豊かで安心して暮らせる国民生活の実現を目指して、「少子・高齢化」、「国際化」、「情報化」等に適切に対応するための経済運営の在り方について検討することとした。

本年は、調査が初年度であることから、経済運営の現状と課題について概観するため、今国会においては、まず、第134回国会に引き続き政府から説明を聴取することとし、平成8年2月7日に科学技術庁、文部省、通商産業省、労働省から説明を聴いた。

また、2月14日と28日には、一連の政府説明に対する質疑を行った。

政府の説明・質疑を終えた後、参考人からの意見を聴取し、質疑を行うこととした。4月22日には、上智大学国際関係研究所教授八代尚宏君と株式会社野村総合研究所理事長鈴木淑夫君から「日本経済の課題と経済運営の在り方」について、4月25日には、学習院大学経済学部教授南部鶴彦君と日本経済新聞社論説副主幹三橋規宏君から「産業政策及び技術開発の課題と基本的方向」について、また、名古屋大学経済学部教授奥野信宏君と東京大学工学部都市工学科教授大西隆君から「社会資本整備の課題と基本的方向」について、それぞれ意見を聴取し、質疑を行った。翌26日には、慶應義塾大学名誉教授・東京国際大学商学部教授佐野陽子君と日本労働組合総連合会事務局長鷲尾悦也君から、「労働政策の課題と基本的方向」について、6月5日には、一橋大学経済研究所教授高山憲之君とジャーナリスト大谷昭宏君から「社会保障の課題と基本的方向」について、意見を聴取し、質疑を行った。

なお、平成8年2月19日から21日の3日間、宮崎県・大分県に委員派遣を行い、産業動向、雇用動向、社会資本の整備状況等に関する実情調査を行った。

以上の調査を踏まえ、6月17日の調査会において中間報告を取りまとめ議長に提出した。

〔調査の概要〕

平成8年2月7日の政府説明においては、科学技術振興の現状と課題として、基礎研究分野における立ち遅れ、政府の研究開発投資の拡充、研究環境の整備等について、国際化に対応した人材の育成と学術研究の現状と課題として、外国語教育の改善・充実、科学研究費補助金など研究費の大幅な拡充、若手研究者の養成・確保等について説明がなされた。また、産業政策の現状と課

題として、規制緩和の推進、企業関連制度の見直し、新規産業の育成、工業技術研究開発の推進等について、労働政策の現状と課題として、労働市場の変化への対応、少子・高齢化への対応等について説明がなされた。

政府に対する質疑の主な内容は、公的介護保険の在り方、公的年金制度の在り方、高齢者等が安心して歩行できる道路の整備、高齢者向け住宅の整備、経済構造改革の在り方、阪神・淡路大震災の被害者救済、情報通信の課題、住宅専門金融機関問題、住宅専門金融機関の役員に係る独占禁止法上の問題、中小企業対策・産業政策の在り方、青少年の理工系離れ対策、学費の公的負担の拡大、公務員の天下り問題、女性の社会参加の在り方、労働時間の短縮、経済構造改革と雇用問題等についてであった。

また、参考人からの意見聴取・質疑の主な内容は、「日本経済の課題と経済運営の在り方」に関しては、八代参考人から、少子・高齢社会における社会保障負担の増大、労働力人口の減少等に関する意見が、鈴木参考人から、バブル後の景気停滞の要因、今後解決すべき構造調整の課題等に関する意見が述べられ、ケインズ政策の有効性、将来の雇用制度、地方経済問題、個人消費動向等について質疑があった。

「産業政策及び技術開発の課題と基本的方向」に関しては、南部参考人から、我が国経済社会の閉鎖性として、企業間インターフェイスの欠如、資本市場の外部への閉鎖性、行政介入の問題等に関する意見が、三橋参考人から、戦後の産業政策の特徴、水平分業時代の産業政策、環境配慮技術の開発等に関する意見が述べられ、規制緩和の在り方、中小企業問題、情報化の産業構造への影響等について質疑があった。また、「社会資本整備の課題と基本的方向」に関しては、奥野参考人から、今後の我が国経済に求められる社会資本とその整備の課題等に関する意見が、大西参考人から、今後の社会資本整備の方向、整備の制度改革に関する意見が述べられ、新社会資本の定義、公共投資の配分見直し、社会資本の安全性、サマータイト制度等について質疑があった。

「労働政策の課題と基本的方向」に関しては、佐野参考人から、雇用情勢の現状、今後の雇用創出産業等に関する意見が、鷲尾参考人から、雇用の安定と創出、総労働時間の短縮、労使協議と労働基本権の確立等に関する意見が述べられ、春闘の在り方、終身雇用制度、派遣労働者問題、非営利組織（NPO）等について質疑があった。

「社会保障の課題と基本的方向」に関しては、高山参考人から、少子・高齢化による経済社会への影響、少子化対策に関する立法措置等に関する意見が、大谷参考人から、社会保障におけるボランティアの在り方等に関する意見が述べられ、地域福祉の活性化策、高齢者の定義、福祉教育の在り方、出生率低下

の原因等について質疑があった。

これらの調査を経て、6月17日の調査会において中間報告をとりまとめた。

なお、中間報告は、調査の初年度であることから、経済運営の現状と課題について、政府からの説明、参考人からの意見をとりまとめたものであるが、次年度以降の調査にあたっては、本報告に示した各課題について更に精査するとともに、他の問題にも目を向け、今後の経済運営の在り方を探っていくこととしている。

報告の概要は、以下のとおりである。

日本経済の現状をみると、景気は、緩やかな回復をたどっているものの、高コスト構造の是正など構造面での課題が残されている。財政は、平成8年度末の公債残高が約241兆円に達する見込みであるなど、厳しい状況となっており、その再建が課題となっている。社会資本の整備は、生活関連の社会資本が、欧米諸国に比べ遅れていることから、その整備を一層進めるとともに、質の向上も図る必要がある。社会保障の現状をみると、少子・高齢化の急速な進展などに伴い、国民の社会保障制度に対するニーズが高まっている。こうしたことに的確に対応していくためには、従来の制度の枠組みにとらわれることなく、新たな社会保障制度を構築することが求められる。産業政策に関しては、新規産業の創出や規制緩和などにより、経済の構造改革を図るなど、将来の発展基盤を確立する新しい産業政策が求められている。また、新規産業の創出等にあたっては、科学技術研究開発の推進が欠かせない。労働政策を取り巻く状況を見ると、今後の労働力人口は年齢構成が高齢化し、その絶対数も減少していくものとみられている。また、新規産業の創出などによる産業構造の転換も迫られている。こうした状況等に適切に対応するため、労働政策においては、円滑な労働移動の実現等の施策を図ることが求められており、今後の我が国経済社会の発展基盤となる創造的な人材の育成や国際化に対応した人材の育成なども重要な課題である。

(2) 調査会経過

○平成8年2月7日(水) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 21世紀の経済社会に対応するための経済運営の在り方に関する件について政府委員から説明を聴いた後、政府委員、文部省、通商産業省、科学技術庁及び労働省当局に対し質疑を行った。
- 国民生活・経済に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。

○委員派遣を行うことを決定した。

○平成8年2月14日（水）（第2回）

○21世紀の経済社会に対応するための経済運営の在り方に関する件について政府委員、建設省及び経済企画庁当局に対し質疑を行った。

○平成8年2月28日（水）（第3回）

○21世紀の経済社会に対応するための経済運営の在り方に関する件について政府委員、公正取引委員会、文部省、科学技術庁及び自治省当局に対し質疑を行った。

○平成8年4月22日（月）（第4回）

○理事の補欠選任を行った。

○21世紀の経済社会に対応するための経済運営の在り方に関する件のうち、日本経済の課題と経済運営の在り方について以下の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

上智大学国際関係研究所教授

八代 尚宏君

株式会社野村総合研究所理事長

鈴木 淑夫君

○派遣委員から報告を聴いた。

○平成8年4月25日（木）（第5回）

○21世紀の経済社会に対応するための経済運営の在り方に関する件のうち、産業政策及び技術開発の課題と基本的方向について以下の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

学習院大学経済学部教授

南部 鶴彦君

日本経済新聞社論説副主幹

三橋 規宏君

○21世紀の経済社会に対応するための経済運営の在り方に関する件のうち、社会資本整備の課題と基本的方向について以下の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

名古屋大学経済学部教授

奥野 信宏君

東京大学工学部都市工学科教授

大西 隆君

○平成8年4月26日（金）（第6回）

○理事の補欠選任を行った。

○21世紀の経済社会に対応するための経済運営の在り方に関する件のうち、労働政策の課題と基本的方向について以下の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

慶應義塾大学名誉教授・東京国際大学商学部教授

佐野 陽子君

日本労働組合総連合会事務局長

鷲尾 悦也君

○平成8年6月5日（水）（第7回）

- 21世紀の経済社会に対応するための経済運営の在り方に関する件のうち、社会保障の課題と基本的方向について以下の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

一橋大学経済研究所教授

高山 憲之君

ジャーナリスト

大谷 昭宏君

○平成8年6月17日（月）（第8回）

- 国民生活・経済に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。
- 国民生活・経済に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。
- 国民生活・経済に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については会長に一任することに決定した。

（3）調査会報告要旨

国民生活・経済に関する調査報告（中間報告）

【要旨】

本調査会は、平成7年8月に設置されて以来、公正で活力がある経済社会と豊かで安心して暮らせる国民生活の実現を目指して「21世紀の経済社会に対応するための経済運営の在り方」を調査項目として取り上げ、政府及び参考人から説明・意見を聴取し質疑を行うとともに、委員派遣による実情調査を行うなど鋭意調査を進めてきた。

このたび、中間報告がまとまり、これを議長に提出した。本報告は、調査の初年度であることから、経済運営の現状と課題について、政府からの説明、参考人からの意見を中間的にとりまとめたものである。

その主な内容は以下のとおりである。

1 我が国経済社会の動向

戦後、我が国は目覚ましい経済発展を遂げた。しかし、我が国の経済運営が産業優先であったため、内外価格差、生活関連社会資本整備の遅れ、長時間労働等の問題が生じている。こうしたことに加えて、バブル後の景気の長期的停滞や急激な円高が国民の間に先行きに対する不透明感・不安感を生じ

させている。また、我が国の経済社会においては、少子・高齢化や経済活動の国際化、情報化の進展等がみられる。これらの変化は21世紀に向けて一層加速することが予想されることから、経済と国民生活に多大な影響を及ぼすものと考えられる。

こうしたことから従来の経済社会システムを見直し、新たな枠組みを構築していくなかで豊かな国民生活を実現するための適切な経済運営を図っていく必要がある。

2 経済運営の現状と課題

(1) 社会資本整備の現状と課題

- ① 我が国は、戦後目覚ましい経済的発展を遂げたが、国民生活の視点から見ると、経済力に見合った豊かさを実感できないとの不満も多く、その一因として、生活関連の社会資本整備の遅れが指摘されている。本格的な少子・高齢社会を目前に控え、人口構成が若く家計貯蓄率が比較的高い間に、豊かさを実感しうる社会資本の整備を促進する必要がある。
- ② 今後の社会資本整備の在り方としては、まず、生活関連基盤の整備の一層の促進を図ることが大切である。その際には、質の向上にも配慮し、真に国民が豊かさを実感できるような社会資本の整備を進める必要がある。また、阪神・淡路大震災の経験等を踏まえ、各種の自然災害に強く安心できるくらしの実現も求められていることから、社会資本の安全性・耐震性の向上も図らねばならない。

一方、21世紀に向け、我が国の経済活力を維持・向上するには、情報通信基盤や国際空港・国際港湾の整備を進めるとともに、新産業を育成するための研究開発機能の強化が必要である。

- ③ 当初予算における公共事業関係費の省庁別・事業別の比率は、毎年ほとんど変化せず、硬直化しているが、時代の状況変化に合わせた公共投資の配分を行う必要がある。そのためには、一律的な概算要求基準（シーリング）の見直しを含め、予算の編成システムの在り方を見直す必要がある。また、公共投資を効率的かつ効果的に進め、国民の多様なニーズにこたえうるものとするためには、各省庁間相互の連携を図りつつ、総合的・横断的に事業を進めることが必要である。

(2) 社会保障の現状と課題

- ① 少子化・高齢化等の経済社会の変化や新たな国民のニーズに的確に対応していくためには従来の社会保障制度の枠組みにとらわれることなく他の施策や制度との整合性を図る中で抜本的な見直しを行う等、新たな制度を構築していくことが必要である。

- ② 増大・多様化していく介護需要に対応するため、在宅ケアを支える体制づくりや施設ケア、更にその基盤となるマンパワーの確保が求められている。公的介護保険制度は、社会保障全体あるいは国民生活に影響を及ぼすものであり、国民に新たな負担を課すものであることから、措置制度との整合性に十分配慮するとともに、国民の十分な理解と合意が必要である。
- ③ 子供は将来を担う存在であることから、社会全体で育てていかなければならない。このため、有子家庭が無子家庭に比べて経済的・社会的に不利になることがないように施策が必要である。
- ④ 高齢期の生活の安定に資するため、公的年金制度は、雇用との連携を図るとともに、高齢期の生活を保障する主柱として必要な給付水準を確保することが重要である。また、制度の長期安定と世代間の負担の公平を図ることも重要である。

(3) 産業政策及び科学技術研究開発の現状と課題

- ① 我が国経済は、欧米へのキャッチアップを目指し飛躍的發展を遂げた。しかし、現在は規制等のために、経済社会の閉鎖性や高コスト構造が問題になっている。このため、経済構造を改革し、将来の発展基盤を確立する産業政策が必要である。
- ② 豊かな国民生活の実現について配慮しつつ、非効率的であると指摘されている非製造業等についても、規制の緩和を行い、競争の促進を図ることが必要である。また、民間取引慣行のうち競争制限的なものは、独占禁止法の運用強化等による是正が必要である。
- ③ 企業関連制度のなかには、純粹持ち株会社の禁止等、課題となるものがある。また、我が国の法人課税の実効税率は欧米諸国に比較してかなり高く、見直しが必要である。
- ④ 新規事業の創出は、21世紀の我が国経済発展基盤形成にとって重要であるため、ベンチャー企業を資金や人材面で支えていく制度や環境整備が必要である。ベンチャーキャピタルは、ベンチャー企業に対して資金供給ばかりでなく、経営ノウハウ等も提供し支援することが必要である。
- ⑤ 我が国の科学技術は、欧米に比較して遅れている分野もあり、一層の研究開発の推進が不可欠である。特に、研究開発費の政府負担割合が低いため、その充実が必要である。また、研究者の研究環境の整備も必要である。

(4) 労働政策及び人材育成の現状と課題

- ① 産業構造の転換、労働力人口の減少など雇用を取り巻く環境が変化し、雇用も流動化するなかで、労働力需給のギャップを調整し、雇用を確保していくことが重要である。
- ② 雇用は定年制が年金支給開始年齢とリンクすることが基本であることから、65歳定年制の実現が課題である。
- ③ 障害者が働きやすいよう職場環境の充実を図り、法定雇用率の完全達成が必要である。
- ④ 仕事と育児・介護が両立できるようにするため、育児休業を取得しやすい環境整備、また介護休業制度の普及の早期実現が必要である。
- ⑤ 今後の我が国の経済社会の発展基盤となる人材の育成においては、創造的な人材、国際化に対応した人材、情報化に対応した人材の育成が必要である。また、青少年の科学技術離れ対策も重要である。

【行財政機構及び行政監察に関する調査会】

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

行財政機構及び行政監察に関する調査会は、3年間にわたる調査テーマ「時代の変化に対応した行政の監査の在り方」に基づき、第134回国会において2回の調査を行った。その際、行政側からの行政監察・行政不服審査制度等はおおむね機能しており、制度上の課題・問題点はないとの答弁に対して、委員からこの答弁は実態と乖離した認識ではないかとの疑問が出されたため、第三者的立場にある学識経験者から既存制度の課題・問題点について意見を聴取し、これまでの調査を総括することとした。

平成8年2月7日には、「行政監察制度・行政相談制度及び類似・関連制度」について、早稲田大学政治経済学部教授片岡寛光君、広島修道大学法学部教授山谷清志君及び社団法人全国行政相談委員連合協議会会長鎌田理次郎君の3名を参考人として招き、それぞれ意見を聴取した後、委員と参考人との意見交換を行った。

次に、国に先駆けオンブズマン制度を導入し、住民の権利・利益、又は苦情救済制度を設けている地方公共団体の実情を把握し、国における行政監査制度を検討する際の参考に資するため、同年2月14日には、「地方自治体のオンブズマン制度及び監査制度等」について、東海大学政治経済学部長宇都宮深志君、立教大学法学部教授新藤宗幸君及び全都道府県監査委員協議会連合会事務局次長皆上一三君の3名を参考人として招き、それぞれ意見を聴取した後、委員と参考人との意見交換を行った。

次に、議会にオンブズマンを置くことについて憲法上の検討が必要であるため、同年5月23日には、「新たな行政監視制度の法的課題」について、慶應義塾大学法学部教授小林節君、玉川大学文学部教授川野秀之君、関西学院大学法学部教授平松毅君及び東邦大学理学部教授元山健君の4名を参考人として招き、それぞれ意見を聴取した後、委員と参考人との意見交換を行った。

さらに、1年目の計画を終了するに当たって、これまでの調査で委員及び参考人から課題として提示された事項を委員間で検討するため、同年5月31日に自由討議、いわゆるフリートーキングを行った。

この他、地域における行政監察及び地方公共団体の監査委員制度等の実情を調査するため、委員派遣及び視察を行った。

委員派遣は、大阪府、兵庫県及び香川県に同年2月26日から28日までの3日間行い、また、視察は同年4月8日に川崎市役所を訪問し、川崎市市民オンブ

ズマン制度及び監査委員制度について代表市民オンブズマン等に面談の上、実情調査を行った。

〔調査の概要〕

平成8年2月7日の調査会では、①行政監察制度及び行政相談制度の実態と課題等（行政監察の機能発揮状況、行政監察と行政改革の関係、行政監察の内部監査としての限界、規制側面への行政監察の実施の必要性、行政相談における対応困難な事例、行政サービスについての情報公開等）、②行政評価と国会の行政監視手段等（日本における行政評価、国会が関与する方法として政策評価の導入、プログラムの目標達成度のチェック等）、③オンブズマン制度（設置形態、権限、資格要件、選任方法、日本への導入、憲法との関係等）等について質疑を行った。

同年2月14日の調査会では、①我が国へのオンブズマン制度導入の可能性と課題等（オンブズマンの権限・適格者・選任方法・身分保障、オンブズマン制度の参議院への導入、オンブズマン制度と憲法及び国政調査権との関係、オンブズマン制度を活用した行政統制の方法、プログラム評価という手法の導入、オンブズマンの財政分野での活用、スタッフの選任方法等）、②地方公共団体のオンブズマン制度等（長崎県諫早市の市政参与委員制度の概要、オンブズマン白書の発行状況、オンブズマン制度導入と地方分権との関係・行政相談等他の制度との調和等）、③監査委員制度の実態（地方議会の決算特別委員会と監査委員との関係、地方自治体における監査制度の機能回復・改善のための方法、監査委員の公選制等）等について質疑を行った。

同年5月23日の調査会では、①我が国へのオンブズマン制度導入に関する法的課題等（参議院へオンブズマン制度を新設する場合の憲法上の根拠・国会法改正の問題、三権分立との関係、国政調査権の解釈、代表民主制との関係、公選制の是非、オンブズマン設置の諸形態等）、②既存制度の活用（請願審査・証人喚問・一般調査の運用の改善、常任委員会による行政監視、かつて設置された衆議院の行政監察特別委員会の活動状況、国会のTV中継の活用等）等について質疑を行った。

同年5月31日の調査会では、①国会における既存制度の活用（国政調査権の活用、請願審査の改善等）、②現在の行政監察・行政相談制度の更なる実態調査の必要性、③議会への行政監視機関の設置の必要性、④オンブズマン制度の検討の必要性（定義、権限、独立性確保策、選任方法、スタッフ等）等について意見交換を行った。

以上のような意見が述べられたが、2年目の調査会の活動に向けて、理事会等でこれらの意見を整理し、調査の方向性等を検討していくこととした。

(2) 調査会経過

○平成8年2月7日(水) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 時代の変化に対応した行政の監査の在り方のうち、行政監察制度・行政相談制度及び類似・関連制度に関する件について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

早稲田大学政治経済学部教授	片岡 寛光君
広島修道大学法学部教授	山谷 清志君
社団法人全国行政相談委員連合協議会会長	鎌田 理次郎君

- 委員派遣を行うことを決定した。
- 行財政機構及び行政監察に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。

○平成8年2月14日(水) (第2回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 時代の変化に対応した行政の監査の在り方のうち、地方自治体のオンブズマン制度及び監査制度等に関する件について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

東海大学政治経済学部長	宇都宮 深志君
立教大学法学部教授	新藤 宗幸君
全都道府県監査委員協議会連合会事務局次長	皆上 一三君

○平成8年5月23日(木) (第3回)

- 時代の変化に対応した行政の監査の在り方のうち、新たな行政監視制度の法的課題に関する件について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

慶應義塾大学教授	小林 節君
玉川大学教授	川野 秀之君
関西学院大学教授	平松 毅君
東邦大学教授	元山 健君

- 派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

○平成8年5月31日(金) (第4回)

- 時代の変化に対応した行政の監査の在り方について意見の交換を行った。

○平成8年6月13日（木）（第5回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 行財政機構及び行政監察に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。
- 行財政機構及び行政監察に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。

○平成8年6月18日（火）（第6回）

- 行財政機構及び行政監察に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

（3）調査会報告要旨

行財政機構及び行政監察に関する調査報告（中間報告）

【要旨】

本調査会は、行財政機構及び行政監察に関して長期的かつ総合的な調査を行うため、第133回国会の平成7年8月に設置された。

本調査会は、当面、行政監察等に視点を置いて調査を行い、必要に応じて行財政機構についても調査を行うこととし、3年間にわたる調査テーマは「時代の変化に対応した行政の監査の在り方」とした。

1年目における調査は、まず、立法府による行政監査の在り方を検討するため、「現行の行政監察制度の実情と問題点」、「オンブズマン類似・関連制度」について政府から説明を聴取し、質疑を行うとともに、「行政監察制度・行政相談制度及び類似・関連制度」、「地方自治体のオンブズマン制度及び監査制度等」、「新たな行政監視制度の法的課題」について参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

また、これまでの調査で課題として提示された事項について調査会委員間の自由討議を行った。

以上の調査の経過及び結果を6月13日、調査報告書（中間報告）として取りまとめ、同日議長に提出した。

そのうち、調査会委員等から提示された意見の概要は、次のとおりである。

1 行政監察制度と行政相談制度

政府は、行政監察の充実と各行政機関の内部監査機能との連携の強化及び監察結果の実効性の向上を図る必要がある。また、複雑化・多様化した行政需要を反映した苦情に的確に対応した相談体制の創設が必要である。

2 オンブズマン類似・関連制度

行政不服審査制度については、審査期間の短縮化が必要である。また、各行政機関の相談制度等については、類似相談業務等を統一的に把握するシステムが必要である。

3 地方公共団体の監査委員制度等

監査委員については、地方公共団体の会計・監査の専門知識を有する者を選任するための改善が必要である。

4 新たな行政監視制度の法的課題

(1) 参議院にオンブズマン制度を新設することは、二院制の活性化、政治及び行政の改革に役立つものの、オンブズマンの権限は三権分立の原則から勧告・意見の提示にとどめるべきである。

(2) 国会にオンブズマン委員会を設置すると、政争の具となりはしないかとの疑念を持つ。

5 2年目の調査会の活動に向けて

(1) 行政を常時監視する委員会を国会に設置する必要がある。

(2) 国会への行政監視機関の新設を論ずる前に、既存の常任委員会等において、国政調査権の活用及び請願処理の改善等を図ることが必要である。

(3) 現在の行政監察制度等の実態を更に細かく調査した上で、国会に新たな行政監視機関が必要か否かを検討すべきである。

(4) 一定領域に限定した議会型オンブズマンをパイロット的に設置し、国民の反応を確認する必要がある。

本調査会は、2年目の調査活動に向けて、理事会等においてこれらの意見を整理し、調査の方向性等を検討していくこととした。

4 参議院制度改革検討会

(1) 検討の経緯

齋藤議長の諮問機関である「参議院制度改革検討会」（前田勲男座長）は、具体的検討テーマについて、各会派1名のメンバーから成るワーキンググループによる項目の選定に基づき、4月24日に次の6項目を検討項目とすることを決定した。その後、ワーキンググループにより「委員会審査及び調査の充実」についての協議を行った。

- 1 委員会審査及び調査の充実
- 2 決算審査の充実
- 3 本会議表決における押しボタン方式の導入
- 4 議員立法の充実
- 5 情報公開
- 6 その他

- (1) 党議拘束の緩和など参議院の特性として議員個々の判断を基本とする運営について検討を行う。
- (2) 国会の同意人事案件に関する取扱いについて検討を行う。

(2) 検討会経過

○平成8年2月7日（水）（第7回）

○次の件について協議を行った。

- ・我が国の二院制下における参議院の在り方に関する諸問題とその改善策に関する件
- ・本検討会の運営等に関する件

○平成8年2月21日（水）（第8回）

○次の件について協議を行った。

- ・我が国の二院制下における参議院の在り方に関する諸問題とその改善策に関する件について協議を行った。
- ・各会派1名のメンバーから成るワーキンググループを設け、本検討会における検討項目の選定について協議することを決定した。

○平成8年3月29日（水）（ワーキンググループ会合 第1回）

○検討項目の選定について協議を行った。

○平成8年4月10日（水）（ワーキンググループ会合 第2回）

○検討項目の選定について協議を行った。

○平成8年4月17日（水）（ワーキンググループ会合 第3回）

○具体的検討項目案を決定した。

○平成8年4月24日（水）（第9回）

○本検討会における検討項目の選定について協議決定した。

○次の件について協議を行った。

- ・我が国の二院制下における参議院の在り方に関する諸問題とその改善策に関する件
- ・本検討会の運営等に関する件

○平成8年5月10日（金）（ワーキンググループ会合 第4回）

○次の件について協議を行った。

- ・我が国の二院制下における参議院の在り方に関する諸問題とその改善策に関する件（委員会審査及び調査の充実について）
- ・本検討会の運営等に関する件

○平成8年5月22日（水）（ワーキンググループ会合 第5回）

○次の件について協議を行った。

- ・我が国の二院制下における参議院の在り方に関する諸問題とその改善策に関する件（委員会審査及び調査の充実について）
- ・本検討会の運営等に関する件

○平成8年5月29日（水）（ワーキンググループ会合 第6回）

○次の件について協議を行った。

- ・我が国の二院制下における参議院の在り方に関する諸問題とその改善策に関する件（委員会審査及び調査の充実について）
- ・本検討会の運営等に関する件

○平成8年6月5日（水）（ワーキンググループ会合 第7回）

○次の件について協議を行った。

- ・我が国の二院制下における参議院の在り方に関する諸問題とその改善策に関する件（委員会審査及び調査の充実について）
- ・本検討会の運営等に関する件

○平成8年6月19日（水）（ワーキンググループ会合 第8回）

○次の件について協議を行った。

- ・本検討会の運営等に関する件

1 議案審議概況

【概 観】

今国会、内閣から提出された法律案は、住宅金融専門会社（住専）関連法案5件を含む99件であり、すべて成立（8件が衆議院修正）した。成立率（成立件数を提出件数で除したもの）は、100%であった。なお、参議院先議の閣法は、昭和42年以降では最多の23件であった。

予算は、8件提出され、いずれも成立した。

条約は、8件提出され、いずれも承認された。

衆法は、今国会新たに16件提出され、10件が成立した。また、前国会から衆議院で継続していた13件のうち2件が継続審査となった。

参法は、5件が提出され、1件が成立し、1件は継続審査となったが、残り3件は審査未了となった。

このほか、承認案件の3件はいずれも承認されたが、予備費5件、決算4件はいずれも議決されるに至らなかった。なお、前国会から継続された平成4年度及び5年度決算は議決された。さらに、本会議決議案が4件提出され、2件が可決された。

【議案の審議状況】

平成7年12月16日、大蔵省が住専の清算・処理案を決定したことを受け、今国会は住専問題を争点とした国会となった。

〔予算の審議〕

平成8年度総予算は、今国会の召集日（1月22日）に平成7年度第3次補正予算と同時に提出された。

衆議院における総予算の審議は、総理の施政方針演説（1月22日）に対する各党の代表質問（1月24日から26日）が終了した後、1月30日から総括質疑に入った。その後、参考人質疑、一般質疑、公聴会、住宅金融専門会社問題等及び外交・安全保障問題等に関する集中審議、分科会を経て、与党は3月2日の理事会において4日に締めくくり総括質疑・採決を行うことを提案した。一方、採決に反対する新進党は4日朝から住専予算の削除を求めて予算委員会室前の座り込み占拠を行った。土井衆議院議長による再三にわたる調整・收拾策も不調に終わり、総予算審議の再開は4月1日を待たねばならなかった。4月11日、理事会協議に基づく総括的一般質疑、住宅金融専門会社に対する紹介融資等に関する集中審議を経て衆議院を通過した。

なお、共産党から委員会において総予算の編成替えを求めるの動議が提出されたが、否決された。また、自民・社民・さきがけより、住専処理に緊急金融安定化資金6,850億円を投入することについて制度を整備した上で措置する旨

の修正案が提出され、可決された。衆議院において総予算が議院修正されたのは昭和30年以来であった。

本院における総予算の審議は4月12日から始まり、総括質疑、参考人質疑、公聴会、委嘱審査を経て5月9日に委員会採決を行い、10日、本会議で可決、成立した。

なお、本会議において平成会及び新社会党・共産党からそれぞれ修正案が提出されたが、いずれも否決された。本院において、予算について本会議修正案が提出されたのは昭和37年以来であった。

今国会は、総予算が成立するまでの間、総予算と同時に提出された平成7年度第3次補正予算が衆議院2日、参議院2日の審議を経て2月16日に、また、50日間の平成8年度暫定予算が3月29日に成立した。

〔法律案の審議〕

一 閣 法 一

次に、法律案の審議であるが、閣法については、平成7年度第3次補正予算関連2法案の審議から始まり、年度末の3月末日までに日切れ法案等25件を含む27件が成立した。予算の成立が5月にずれ込んだことにより、4月の成立件数が11件であり、連休前の成立率は38.8%であった。5月に23件成立したものの、6月19日の会期切れを控えて、6月1日時点で38件の法案が未成立のままであったが、最終的にはすべてが成立した。

成立した主な閣法を挙げると、最近における広域組織犯罪等の発生状況にかんがみ、都道府県警察が広域組織犯罪等に迅速かつ的確に対処できるようにするため、所要の規定の整備を行おうとする**警察法の一部を改正する法律案**（5月29日成立、以下括弧内は成立日）、被用者年金制度の再編成の一環として、日本たばこ産業共済組合等の組合員期間を有するものに係る厚生年金保険の年金給付に要する費用の一部に充てるため年金保険者たる共済組合が厚生年金保険に対して拠出金を納付する制度を創設しようとする**厚生年金保険法等の一部を改正する法律案**（6月7日）、海洋法に関する国際連合条約の締結に伴い、同条約の定めるところにより、領海の基線として直接基線を用いることができ、領域における通関等に関する法令に違反する行為の防止及び処罰のために必要な措置を執る水域として接続水域を設けようとする**領海法の一部を改正する法律案**（6月7日）、海洋法に関する国際連合条約に定めるところにより、天然資源の探査、開発等、海洋環境の保護及び保全等に関する沿岸国としての主権的権利等を行使する水域として、排他的経済水域を設定するとともに、我が国の大陸棚の範囲を明確化し、あわせて、排他的経済水域及び大陸棚における我が国の法令の適用について定める**排他的経済水域及び大陸棚に関する法律**

案（6月7日）、日米物品役務相互提供協定の実施に伴い、同協定に定める共同訓練、国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動に必要な物品及び役務の提供を内閣総理大臣等が行うことができることとする自衛隊法の一部を改正する法律案（6月12日）、民事訴訟を国民に利用しやすく、分かりやすいものとするとともに、訴訟手続を現在の社会の要請にかなった適切なものとし、もって、適正かつ迅速な裁判の実現を図るため、新たに民事訴訟に関する手続の基本法を制定して手続の改善を図ろうとする民事訴訟法案及び民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（衆議院修正、6月18日）、預金保険機構は、大蔵大臣の認可を受けて、特定住専から譲り受けた貸付債権等の回収等を行うことを目的とする株式会社として債権処理会社を設立し、政府は債権処理会社への特定住専からの債権譲渡時の損失についての助成金交付のために預金保険機構の金融安定化基金へ6,850億円、住専勘定への出資として50億円の財政措置を講じ、また引き継いだ資産について将来損失が発生した場合にその2分の1を政府が負担することとする特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案（6月18日）、また、金融関連4法案として、金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案、金融機関の更生手続の特例等に関する法律案、預金保険法の一部を改正する法律案、農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案（いずれも6月18日）等がある。

— 衆 法 —

成立した主な衆法を挙げると、衆議院議員の選挙において、認められているはがき、ビラ及びポスター掲示等の選挙運動について現在より制限する等の措置を講じようとする公職選挙法の一部を改正する法律案（6月18日）、国会等の移転の検討を推進するため、移転先の候補地を選定する国会等移転審議会を総理府に設置するとともに、候補地の選定に伴う土地投機対策について定めようとする国会等の移転に関する法律の一部を改正する法律案（6月18日）、現行の優生保護法の目的その他の規定のうち不良な子孫の出生を防止するという優生思想に基づく部分が障害者に対する差別となっていること等にかんがみ、所要の規定を整備しようとする優生保護法の一部を改正する法律案（6月18日）、特定住専の債権回収を迅速かつ的確に行うため、特定住専が有する債権の時効を1年間停止しようとする特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案（6月18日）、不動産の競売手続において、占有者等の不当な妨害行為を未然に防ぐため、担保不動産を競売にかける前でも裁判所の命令によって保全できるようにする等の措置を講じようとする民事執行法の一部を改正する法律案（6月18日）等がある。

— 参 法 —

参法で成立したものは、歯科医師について免許取得後に1年以上臨床研修を行うことを努力義務とする制度を設けようとする歯科医師法の一部を改正する法律案（6月14日）のみであり、大学以外の教育機関が司書教諭の講習を行うことができることとするとともに、小規模校以外の学校に係る司書教諭の設置の特例を平成15年3月31日までの間にする措置を講じようとする学校図書館法の一部を改正する法律案は、本院において継続審査となった。

〔条約の審議〕

条約は、8件提出され（うち2件が参議院先議）、すべてが承認された。

その主なものを挙げると、領海及び接続水域、大陸棚、公海、深海底、海洋保護及び保全、海洋の科学的調査及び紛争等の解決等海洋に関する諸問題について包括的に規律する海洋法に関する国際連合条約及び1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約第11部の実施に関する協定の締結について承認を求めるの件（6月7日）、日米共同訓練等の際の物品、食糧、燃料等の物品・役務の相互融通の枠組みを定める日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（6月14日）等である。

〔その他の審議〕

— 承認案件 —

このほか成立した内閣提出議案としては、放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（平成8年度NHK予算）等の承認案件が3件ある。

— 本会議決議 —

本会議決議案は、国連海洋法条約の実施に伴う体制の確立等に関する決議案が6月7日に可決され、中国の核実験に抗議し、反対する決議案が6月17日に可決された。また、住宅金融専門会社の処理問題等に関する決議案は、金融問題等に関する特別委員長ほか自民・平成・社民の各会派の理事から発議されたものの、本会議には上程されなかった。

〔金融問題等に関する法律案一覧〕

件 名	主 な 内 容	提出月日	成立月日
特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案（閣法第35号）	住宅金融専門会社の債権債務の処理を促進するため、預金保険機構の業務の特例として、その処理等を行う会社を設立し、当該会社に対し資金援助等をする。	8. 2. 9	8. 6. 18
金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案（閣法第94号）	金融機関等の経営の健全性を確保するため、信用組合等の協同組織金融機関の監査体制の充実等の措置を講ずる。	4. 12	6. 18
金融機関の更生手続の特例等に関する法律案（閣法第95号）	協同組織金融機関について、その事業の維持更生を図るため、会社更生法を準用する規定等、必要な事項を定める。	4. 12	6. 18
預金保険法の一部を改正する法律案（閣法第96号）	破綻金融機関について適時適切な処理を図るため、預金保険機構の業務の拡大及び特例を設ける等所要の措置を講ずる。	4. 12	6. 18
農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案（閣法第97号）	農水産業協同組合の貯金者等の保護を図るため、貯金等の払戻しを停止した場合に必要な保険金等の支払等に対する適切な資金援助を行う制度を確立する。	4. 12	6. 18
特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案（衆第3号）	住専処理機構が引き継ぐ債権の回収の実効性を確保するため消滅時効を1年間停止する。	5. 8	6. 18
民事執行法の一部を改正する法律案（衆第4号）	競売による債権回収を容易にするため民事執行法上の保全処分及び引渡命令を強化する。	5. 8	6. 18

〔海洋法条約及び関連法律案一覧〕

件名	主な内容	提出月日	成立月日
海洋法に関する国際連合条約及び1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約第11部の実施に関する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）	領海及び接続水域、排他的経済水域、大陸棚、公海、深海底、海洋保護及び保全、海洋の科学的調査及び紛争の解決等海洋問題一般を包括的に規定する。		
領海法の一部を改正する法律案（閣法第85号）	領海基線として直線基線を採用するほか通関、財政、出入国管理及び衛生に関する違反行為の防止・処罰のための接続水域を設定する。		
排他的経済水域及び大陸棚に関する法律案（閣法第86号）	排他的経済水域を設定し、海洋法条約に定める沿岸国の権利の行使を可能にするとともに、大陸棚についての法整備を行う。		
海上保安庁法の一部を改正する法律案（閣法第87号）	海上における取締りを機動的かつ適切に行うために海上保安官の執行権限の整備を行う。		
排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律案（閣法第88号）	従来の漁業水域暫定措置法を廃止し、新たに設定される排他的経済水域の下での漁業管轄権の行使等を規定する。	8. 3. 26	8. 6. 7
海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案（閣法第89号）	主要な海洋生物資源についての漁獲可能量（TAC）を決定、管理する制度を創設する。		
水産資源保護法の一部を改正する法律案（閣法第90号）	我が国に輸入される特定の水産動物の種苗についての防疫制度を創設する。		
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第91号）	油の排出の規制に関する規定等に違反した外国船舶について担保金の支払を条件に釈放する制度を創設するほか、廃油処理事業の許可基準の緩和を行う。		
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第92号）	外国船舶による放射性物質の海洋投棄にかかる違反に対する罰金刑を創設するとともに、違反外国船舶について担保金の支払を条件に釈放する制度を創設する。		

2 議案件数表

		提出	成立	参議院		衆議院		備考
				継続	未了	継続	未了	
閣法		99	99	0	0	0	0	
参法	新規	5	1	1	3	0	0	
衆法	新規	16	10	0	0	0	6	
	衆継	13	0	0	0	2	11	
予算		8	8	0	0	0	0	
条約		8	8	0	0	0	0	
承認		3	3	0	0	0	0	
予備費等	新規	5	0	0	0	5	0	
決算 その他	新規	4	0	3	1	/		
	継続	6	6	0	0			
決議案		4	2	0	2			

3 議案件名一覧

件名の前の数字は提出番号、件名の後の（修）は衆議院修正を示し、
金は金融問題等に関する法律案、海は海洋法条約及び関連法律案を示す。

◎内閣提出法律案（99件）

●両院通過（99件）

- 1 平成7年度における租税収入の減少を補うための公債の発行の特例に関する法律案
- 2 平成8年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（修）
- 3 地方交付税法等の一部を改正する法律案
- 4 皇室経済法施行法の一部を改正する法律案
- 5 恩給法等の一部を改正する法律案
- 6 平成8年分所得税の特別減税のための臨時措置法案
- 7 租税特別措置法の一部を改正する法律案
- 8 踏切道改良促進法の一部を改正する法律案
- 9 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案
- 10 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案
- 11 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案
- 12 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の一部を改正する法律案
- 13 地方税法等の一部を改正する法律案
- 14 産業構造転換円滑化臨時措置法を廃止する法律案
- 15 高圧ガス取締法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律案
- 16 石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律案
- 17 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
- 18 船員法及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案
- 19 内閣法等の一部を改正する法律案（修）
- 20 国立学校設置法の一部を改正する法律案
- 21 日本学術振興会法の一部を改正する法律案（修）
- 22 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

- 23 生物系特定産業技術研究推進機構法の一部を改正する法律案
- 24 農畜産業振興事業団法案
- 25 公営住宅法の一部を改正する法律案
- 26 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案
- 27 証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案
- 28 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案
- 29 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案
- 30 防衛庁設置法の一部を改正する法律案
- 31 科学技術振興事業団法案
- 32 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
- 33 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
- 34 関税定率法等の一部を改正する法律案
- 金 35 特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案
- 36 らい予防法の廃止に関する法律案
- 37 平成8年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案
- 38 郵政省設置法の一部を改正する法律案
- 39 勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案
- 40 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律案
- 41 地方交付税法等の一部を改正する法律案
- 42 国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
- 43 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法の一部を改正する法律案
- 44 社会保障研究所の解散に関する法律案
- 45 林業改善資金助成法及び林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案
- 46 林業労働力の確保の促進に関する法律案
- 47 木材の安定供給の確保に関する特別措置法案
- 48 訪問販売等に関する法律及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案（修）

- 49 関西国際空港株式会社法の一部を改正する法律案
- 50 新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案
- 51 航空法の一部を改正する法律案
- 52 海上運送法の一部を改正する法律案
- 53 幹線道路の沿道の整備に関する法律等の一部を改正する法律案
- 54 本州四国連絡橋公団法の一部を改正する法律案
- 55 商標法等の一部を改正する法律案
- 56 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（修）
- 57 警察法の一部を改正する法律案
- 58 都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案
- 59 下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律案
- 60 自動車ターミナル法の一部を改正する法律案
- 61 地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案
- 62 水質汚濁防止法の一部を改正する法律案
- 63 郵便貯金法の一部を改正する法律案
- 64 郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律案
- 65 簡易生命保険法の一部を改正する法律案
- 66 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案
- 67 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案
- 68 電波法の一部を改正する法律案
- 69 廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案
- 70 植物防疫法の一部を改正する法律案
- 71 港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案
- 72 労働安全衛生法の一部を改正する法律案
- 73 大気汚染防止法の一部を改正する法律案
- 74 外務公務員法の一部を改正する法律案
- 75 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案
- 76 薬事法等の一部を改正する法律案（修）
- 77 外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律案
- 78 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案

- 79 塩事業法案
- 80 文化財保護法の一部を改正する法律案
- 81 民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための厚生省関係法律の一部を改正する法律案
- 82 通信・放送機構法の一部を改正する法律案
- 83 消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案
- 84 民事訴訟法案（修）
- 85 領海法の一部を改正する法律案
- 海 86 排他的経済水域及び大陸棚に関する法律案
- 海 87 海上保安庁法の一部を改正する法律案
- 海 88 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律案
- 海 89 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案
- 海 90 水産資源保護法の一部を改正する法律案
- 海 91 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案
- 海 92 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案
- 93 民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（修）
- 金 94 金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案
- 金 95 金融機関の更正手続の特例等に関する法律案
- 金 96 預金保険法の一部を改正する法律案
- 金 97 農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案
- 98 自衛隊法の一部を改正する法律案
- 99 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律案

◎本院議員提出法律案（5件）

●両院通過（1件）

- 1 歯科医師法の一部を改正する法律案

●本院継続（1件）

- 4 学校図書館法の一部を改正する法律案

●本院未了（3件）

- 2 解雇等の規制に関する法律案

- 3 解雇等の規制に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
- 5 戦時性的強制被害者問題調査会設置法案

◎衆議院議員提出法律案（29件）（うち衆議院において前国会から継続13件）

●両院通過（10件）

- 1 平成7年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案
- 2 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案
- 金 3 特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案
- 4 民事執行法の一部を改正する法律案
- 9 旅館業法の一部を改正する法律案
- 11 国会等の移転に関する法律の一部を改正する法律案
- 12 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
- 13 まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法案
- 14 公職選挙法の一部を改正する法律案
- 15 優生保護法の一部を改正する法律案

●衆議院継続（2件）（いずれも衆議院において前国会から継続）

（第129回国会提出）

- 7 臓器の移植に関する法律案

（第134回国会提出）

- 17 市民公益活動を行う団体に対する法人格の付与等に関する法律案

●衆議院未了（17件）（うち衆議院において前国会から継続11件）

- 5 住宅地震災害保険に関する法律案
- 6 住宅地震災害再保険特別会計法案
- 7 法人税法等の一部を改正する法律案
- 8 地方税法の一部を改正する法律案
- 10 国際開発協力基本法案
- 16 同和对策基本法案

（第134回国会提出）

- 4 総理府設置法の一部を改正する法律案
- 5 大蔵省設置法の一部を改正する法律案
- 6 厚生省設置法の一部を改正する法律案

- 7 工業技術院設置法の一部を改正する法律案
- 8 文化科学省設置法案
- 9 通商産業省設置法の一部を改正する法律案
- 10 国土建設省設置法案
- 11 内閣法の一部を改正する法律案
- 12 国家行政組織法の一部を改正する法律案
- 13 国家公務員法の一部を改正する法律案
- 14 特殊法人の整理及び合理化に関する法律案

◎予 算（8件）

●両院通過（8件）

- 1 平成7年度一般会計補正予算（第3号）
- 2 平成7年度特別会計補正予算（特第3号）
- 3 平成8年度一般会計予算（修）
- 4 平成8年度特別会計予算
- 5 平成8年度政府関係機関予算
- 6 平成8年度一般会計暫定予算
- 7 平成8年度特別会計暫定予算
- 8 平成8年度政府関係機関暫定予算

◎条 約（8件）

●両院通過（8件）

- 1 1994年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第38表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する確認書の締結について承認を求めるの件
- 2 インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定の締結について承認を求めるの件
- 3 海洋法に関する国際連合条約及び1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約第11部の実施に関する協定の締結について承認を求めるの件
- 4 航空業務に関する日本国とエチオピア連邦民主共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 5 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とメキシコ合衆国との間の条約の締結について承認を求めるの件
- 6 日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との

間の協定の締結について承認を求めるの件

- 7 商業的造船業における正常な競争条件に関する協定の締結について承認を求めるの件
- 8 商標法条約の締結について承認を求めるの件

◎承認を求めるの件（3件）

●両院通過（3件）

- 1 放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件
- 2 地方自治法第156条第6項の規定に基づき、公正取引委員会事務局の地方事務所の管轄区域の変更及び支所の設置に関し承認を求めるの件
- 3 地方自治法第156条第6項の規定に基づき、公共職業安定所の設置に関し承認を求めるの件

◎予備費等承諾を求めるの件（5件）

●衆議院継続（5件）

- 平成6年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）
- 平成6年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）
- 平成6年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）
- 平成7年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）
- 平成7年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）

◎決算その他（10件）

●是認すると議決（6件）

（第129回国会提出）

- 平成4年度一般会計歳入歳出決算、平成4年度特別会計歳入歳出決算、平成4年度国税収納金整理資金受払計算書、平成4年度政府関係機関決算書
- 平成4年度国有財産増減及び現在額総計算書
- 平成4年度国有財産無償貸付状況総計算書

（第132回国会提出）

- 平成5年度一般会計歳入歳出決算、平成5年度特別会計歳入歳出決算、平成5年度国税収納金整理資金受払計算書、平成5年度政府関係機関決算書

算書

○平成5年度国有財産増減及び現在額総計算書

○平成5年度国有財産無償貸付状況総計算書

●継続（3件）

○平成6年度一般会計歳入歳出決算、平成6年度特別会計歳入歳出決算、平成6年度国税収納金整理資金受払計算書、平成6年度政府関係機関決算書

○平成6年度国有財産増減及び現在額総計算書

○平成6年度国有財産無償貸付状況総計算書

●未了（1件）

○日本放送協会平成6年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

◎決議案（4件）

●可決（2件）

1 国連海洋法条約の実施に伴う体制の確立等に関する決議案

2 中国の核実験に抗議し、反対する決議案

●未了（2件）

3 消費税増税の中止に関する決議案

4 住宅金融専門会社の処理問題等に関する決議案

1 請願審議概況

今国会に紹介提出された請願は、2,444件（205種類）であり、このうち特に件数の多かったものは、「小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願」184件、「非営利の芸術団体・市民文化団体の法人制度の実現等に関する請願」145件、「住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願」109件、「建設省の定員の大幅増員に関する請願」104件などであった。

各委員会への付託件数は、内閣313件、地方行政3件、法務282件、外務33件、大蔵40件、文教146件、厚生586件、農林水産21件、商工140件、運輸141件、通信31件、労働29件、建設239件、予算64件、議院運営37件、科学技術1件、災害対策4件、選挙制度1件、沖縄・北方4件、中小企業5件、国会移転10件、金融問題312件であった。

取り下げられた請願は2件（付託前1件、付託後1件）であった。

請願者の総数は1,506万5,887人に上っている。

「住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願」外277件は、当初大蔵委員会に付託したが、5月24日に金融問題等に関する特別委員会が設置され、6月10日に「特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案（閣法第35号）」外5案が金融問題等に関する特別委員会に付託されたため、同日、同委員会に付託変更した。

請願書の紹介提出期限については、6月4日の議院運営委員会理事会において会期終了日の8日前の同月11日までと決定された。

6月18日、各委員会において請願の審査が行われ、9委員会において545件（25種類）の請願が採択すべきものと決定された。次いで19日の本会議において「軍人恩給改定に関する請願」外544件が採択され、即日内閣に送付した。

今国会における請願採択率（採択件数／付託件数）は、22.3%であり、また種類別の採択率（採択数／付託数）は、12.2%であった。

2 請願件数表

委 員 会					本会議	備 考
委 員 会	付 託	採 択	不採択	未 了	採 択	
内 閣	313	43	0	270	43	
地方行政	3	0	0	3	0	
法 務	282	41	0	241	41	
外 務	33	0	0	33	0	
大 蔵	40	0	0	40	0	
文 教	146	9	0	137	9	
厚 生	586	304	0	282	304	
農林水産	21	4	0	17	4	
商 工	140	0	0	140	0	
運 輸	141	0	0	141	0	
通 信	31	31	0	0	31	
勞 働	29	2	0	27	2	
建 設	239	107	0	132	107	
予 算	64	0	0	64	0	
議院運営	37	0	0	37	0	
科学技術	1	0	0	1	0	
災害対策	4	0	0	4	0	
選挙制度	1	0	0	1	0	
沖縄・北方	4	4	0	0	4	
中小企業	5	0	0	5	0	
国会移転	10	0	0	10	0	
金融問題	312	0	0	312	0	
計	2,442	545	0	1,897	545	提出総数 2,444件
						取下げ 2件

3 本会議において採択された請願件名一覧

- 内閣委員会 43件
 - 軍人恩給改定に関する請願（第83号外15件）
 - 元陸海軍従軍看護婦に対する処遇に関する請願（第693号外10件）
 - 元日赤救護看護婦に対する慰労給付金に関する請願（第1096号外15件）

- 法務委員会 41件
 - 法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願（第1552号外26件）
 - 裁判所の人的・物的充実に関する請願（第1588号外13件）

- 文教委員会 9件
 - 義務教育諸学校教職員の定数改善に関する請願（第31号外2件）
 - 豊かな私学教育の実現のための私学助成に関する請願（第1850号外5件）

- 厚生委員会 304件
 - 重度心身障害者・寝たきり老人とその介護者が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願（第33号外1件）
 - 重度障害者施設等における男性介護従事者の養成等に関する請願（第34号外1件）
 - 小規模障害者作業所に対する国庫補助制度の改善等に関する請願（第36号外1件）
 - 医薬品の販売規制の堅持に関する請願（第82号）
 - H I V問題の迅速な解決に関する請願（第174号外8件）
 - 男性介護人に関する請願（第763号外1件）
 - 重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝たきり老人とその介護者が同居入所可能な社会福祉施設の実現化に関する請願（第764号外1件）
 - 腎（じん）疾患総合対策の早期確立に関する請願（第838号外47件）
 - 小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願（第1667号外183件）
 - 総合的難病対策の早期確立に関する請願（第1794号外51件）

- 農林水産委員会 4件
 - 食料・農業・農村に関する新たな基本法の制定に関する請願（第37号外2件）

○食糧自給率を高める政策に関する請願（第266号）

○通信委員会	31件
○テレビの字幕放送の拡充に関する請願（第933号外30件）	
○労働委員会	2件
○高齢者の雇用機会の創出等に関する請願（第11号外1件）	
○建設委員会	107件
○建設省の定員の大幅増員に関する請願（第1484号外103件）	
○建設省職員の増員に関する請願（第1550号外2件）	
○沖縄及び北方問題に関する特別委員会	4件
○北方領土問題の解決促進に関する請願（第38号外2件）	
○北方領土返還促進に関する請願（第1502号）	

質問主意書一覧

【第136回国会（常会）】

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	備考
1	女性政策に関する質問主意書	末広真樹子君	8. 2. 2	8. 2. 7	8. 2. 20	8. 2. 13 内閣から通知書受領 (2. 21 まで答弁延期)
2	住宅金融公庫貸付条件に関する質問主意書	猪熊 重二君	2. 2	2. 7	2. 23	2. 13 内閣から通知書受領 (2. 26 まで答弁延期)
3	日米安保の再定義と沖縄米軍基地に関する質問主意書	山口 哲夫君	4. 11	4. 15	4. 26	4. 19 内閣から通知書受領 (4. 30 まで答弁延期)
4	ホタテの輸入規制等に関する質問主意書	須藤美也子君	5. 14	5. 20	5. 31	5. 24 内閣から通知書受領 (6. 3 まで答弁延期)
5	市街地上空の自衛隊機飛行訓練等に関する質問主意書	栗原 君子君	5. 17	5. 22		5. 28 内閣から通知書受領 (6. 26 まで答弁延期)
6	乳幼児医療助成に関する質問主意書	木庭健太郎君	6. 11	6. 12		6. 18 内閣から通知書受領 (7. 8 まで答弁延期)
7	名古屋港の整備促進等に関する質問主意書	荒木 清寛君	6. 14	6. 19		

※なお、第136回国会提出の質問主意書の答弁書未受領分については、次回「第137回国会 参議院審議概要」の「質問主意書一覧」を参照されたい。

【第135回国会（臨時会）】

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	備考
1	いわゆる「従軍慰安婦」問題についての国連の動向にともなう立法措置等に関する質問主意書	本岡 昭次君	8. 1. 12	8. 1. 13		8. 1. 17 撤回

【第134回国会（臨時会） 答弁書未受領分】

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	備考
5	最低資本金制度の適用猶予に関する質問主意書	荒木 清寛君	7.12.11	7.12.13	8. 1.22	7.12.19 内閣から通知書受領 (8.1.22まで答弁延期)
7	戦後50年の節目の年にあたっての日本のエネルギー・原子力政策の抜本的転換に関する質問主意書	田 英夫君	12.15	12.15	8. 2.16	12.19 内閣から通知書受領 (8.2.19まで答弁延期)

1 国会会期一覽

国会回次	召集日	開会式	会期終了日	会 期		
				当初日数	延長日数	総日数
第122回 (臨時会)	3.11. 5 (火)	3.11. 8 (金)	3.12.21 (土)	36	11	47
第123回 (常会)	4. 1.24 (金)	4. 1.24 (金)	4. 6.21 (日)	150	—	150
第124回 (臨時会)	4. 8. 7 (金)	4. 8.10 (月)	4. 8.11 (火)	5	—	5
第125回 (臨時会)	4.10.30 (金)	4.10.30 (金)	4.12.10 (木)	40	2	42
第126回 (常会)	5. 1.22 (金)	5. 1.22 (金)	5. 6.18 (金) 衆議院解散	150	—	148
第127回 (特別会)	5. 8. 5 (木)	5. 8.12 (木)	5. 8.28 (土)	10	14	24
第128回 (臨時会)	5. 9.17 (金)	5. 9.21 (火)	6. 1.29 (土)	90	45	135
第129回 (常会)	6. 1.31 (月)	6. 2. 8 (火)	6. 6.29 (水)	150	—	150
第130回 (臨時会)	6. 7.18 (月)	6. 7.18 (月)	6. 7.22 (金)	5	—	5
第131回 (臨時会)	6. 9.30 (金)	6. 9.30 (金)	6.12. 9 (金)	65	6	71
第132回 (常会)	7. 1.20 (金)	7. 1.20 (金)	7. 6.18 (日)	150	—	150
第133回 (臨時会)	7. 8. 4 (金)	7. 8. 4 (金)	7. 8. 8 (火)	5	—	5
第134回 (臨時会)	7. 9.29 (金)	7. 9.29 (金)	7.12.15 (金)	46	32	78
第135回 (臨時会)	8. 1.11 (木)	8. 1.11 (木)	8. 1.13 (土)	3	—	3
第136回 (常会)	8. 1.22 (月)	8. 1.22 (月)	8. 6.19 (水)	150	—	150

※直近15国会を掲載した。

2 参議院議員通常選挙関係一覧

通常選挙 回 次	通常選挙期日	任期開始日	任期終了日	選挙後最初 の国会回次	国会召集日
第 1 回	昭和 22. 4. 20 (日)	22. 5. 3	※25. 5. 2 28. 5. 2	第 1 回 (特別会)	22. 5. 20 (火)
第 2 回	25. 6. 4 (日)	25. 6. 4	31. 6. 3	第 8 回 (臨時会)	25. 7. 12 (水)
第 3 回	28. 4. 24 (金)	28. 5. 3	34. 5. 2	第 16 回 (特別会)	28. 5. 18 (月)
第 4 回	31. 7. 8 (日)	31. 7. 8	37. 7. 7	第 25 回 (臨時会)	31. 11. 12 (月)
第 5 回	34. 6. 2 (火)	34. 6. 2	40. 6. 1	第 32 回 (臨時会)	34. 6. 22 (月)
第 6 回	37. 7. 1 (日)	37. 7. 8	43. 7. 7	第 41 回 (臨時会)	37. 8. 4 (土)
第 7 回	40. 7. 4 (日)	40. 7. 4	46. 7. 3	第 49 回 (臨時会)	40. 7. 22 (木)
第 8 回	43. 7. 7 (日)	43. 7. 8	49. 7. 7	第 59 回 (臨時会)	43. 8. 1 (木)
第 9 回	46. 6. 27 (日)	46. 7. 4	52. 7. 3	第 66 回 (臨時会)	46. 7. 14 (水)
第 10 回	49. 7. 7 (日)	49. 7. 8	55. 7. 7	第 73 回 (臨時会)	49. 7. 24 (水)
第 11 回	52. 7. 10 (日)	52. 7. 10	58. 7. 9	第 81 回 (臨時会)	52. 7. 27 (水)
第 12 回	55. 6. 22 (日)	55. 7. 8	61. 7. 7	第 92 回 (特別会)	55. 7. 17 (木)
第 13 回	58. 6. 26 (日)	58. 7. 10	平成 元. 7. 9	第 99 回 (臨時会)	58. 7. 18 (月)
第 14 回	61. 7. 6 (日)	61. 7. 8	4. 7. 7	第 106 回 (特別会)	61. 7. 22 (火)
第 15 回	平成 元. 7. 23 (日)	平成 元. 7. 23	7. 7. 22	第 115 回 (臨時会)	平成 元. 8. 7 (月)
第 16 回	4. 7. 26 (日)	4. 7. 26	10. 7. 25	第 124 回 (臨時会)	4. 8. 7 (金)
第 17 回	7. 7. 23 (日)	7. 7. 23	13. 7. 22	第 133 回 (臨時会)	7. 8. 4 (金)

※任期 3 年議員（第 1 回通常選挙のみ）の任期終了日を示す。

3 国務大臣等名簿

(会期終了日 平成 8. 6. 19 現在)

内閣総理大臣	橋本 龍太郎 (衆・自民)	建設大臣	中尾 栄一 (衆・自民)
[副総理] 大蔵大臣	久保 亘 (参・社民)	自治大臣 国家公安委員会委員長	倉田 寛之 (参・自民)
法務大臣	長尾 立子 (民 間)	内閣官房長官	梶山 静六 (衆・自民)
外務大臣	池田 行彦 (衆・自民)	総務庁長官	中西 績介 (衆・社民)
文部大臣	奥田 幹生 (衆・自民)	北海道開発庁長官 沖縄開発庁長官	岡部 三郎 (参・自民)
厚生大臣	菅 直人 (衆・さきがけ)	防衛庁長官	臼井 日出男 (衆・自民)
農林水産大臣	大原 一三 (衆・自民)	経済企画庁長官	田中 秀征 (衆・さきがけ)
通商産業大臣	塚原 俊平 (衆・自民)	科学技術庁長官	中川 秀直 (衆・自民)
運輸大臣	亀井 善之 (衆・自民)	環境庁長官	岩垂 寿喜男 (衆・社民)
郵政大臣	日野 市朗 (衆・社民)	国土庁長官	鈴木 和美 (参・社民)
労働大臣	永井 孝信 (衆・社民)	内閣法制局長官	大森 政輔

4 衆議院役員等一覽

(会期終了日 平成8. 6. 19現在)

役 員 名		召 集 日	会 期 中 選 任
議 長		土井 たか子	
副 議 長		鯨岡 兵輔	
常 任 委 員 長	内 閣	大木 正吾	
	地 方 行 政	平林 鴻三	
	法 務	加藤 卓二	
	外 務	関谷 勝嗣	
	大 蔵	久間 章生	
	文 教	柳沢 伯夫	
	厚 生	和田 貞夫	
	農 林 水 産	松前 仰	
	商 工	甘利 明	
	運 輸	辻 一彦	
	通 信	中川 昭一	
	労 働	岡島 正之	
	建 設	二見 伸明	
	安 全 保 障	吹田 愧	松岡 満壽男 (8. 5.28)
	科 学 技 術	井上 喜一	
	環 境	杉山 憲夫	
	予 算	上原 康助	
	決 算	中島 衛	
	議 院 運 営	谷垣 禎一	
懲 罰	藤本 孝雄		
特 別 委 員 長	災 害 对 策	左近 正男	
	公 職 選 挙	築瀬 進	
	石 炭 对 策	北村 真人	
	消 費 者 問 題 等	新井 将敬	安倍 基雄 (8. 6.18)
	交 通 安 全 对 策	日笠 勝之	
	冲 縄 ・ 北 方	宮里 松正	
	国 会 移 転	佐藤 孝行	
	地 方 分 権	月原 茂皓	
	規 制 緩 和	石破 茂	
金 融 問 題 等		高鳥 修 (8. 4.19)	
政 治 倫 理 審 査 会 長	奥野 誠亮		
事 務 総 長	谷 福丸		

5 本会議・委員会傍聴者数の推移

(第136回国会終了日 平成8年6月19日現在)

国会回次	総計	内 訳	
		本会議	委員会
128(臨時会)	2,230	882	1,348
129(常会)	1,918	620	1,298
130(臨時会)	392	270	122
131(臨時会)	2,007	721	1,286
132(常会)	1,389	354	1,035
133(臨時会)	152	78	74
134(臨時会)	1,347	727	620
135(臨時会)	24	24	0
136(常会)	2,732	1,068	1,664

(注) 直近の国会は開会中の数、それ以前の国会は閉会中を含んだ数である。

6 参議院参観者数の推移

(第136回国会終了日 平成8年6月19日現在)

年	総計	参 観 内 訳				
		一 般	小・中学	高 校	外 国 人	特 別
平成3	178,861	39,347	136,779	1,827	400	508
4	187,510	44,437	139,428	2,521	760	364
5	181,231	46,833	130,828	2,197	1,306	67
6	166,708	38,331	125,641	1,817	876	43
7	178,174	28,198	147,063	1,521	1,392	0
8	106,955	15,786	89,157	881	1,131	0

※特別参観とは、「議場内特別参観」のことで、国会閉会後の毎月第1及び第3日曜日に限り実施している参観である。

7 外国議会議長等招待者一覧

○ 議長が招待したもの

招待状宛先	発送年月日	訪日議員数	滞在期間
ポーランド共和国上院議長	8. 1. 26	6	8. 2. 20～ 2. 24
ブルガリア共和国国民会議議長	2. 2	7	3. 17～ 3. 23

○ 両院議長が招待したもの

招待状宛先	発送年月日	訪日議員数	滞在期間
ブラジル連邦共和国上下両院議長	7. 10. 26	14	8. 4. 1～ 4. 8

8 参議院議員海外派遣一覧

目的	議長決定	派遣議員	派遣地	日数	派遣報告
第4回アジア・太平洋議員フォーラム（APPF）総会出席並びに政治経済事情等視察	7. 12. 5	清水 達雄君 泉 信也君	タイ、ベトナム	5 8	8. 6. 19 議院運営 委員会に 報告書提出
国際金融取引の動向、金融機関監督の実情及び邦銀の活動状況等調査	12. 19	真島 一男君 笠原 潤一君 益田 洋介君 前川 忠夫君 聴 濤 弘君	アメリカ	8 6 7 5 8	8. 3. 27 議院運営 委員会に 報告書提出
中東和平・パレスチナ評議会選挙等調査並びに政治経済事情等視察	12. 25	前田 勲男君 大島 慶久君 長谷川 道郎君 小山 峰男君 照屋 寛徳君	フランス、シリア エジプト、イスラエル、イギリス	9 9 1 1 1 1 1 1	8. 6. 19 議院運営 委員会に 報告書提出
第95回IPU会議（イスタンブール）出席並びに各国の政治経済事情等視察	8. 3. 27	加藤 紀文君 今泉 昭君 竹村 泰子君	ドイツ、トルコ	8 1 0 1 0	
アジア欧州「議会サミット」（ASEP）出席並びに政治経済事情等視察	4. 4	吉村剛太郎君 吉田 之久君	フランス	6 6	

9 国会関係日誌 (8. 1.14 ~ 6.19)

【第135回国会（臨時会）閉会後】

平成8年

- 1.15(月) ○ 第4回アジア・太平洋議員フォーラム (A P P F) 総会 (～19日
タイ・チャム)
- 16(火) ○ 社会党委員長選挙開票、村山委員長を再選
○ 院内団体「民主の会」及び「民主新党クラブ」解散
○ 市民リーグの5代議士及び民主改革連合の2代議士、院内団体
「市民リーグ・民改連」結成
○ 大矢卓史、佐藤謙一郎両代議士、院内団体「無所属クラブ」結成
○ 1月の月例経済報告、「足踏み状態を脱する動き」との判断
- 18(木) ○ 第61回自民党定期党大会
○ 第2回新進党定期全国大会
○ 土井衆議院議長、講演「私の国会改革」で小選挙区比例代表並立
制についても言及
○ 栗原君子、矢田部理、山口哲夫の3議員、「日本社会党・護憲民
主連合」を退会し、新党派「新社会党・平和連合」結成
○ 檜崎弥之助代議士、「市民リーグ・民改連」へ入会
- 19(金) ○ 第64回社会党定期全国大会 (「社会民主党」へ党名変更)
○ 政府、「住専等関係資料」(28項目)を国会へ提出、公表
○ 参議院、「第90回帝国議会貴族院帝国憲法改正案特別委員小委員
会筆記要旨」を配付(22日～ 一般公開)
○ 平心会、「自由連合」へ会派名を変更
○ 石井紘基代議士、「新党さきがけ」へ入会
○ 小泉辰一、徳田虎雄両代議士、「自由民主党・自由連合」を離脱
し、院内団体「自由連合」結成
○ 自由民主党・自由連合、「自由民主党」へ院内団体名を変更

【第136回国会（常会）】

- 22(月) ○ 第136回国会（常会）召集
○ 日本社会党・護憲民主連合、「社会民主党・護憲連合」へ会派名
及び院内団体名を変更
○ 第136回国会（常会）開会式
○ 参本会議 (議席の指定、2 常任委員長の選挙、8 特別委員会の設
置、政府4 演説)
○ 衆本会議 (議席の指定、6 常任委員長の選挙、9 特別委員会の設
置、政府4 演説)
○ 政府、平成7年度第3次補正予算、平成8年度総予算、平成6年
度決算を国会へ提出

1. 22(月) ○ 政府、「平成 8 年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」を閣議決定
○ 石井紘基代議士、新党さきがけへ入党
- 23(火) ○ 厚生省、「血液製剤による HIV 感染に関する調査プロジェクト・チーム」(以下「厚生省プロジェクトチーム」)設置
○ 橋本総理・大田沖縄県知事会談
- 24(水) ○ 衆本会議(代表質問 小沢一郎君、佐藤観樹君、愛知和男君)
○ 大蔵省、住専処理最終案を母体行に提示
- 25(木) ○ 参本会議(代表質問 大久保直彦君、村上正邦君)
○ 衆本会議(代表質問 中野寛成君、不破哲三君)
- 26(金) ○ 参本会議(代表質問 村沢牧君、立木洋君、永野茂門君、武田邦太郎君)
○ 参予算委(平成 7 年度第 3 次補正予算、平成 8 年度総予算の趣旨説明)
○ 衆予算委(平成 7 年度第 3 次補正予算、平成 8 年度総予算の提案理由説明)
○ 政府、住専処理問題の当面開示可能な情報 41 項目の資料を国会へ追加提出、公開
○ 大蔵省、衆参予算委に「財政の中期展望(97~99 年度)」を提出
- 28(日) ○ フランス、ファンガタウファ環礁で再開後 6 回目の核実験
- 29(月) ○ 大蔵省、衆参予算委理事会に「住専問題の処理方策について」提出
- 30(火) ○ 衆参予算委(平成 8 年度総予算審議入り——総括質疑)
○ 政府、「住専処理方策の具体化について」及び「平成 8 年度地方財政計画」を閣議了解
○ 政府、破防法報告を閣議決定し、衆参両院議長へ提出
○ 「高齢社会対策会議」初会合、6 月めどに高齢社会対策大綱案の取りまとめを決定
○ 沖縄米軍基地問題協議会第 3 回幹事会、沖縄県が米軍基地の段階的返還計画「基地返還アクションプログラム」を提示
○ 民事行政審議会、選択的夫婦別姓制度導入時の戸籍の記載方法等について答申
○ シラク仏大統領、テレビ演説で、核実験終結を宣言
- 31(水) ○ 衆参予算委(総括質疑)
○ 老人保健福祉審議会、公的介護保険についての第 2 次中間報告を提出
-
2. 1(木) ○ 衆参予算委(総括質疑、証人書類提出要求を議決)
2(金) ○ 衆参予算委(職務上の秘密に関する書類の証人としての提出について内閣の承認を求める議決)
5(月) ○ 大野明議員(自民・岐阜)死去

2. 5(月) ○ 政府、衆予算委要求資料（立ち入り調査報告書及び大口融資先上位100社の実名リスト）の提出を閣議決定、衆議院議長へ提出
○ 衆予算委（総括質疑再開、前記要求資料の報告）
- 6(火) ○ 衆予算委（総括質疑）
- 7(水) ○ 政府、衆予算委要求資料（大口貸出先上位50社向け債権の状況）の提出を閣議決定、衆議院議長へ提出
○ 衆予算委（総括質疑、前記要求資料の報告）
○ 大矢卓史代議士（無所属クラブ・旧大阪1区）死去
○ 「無所属クラブ」、大矢代議士死去に伴い院内団体解消、佐藤謙一郎代議士は無所属に
○ グラン高原へのPKOに派遣される自衛隊「第1次グラン高原派遣輸送隊」本隊出発
- 8(木) ○ 衆予算委（総括質疑）
- 9(金) ○ 衆予算委（総括質疑、公聴会の22日及び23日開会を議決）
○ 政府、住専処理法案を閣議決定、国会へ提出
○ 2月の月例経済報告、「緩やかながら再び回復の動きがみられ始めている」との判断
○ 「住専問題処理対策本部」設置を閣議決定、初会合
○ 菅厚生大臣、昭和58年当時の薬害エイズ関係資料を確認と発表
○ 科技庁、高速増殖原型炉「もんじゅ」事故の調査中間報告を発表
- 10(土) ○ 一般国道229号豊浜トンネル崩落事故（北海道・古平町）発生
- 13(火) ○ 衆本会議（元衆議院議長原健三郎君の在職50年特別表彰）
○ 衆予算委（平成8年度総予算の総括質疑及び平成7年度第3次補正予算質疑、豊浜トンネル崩落事故の報告聴取）
○ 衆議院議員選挙区画定審議会、区割り改定勧告の見送りを決定
○ 農水省、住専処理に伴う負担（2,000億円）が信連の経営に与える影響を試算、衆予算委理事会へ資料を提出
- 14(水) ○ 参本会議（田英夫君の在職25年表彰）
○ 衆予算委（平成7年度第3次補正予算を可決）
○ 衆本会議（平成7年度第3次補正予算を可決・参へ送付）
○ 政府、「阪神・淡路復興委員会」を廃止
- 15(木) ○ 参予算委（平成7年度第3次補正予算審議）
○ 参決算委（平成4・5年度決算外2件の総括的質疑・是認、警告決議）
○ 衆予算委（住専問題についての参考人招致）
○ 政府、衆予算委理事会に「住専の役員退職金、民間銀行の役員賞与、平均給与等24項目」の追加資料を提出
- 16(金) ○ 参予算委（平成7年度第3次補正予算を可決）
○ 参本会議（平成7年度第3次補正予算成立、平成4・5年度決算外2件を是認、警告決議）

- 2. 16(金) ○ 衆予算委 (住専問題についての参考人招致)
 - 衆本会議 (「新防衛大綱」及び「新中期防」に関する報告)
 - 橋本内閣就任時及び村山内閣辞任時の閣僚資産を公開
- 19(月) ○ 衆予算委 (一般質疑)
- 20(火) ○ 衆本会議 (「もんじゅ」事故に関する報告)
 - 衆予算委 (一般質疑)
 - 政府、国連海洋法条約の批准に伴う200海里の排他的経済水域の全面設定方針を閣議了解
 - 自治省、平成6年度市町村決算を発表 (地方税、戦後初の減少)
- 21(水) ○ 衆予算委 (一般質疑)
 - 厚生省、「エイズ研究班」の討議資料等の関連資料を公開
 - 年金審議会、公的年金の一元化に関する厚生年金制度の改正について答申
- 22(木) ○ 衆予算委公聴会 (第1日)
 - 衆本会議 (租特法改正案等の趣旨説明)
 - 大蔵省、住専第2次再建計画策定の際の各母体行から同省宛の「念書」の写しを衆予算委理事会に提出
- 23(金) ○ 参本会議 (「新防衛大綱」及び「新中期防」に関する報告)
 - 衆予算委公聴会 (第2日)
 - 政府、「首都直下型大地震発生時の内閣の初動体制について」(危機管理マニュアル)を閣僚懇談会で申し合わせ
 - 橋本総理訪米 (~25日)
 - 東京高裁民事第3部、新潟水俣病第2次訴訟 (第1陣) の和解が成立
- 24(土) ○ 橋本総理・クリントン大統領、初の日米首脳会談 (ワシントン)
- 26(月) ○ 衆予算委 (住専問題等についての集中審議、紹介融資額等の資料提出要求を議決)
 - 法制審議会、「民法改正要綱」、「民訴法改正要綱」を答申
- 27(火) ○ 衆予算委 (外交・安全保障問題等についての集中審議、分科会設置を議決)
 - 新潟地裁、新潟水俣病第2次訴訟 (第2~8陣) の和解が成立
- 28(水) ○ 衆本会議 (豊浜トンネル崩落事故についての発言)
 - 衆予算委 (一般質疑)
 - 与野党党首会談 (橋本総理・小沢新進党党首及び不破共産党委員長)
 - 厚生省プロジェクトチーム、薬害エイズ調査の中間報告を公表
 - 社会保障制度審議会、JR・JT・NTT共済年金と厚生年金との統合の政府案を了承
- 29(木) ○ 衆予算委分科会 (第1日)
 - 参外務委 (「アジア・太平洋に関する小委員会」を設置)

2.29(木) ○ 橋本総理、第1回アジア欧州首脳会議 (A S E M) 出席のため訪タイ (～3/3)

3. 1(金) ○ 衆予算委分科会 (第2日)
- 衆厚生委 (エイズ問題についての集中審議)
 - 住専7社、関係金融機関別紹介融資状況に関する資料 (平成7年6月末現在) を衆予算委へ提出、公表
 - 第1回アジア欧州首脳会議 (A S E M)、(～2日 バンコク)
 - 橋本総理・李鵬首相、日中首脳会談 (バンコク)
- 2(土) ○ 日韓及び日仏首脳会談 (バンコク)
- 3(日) ○ 新社会党・平和連合結党大会 (党名を「新社会党」に変更、矢田部委員長・山口書記長を選出)
- 4(月) ○ 新進党、衆予算委室を封鎖、予算委開けず審議空転
- 5(火) ○ 政府・与党、住専処理策の追加措置 (「住専問題に関する新たな措置について——平成8年度予算案衆院通過にあたってさらに国民の理解を求めるために」) を決定
- 7(木) ○ 参議院岐阜選挙区補欠選挙、告示
- 佐藤守良代議士 (新進党・旧広島3区) 死去
 - 東京・大阪地裁、薬害エイズ訴訟で恒久救済策を盛り込んだ第2次和解案を提示
 - 山田正彦代議士ら有志7人 (新進党)、加藤自民党幹事長を所得税法違反の罪で東京地検に告発
- 8(金) ○ 自民党、住専処理に関しての党見解「国会の正常化と予算の早期成立に向けて」を発表
- 政府、「公的年金制度の再編成の推進について」及びJ R・J T・N T T 共済年金と厚生年金との統合のための関連法改正案を閣議決定
- 9(土) ○ 社会民主党、第1回定期全国大会 (～10日)
- 11(月) ○ 福岡高裁那覇支部での沖縄基地代理署名訴訟、結審
- 12(火) ○ 土井衆議院議長、国会正常化のため、与党3党・新進党幹事長及び共産党書記長と個別会談
- 政府、民訴法の70年ぶりの全面改正案を閣議決定
- 13(水) ○ 新進党、「明日の内閣」で政府の住専処理策の具体的対案とする「住専問題に関する基本方針」を決定
- 14(木) ○ カルドーゾ・ブラジル大統領、参議院議場で演説
- 15(金) ○ 土井衆議院議長、新進党に対し、予算委室封鎖解除を文書で勧告
- 菅厚生大臣、閣議了承を受け、薬害エイズ訴訟第2次和解勧告の受け入れを正式表明
 - 3月の月例経済報告、「景気には緩やかながら回復の動きがみられる」との判断

3. 19(火) ○ 国会空転打開のための橋本総理・小沢新進党党首会談
○ 政府、平成8年度暫定予算の編成方針を閣議決定
○ 厚生省プロジェクトチーム、薬害エイズ調査第2次報告書を公表
○ 衆法務委（大川TBS常務を参考人招致）
- 21(木) ○ 国土庁、平成8年1月1日時点の地価公示価格を発表
○ 新社会党・平和連合、党名を「新社会党」、略称を「社会党」と変更
- 22(金) ○ 参本会議（先議案件4件を可決・衆へ送付）
○ 橋本総理・大田沖縄県知事再会談
- 24(日) ○ 参議院岐阜選挙区補欠選挙、投開票（連立与党推薦の大野つや子君が当選）
- 25(月) ○ 土井衆議院議長・与野党5党首会談で国会正常化に合意（新進党、予算委室の封鎖を解除）
○ 衆議院、21件（承認案件1件を含む）の日切れ法案の審議
○ 福岡高裁那覇支部での沖縄基地代理署名訴訟、国側勝訴の判決
○ TBS、坂本弁護士ビデオを放映前にオウム真理教幹部へ見せたことの事実を認め、陳謝
- 26(火) ○ 参議院、17件（承認案件1件を含む）の日切れ法案の審議
○ 衆本会議（租特法改正案等21件の日切れ法案を可決・参へ送付）
○ 衆議院、追加日切れ法案6件の審議
○ 政府、50日間の平成8年度暫定予算及び暫定財政投融资計画を閣議決定し、国会へ提出
○ 政府、海洋法条約批准承認案件と関連8法案を国会へ提出
- 27(水) ○ 参本会議（日切れ法案8件成立）
○ 衆本会議（糸山英太郎代議士の辞職許可、追加日切れ法案6件及び平成8年度暫定予算を可決・参へ送付）
○ 衆予算委（平成8年度暫定予算を可決、提出要求資料の報告）
- 28(木) ○ 参予算委（平成8年度暫定予算を可決）
○ 衆法務委（大川TBS取締役を参考人招致）
○ 橋本総理、沖縄米軍基地代理署名代行の法的手続に着手
○ 金丸信・元自民党副総裁、死去
○ 「住民記録システムのネットワーク構築等に関する研究会」、住民台帳番号制度の導入を求める最終報告
- 29(金) ○ 参本会議（平成8年度暫定予算成立、日切れ法案15件成立）
○ 薬害エイズ訴訟、東京・大阪両地裁において和解成立、調印
○ 沖縄米軍基地代理署名、総理代行が署名・押印
○ 政府、規制緩和推進計画の改定（569項目追加）を閣議決定
- 31(日) ○ 沖縄読谷村楚辺米軍通信所等米軍用地の一部、賃貸借契約の期限切れ
-

4. 1(月) ○衆予算委 (平成8年度総予算の総括的一般質疑)
- 2(火) ○参逋信委 (オウム報道等に係るTBS問題について参考人招致)
○衆本会議 (規制緩和推進計画の改定についての発言)
○衆予算委 (総括的一般質疑)
○菅厚生大臣、新たに7冊のエイズ関連資料の存在確認を発表
○河本英典議員、自民党へ復党
○自由民主党・自由国民会議、「自由民主党」へ会派名を変更
○白川勝彦代議士(自民党)、国会法第120条に基づき、土井衆議院議長に山田正彦代議士(新進党)の処分を求める訴状を提出
- 3(水) ○参外務委アジア小委 (中国・台湾情勢についての参考人招致)
○衆予算委 (一般質疑)
○衆逋信委 (通信行政に関する件についての参考人招致)
- 4(木) ○参厚生委 (薬害エイズ問題に関する集中審議、「薬害エイズ問題に関する小委員会」設置)
○衆本会議 (航空3法改正案の趣旨説明)
○衆予算委 (住専に対する紹介融資等に関する集中審議)
- 5(金) ○衆本会議 (林業3法改正案の趣旨説明)
○衆予算委 (一般質疑)
○厚生省プロジェクトチーム、薬害エイズに関するファイル7冊のうち1冊と訴訟関係の資料ファイル2冊を公開
- 8(月) ○衆予算委 (一般質疑)
- 9(火) ○衆本会議 (防衛庁設置法改正案及び大気汚染防止法改正案の趣旨説明)
○衆予算委 (一般質疑)
○4月の月例経済報告、「景気は緩やかながら回復の動きを続けている」との判断
- 10(水) ○参本会議 («もんじゅ」事故に関する報告、郵政3法改正案を可決・衆へ送付)
○参アジア小委 (中国・台湾情勢についての参考人招致)
○衆予算委 (一般質疑)
○与党・新進党国対責任者会談、予算総則の修正などで合意
- 11(木) ○衆予算委 (締めくくり総括質疑、平成8年度総予算を修正議決)
○衆本会議 (平成8年度総予算を修正議決・参へ送付)
- 12(金) ○参本会議 (先議17案件を可決・衆へ送付)
○参予算委 (平成8年度総予算の総括質疑、資料提出要求)
○衆本会議 (新民訴法案の趣旨説明、林業3法改正案を可決・参へ送付)
○衆厚生委 (エイズ問題についての参考人招致)
○橋本総理・モンデール駐日米大使、5～7年以内の米軍普天間飛行場の全面返還等で合意、記者会見で発表

- 4.12(金) ○ 政府、金融 3 法案と農協貯金保険法改正案を閣議決定し、国会へ提出
- 中尾則幸議員、新党さきがけへ入党
- 15(月) ○ 参予算委（総括質疑）
- 「沖縄の施設・区域に関する日米特別行動委員会」(SACO)、沖縄米軍基地の整理・統合・縮小に関する中間報告を提出
 - 日米防衛首脳会談、「日米防衛協力のための指針」(ガイドライン)の今秋までの見直しに合意
 - 日米安保協議委員会(2プラス2)、沖縄基地問題で中間報告及び「日米物品・役務相互提供協定」(ACSA)を承認
 - 池田外務大臣・モンデール駐日大使、ACSAに署名
 - 第95回IPU会議(～20日 イスタンブール)
- 16(火) ○ 参予算委（総括質疑、参考人招致及び公聴会の日程を議決）
- クリントン米大統領、来日(～18日)
 - 政府、「沖縄県における米軍の施設・区域に関連する問題の解決促進」を閣議決定
- 17(水) ○ 参予算委（総括質疑）
- 参薬害エイズ小委（薬害エイズ訴訟原告らの意見陳述及び参考人招致）
 - 橋本総理・クリントン大統領、日米首脳会談（「日米安全保障共同宣言——21世紀に向けての同盟」、総括文書「橋本龍太郎首相とクリントン大統領から日米両国民へのメッセージ——21世紀への挑戦」に署名）
- 18(木) ○ 参予算委（総括質疑、国会法第104条に基づき、住専7社に対し4点の資料提出要求を議決）
- クリントン米大統領、衆議院議場で演説
 - 橋本総理、原子力安全サミット出席のため訪ロ(～21日)
 - アジア欧州「議会サミット」(ストラズブル)
- 19(金) ○ 参予算委（住専問題についての参考人招致）
- 衆本会議（「金融問題等に関する特別委員会」を設置、大気汚染防止法改正案を可決・参へ送付）
 - 衆厚生委（エイズ問題についての参考人招致）
 - 東京地裁、旧2信組事件に絡む山口敏夫代議士の初公判
 - 原子力安全サミット(～20日 モスクワ)
 - 橋本総理・エリツィン大統領、日ロ首脳会談(モスクワ)
- 22(月) ○ 参本会議（林業3法改正案の趣旨説明、日米首脳会談及びモスクワ原子力安全サミットに関する報告）
- 参予算委（住専問題についての参考人招致）
 - 橋本総理・与野党党首会談（日米首脳会談を受けて）
 - 老人保健福祉審議会、最終報告「高齢者介護保険制度の創設につ

いて」を提出

4. 23(火) ○ 参予算委 (総括質疑)
○ 衆本会議 (日米首脳会談及びモスクワ原子力安全サミットに関する報告)
- 24(水) ○ 参予算委 (総括質疑、資料提出要求)
○ 住専7社、大蔵省及び農水省、住専関連資料 (「母体金融機関の系列住専への融資残高」) を参予算委へ提出、一部公表
○ 行政改革委員会・行政情報公開部会、「情報公開法要綱案」の中間報告を公表
- 25(木) ○ 参予算委 (総括質疑、資料提出要求を議決、住専7社の4項目の資料公開)
○ 衆本会議 (白川勝彦君提出の国会法第120条による処分要求書についての報告、厚生年金保険法改正案の趣旨説明)
- 26(金) ○ 参本会議 (林業3法改正案、航空3法改正案及び大気汚染防止法改正案成立)
○ 参予算委 (総括質疑、資料提出要求及び証人喚問を議決)
○ 衆予算委 (山田正彦代議士、発言の取り消し及び陳謝)
○ 衆本会議 (警察法改正案の趣旨説明)
○ 衆議運委 (議場及び委員会室における携帯電話及びポケベルの使用禁止の申し合わせを決定)
○ 厚生省プロジェクトチーム、30冊のファイル及び調査結果を最終報告として公表
○ 那覇地裁、楚辺米軍通信所用地への立ち入りの和解が成立
- 28(日) ○ 「水俣病被害者・弁護士全国連絡会議」総会、水俣病訴訟の取り下げを決定
- 29(月) ○ 臼井防衛庁長官・グラチョフ国防相、初の日ロ防衛首脳会談 (モスクワ)
- 30(火) ○ 参予算委公聴会
○ TBS、オウム真理教幹部に未放映の坂本弁護士インタビュービデオを見せていた問題に関し、社内調査の最終報告を公表
-
5. 1(水) ○ 参予算委 (住専問題に関する証人喚問——原住総元社長及び佐佐木桃源社社長、委嘱審査の日程を決定)
○ 第67回メーデー (橋本総理、自民党総裁として初の出席)
- 2(木) ○ 参予算委 (住専問題に関する証人喚問——角道農林中金理事長及び橋本富士銀行頭取、資料提出要求を議決)
- 7(火) ○ 参予算委 (委嘱審査——午前・特別委、午後・常任委)
- 8(水) ○ 参予算委 (住専問題、経済及び財政等に関する集中審議、締めくくり総括質疑)
○ 参本会議 (派遣労働者法改正案を可決・衆へ送付)

5. 8(水) ○衆厚生委（エイズ問題についての参考人招致）
- 9(木) ○参予算委（締めくくり総括質疑、平成8年度総予算を可決）
○参本会議（延会）
○衆本会議（塩事業法案成立）
○「普天間飛行場等の返還に係る諸課題の解決のための作業委員会」（タスクフォース）、初会合
- 10(金) ○参本会議（平成8年度総予算成立）
○衆本会議（海洋法条約関連9案件の趣旨説明）
○橋本総理記者会見（平成8年度総予算成立を受けて）
○5月の月例経済報告、「景気は緩やかながら回復の動きを続けている」との前月と同じ総合判断
- 11(土) ○沖縄県収用委員会、楚辺米軍通信所用地の緊急使用不許可を決定
- 14(火) ○衆本会議（防衛庁設置法改正案を可決・参へ送付）
○衆厚生委（エイズ問題についての参考人招致）
○厚生省・与党福祉プロジェクトチーム、公的介護保険制度試案をまとめる
- 15(水) ○参本会議（平成6年度決算概要報告及び規制緩和推進計画改定についての報告、公営住宅法改正案の趣旨説明）
○中尾則幸議員、「参議院フォーラム」を退会、「新党さきがけ」へ入会
- 16(木) ○参薬害エイズ小委（薬害エイズ問題についての参考人招致）
○参アジア小委（中国・台湾情勢について調査報告書を外務委へ提出）
○参外務委（「中国・台湾情勢に関する決議」可決）
○衆内閣委（情報公開法要綱案の中間報告についての参考人招致）
○橋本総理、財政改革をテーマに経済関係の4審議会会長らと懇談
- 17(金) ○参本会議（防衛庁設置法改正案の趣旨説明）
○衆本会議（血液製剤によるH I V感染問題に関する報告、警察法改正案を可決・参へ送付）
○衆法務委（新民訴法案についての参考人招致）
○郵政省、T B Sに対し文書で嚴重注意
- 19(日) ○水俣病「全国連」と原因企業「チッソ」が補償協定書に調印
- 21(火) ○衆本会議（住専処理・金融関連6法案の趣旨説明）
○衆厚生委（エイズ問題についての参考人招致）
- 22(水) ○参本会議（警察法改正案の趣旨説明、防衛庁設置法改正案成立）
○衆通信委（T B Sオウム報道問題について日野郵政大臣から説明聴取）
○水俣病訴訟、全国7裁判所で相次いで正式和解、終結へ（～23日）
- 23(木) ○衆本会議（厚生年金保険法等改正案を可決・参へ送付、薬事法等改正案の趣旨説明）

5. 23(木) ○ 科学技術庁、「もんじゅ」事故調査中間報告書を提出
- 24(金) ○ 参本会議（「金融問題等に関する特別委員会」及び「海洋法条約等に関する特別委員会」を設置、厚生年金保険法等改正案の趣旨説明、公営住宅法改正案成立）
- 衆本会議（内閣法等改正案の趣旨説明）
 - 衆金融特委（住専処理・金融関連 6 法案の提案理由説明）
 - 衆議院、海洋法条約等に関する連合審査会
 - 衆決算委（平成 4・5 年度決算審査のため 4 分科会設置）
 - 大蔵省、3 月末時点での金融機関の不良債権状況を発表
- 27(月) ○ 藤田正明・元参議院議長、死去
- 自治省、平成 8 年分政党助成金を 9 政党に第 1 回目の交付
- 28(火) ○ 衆本会議（安保委員長に松岡満壽男君を指名、海洋法条約関連 9 案件を可決・参へ送付、「国連海洋法条約の実施に伴う漁業秩序の確立等に関する決議案」を可決、日米物品・役務協定の趣旨説明）
- 衆金融特委（住専処理・金融関連 6 法案の総括質疑）
 - 衆厚生委（エイズ問題についての参考人招致）
 - 政府、国家公務員制度の改革に向けて具体案をまとめる
- 29(水) ○ 参本会議（警察法改正案成立）
- 衆金融特委（総括質疑）
 - 「社会保障関係の審議会会長会議」初会合
- 30(木) ○ 衆本会議（独禁法改正案を修正議決・参へ送付、郵政 3 法改正案の趣旨説明）
- 衆金融特委（一般質疑）
 - 衆参通信委（TBS オウム報道問題についての参考人招致）
 - 最高裁第 3 小法廷、沖縄米軍基地代理署名訴訟を大法廷に回付を決定
 - 厚生省、公的介護保険制度の修正試案を老健審へ提示
- 31(金) ○ 参本会議（海洋法条約関連 9 案件の趣旨説明）
- 衆本会議（労働者派遣法改正案の趣旨説明）
 - 衆金融特委（一般質疑）
 - 菅厚生大臣、薬害エイズ問題で厚生省幹部職員の処分を発表
-
6. 3(月) ○ 参薬害エイズ小委（薬害エイズ問題についての参考人招致）
- 衆金融特委（一般質疑）
- 4(火) ○ 衆本会議（日米物品・役務協定を承認及び自衛隊法改正案を可決・参へ送付）
- 衆金融特委（加藤自民党幹事長らを参考人招致）
 - 衆厚生委（エイズ問題についての参考人招致）
 - 海自護衛艦、ハワイ沖でのリムパックで米軍攻撃機を誤射、撃墜

- 6. 5(水) ○ 参本会議（日米物品・役務協定及び自衛隊法改正案の趣旨説明）
 - 参海洋特委（海洋法条約関連 9 案件についての参考人招致）
 - 衆金融特委（一般質疑）
 - 衆厚生委（薬事法等改正案についての参考人招致）
 - 衆規制緩和特委（著作物の再販制度についての参考人招致）
- 6(木) ○ 参海洋特委（海洋法条約関連 9 案件を承認、可決）
 - 衆本会議（中小企業基本法に基づく平成 7 年度年次報告及び平成 8 年度中小企業施策についての発言、郵政 3 法改正案成立）
 - 衆金融特委（締めくくり総括質疑、住専処理・金融関連 6 法案を可決）
 - 与党 3 党、与党声明「住専処理法案及び金融関連法案の衆院金融問題特別委員会採決にあたって」を発表
 - 厚生省、公的介護保険制度案大綱を老健審及び社保審へ諮問
- 7(金) ○ 参本会議（海上運送法改正案の趣旨説明、海洋法条約関連 9 案件及び独禁法改正案成立、「国連海洋法条約の実施に伴う体制の確立等に関する決議案」を可決）
 - 衆本会議（住専処理・金融関連 6 法案を可決・参へ送付）
 - 新井将敬代議士、小沢一郎新進党党首に離党届を提出
 - 厚生省、医療審議会及び社保審へ医療法改正案要綱を諮問
- 8(土) ○ 中国、昨年 8 月 17 日以来の地下核実験を実施
- 10(月) ○ 参本会議（住専処理・金融関連 6 法案の趣旨説明）
 - 参薬害エイズ小委（薬害エイズ問題についての参考人招致）
 - 参金融特委（住専処理・金融関連 6 法案の趣旨説明）
 - 老健審、公的介護保険制度案大綱を諮問どおり答申
- 11(火) ○ 衆本会議（新民訴法及び薬事法等改正案を修正議決・参へ送付、労働者派遣法成立）
 - 参金融特委（住専処理・金融関連 6 法案の総括質疑）
 - 衆法務委（「情報開示の司法判断に関する小委員会」を設置）
 - 衆議運委（委員室における喫煙の件（禁煙）を本委員会申し合わせとすることに協議決定）
 - 社保審、公的介護保険制度案大綱を諮問どおり答申し、医療法改正を答申
- 12(水) ○ 参本会議（新民訴法案の趣旨説明、自衛隊法改正案成立）
 - 参金融特委（午前・総括質疑、午後・参考人招致）
- 13(木) ○ 衆本会議（新民訴法案、内閣法等改正案を可決・参へ送付）
 - 参金融特委（一般質疑）
 - 「選挙制度見直しを図る有志の会」、公職選挙法改正案と政党助成法廃止法案を衆議院事務局へ提出（不受理）
 - 連立与党大蔵省改革プロジェクトチーム、「新しい金融行政・金融政策の構築に向けて」と題する基本文書を正式決定

- 福岡空港でガルーダ・インドネシア航空機炎上事故発生
- 6.14(金) ○参本会議（日米物品・役務協定承認、自衛隊法改正案及び海上運送法成立、国際問題調査会及び行財政調査会の中間報告）
- 参金融特委（午前・一般質疑、午後・公聴会）
- 衆本会議（国会等移転法改正案を可決・参へ送付、「中国の核実験に抗議し、直ちに今後の核実験を中止することを求める決議案」を可決、平成4・5年度決算外2件を是認）
- 「生命倫理研究議員連盟」、衆厚生委に臓器移植法案の修正案を提出
- 「国会改革研究会」、議員立法の活性化に関する提言を土井衆議院議長に提出
- 政府、対北朝鮮食糧支援に600万ドルの拠出を閣議決定
- 6月の月例経済報告、「景気は緩やかながら回復の動きを続けている」との総合判断
- 17(月) ○参本会議（「中国の核実験に抗議し、反対する決議案」を可決）
- 参金融特委（締めくくり総括質疑、住専処理・金融関連6法案を可決）
- 参法務委（民訴法案についての参考人招致）
- 18(火) ○参本会議（住専処理・金融関連6法案、新民訴法案、内閣法等改正案、薬事法等改正案、公職選挙法改正案及び国会等移転法改正案成立、国民生活調査会の中間報告、会期末手続）
- 参予算委（佐佐木証人を偽証容疑で告発）
- 参法務委（「民事訴訟法改正に伴う情報開示に関する小委員会」を設置）
- 衆厚生委（エイズ問題についての集中審議）
- 自民党行政改革推進本部、「橋本行革の基本方向について」（橋本行革ビジョン）を発表
- 19(水) ○参本会議（国家公務員等の任命、常任委員長の選挙、請願、閉会中審査手続）
- 参7特別委員会、委員長の補欠選任
- 衆本会議（国家公務員等の任命、請願、閉会中審査手続）
- 住専処理に伴う追加負担策の大枠を盛り込んだ政府・与党声明を発表
- 政府税調、平成9年4月からの消費税率5%を最終確認
- 第136回国会（常会）終了

（日付はいずれも日本時間）

訂正のお願い

「第136回国会（常会） 参議院審議概要」の下記の箇所に誤りがありましたので、訂正をお願いいたします。

ページ	誤	正
国会概観 P6		1～4行削除
本会議審議経過 P33 下から6行目	郵便振替の預かり金	郵便振替の預り金
委員会審議概観 (地方行政)		
P113 18行目	協力援助したものの	協力援助した者の
〃 下から4行目	講ずるととともに	講ずるとともに
P114 10行目	地方交付税について	地方交付税法等の一部を改正する法律案について
〃 12・13・15行目	消防団等公務災害	消防団員等公務災害
〃 下から32行目	採決	裁決
P115 21行目	社団法人日本遊戯関連事業協会	社団法人日本遊技関連事業協会